



広島市景観計画

Hiroshima City Landscape Plan





目 次

ビ ジ ョ ン 編

■ビジョン編について 2

第1章 基本的事項 3

1 背景	3
2 意義	3
3 位置付け	3
4 目標年次	4
5 本計画における景観の定義	4

第2章 課題 5

1 景観特性を踏まえた課題	5
(1) 景観特性	5
ア 地形	5
イ 市街地形成	7
ウ 都市の成り立ち	10
エ 生活、文化	13
(2) 主要課題	16
ア 平和	16
イ 歴史・文化	16
ウ 水と緑	16
エ にぎわい・おもてなし	16
2 これまでの景観形成への取組を踏まえた課題	17
(1) 総論的課題	17
ア これまでの取組	17
イ 課題	18
(2) テーマ別課題	19
ア 市民意識の醸成	19
ア これまでの取組	19
イ 課題	21
イ 規制・誘導の充実	22
ア これまでの取組	22
イ 課題	23
ウ 活動・取組の促進	24
ア これまでの取組	24
イ 課題	24

第3章 理念、基本方針 25

1 理念	25
2 基本方針	25
(1) 平和都市広島を象徴する景観づくり	25
(2) 歴史や文化の香り漂う景観づくり	25
(3) 水と緑を生かした潤いと安らぎのある景観づくり	25
(4) にぎわいがあり、おもてなしの心を感じる景観づくり	25

第4章 施策展開の方向性 27

1 全体的方向性	27
2 テーマ別方向性	27
(1) 学び、考える（市民意識の醸成）	27
ア 景観に関する意識の高揚	27
イ 目指すべき景観イメージの共有	27
(2) 守り、つくる（規制・誘導の充実）	27
ア 建築物、工作物、屋外広告物の規制・誘導の充実	27
イ 景観上重要な建造物や樹木の保全・活用	27
ウ 公共施設のデザイン向上	28
(3) 広げ、育てる（活動・取組の促進）	28
ア 市民や事業者等、多様な主体による自発的な取組の促進	28
イ 景観関連施策との連携	28

推 進 編

■ 推進編について 30

第 5 章 景観計画区域等 33

1 景観計画区域	33
2 景観計画重点地区（13 地区）	33
3 一般区域（景観計画重点地区以外）	36

第 6 章 原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観の保全・形成 37

1 背景	37
2 視点場及び南北軸	37
3 南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿	38
4 南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための方策	39
(1) 建築物等の高さの制限	39
ア 高さを制限する範囲	39
イ 高さの基準線	40
ウ 規制手法	41
エ 植栽による遮蔽効果等	41
(2) 原爆ドームの背景となる阿武山	41
5 高さの最高限度の基準等	42
(1) 高さの最高限度の基準	42
ア 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア	42
イ 高さの最高限度	43
(2) 良好な景観の形成のための基準	43
ア 原爆ドームの背景となる阿武山における建築物及び工作物の建設	43
イ 上空に向かって照射する照明装置の設置	43
(3) 適用除外	44

第 7 章 建築物・工作物等の届出制度 45

1 概要	45
(1) 届出対象行為	45
(2) 景観形成の方針及び形態意匠の基準、高さの最高限度の基準及び良好な景観の形成のための基準（行為の制限）	47
2 地区ごとの届出対象行為、景観形成の方針及び形態意匠の基準等	51
① 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区	53
② 平和大通り沿道地区	67
③ 縮景園周辺地区	75
④ 不動院周辺地区	83
⑤ 広島東照宮・國前寺周辺地区	93
⑥ 広島城・中央公園地区	101
⑦ リバーフロント・シーフロント地区	111
⑧ 西風新都地区	125

⑨ 広島駅新幹線口地区	133
⑩ 広島駅南口地区	141
⑪ 広島市民球場周辺地区	149
⑫ 都心幹線道路沿道地区	157
⑬ 宇品みなと地区	165
⑭ 一般区域（景観計画重点地区以外）	173

第 8 章 屋外広告物に関する基本方針 189

1 景観計画区域（広島市全域）	189
2 景観計画重点地区	189
(1) 景観計画重点地区の共通事項	190
(2) 景観形成の四つの基本方針に沿った、屋外広告物に関する基本方針	190

第 9 章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定及び保全・活用の方針 193

1 指定の方針	193
(1) 景観重要建造物	193
(2) 景観重要樹木	193
2 保全・活用の方針	193

第 10 章 公共施設及び景観重要公共施設の整備方針等 195

1 公共施設の整備方針	195
(1) 道路	195
(2) 河川、港湾	195
(3) 公園・緑地	196
(4) その他の公共施設	196
2 景観重要公共施設の整備方針及び整備に関する配慮事項	197
(1) 平和大通り	199
(2) 広島駅周辺地区道路	200
(3) 西風新都内幹線道路	201
(4) 都心幹線道路	202
(5) 高架道路等	203
(6) 太田川・天満川・旧太田川（本川）・元安川・京橋川・猿猴川、広島港・草津漁港・五日市漁港	204
(7) 平和記念公園	206
(8) 縮景園	207
(9) 中央公園	208
(10) 河岸緑地	209
(11) 広島広域公園	210

推 進 編

第 11 章 景観づくりを総合的に推進するための方策 211

1 景観づくりを総合的に推進するための方針 211

(1) 市民、事業者、行政の役割分担と連携・協働 211

ア 市民に期待される役割 211

イ 事業者期待される役割 211

ウ 行政の役割 211

(2) 総合的な施策展開の推進 212

2 推進方策の体系 212

(1) 市民意識の醸成（学び、考える） 213

① 景観シンポジウムの開催 213

② ひろしま街づくりデザイン賞などの表彰制度の実施 213

③ 「広島を誇りある景観まちづくりプロジェクト」の実施 213

④ 景観学習による人材育成 213

(2) 規制・誘導の充実（守り、つくる） 213

① 事前協議制度（要綱）の実施 213

② 広島市都市デザインアドバイザー会議によるデザイン誘導 214

③ 専門家によるラッピング広告の審査（デザイン協議） 214

④ 景観資源の保全・活用 214

(3) 活動・取組の促進（広げ、育てる） 214

① 地域住民等による景観まちづくり活動の促進 214

② 民間事業者による景観づくりの促進 214

③ 広島市路上違反広告物除却推進員制度の実施 214

④ 景観協議会・景観協定等の活用促進 215

⑤ 鉄道事業者等の関係機関との連携 215

⑥ 景観まちづくりハンドブックの作成 215

⑦ 庁内連絡調整体制の整備 215

資 料 編

1 用語の解説（五十音順） 218

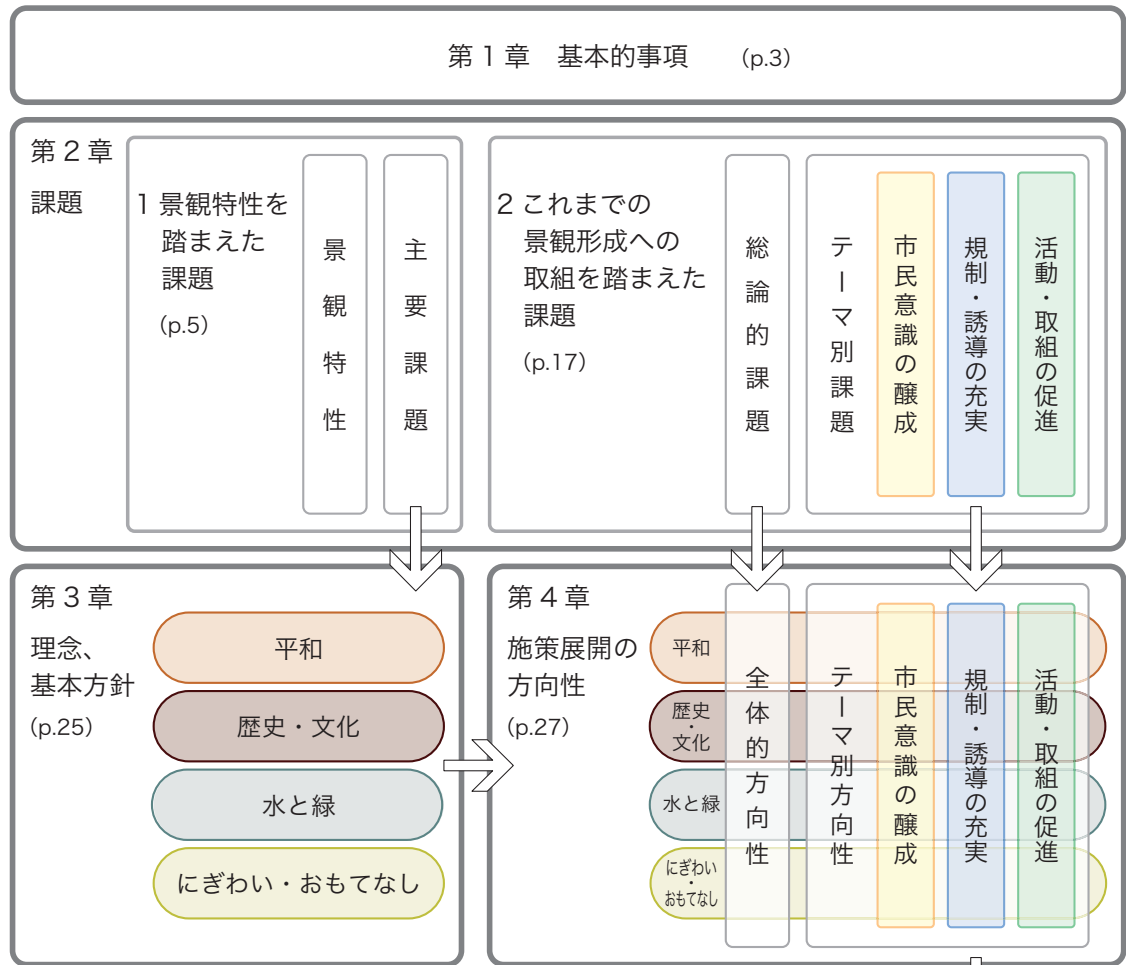
2 景観審議会委員名簿 226

3 これまでの景観形成の取組 227

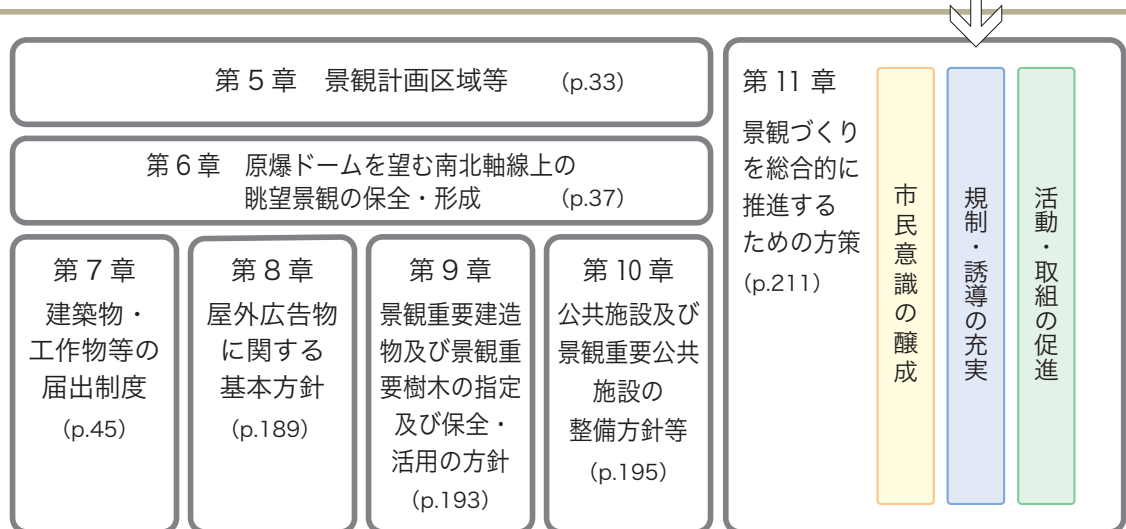
広島市景観計画の構成

広島市景観計画

ビジョン編



推進編



本文中で「※」の付いている言葉等については、そのページ内で注釈による解説を行います。
また、「＊」の付いている言葉等については、資料編の用語の解説において説明を行います。

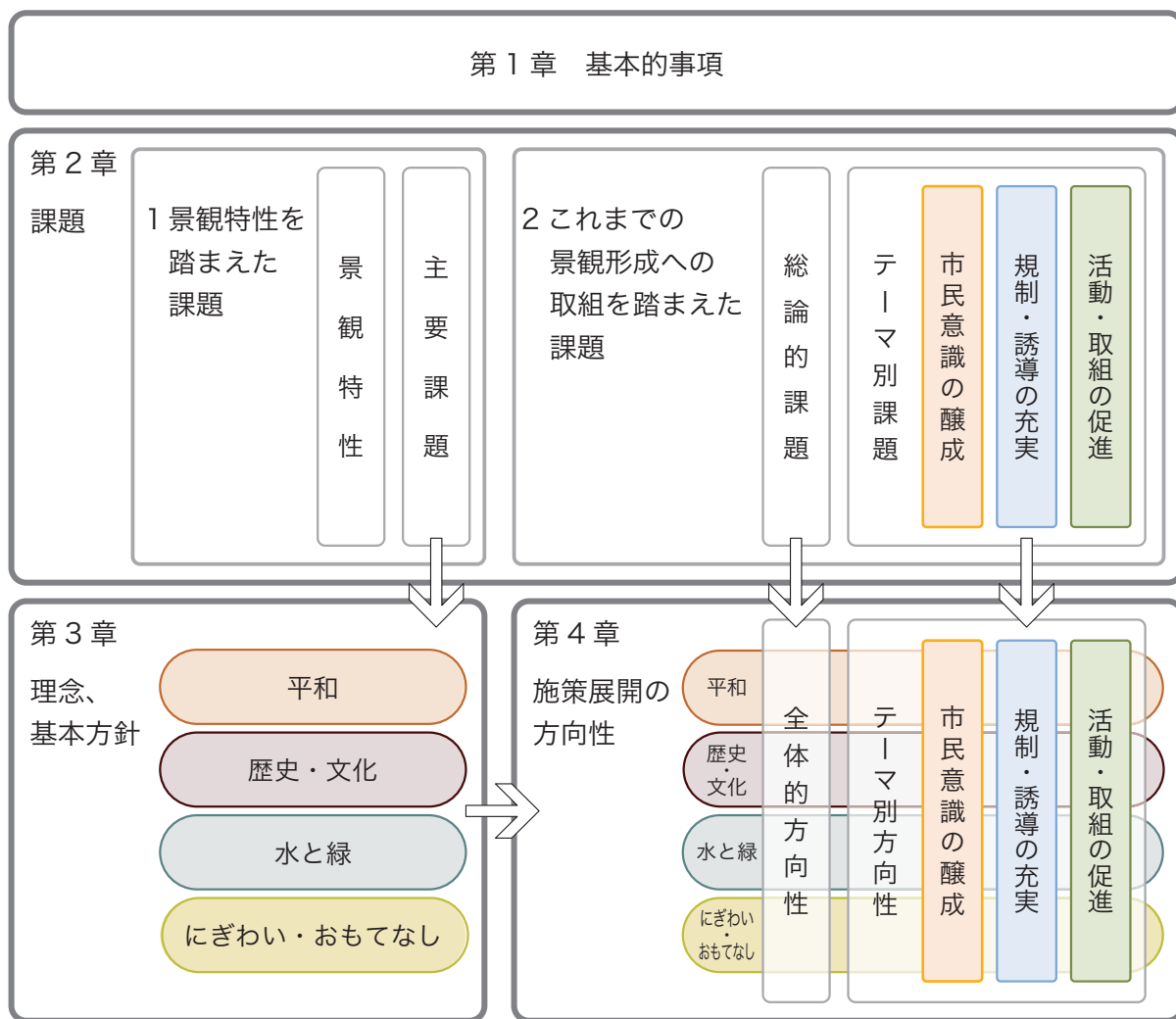
ビジョン編

■ビジョン編について

ビジョン編では、「第1章」で、計画策定の背景や意義、位置付けなどの基本的事項を整理しています。

「第2章」の前段では、本市の景観特性から、「平和」、「歴史・文化」、「水と緑」、「にぎわい・おもてなし」の四つの観点で主要課題を取りまとめ、これらの課題を踏まえて「第3章」では、基本方針を導き出しています。

「第4章」では、「第2章」の後段で取りまとめた、これまでの景観形成への取組を踏まえた課題（「総論的課題」及び「テーマ別課題（「市民意識の醸成」、「規制・誘導の充実」、「活動・取組の促進）」）を縦軸に、「第3章」で示した基本方針を横軸にして、推進編につなげる施策展開の方向性を整理しています。



第1章 基本的事項

1 背景

本市では、昭和56年3月に「広島市都市美計画」を策定して以来、30年以上にわたり、建築物や屋外広告物等に係る景観協議制度などにより美しい都市景観の形成に向けて取り組んできました。

また、この間、「広島市の魅力ある風景づくりに関する基本的な方針(平成14年1月)」や「広島市の魅力ある風景づくり基本計画(平成16年3月)」を策定、平成16年12月の*景観法の施行後は、平成18年4月に「広島市*景観条例」(以下「景観条例」という。)を施行、平成20年2月には景観条例第4条第1項の規定に基づき「広島市景観形成基本計画」(以下「景観形成基本計画」という。)を策定し、本市の良好な景観形成に向けた取組の充実を図ってきました。

景観法の施行により、景観誘導について法的拘束力のある仕組みが創設されたことや、平成23年12月に公表した「世界に誇れる『まち』の実現に向けてー市政推進に当たっての基本コンセプトー」に掲げる「美しく品のある都市景観の創出」を踏まえ、これまでの取組を集大成し、さらに充実・発展させるため、広島市*景観計画(以下「景観計画」という。)を策定します。

景観計画は、景観形成基本計画の内容を踏襲しながら新たな視点で策定するものであり、この策定に伴い、景観形成基本計画は廃止します。

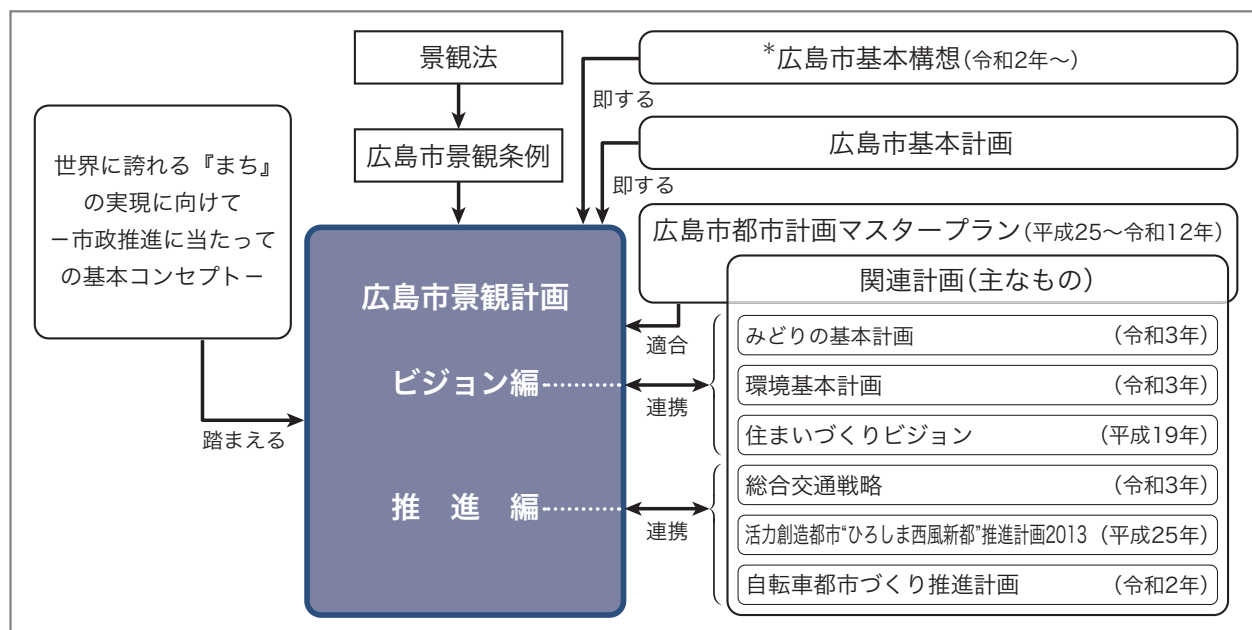
2 意義

本計画は、市民、*事業者、行政が連携・協働して、本市の目指す「美しく品のある都市景観」を総合的かつ計画的に実現していくための景観形成の方針やルール、方策などを体系的に示すものです。

3 位置付け

景観法第8条に基づき、本市が景観行政団体として策定するものであり、第6次広島市基本計画(以下「広島市基本計画」という。)の部門計画です。

また、本計画は、「*広島市基本構想」及び「広島市基本計画」に即したものとするとともに、都市計画法に基づいて定めた「広島市都市計画マスタープラン」と整合を図り策定するものです。



景観計画と景観法、*広島市基本構想等との関係図

4 目標年次

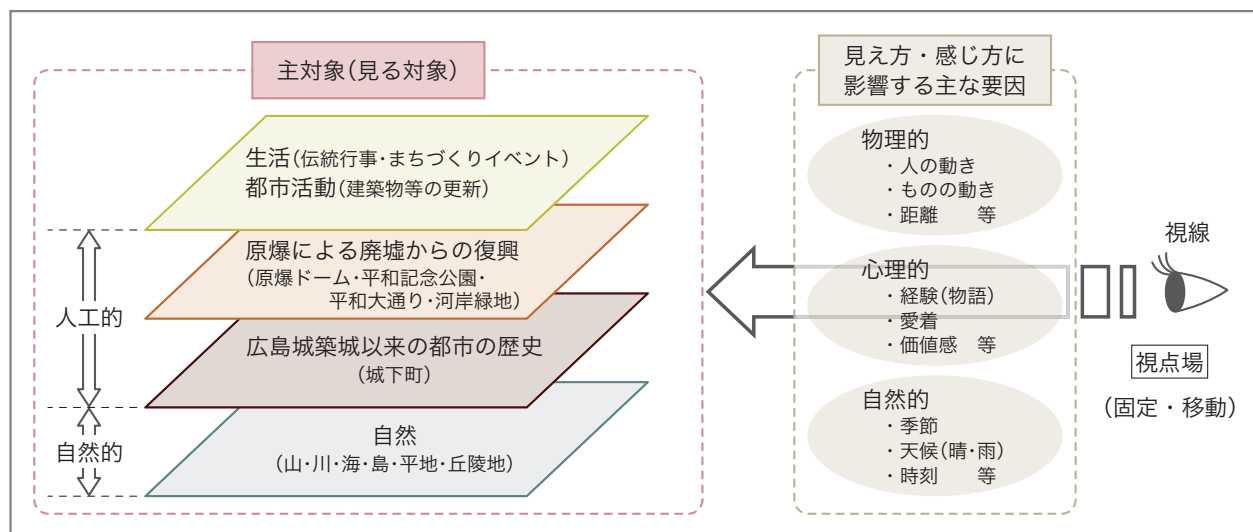
広島市都市計画マスタープランに合わせて、令和12年度(2030年度)を目標年次とします。

ただし、良好な景観形成には数十年単位の長い期間が必要であることから、景観計画に示す方向性は、被爆100周年(令和27年度(2045年度))に向けた本市の景観形成のあり方を展望したものとし、ます。

また、景観に対する市民の意識変化や時代のニーズに柔軟に対応するため必要に応じて見直しを行います。

5 本計画における景観の定義

本計画では、「景観とは、人の目に映る視覚的なまちの姿だけでなく、地域の歴史や文化、自然などの風土や日常生活から醸し出される雰囲気、まちづくり活動やイベントによるにぎわいや活力など、見る人の知識や経験、価値観などからのまちの感じ方を含めたもの」と定義します。



景観の定義(概念図)

第2章 課題

1 景観特性を踏まえた課題

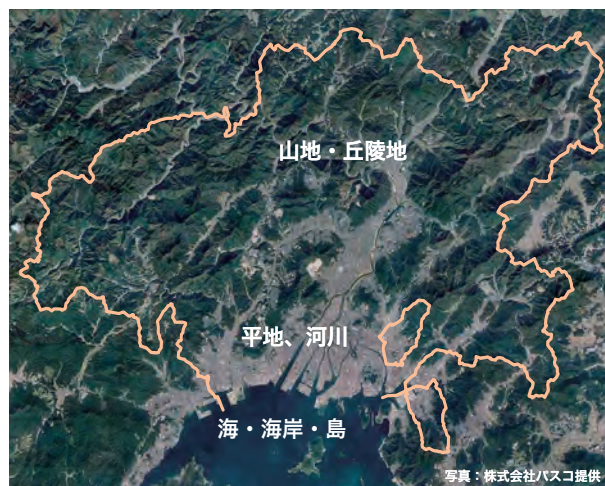
(1) 景観特性

地形、市街地形成、都市の成り立ち、生活・文化の四つの観点から、本市の景観特性についてそれぞれ列記します。

ア 地形

本市は、中国山地を背に緑豊かな山々に囲まれ、市域を流れる幾筋もの川を有し、多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面する海に開かれた都市です。

地形は、山地・丘陵地、平地、河川、海・海岸・島からなり、これらが景観形成や空間の広がり



広島市の地形(航空写真)

ア 山地・丘陵地

- a 山地・丘陵地が東・西・北の三方から平地部を取り囲み、標高600メートルから1,000メートル級の山々を中心とする山地が市域面積の約7割を占めています。平地部の周辺では、比較的傾斜の緩やかな山ろく緩斜面が形成されています。これらの山地や山ろくは、緑の景観の基盤でもあり、特に、市街地背後の連続性のある山林斜面や稜線は、空間のまとまりや潤い、安らぎを感じさせる要素として、景観上重要な役割を果たしています。
- b 標高が高い山々は、地域のランドマークになるとともに、その山林斜面や山頂部からは、市街地や広島湾などの眺望を楽しむことができます。
- c 原植生は、暖帯林、照葉樹林帯に入り、シイ、カシ、クスノキなどが代表的な樹木です。また、市内の山林には、全国でも最大規模の二葉山のシリブカガシの群落など貴重な植物群落が存在します。
- d 平地の少ない特性から、起伏の小さい山地や丘陵地での宅地開発が活発に行われ、斜面住宅地が整備されてきており、こうした開発の過程で豊かな緑が失われてきました。

イ 平地

- a 平地は、太田川をはじめとする河川沿いに形成されています。その範囲は、太田川下流の河口デルタなどで構成される広島平野が中心であり、東は瀬野川沿いに、西は八幡川沿いに広がっています。



平地部の背後に広がる山々

- b 平地は、生活や生産活動の主要な場となっており、商業地や住宅地、工業地、*集落地など、それぞれの特性によって異なる景観が形成されています。
- c デルタ地域などでは、建築物の更新や高度利用などによって、高密度な市街地の景観に変容しています。また、その周辺部の市街地や*集落地では、無秩序な宅地化や幹線道路沿いに建築物が立地することなどにより、景観の変容が進んできました。

ウ 河川

- a 水系は、市域の中心部を貫流しデルタを形成する太田川とその派川、東部の瀬野川、西部の八幡川などがあります。
- b 太田川中流域や宇賀峡、南原峡(県立自然公園)などでは、背後の急しゅんな山々と一体となった美しい景観が随所に見られます。
- c 三篠川、熊野川、八幡川、水内川などの河川では、自然の形態がそのまま残っている河川空間が広がっています。
- d デルタを流れる河川は、眺める対象、身近に憩える場、オープンスペースとしての活用のあるなどの多様な機能をもった空間であり、「*水の都ひろしま」としてのイメージを構築する上で重要な要素となっています。特に、デルタ市街地における水面面積の割合が13%と極めて高く本市の特徴です。
- e 下流部では、河岸緑地や親水空間が整備され、市民や広島を訪れる人々に親しまれています。また、これらの河川では、水鳥が生息・飛来する様子なども楽しむことができます。



基町環境護岸

エ 海・海岸・島

- a 海や海岸は、瀬戸内海に面し海に開かれた都市である本市の景観を特徴づける重要な要素となっています。
- b 広島湾は、様々な船舶が行き交い、また、多くのカキいかがが並ぶ水域であり、広島の特徴ある景観の一つとなっています。また、その水域からは、沿岸部の街並みやデルタ背後の*^{あおかきやま}青垣山などを眺めることができます。
- c 市内には似島などの六つの島があり、日本三景の一つである宮島や江田島などの周囲の島々とともに、瀬戸内海特有の箱庭的な多島美を形成しています。その中で、似島の安芸小富士は美しい姿を見せるとともに、自然海岸や原植生などが残る元宇品、似島の一部、峠島などが瀬戸内海国立公園に指定されています。



瀬戸内海の島々(絵下山より)

イ 市街地形成

デルタ市街地やその周辺部の市街地、その外に広がる田園地域などでは、地域の成り立ちや立地条件の違いにより、それぞれ異なる特性があります。

ア デルタ市街地

- a デルタの中心市街地では、戦災復興*土地区画整理事業等の面整備などにより、平和記念公園や中央公園、平和大通り、河岸緑地など広島を特徴づける空間が創出されるとともに、道路などの*都市基盤が整備され、秩序ある街区による街並みが形成されています。
 - b 広島の陸の玄関である広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を*都心の東西の核として位置付け、相互に刺激し高め合うような「楕円形の*都心づくり」を進めています。
 - c その西の核である紙屋町・八丁堀・本通り界わいの市街地には、様々な機能が集積し、にぎわいのある都市空間が形成されています。
 - d 一方、東の核である広島駅周辺は、広島駅南口Aブロック・Bブロック・Cブロック*市街地再開発事業や若草町地区*市街地再開発事業などが完了し、二葉の里地区*土地区画整理事業が進められています。
- また、広島駅*自由通路や新幹線口*ペDESTリアンデッキ、広島駅新幹線口広場が整備され、南口広場については、交通結節機能の更なる強化に向けた路面電車の乗り入れルートの変更が検討されるなど、陸の玄関としての景観が大きく変貌していこうとしています。
- e 旧広島市民球場跡地や広島大学本部跡地、広島西飛行場跡地などの大規模未利用地では、そのポテンシャルを生かした適切な機能分担により*都市機能の更新が図られようとしています。
 - f 広島市民球場周辺においては、広島市民球場をはじめ東側の商業施設群などが完成し、今後は、これらと西蟹屋プロムナード沿道地区を含むエリアを有機的につないだ「広島ボールパークタウン」の創出による周辺整備が進められます。
 - g 横川や己斐地区などでは、歩行者空間の不足や施設の老朽化、店舗の移転などにより、商業地の魅力が低下する傾向にありました。横川駅周辺では、住民主体のまちづくりが活発で、新たな商業施設の立地や駅前広場の再整備、路面電車のターミナル施設が整備されました。己斐地区でも、住民主体のまちづくりが盛んで、JR西広島駅の*自由通路や北口広場の整備など、今後さらに駅周辺整備が進んでいく状況です。
 - h 戦災復興*土地区画整理事業区域の外側に広がる皆実町や江波地区などの市街地では、狭あいな道路や狭小な宅地も存在しますが、地域コミュニティが維持された昔ながらの街並みが形成されています。



市街地形成の分布図

- i 住居系の市街地では、戸建て住宅と高層建築物の混在により、周辺の街並みとの調和や日照面への影響が出ています。
- j 海岸部には、工業・流通系の施設等が多く立地しており、そのことにより、親しみや潤いに欠ける景観となり、また、人々の海辺への接近や海・島の眺望、さらには海から見た市街地の眺望が阻害されている面があります。こうした中、近年、臨海部の新たな開発などにより、水と親しめる潤いのある空間や人々が楽しめる場が創出されています。



デルタ市街地

主要な道路では、歩道のカラー舗装や緑化、橋・街路灯等のデザイン化、電線類の地中化など、質の高い道路空間の整備が進んでいます。

イ デルタ周辺部

- a 広島インターチェンジ周辺や可部、高陽、五日市地区などの幹線道路沿いでは、郊外型店舗、集合住宅などの立地や屋外広告物の設置が顕著となっています。また、祇園新道や中筋沼田線などの幹線道路の整備に伴い、その沿道には商業系の市街地が形成されつつあります。
- b 昭和40年代から50年代に開発された戸建て住宅団地が多く存在し、これらにおいては、高齢化や人口減少が一斉に進行し、それに伴って生活利便性の低下や地域活動の衰退等の様々な問題が顕在化しつつあります。
- c 西風新都では、緑豊かな自然環境の中に分散した丘陵部の*クラスター状の計画開発地区において、丘陵地の地形を生かすなど、環境との調和に配慮し、開発場所の特性に合わせた個性ある街の形成が進んでいます。また、恵まれた自然環境や田園環境との調和が図られるなど、良好な都市景観の形成が進められています。一方、既成市街地が広がる*アストラムライン沿いなど、良好な景観形成に向けた更なる景観誘導が必要な区域も見受けられます。
- d 平地部を囲むように連なる山々の山ろくには、古くから市街地が形成されるとともに、神社・仏閣が立地するなど、歴史を感じさせる景観が残っている地区があります。
- e 市街地背後の丘陵地では、大規模な宅地造成により斜面住宅地が形成され、*あおかきやま青垣山の緑が減少するとともに、造成により築造された人工の法面や住宅の屋根・壁の色、山すそへの無秩序な高層住宅の立地などは、平地部から見た景観に影響を与えています。
- f *市街化区域内では、宅地化などによってまとまりのある農地景観がほとんど見られなくなっています。



デルタ周辺部(広島インターチェンジ付近)

ウ 田園地域

- a 沼田町戸山地区や白木町、阿戸町(安芸区)、湯来町などの集落は、起伏の大きい山地に囲まれ、主として道路や河川に沿って形成されています。また、安佐町では、盆地状の地形において集落が分散的に立地しています。*集落地と背後の山林や河川などが一体となった景観が多く見られますが、面的な広がり小さく、山ろくに集落が散在するという景観上の特性を有しています。
- b 白木町や阿戸町(安芸区)などでは、ミニ開発や工場の立地などにより無秩序な宅地化が進み、田園景観に影響が出ている地区があります。
- c 近年、農業や田園地域への居住に対する関心が高まっており、良好な生活環境の確保と美しい田園景観の保全が求められています。一方、高齢化や過疎化によりその担い手が不足している現状もあります。
- d 幹線道路沿いには、資材置場や野立て看板の設置が行われ、景観への影響が出ています。



田園風景(白木・桧山地区)

エ 島しょ部

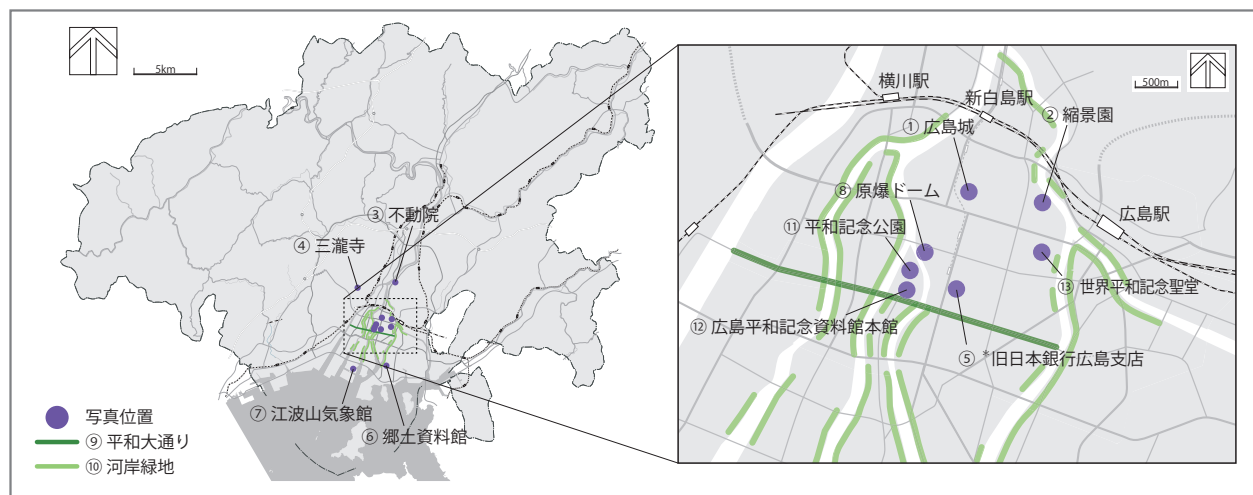
- a 似島にそびえる安芸小富士の美しい姿は、瀬戸内海を意識させる象徴的な存在として多くの市民に親しまれています。
- b 似島の安芸小富士周辺、元宇品や峠島などは、瀬戸内海国立公園に指定されており、その多様な植生の樹林や自然海岸などが瀬戸内海の自然環境を特徴づけています。
- c 似島や金輪島では、豊かな自然環境の中で、緑を背景にして目の前に広島湾が広がる島特有の集落が形成されています。こうした集落は、瀬戸内海の特徴ある景観の一つとなっています。



島しょ部(左から似島、元宇品、峠島)

ウ 都市の成り立ち

市内には、広島城築城以来の都市としての発展、原爆による廃墟からの復興、これらの過程で生まれた歴史的建造物や史跡、街道沿いの街並み、庭園や樹木、被爆建物や被爆樹木など、400年以上にわたる広島の歴史を伝える景観資源が多くあり、広島固有の景観を形づくるものとして重要な役割を果たしています。



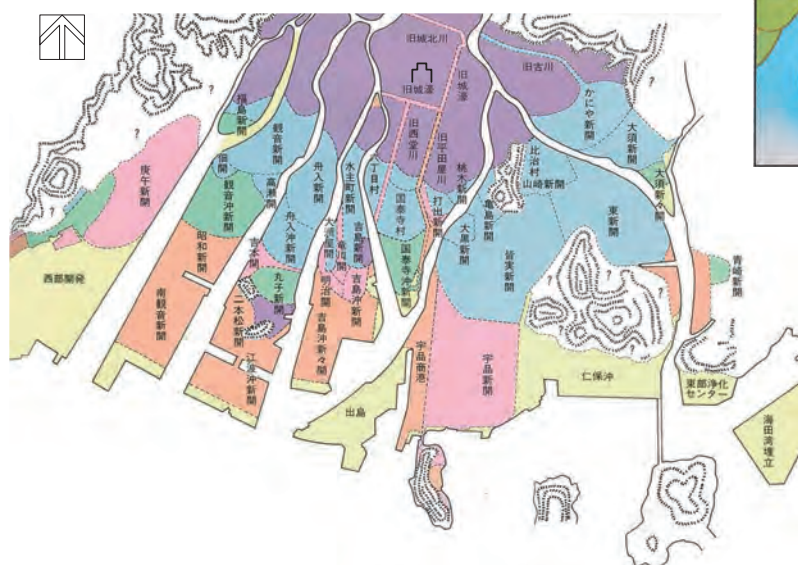
写真位置図 ※「ウ 都市の成り立ち」で掲載する写真の場所を示します。

ア 近世からの都市の歴史を伝える建造物等

- 広島は市内に6本の美しい川が流れていることから「水の都」と呼ばれています。
- 広島市の*都心地域は原始・古代にはほとんど海中にありましたが、その後、太田川の搬出する土砂により砂州や自然堤防ができ、中世には三角州上流部が形成されました。
- 天正17年(1589年)に毛利輝元が広島城の築城を開始したのを契機として、太田川三角州は安芸の国の政治・経済・文化の中心となり、下流へ向けての干拓が進行し、現在の市街地となっています。



広島城下絵図(天明5年(1785年)ごろ)
[出典：新修広島市史 第5巻]



新開地発展略図[出典：図説広島市史]

- d 広島城の築城から、広島都市としての歴史が始まり、以降城下町として発展してきました。天守閣、表御門などを復元した広島城跡や浅野藩主の別邸として作庭された縮景園などが当時をしのばせています。



① 広島城
(天正17年(1589年)築城)



② 縮景園
(元和(げんな)6年(1620年)作庭)

- e 国宝の金堂がある不動院をはじめとして、広島東照宮、三瀧寺、新庄の宮の社叢(夫婦楠)、中野砂走の出迎えの松など歴史を伝える建造物や庭園、樹木が残っています。また、草津や可部などの旧街道沿いの地区では、今も当時の面影を残す街並みがあります。



③ 不動院(金堂)(16世紀中頃建立)



④ 三瀧寺(鐘楼)(時期不明)

- f これらはいずれも、中世・近世の人々の生活ぶりまでもしのばせる貴重な歴史資源として、景観上重要な役割も果たしています。

- g 明治22年に市制を施行し、軍都や学都の性格を持つ都市として発展してきました。

- h デルタ中心部の歴史的な建造物や橋などは、昭和20年8月6日の被爆によってその多くが失われましたが、郷土資料館(旧宇品陸軍糧秣支廠缶詰工場)や江波山気象館(旧広島地方气象台)、*旧日本銀行広島支店、京橋、猿猴橋などのように、被爆の惨禍に耐えて今なお活用されているものも多くあります。

- i これらはいずれも、被爆により当時の街並みのほとんどを失った広島に、近代の歴史の息吹を伝える貴重な景観資源です。



⑤ *旧日本銀行広島支店
(昭和11年建築)



⑥ 郷土資料館
(明治44年宇品陸軍糧秣支廠缶詰工場として建築)



⑦ 江波山気象館
(昭和9年広島測候所として建築)

イ 原爆による廃墟からの復興の過程で生まれた資源

- a 被爆からの復興に当たっては、昭和24年に、広島市を恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として建設することを目的とした*広島平和記念都市建設法が制定されました。この法律等に基づき整備された原爆ドームを含む平和記念公園、平和大通り、河岸緑地などは、平和都市広島固有の景観形成に大きな役割を果たしています。



⑧ 原爆ドーム
(大正4年広島県物産陳列館として建築)



⑨ 平和大通り(昭和40年全面開通)



⑩ 河岸緑地(昭和27年計画決定)

- b 特に、平和記念資料館本館、原爆死没者慰霊碑(広島平和都市記念碑)、原爆ドームは、東西に走る平和大通りに直行する南北軸線上に配置されており、これは丹下健三氏が設計した平和記念公園の設計の基本理念の柱となるものです。この軸線を見通す景観は、恒久平和を祈念する広島市民の思いとともに、平和の象徴としての原爆ドームの存在感を確保する観点から、また、本市の都市づくりの基軸の一つとして、次世代に引き継ぐべき大切な存在です。



⑪ 平和記念公園
(軸線上に原爆ドームを見通す景観)



平和記念公園
計画図
(昭和24年)



⑪ 平和記念公園
(原爆ドームを望む南北軸)

- c 平和記念資料館及び世界平和記念聖堂は、被爆からの復興を象徴するとともに、世界恒久平和の実現を祈念する施設として建設され、戦後の建築物として初めて国の重要文化財に指定されました。(平成18年7月5日指定)



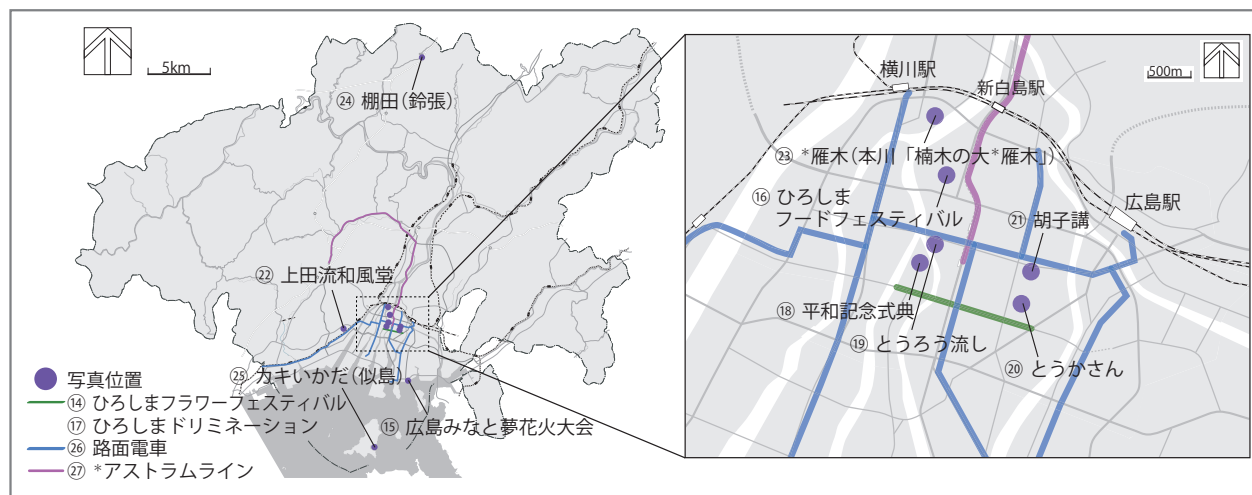
⑫ 広島平和記念資料館本館
(昭和30年建築)



⑬ 世界平和記念聖堂
(昭和29年建築)

エ 生活、文化

ひろしまフラワーフェスティバル、ひろしまドリミネーションなどの四季折々の催しや、とうかさや胡子講などの伝統的な祭り、豊かな緑に囲まれた棚田や海に浮かぶカキいかだ、市街地を走る路面電車などは、市民の生活や文化の中から育まれた広島ならではの趣のある景観要素となっています。



写真位置図 ※「エ 生活、文化」で掲載する写真の場所を示します。

ア 四季折々の風物詩の情景

- a 5月のゴールデンウィーク(5月3日から5月5日まで)に開催されるひろしまフラワーフェスティバルは、広島の春を彩るイベントで「広島と世界を結ぶ平和の花の祭典」です。
- b 7月末ごろに広島港1万トンバース(広島市南区宇品海岸三丁目)において開催される広島みなと夢花火大会においては、メモリアル花火(公募により募集される誕生日、結婚、還暦などを記念する花火)を含む約1万発もの花火が打ち上げられ、夏の夜空を鮮やかに彩ります。
- c 10月に広島城周辺を主な会場として行われるひろしまフードフェスティバルは、「地産地消」をテーマに、広島県内の海の幸、山の幸など名産・特産品を一堂に集めた食の祭典です。
- d 11月中旬から1月初旬まで開催されるひろしまドリミネーションは、平和大通り一帯を色とりどりの光で演出する祭典です。



⑭ ひろしまフラワーフェスティバル (5月)



⑮ 広島みなと夢花火大会(7月)



⑯ ひろしまフードフェスティバル (10月)



⑰ ひろしまドリミネーション (11月～1月)

イ 恒久平和への願いを世界に発信する催しの情景

- a 毎年8月6日に、原爆犠牲者のめい福を祈り、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を願う平和記念式典(広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式)が厳粛に行われ、現在では国内外から5万人以上が参列しています。式典は、恒久平和の願いを世界に発信する情景を醸し出しています。
- b また、8月6日の夜に行われるとうろう流しでは、平和への祈りを込めて約1万個の色とりどりの灯籠が市内の川で流され、原爆の日の夜を厳かに彩っています。



⑱ 平和記念式典(8月)



⑲ とうろう流し(8月)

ウ 伝統文化を伝える祭りなどの情景

- a 広島に夏の到来を告げる祭りとして市民に親しまれているとうかさんや秋の胡子講などの伝統的な祭りや神楽などは、街ににぎわいを与えるとともに日本的な風情を醸し出しています。



⑳ とうかさん(6月)



㉑ 胡子講(11月)

- b 芸州浅野藩の家老を務めた上田宗箇を祖とする武家茶道の上田宗箇流は、400年以上の間、広島文化の形成に大きな影響を与え続けています。



㉒ 上田流和風堂

エ 都市のなりわいを伝える穏やかな情景

- a 広島は古くから舟運に代表される川を利用した生活の基盤があり、あゆ漁やしじみ漁の川舟の情景をはじめ、*雁木など今も河岸にその痕跡を残しています。最近では、*雁木が水上タクシーの発着に利用されるなど、改めてその価値が再認識され水辺の魅力づくりに生かされています。



㉓ *雁木(本川「楠木の大雁木」)

- b 中国山地に続く豊かな緑に囲まれた棚田、広島湾に浮かぶカキいかだなどは、広島ならではの穏やかな情景としてのどかな景観の構成要素となっています。



②④ 棚田(鈴張)



②⑤ カキいかだ(似島)

オ 生活に密着した公共交通機関のある情景

- a 広島駅や広島港は、本市の陸や海の玄関であり、多くの人々が訪れる景観上重要な場所です。
- b 路面電車は、古くは大正元年の広島電気軌道(株)の軌道線開業に始まり、現在は鉄・軌道35.1キロメートルに及び、その保有車両数は平成31年度末現在、135両で全国1位となっています。国内外の都市を走っていた車両やデザインに配慮した車両、さらには低床車両の導入により、バラエティーに富んだ構成となっており、数多い電停とともに、デルタ市街地の個性ある景観を形成しています。



②⑥ 路面電車(被爆電車)



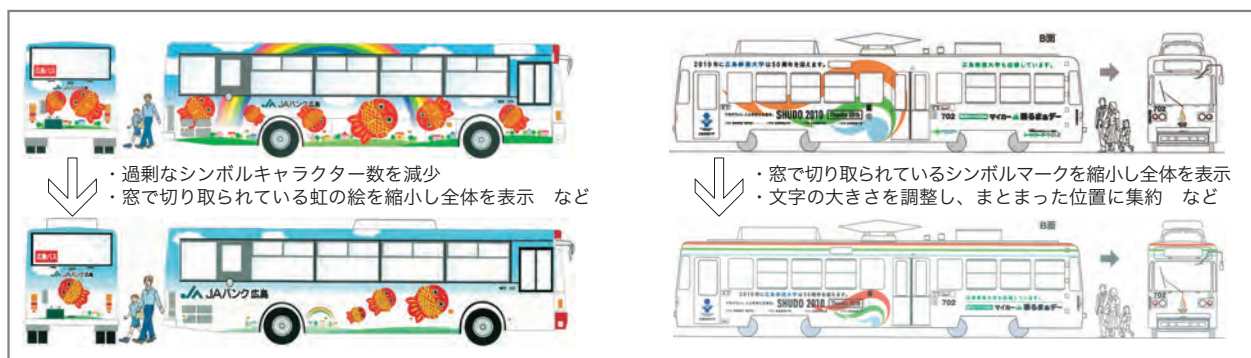
②⑥ 路面電車
(グリーンムーバーマックス)

- c *アストラムラインの車両や駅舎にはデザインへの配慮がなされ、特徴ある都市景観を形成しています。また、その沿線には車両からの視線を意識した屋外広告物の設置が多く見られます。



②⑦ *アストラムライン

- d 市内を走るバスやバス停留所は、その数も多く、道路景観を構成する重要な要素です。こうした中、車体広告をまちの活性化を促進する実現媒体として活用することを目的とした*ラッピング広告や停留所への広告物の掲出に当たっては、街の景観に十分に配慮したものとするため、デザインの専門家などによる審査を加えるなど、個別のデザイン協議を行っています。



*ラッピング広告審査(デザイン協議)

(2) 主要課題

平和都市を象徴する世界遺産・原爆ドームや平和記念公園、広島城築城以来400年以上の都市としての歴史を物語る景観資源、市街地を取り囲む緑豊かな山々や「水の都」を形成する幾筋もの川など、(1)で分析した本市の景観特性を生かし、その価値を高める景観づくりを進めていく必要があります。

これらの景観特性を踏まえた課題を、「平和」「歴史・文化」「水と緑」「にぎわい・おもてなし」の四つの観点で整理します。

ア 平和

人類史上最初の被爆都市である本市は、世界遺産に登録されている原爆ドームや戦後復興の過程で建設された平和記念公園、平和大通りなど、世界平和を象徴する都市としてふさわしい景観資源を数多く有しており、それらを基軸としたまちの姿も世界的にも高い評価を得ています。

今後も、世界中の多くの人に広島に来てもらい平和への思いを共有してもらう舞台にふさわしいより一層の景観づくりが必要となっています。

また、国際平和文化都市としての景観を損なう恐れのある建築物や屋外広告物も存在し、それらとの調整に多大な労力を費やしている現状もあり、このことへの対策が求められています。

イ 歴史・文化

本市は広島城築城以来400年以上の都市の歴史を有しており、近世の城下町としての発展に始まり、近代の軍都、学都として大都市に成長していった過程で形成された歴史・文化を伝える多くの魅力的な資源をはじめ、市内各地に存する神社・仏閣などの地域の歴史・文化資源を数多く有しています。

今後も、これら歴史・文化を伝える多くの魅力的な資源を生かし、さらにその価値を高めながら次世代に継承していくための景観づくりが必要となっています。

また、これまでの本市のまちづくりは被爆による廃墟からの復興に重点が置かれ、被爆以前から脈々と引き継がれてきた歴史や伝統文化が十分顧みられてこなかった傾向があり、その価値を再認識し景観づくりに生かしていく必要があります。

ウ 水と緑

デルタを中心に海に開かれた本市は、中国山地から連なり市街地を取り囲む山々や、デルタを形づくる幾筋もの河川などに代表される水と緑が、景観形成上の重要な要素となっています。

さらに、本市において水と緑は、近世からの舟運の歴史を伝えるものであるとともに、原爆の投下により「75年は草木も生えない」と言われた被爆の惨状を乗り越えた復興の証として特別な意味を持つものであり、今後も、これら水と緑をさらに生かした美しい景観づくりが必要となっています。

また、価値観の多様化などにより周辺景観と調和の図られていない違和感のある建築物等も増え、山地や丘陵地では、平地が少ない本市の特徴から宅地開発等により貴重な緑が失われるなど、その対策が求められています。

エ にぎわい・おもてなし

本市は、世界的な知名度も高く、また、中四国地方最大の都市であり、春のひろしまフラワーフェスティバルや夏の平和記念式典、冬のひろしまドリミネーションなどでは、広島県、中国地方のみならず国内外から多くの人々が訪れますが、これらは平和記念公園や平和大通りなど、先人たちの残してくれた*都市基盤を舞台に展開されています。

今後も、先人の思いを心に刻みながら、国際的な知名度を生かしつつおもてなしの心を感じとってもらえるよう、心地よく魅力的な景観づくりを進めていく必要があります。

また、この中四国地方の中核都市としてのポテンシャルを高めつつ、都市の活力向上に向けて、一層のにぎわいの創出に取り組む必要があります。

2 これまでの景観形成への取組を踏まえた課題

(1) 総論的課題

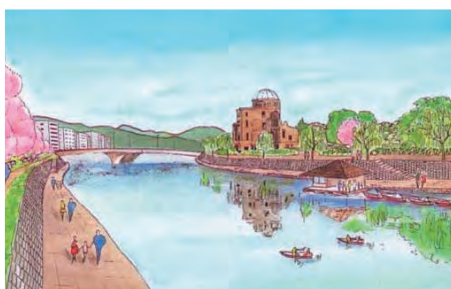
ア これまでの取組

市民や*事業者と本市が連携・協働して美しい都市景観の形成に取り組んできました。

本市は、昭和56年3月に「広島市都市美計画」を策定し、以後、景観に配慮した公共施設の整備や民間の建築物や屋外広告物の景観協議などにより、美しい都市景観の形成に向けた総合的な施策展開に取り組んできました。

「広島市都市美計画」では、景観上の改善が必要ないくつかの地区について、将来的な理想像を示す都市美スケッチを描いており、以下にそのイメージに近いたちで修景された事例を示します。

元安川と原爆ドームの
都市美スケッチと現状



都市美スケッチ



当時(昭和56年頃)



修景後(平成25年撮影)

広島女学院前「藤棚の道」の
都市美スケッチと現状



都市美スケッチ



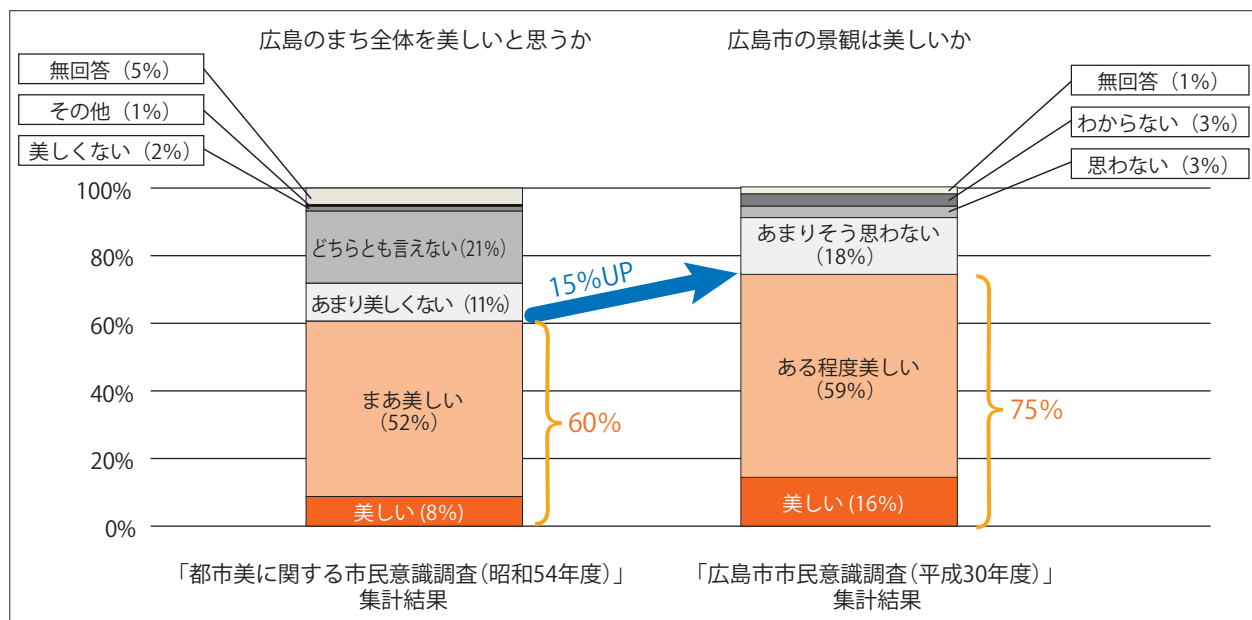
当時(昭和56年頃)



修景後(平成25年撮影)

その結果、広島市都市美計画策定以前の調査(昭和54年度「都市美に関する市民意識調査」)では、60%の人が、広島市のまち全体を「美しい」「まあ美しい」と感じていましたが、広島市景観計画策定以前の調査(平成30年度「広島市市民意識調査」)では、市民の75%の人が、広島市の景観を美しいと「思う」または「ある程度そう思う」と感じるようになっていきます。

一方、21%の人が、広島市の景観を美しいと「思わない」または「あまりそう思わない」と感じており、引き続き、これまでの取組を継続するとともに新たな手法を取り入れて、より一層質の高い景観形成を目指していく必要があります。



イ 課題

本市の景観を更に美しく、市民にもそれを実感してもらうためには、これまで以上に多角的な施策を継続して展開していく必要があります。

多角的な施策展開

本計画で定義する「景観」は、人の目に映る視覚的なまちの姿(ハード面)だけでなく、地域の歴史や文化、自然などの風土や日常生活から醸し出される雰囲気、まちづくり活動やイベントによるにぎわいや活力(ソフト面)など、見る人の知識や経験、価値観などからのまちの感じ方を含めた非常に広範な要素によるものであり、良好な景観形成の実効性を高めるためには、これらを踏まえた多角的な施策展開が必要です。

継続的な施策展開

上記アンケート結果のように、本市の景観を美しいと感じる人が増えてきていますが、これは、良好な街並みの形成に30年以上の長い歳月をかけてきた結果です。このように良好な景観の形成は、数年単位の短期間でなし得るものでなく、建物の更新などに合わせて非常に長い期間を要するものであり、ねばり強く継続的な施策展開が必要です。

(2) テーマ別課題

「市民意識の醸成」「規制・誘導の充実」「活動・取組の促進」の三つのテーマ別に課題を整理します。

ア 市民意識の醸成

ア これまでの取組

顕彰制度やシンポジウムの開催などにより、美しい街づくりに対する市民意識を醸成してきました。

① 「*ひろしま街づくりデザイン賞」の実施

良好な景観の形成に貢献している建築物や活動などの表彰を通じて、魅力あるまちづくりに向けた市民意識の高揚を図ってきました。(平成6年～応募：2,852件、表彰：174件)

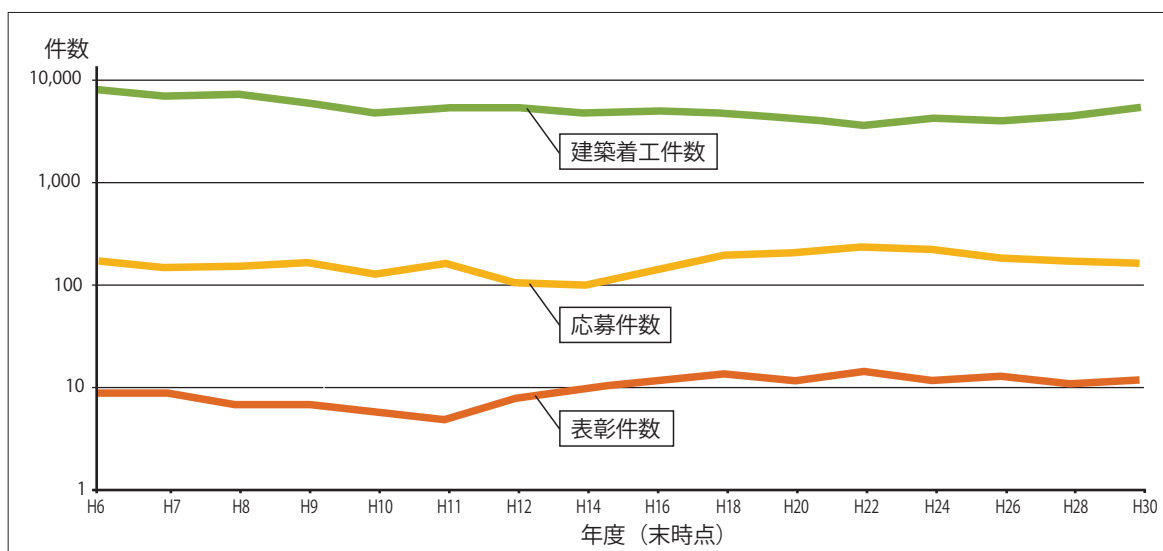
今後も、これまで積み上げてきた実績の上に、より質の高い景観形成に向けた取組を進め、市民意識の高揚を図っていく必要があります。



第16回(平成30年度)大賞受賞
「EKICITY HIROSHIMA」



第17回(令和2年度)大賞受賞
「可部夢街道の町並み保存とまちづくり」



応募件数、表彰件数の推移(平成30年度まで)

② 景観シンポジウムの開催

平成7年度に、被爆50周年記念事業の一環として、シンポジウムをはじめ、デザインワークショップやデザイナー等による講演会を開催し、景観に対する市民意識の高揚を図るとともに、これら貴重な講演内容を中心に「新風景を求めて」という刊行物に取りまとめました。

平成23年度からは、景観計画の策定に向けて良好な景観形成の意識や必要性について、市民、*事業者、行政が意識の共有化を図ることを目的に、「観光」「歴史・文化」「水と緑」などをテーマに「広島市景観シンポジウム」を開催しています。

景観シンポジウムの開催実績

回	テーマ	年月日	講演者と役職(当時)
第1回	平和都市広島の景観形成と都市観光	平成24年 2月12日	本保芳明 首都大学東京教授
第2回	平和都市広島の景観のあり方	平成24年10月27日	伊藤 滋 早稲田大学特命教授
第3回	広島の歴史・文化を生かした都市景観	平成25年 2月 9日	西村幸夫 東京大学副学長
第4回	広島の水と緑を生かした都市景観	平成25年 9月 7日	篠原 修 東京大学名誉教授
第5回	公共空間のデザインのあり方	平成26年 2月 9日	中井 祐 東京大学大学院教授
第6回	世界に誇れる「まち」 ～美しく品のある都市景観の創出～	平成26年11月 8日	中村良夫 東京工業大学名誉教授
第7回	景観と屋外広告物のデザイン ～まちを彩る屋外広告物～	平成27年11月21日	武山良三 富山大学芸術文化学部教授
第8回	世界遺産を望む眺望景観のあり方	平成29年 1月28日	大澤昭彦 高崎経済大学地域政策学部准教授
第9回	広島の景観 これまでとこれから	平成31年 2月 9日	杉本俊多 広島大学名誉教授

これまでのシンポジウムにおいては、「観光振興に景観を生かすための視点を持つことの大切さ」、「平和都市広島を象徴する都市軸の存在や意義を、市民、*事業者、行政が共有する大切さ」、「歴史や文化をまちの遺伝子として捉え、その上に新しい価値を加えながら街づくりを行うことの大切さ」、「景観を議論するときの視点場の大切さ」、「人やものの動き、距離や季節、経験(物語)によってその見え方や印象が変わること」、「身近な公共空間の本来の価値を共有し、地域の人々とのつながりから生まれる景観の大切さ」など、多くのことを学びました。

これまで学んだ内容を今後の景観形成の取組に生かしていくとともに、引き続き景観シンポジウムの開催により、景観を市民自らのものとして捉え、市民自らが愛着を持って景観づくりを行っていく自助・自律心を醸成していく必要があります。

③ 写真集の作成

身近な景観や市民一人一人が大切に思う景観を再認識するとともに、被爆後の広島を節目ごとに記録にとどめ次世代に語り継いでいくことを目的に、市制100周年(平成元年)や被爆70周年(平成27年)などの節目の年に写真集を作成しました。

引き続き、被爆80周年など、節目の年に継続して写真集を作成していくことにより、まちの変化を視覚的に捉えて、市民意識の共有化や高揚につなげていく必要があります。



被爆70周年記念事業「写そう残そう私の広島2015」グランプリ受賞作品 『祈鶴の願い』

イ 課題

まちへの愛着と誇りを醸成する仕組みづくり

*ひろしま街づくりデザイン賞や景観シンポジウムの開催、節目の年での写真集作成などを通じて身近な景観を再認識する取組を進めてきましたが、本当にまちへの愛着や誇りを持つためには、これまで以上に市民一人一人が、地域の持つ固有の価値を認識し、愛で、大切にしていく意識を醸成していくことが必要であり、そのきっかけづくり、その意識づけを継続、発展させるための仕組みづくりが必要です。

自助・自律心の醸成

これまで実施してきた景観シンポジウムにおいても、市民、*事業者、行政の適切な役割分担の必要性や市民主体の景観づくりの重要性を取り上げてきたように、地域の景観づくりに自らが積極的に取り組む自助の心や、自らを律する自律心にあふれた市民意識を醸成し、良好な景観形成の礎としていくことが必要です。

景観に関する知識等の習得

これまでも景観シンポジウムや市政出前講座などを通じ、景観形成に関する情報発信、意識の共有化を図ってきたところですが、今後はさらに次世代を担う子どもたちに身近な景観への興味や好奇心を持ってもらう取組を進めるなど、市民、*事業者、行政が、共に景観形成に係る知識や手法等を習得することが必要です。

イ 規制・誘導の充実

ア これまでの取組

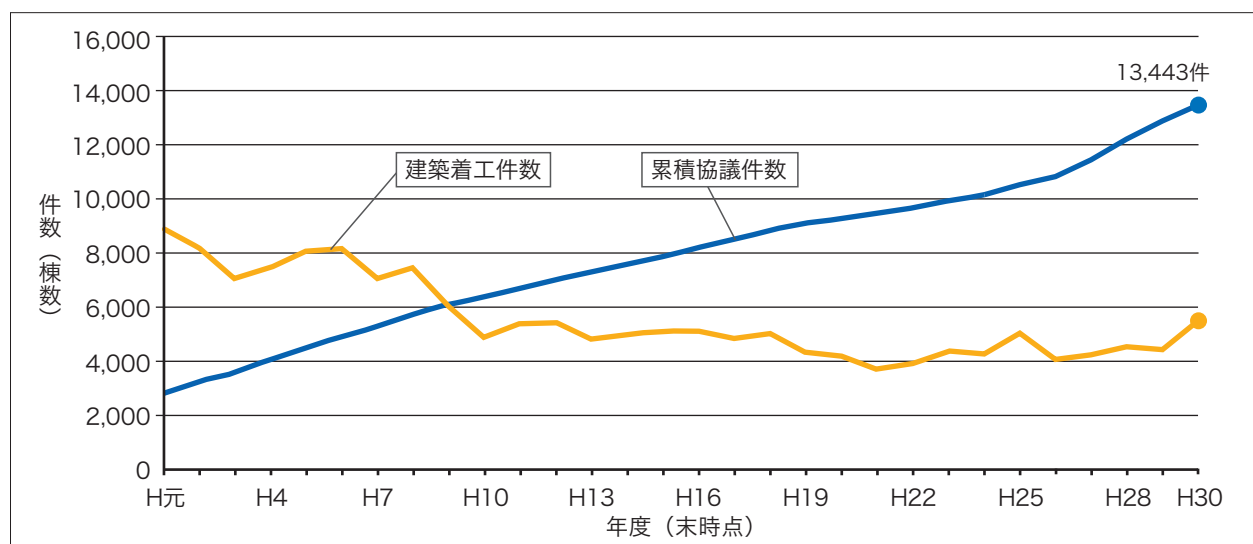
景観に関する協議制度により、民間建築物を中心に景観誘導を行うとともに、*広島市都市デザインアドバイザー会議などにより、景観形成をリードする公共施設のデザイン向上を図ってきました。

① 景観に関する協議制度の実施

昭和56年3月、広島市都市美計画の策定に伴い、広島市全域を対象とした「*都市美協議制度」を開始し、以降30年以上にわたって市民や*事業者との対話により、建築物や工作物の景観誘導を行ってきました。

この間、社会状況の変化などにより建築着工件数そのものは半減してきましたが、これまで1万件を超える協議実績を積み重ねてきました。

この取組により今日の美しい広島の景観が形成されてきましたが、広島駅周辺では再開発事業等により街並みが大きく変貌するなど都市は日々変化し、建築物等の更新に合わせてより一層充実した景観誘導を図っていく必要があります。



協議件数の累積状況と年度ごとの建築着工棟数(平成30年度まで)

② 公共施設のデザイン向上

学識経験者や色彩、デザインの専門家等により構成する*広島市都市デザインアドバイザー会議では、景観形成上重要な建造物や土木構造物のデザインを対象に、より良い景観づくりへ向けた観点から検討・協議を加え、広島らしい個性的で魅力のある街づくりに取り組んできました。



広島市立特別支援学校(平成24年7月完成)

被爆50周年を記念し、平成7年に開始した「ひろしま2045：平和と創造のまち」は、広島市の都市景観形成において重要と認められる本市の建設事業について、計画段階から建築、土木、ランドスケープ等のデザイン性に優れた設計者を選定、起用することにより、被爆100周年(2045年)のひろしまに向け、優れたデザインの社会資本を整備していこうとするものです。

これまでに、中工場(平成16年2月完成)や猿猴川アートプロムナード(平成9年8月完成)などの9事業10施設が完了しており、いずれもデザイン性に優れた公共施設として、個性的で魅力ある都市景観の創造に寄与しています。

今後も引き続き、コンペやプロポーザルなどの多様な手法を活用し、公共施設のデザイン性の向上に向けた取組を進めていく必要があります。



(外観)



(施設内部)

中工場(平成16年2月完成)

イ 課題

協議制度の限界と市民との対話の継続

市民や*事業者の権利意識が高まる中、協議制度による景観誘導にも限界があり、法的位置付けのある景観誘導の仕組みが必要です。

一方、景観計画に基づく届出制度では、基準への適合審査が主体となるため、これを補完し、きめ細やかな景観誘導を行うものとして、これまでの協議制度を踏襲した対話型の景観誘導を進めていくことも必要です。



変更前



変更後

*都市美協議制度による協議例

広島を象徴する景観の保全や誘導

原爆ドームに対する眺望景観や、今後大きく変貌する「陸の玄関」である広島駅周辺の景観、シンボリックな大規模構造物により創出される景観など、広島を象徴する景観の保全や誘導が必要です。

公共施設のデザイン向上

これまでの取組を拡充するとともに、国や県などの他の事業主体とも協力して周辺景観やデザインに配慮した施設整備を進める必要があります。

ウ 活動・取組の促進

ア これまでの取組

市民や*事業者による景観づくりが進められています。

① 地元まちづくり団体による活動等

住民やまちづくり団体などによるまちづくりイベントの開催やボランティアガイドによる観光案内が実施されていますが、今後は、これらの取組をより一層充実させるため、行政と市民、*事業者のネットワークを強化し、魅力ある景観まちづくりへとつなげていく必要があります。



まちづくりイベント(水辺のコンサート)



地域住民による取組(花による公園再生)

② バス停留所上屋の屋外広告物

屋外広告物の掲示のシステム化など、民間事業者によるまちのにぎわいを創出する景観形成の取組が実践されてきていますが、今後はより多様な景観づくりの仕組みを検討し、公共空間の質の向上を図っていく必要があります。



バス停留所上屋への屋外広告物掲出

イ 課題

まちの魅力向上や観光振興

これまで、各地でのまちづくりイベントやボランティアガイドによる観光案内などが行われてきましたが、「広島」という都市のポテンシャルを最大限に活用するため、数多くある景観資源等を生かし、市民や*事業者との連携・協働により、これまで以上にまちの魅力向上や観光振興を図る必要があります。

*自助、共助、公助のバランスのとれたネットワークの形成

市民、*事業者、行政が、適切な役割分担の下で、*自助、共助、公助のバランスをとりつつ、ネットワークを強化し、連携・協働を進める必要があります。今後はこれまで以上に住民発意の景観づくりを基本とし、民間事業者のアイデアを活用した景観づくりを展開していく必要があります。

幅広い施策展開

「ごみのないまちづくり」や「花と緑と音楽の広島づくり」の推進による公共空間の質の向上など、景観づくりに関連する多様な取組と連携した幅広い施策展開が必要であり、行政内部の連携体制を整え、総合的で効果的な施策を継続的に展開していく必要があります。

第3章 理念、基本方針

1 理念

世界に誇れる「まち」の実現に向けて、広島歴史・文化を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に囲まれた自然を生かした個性的で魅力ある景観づくりを進め、美しく品のある都市景観を創出します。

2 基本方針

広島らしい風情があり、おもてなしの心あふれる景観づくり

(1) 平和都市広島を象徴する景観づくり

原爆ドームや平和記念公園、平和大通りなどの景観資源により醸し出されるたたずまいを礎に、世界平和を希求する市民、広島を訪れる人々が、平和を祈り、平和を考え、安らぎ、くつろぐことのできる環境の整備や、原爆ドームを貫く南北軸線上の象徴的な眺望景観の確保など、平和都市広島を象徴する景観づくりを進めます。

(2) 歴史や文化の香り漂う景観づくり

被爆後の歴史のみならず、広島のにしえからの歴史や文化を直接感じることで、貴重な資源の価値を再認識し、これらを守り生かしながら、地域に根ざした長年の歴史や文化の香り漂う景観づくりを進めます。

(3) 水と緑を生かした潤いと安らぎのある景観づくり

広島景観上重要な構成要素である太田川や瀬戸内海、市街地周辺の山々など豊かな自然の保全、水辺空間の利活用や地域住民による里山の再生などにより、「*水の都ひろしま」として、自然と人の活動が織りなす潤いと安らぎのある美しい景観づくりを進めます。

(4) にぎわいがあり、おもてなしの心を感じる景観づくり

世界中から広島を訪れる人々や市民が、憩い、楽しみ、快適に過ごすことができるよう、*都心の再開発や大規模未利用地での新たな土地活用、公共空間での花と緑あふれる演出や、美化の促進などを通じて人をひきつける魅力を高め、人がにぎわい、おもてなしの心が感じられる景観づくりを進めます。

第4章 施策展開の方向性

1 全体的方向性

基本方針に基づく総合的・継続的な施策展開

良好な景観の形成に係る市民意識の醸成を根底に据えて、市民、*事業者、行政の適切な役割分担と*自助、共助、公助のバランスのとれた取組を進めます。

また、建築物や工作物の規制、誘導については、これまで培った市民や*事業者との協力関係を基本に法的位置付けのある仕組みに移行します。

これらの取組を基本方針を踏まえて総合的、継続的に展開することで、豊かで多様な景観特性が融合した広島らしい個性ある景観を形成し、世界的な*都市ブランドを高めていきます。

2 テーマ別方向性

(1) 学び、考える(市民意識の醸成)

良好な景観の形成のための施策展開の根底となる市民意識の醸成を図ります。

ア 景観に関する意識の高揚

生まれ、育ち、生活している市民の心象風景としての地域の景観を再認識するとともに、良好な景観形成の必要性や意義について理解を深めることにより、景観づくりに向けた自助の精神を培います。

イ 目指すべき景観イメージの共有

目指すべき景観イメージについて共通の認識を持つことにより、市民、*事業者、行政が連携・協働して取り組む基盤を整え、地域の多様性を生かしながら、全体として統一感のある景観形成を目指します。

(2) 守り、つくる(規制・誘導の充実)

これまでの景観協議などの経験と実績を生かして、建築物や屋外広告物などについて効果的な規制・誘導を行います。

ア 建築物、工作物、屋外広告物の規制・誘導の充実

都市景観の重要な構成要素である建築物、工作物、屋外広告物などを対象として、法的拘束力のある届出制度などを導入するとともに、事前協議制度など市民や*事業者との対話によりデザイン向上を図る仕組みを組み合わせます。

イ 景観上重要な建造物や樹木の保全・活用

景観上のシンボルとなる建造物や樹木を適切に保全し、地域の特徴ある景観形成に向けた活用を図ります。

ウ 公共施設のデザイン向上

国や県などの他の事業主体とも協力して、これまで以上に景観に影響を与える大規模公共建築物や*橋りょうなどの土木構造物のデザインの向上を図り、道路や河川などの公共空間の良好な景観形成をリードしていきます。

(3) 広げ、育てる(活動・取組の促進)

多様な主体による取組とその連携により、幅広く総合力の高い施策展開を図ります。

ア 市民や*事業者等、多様な主体による自発的な取組の促進

*景観協定などによる地域住民の自主的な景観まちづくりや、清掃や花壇作りなどの地域活動、*事業者の社会貢献活動など、良好な景観形成につながる景観づくりのすそ野を拡大します。

*自助、共助、公助のバランスをとりつつ、施策の推進力、継続力を強化するためのネットワークの充実を図り、多様な取組の展開を促進します。

イ 景観関連施策との連携

ごみのない花と緑あふれる美しいまちづくり、環境にやさしい自転車で往来することに適したまちづくりを進める「*ごみ・花・自転車」関連施策や、広島駅や広島港などの広島の玄関をおもてなしの視点で整備推進する「*おもてなしの観光」施策、「*水の都ひろしま」づくりや緑の保全などに関する各種施策を、景観づくりの切り口で整理し連携を図ることで、施策展開の総合力を強化します。

推進編

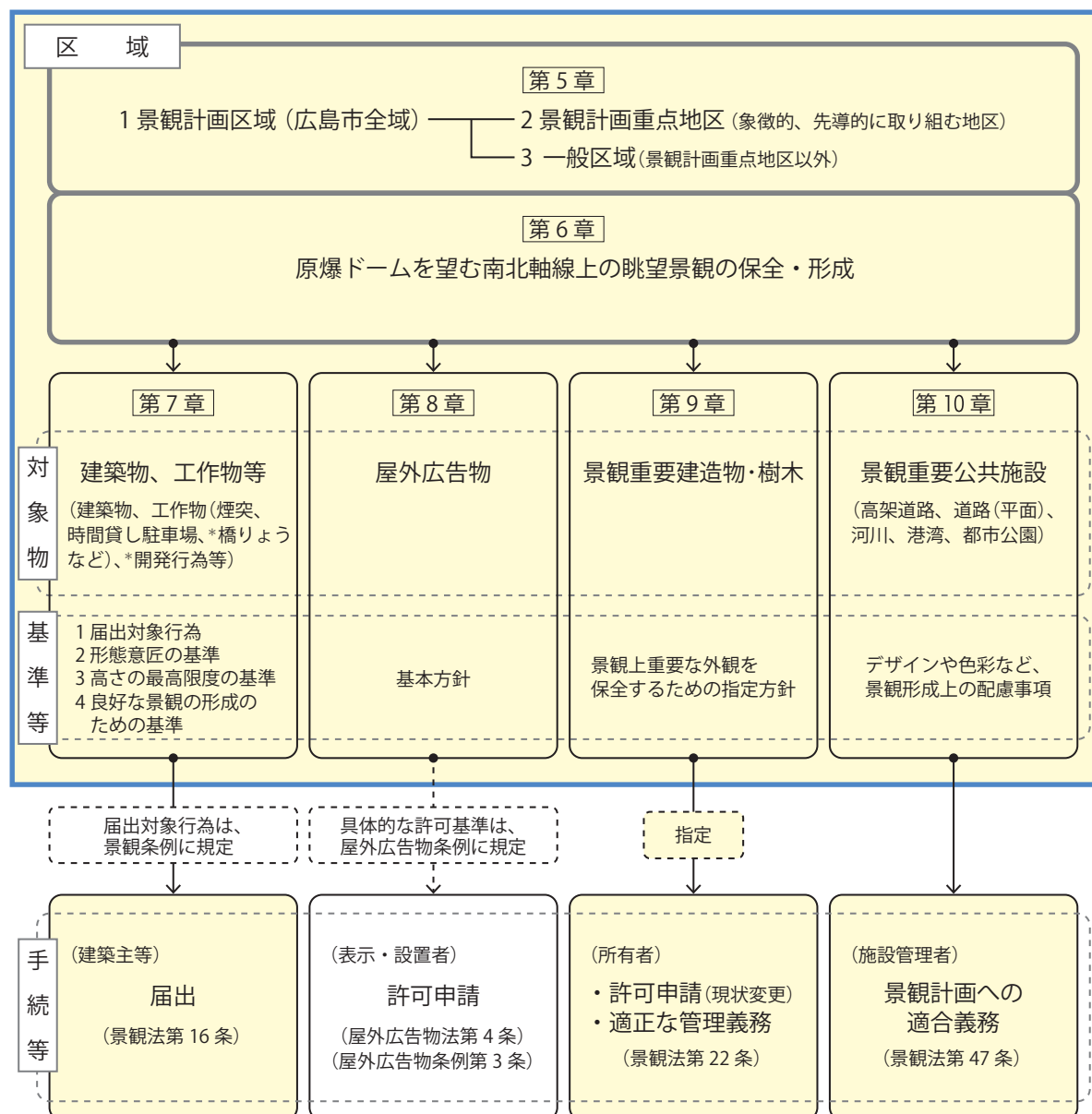
■推進編について

推進編では、ビジョン編で整理した基本方針や施策展開の方向性を踏まえ、「第5章」で景観計画の区域、「第6章」で原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観の保全・形成、「第7章から第10章」では、建築物や屋外広告物等の各対象物について景観計画で定める内容(建築物、工作物等の届出対象行為や形態又は色彩その他の意匠(以下「形態意匠」という。))の基準、高さの最高限度の基準、良好な景観形成のための基準、屋外広告物の基本方針など)を取りまとめています。

「第11章」では、市民、*事業者、行政の役割分担を明確にするとともに、景観法に基づく建築物や工作物の届出制度などの施策にあわせて、景観づくりを総合的に推進するための具体的な方策を体系的に整理しています。

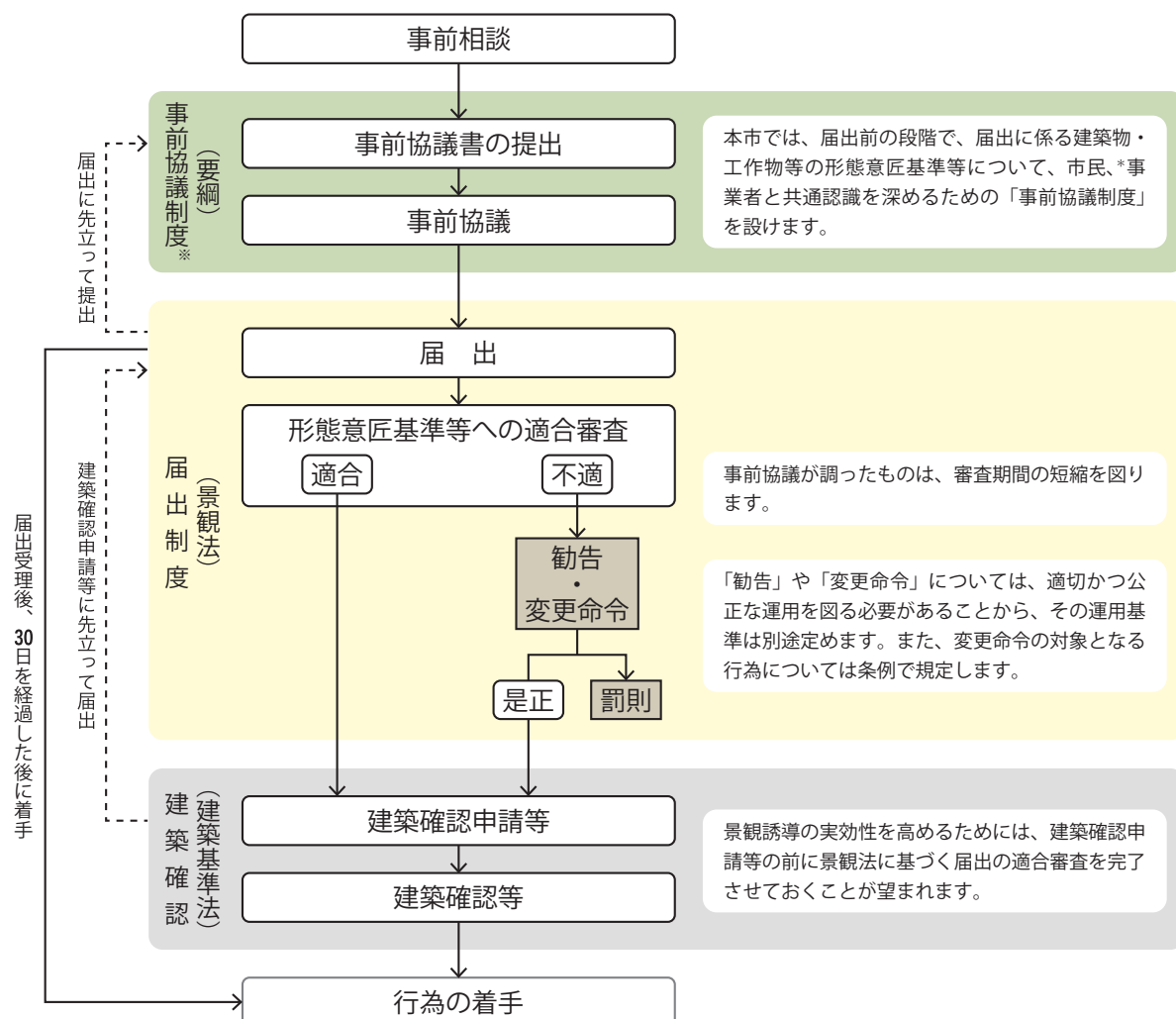
下図は、第5章から第10章の構成と各対象物の法的な手続等の全体的な枠組を示したものです。

景観法に基づく景観誘導の枠組(第5章～第10章)



建築物・工作物等の届出制度、事前協議制度等の関係について

下図は、景観法に基づく「第7章 建築物・工作物等の届出制度」に関する手続と、本市が採用する「事前協議制度」及び「建築確認」に関する手続との関係を示したものです。



※ 事前協議制度

本市では、昭和56年3月に「広島市都市美計画」を策定して以来、30年以上にわたり、要綱に基づき市民、*事業者の方と、建築物や屋外広告物などのデザインについて対話型の協議を進めてきました。この対話型の協議の積み重ねにより、より良い景観形成に向けた共通の理解を醸成し、今日の美しい広島の景観が形成されてきました。

建築物・工作物等の形態意匠基準等を景観法に基づく景観計画に定めることにより、景観誘導の法的拘束力は高まることとなりますが、引き続き、形態意匠基準等を含め、景観形成に向けた共通の理解を醸成していくことが重要であるため、これまでの対話型の協議を残すことにします。

そのため、事前協議を景観法に基づく届出制度に先立つ制度として位置付けたうえで、事前協議制度に関する要綱を設けます。

第5章 景観計画区域等

1 景観計画区域(景観法第8条第2項第1号)

広島市全域を対象とし、建築物や工作物の形態意匠の基準、高さの最高限度の基準及び良好な景観の形成のための基準を設定して景観誘導(届出制度)を行うなど、景観法に基づく各種施策を展開します。

2 景観計画重点地区(13地区)*

全市的に良好な景観づくりを進める上では、景観上重要かつ象徴的、代表的な地区から先導的な取組を進め、段階的に対象地区を拡大していく必要があります。

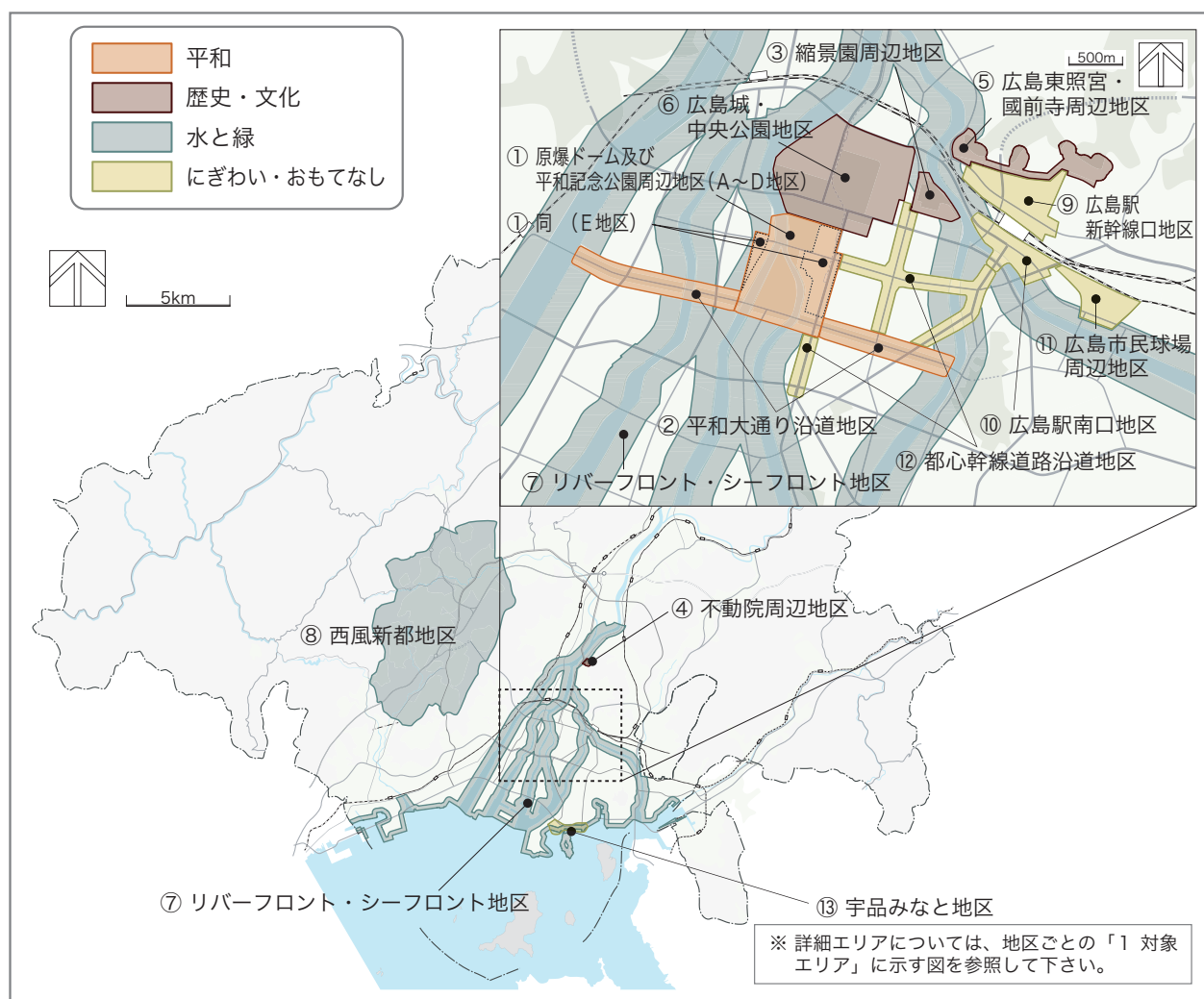
このため、景観形成の四つの基本方針を踏まえ、下記の地区を、景観計画区域の中で重点的に取り組む地区(景観計画重点地区)として設定し、地区ごとの景観特性を踏まえた景観づくりの方向性を定め、それを踏まえた建築物や工作物の形態意匠の基準、高さの最高限度の基準及び良好な景観の形成のための基準により、きめ細かな景観づくりを進めます。

これにより、市民、*事業者、行政が高い意識を持って景観形成に取り組める土壌を創ります。

※ 平成20年に策定した広島市景観形成基本計画では、景観上特に重要であり、景観形成の優先性の高い地区を「重点的景観形成地区(18地区)」に位置付けました。

広島市景観計画は、景観法に基づき具体的な形態意匠等の基準を設け、一定の法的拘束力を持つ規制を課すものであることなどから、本計画においては、重点的景観形成地区(18地区)の中でも広島市の景観上の顔となる代表的な地区を先行して「景観計画重点地区」として定めています。(宇品みなと地区は新規に追加)

他の地区についても、地区整備の検討状況や機運の高まりなどを踏まえ、「景観計画重点地区」の指定を検討していきます。

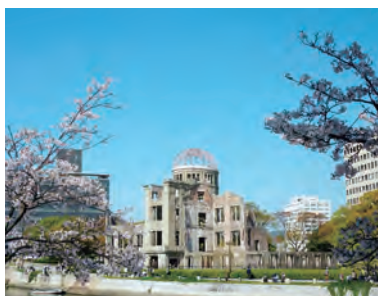


景観計画重点地区の位置図

景観計画重点地区と景観づくりの方向性

平和 平和都市広島を象徴する景観づくり

① 原爆ドーム及び 平和記念公園周辺地区	国指定の名勝であり、また世界遺産である原爆ドームを含む平和記念公園周辺地区については、世界遺産周辺にふさわしい景観を形成するとともに、原爆ドームと慰霊碑を貫く南北軸の眺望景観の確保など、平和都市を象徴する景観づくりを進めます。
② 平和大通り沿道地区	平和記念公園の南北軸に直交する景観上重要な東西軸である平和大通りは、戦災復興*土地区画整理事業により整備され、*供木運動により培った緑に覆われた本市を代表するシンボリックな通りであり、平和都市を象徴する景観づくりを進めます。



原爆ドーム



平和大通り(ひろしまフラワーフェスティバル)

歴史・文化 歴史や文化の香り漂う景観づくり

③ 縮景園周辺地区	国指定の名勝である縮景園は、本市を代表する由緒ある庭園であり、園内の視点場からの眺望に配慮するなど、歴史的・文化的なたたずまいと調和した景観づくりを進めます。
④ 不動院周辺地区	国宝の金堂、重要文化財に指定されている楼門、鐘楼などの歴史的・文化的価値を損なうことのないよう、不動院の歴史の深みあるたたずまいと調和した景観づくりを進めます。
⑤ 広島東照宮・ 國前寺周辺地区	「*二葉の里歴史の散歩道」の沿道に多く立地する広島東照宮や國前寺などの神社・仏閣の歴史的資源を生かし、由緒あるたたずまいの街並みと調和した景観づくりを進めます。
⑥ 広島城・中央公園地区	国の史跡指定を受けた広島城跡をはじめ、文化・スポーツ施設などの多様な*都市機能と公園の持つ緑のオアシス機能が調和した美しい景観づくりを進めます。



縮景園



不動院(金堂)



広島東照宮



広島城

水と緑 水と緑を生かした潤いと安らぎのある景観づくり

⑦	リバーフロント・シーフロント地区	デルタ市街地を流れる太田川などの河川や海辺は、本市の景観を特徴づける重要な要素であり、これらを生かし、潤いと安らぎのある水辺の景観づくりを進めます。
⑧	西風新都地区	様々な土地利用から構成される変化ある街並みとその背景に連なる緑豊かな山並みとの調和を図りながら、自然に囲まれた都市拠点にふさわしい个性的で潤いのある景観づくりを進めます。



京橋川河岸緑地(水辺のオープンカフェ)



西風新都(A-CITY)

にぎわい・おもてなし にぎわいがあり、おもてなしの心を感じる景観づくり

⑨	広島駅新幹線口地区	*土地区画整理事業等による*都市機能の更新と合わせて、二葉山や周辺の歴史的たたずまいとの調和の図られた、本市の*都心の一翼を担う陸の玄関にふさわしい新たな景観づくりを進めます。
⑩	広島駅南口地区	再開発による*都市機能のさらなる更新や駅前広場の再整備が計画されている地区であり、本市の*都心の一翼を担う陸の玄関にふさわしい美しい景観づくりを進めます。
⑪	広島市民球場周辺地区	集客力のある広島市民球場のほか、商業等の新たな*都市機能の導入と合わせて、活力とにぎわいのある広島顔ともなる新たな景観づくりを進めます。
⑫	都心幹線道路沿道地区	広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を結ぶ*都心の目抜き通りとその沿道地区を主な区域とし、*都心にふさわしい風格とにぎわいのある街並みの景観づくりを進めます。
⑬	宇品みなと地区	広島港宇品旅客ターミナルを中心に、本市の海の玄関にふさわしい魅力にあふれた景観づくりを進めます。



広島駅新幹線口(駅前広場)



広島駅南口(駅前大橋)



広島市民球場



都心幹線道路(相生通り)



宇品みなと地区周辺

※ 広島大学本部跡地、広島西飛行場跡地等の大規模未利用地については、事業計画の内容や進捗状況を踏まえて、今後の景観計画重点地区として検討していきます。また、旧街道周辺などの優れた景観資源を有する地区についても、地区内の景観形成の動向や機運の高まりを見ながら、今後の景観計画重点地区として検討していきます。

3 一般区域(景観計画重点地区以外)

景観計画区域のうち、景観計画重点地区以外を一般区域とし、当該地区の建築物や工作物の形態や色彩・高さなどの共通の基準を適用するとともに、地域住民などの景観まちづくり活動などを通じて、地域の持つ多様性や特色を生かした景観づくりを進めます。

一般区域のうち特徴ある景観を有する地区の例示

以下に例示する地区は、地域に根づく歴史・文化や自然、都市活動によって形成された特徴ある景観を有する地区であり、市街地形成の特性により四つに分類しています。

各地区の特徴を踏まえた景観づくりの方向性について、「第6章 2 地区ごとの届出対象行為、景観形成の方針及び形態意匠の基準等」の「⑭ 一般区域」の中で示し、市民や*事業者と意識の共有化を図ります。

市街地形成の特性		例示地区
ア	デルタ市街地	㉠ 比治山公園地区 ㉡ 観音マリーナ地区 ㉢ *都心商店街地区 ㉣ 流川・薬研堀地区 ㉤ 横川駅周辺地区 ㉥ 西広島駅周辺地区
イ	デルタ周辺部	㉦ 旧街道周辺地区(草津、可部など) ㉧ 三滝地区 ㉨ 古川水鳥緑道地区 ㉩ 太田川リバーフロント地区 ㉪ 瀬野川リバーフロント地区 ㉫ 八幡川リバーフロント地区 ㉬ 井口・商工センター地区 ㉭ 古市・大町地区 ㉮ 緑井地区 ㉯ 高陽地区 ㉺ 船越地区 ㉻ 五日市地区 ㉼ 国道54号佐東地区 ㉽ 住宅団地地区
ウ	田園地域	㉾ 湯来温泉・湯の山温泉地区 ㊱ 鈴張の棚田地区 ㊲ 阿戸町里山あーと村地区 ㊳ 太田川中流域地区
エ	島しょ部	㊴ 元宇品地区 ㊵ 似島地区

第6章 原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観の保全・形成

原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観を保全・形成するために、高層建築物等の建設により眺望景観が阻害されるおそれのある範囲を原爆ドーム北側眺望景観保全エリアとして設定し、建築物及び工作物の高さを制限します。

また、原爆ドームの背景となる阿武山については、南北軸線上の眺望景観に及ぼす影響を抑えるため、原爆ドームの背景に見えてくる建築物、工作物及び屋外広告物を建設・設置しないこととします。

本章では、南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿や具体的な高さの最高限度の基準などを示します。

※「第2章1(1)」の景観特性に示す軸線を見通す景観のうち、平和記念資料館本館下の*視点場から原爆ドームを望む景観を「南北軸線上の眺望景観」として定めます。

1 背景

世界遺産である原爆ドームは、被爆の惨禍を伝える歴史の証人であり、核兵器廃絶と恒久平和を求める誓いのシンボルです。原爆ドームを含む平和記念公園は、被爆の惨禍を後世に伝え、平和について学び・考え・語り合う場、平和を願う世界の市民が集い・憩う場としての機能を持つ平和記念施設です。また、平和記念資料館本館、原爆死没者慰霊碑(広島平和都市記念碑)及び原爆ドームは、南北軸線上に配置されており、この原爆ドームを貫く南北の軸線を見通す景観は、平和都市広島を象徴する景観として、次世代に引き継ぐべき大切な存在です。

原爆ドーム及び平和記念公園周辺における良好な景観形成に努めることは、平和に関する取組を推進するとともに、原爆ドーム及び平和記念公園の役割をより確かなものとし、平和のメッセージを全世界に発信していくための重要課題です。

中でも、南北軸線上の眺望景観は、平和都市広島を象徴する景観として特に重要な役割を担っていることから、建築物等の高さの最高限度の基準等を設けて良好な景観の保全・形成を図ります。

2 視点場及び南北軸

南北軸線上の眺望景観においては、*視対象である原爆ドームを望む代表的なポイントとして平和記念資料館本館下を*視点場とします。

また、南北軸は*視点場と原爆ドーム(円蓋部中央)を結ぶ直線とします。

なお、*視点場及び原爆ドーム(円蓋部中央)の座標値は以下のとおりとします。

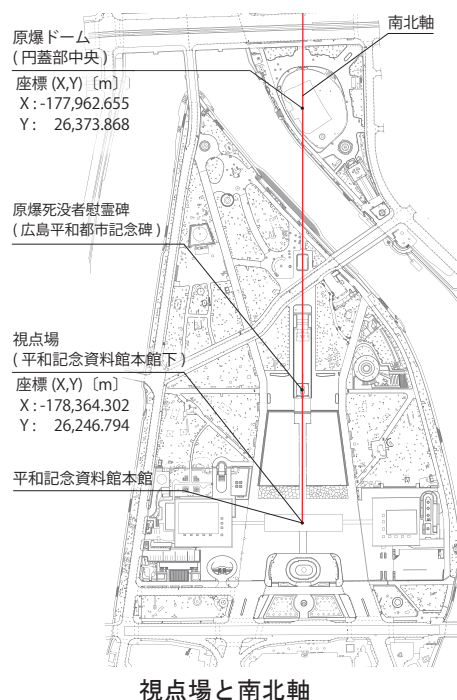
*視点場(平和記念資料館本館下)：

$(X, Y) = (-178, 364.302\text{m}, 26, 246.794\text{m})$

原爆ドーム(円蓋部中央)：

$(X, Y) = (-177, 962.655\text{m}, 26, 373.868\text{m})$

※ 座標値(X, Y)は、平面直角座標系(平成14年国土交通省告示第9号)に規定する平面直角座標系第3系による。



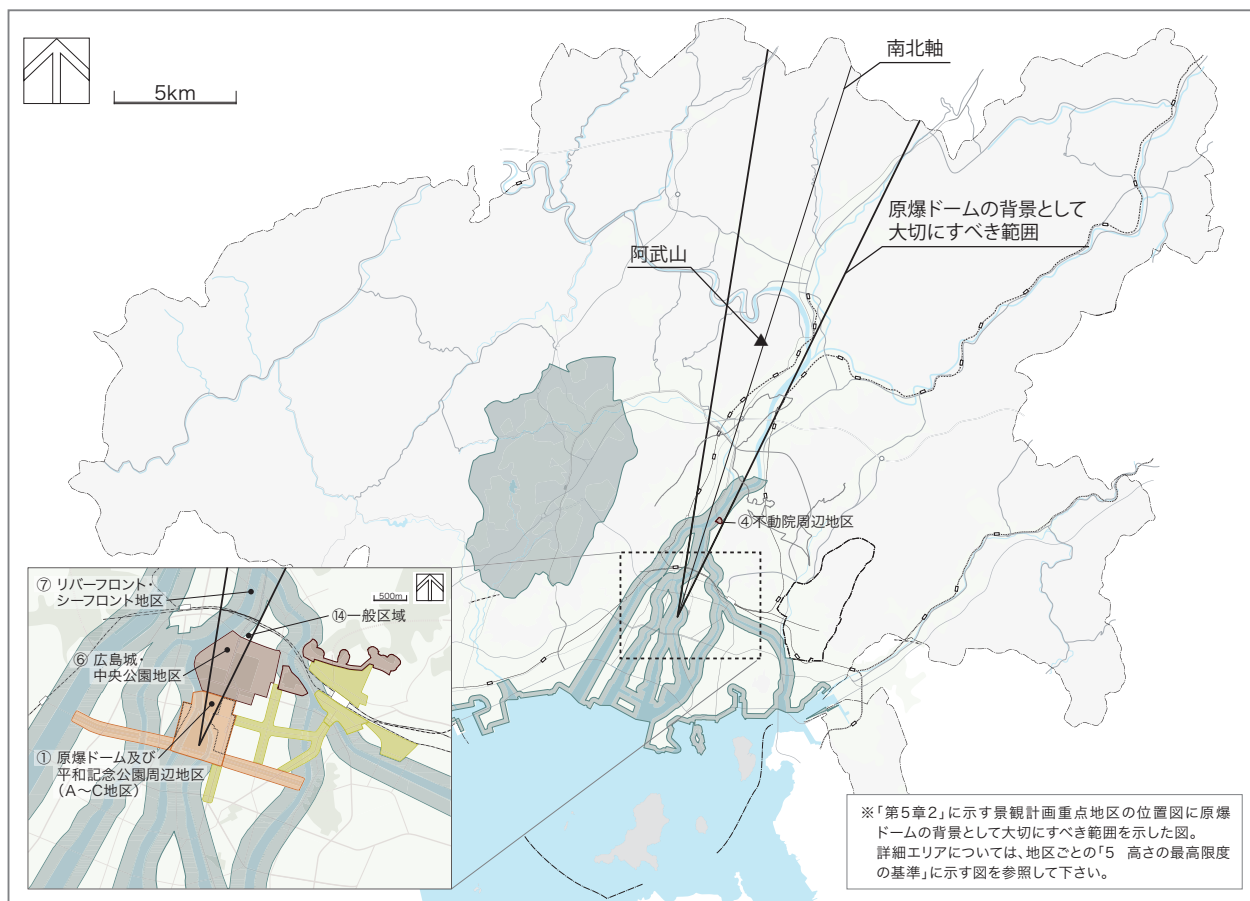
3 南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿

南北軸線上の眺望景観においては、*視点場を起点とし、南北軸を中心とした17度(水平方向の角度)の幅を原爆ドームの背景として大切にすべき範囲として、その範囲内では、建築物等の眺望景観を阻害するものが何も見えないような環境を目指し、その実現に向けた景観づくりを進めます。なお、この目指すべき姿の実現に当たっては、平和記念公園内の植栽による背後の建築物等の遮蔽効果を考慮します。



目指すべき姿

(南北軸線上の眺望景観の原爆ドームの背景として大切にすべき範囲内において、建築物等が何も見えない姿。植栽により一部の建築物等を遮蔽したもの。)



原爆ドームの背景として大切にすべき範囲

※「第5章2」に示す景観計画重点地区の位置図に原爆ドームの背景として大切にすべき範囲を示した図。詳細エリアについては、地区ごとの「5 高さの最高限度の基準」に示す図を参照して下さい。

4 南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための方策

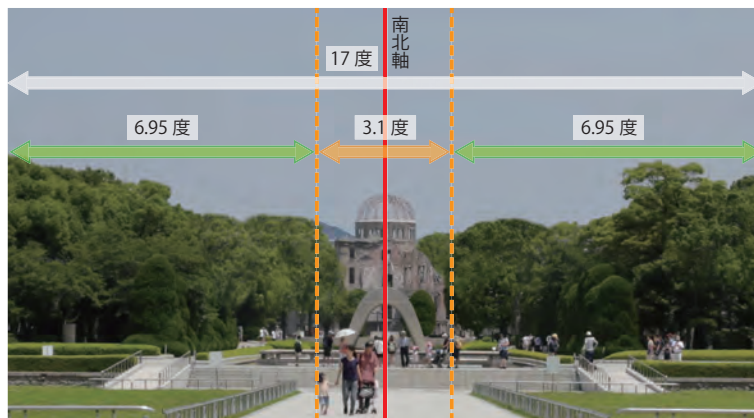
南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための方策は次のとおりとします。

(1) 建築物等の高さの制限

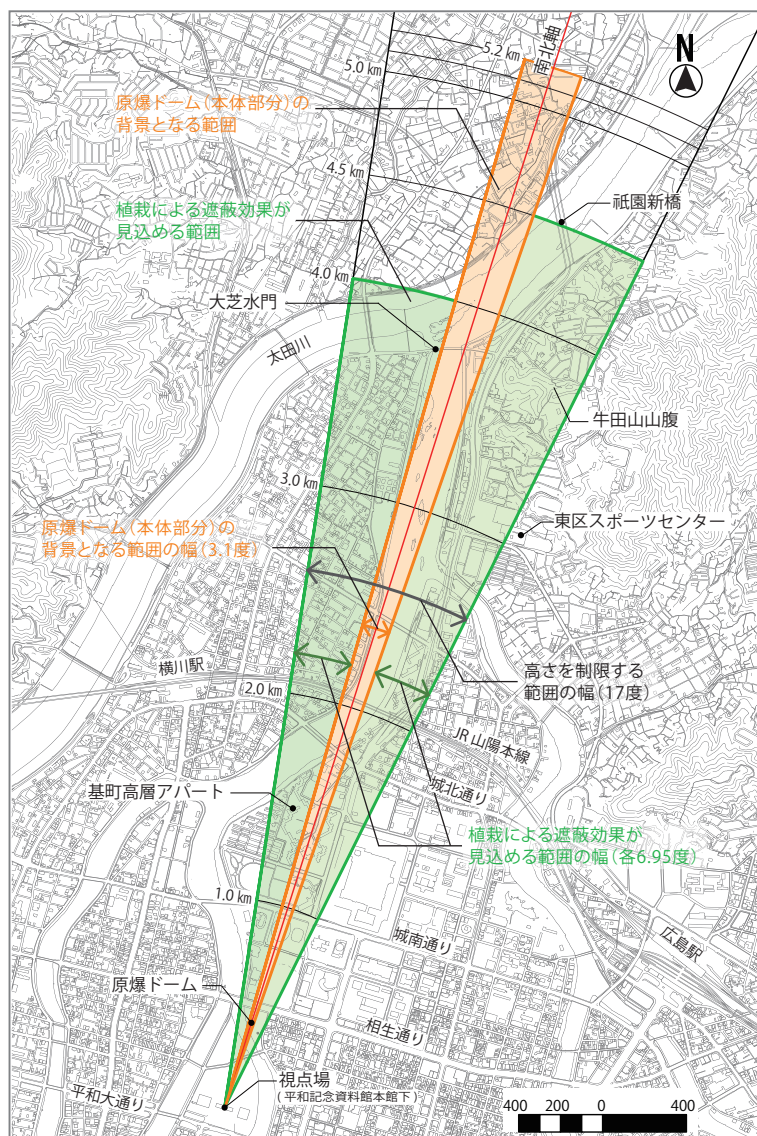
原爆ドームの背景として大切にすべき範囲において、*視点場からの距離に応じて建築物等の高さを制限します。

ア 高さを制限する範囲

原爆ドームの背景として大切にすべき範囲(17度)を、原爆ドーム(本体部分)の背景となる範囲(3.1度)と平和記念公園内の植栽による遮蔽効果が見込める範囲(各6.95度)に分けて、それぞれ本市の実績から想定される高層建築物等の建設により南北軸線上の眺望景観が阻害されるおそれのある範囲まで建築物等の高さを制限します。



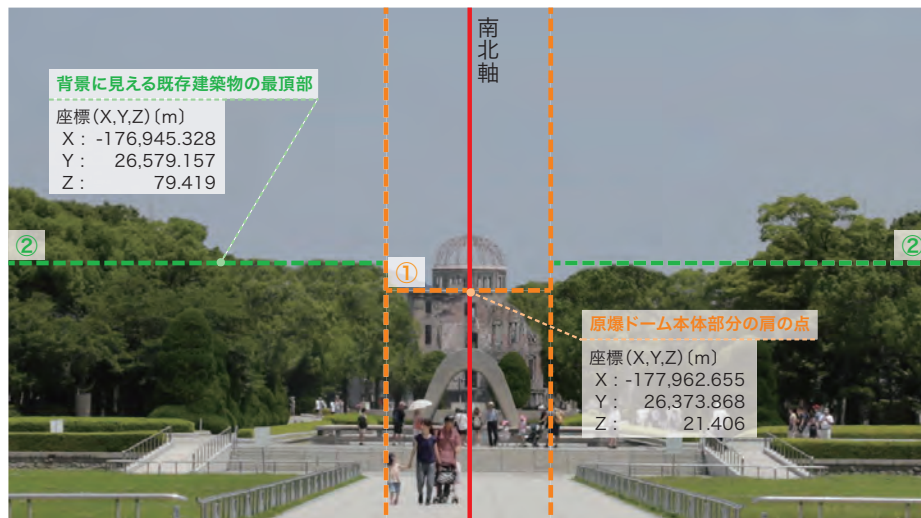
高さを制限する範囲の幅



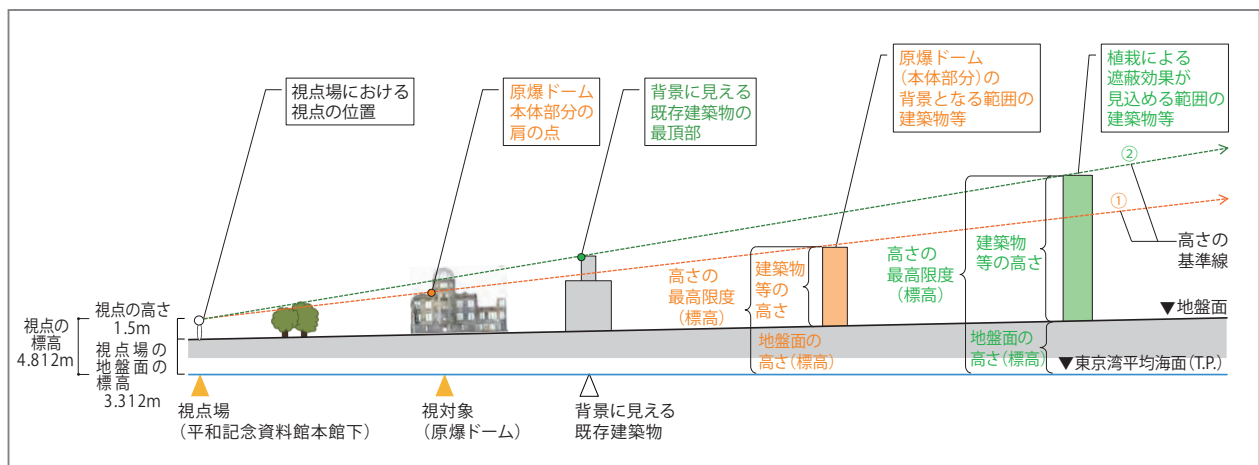
高さを制限する範囲

イ 高さの基準線

*視点場から原爆ドームを見た際に、原爆ドーム(本体部分)や平和記念公園内の植栽により背景の建築物等を遮蔽できる高さに基準線を設定し、その基準線の標高を超えないように高さを制限します。



目指すべき姿における高さの基準線の位置



高さの基準線

ウ 規制手法

対象は建築物、工作物及び屋外広告物とし、それぞれ次の規制手法により建設・設置が制限されます。

対象	規制手法	概要
建築物	景観計画(景観法)	一定規模以上の建築物の建築を行う場合は、高さの最高限度の基準に適合する必要があります。
	高度地区(都市計画法)	建築確認において、高度地区で定められた高さの最高限度の基準への適合が求められます。
工作物	景観計画(景観法)	一定規模以上の工作物の建設を行う場合は、高さの最高限度の基準に適合する必要があります。
屋外広告物	屋外広告物条例(屋外広告物法)	屋外広告物条例に基づく設置高さの基準に適合する必要があります。

エ 植栽による遮蔽効果等

平和記念公園内の植栽により、背後の建築物等を遮蔽するとともに、視対象である原爆ドームに視点場からの視線を誘導します。

(2) 原爆ドームの背景となる阿武山

原爆ドームの背景に見える阿武山においては、南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿に及ぼす影響を抑える必要があることから、原爆ドームの背景に見えてくるものは建設・設置しないこととします。

対象は建築物、工作物及び屋外広告物とし、それぞれ次の規制手法により建設・設置が制限されます。

対象	規制手法	概要
建築物	景観計画(景観法)	南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿に影響を及ぼすものは建設しないこととします。
工作物		
屋外広告物	屋外広告物条例(屋外広告物法)	視点場から展望できるものが設置されるおそれのある区域については、屋外広告物の設置を禁止する地域に指定します。

5 高さの最高限度の基準等

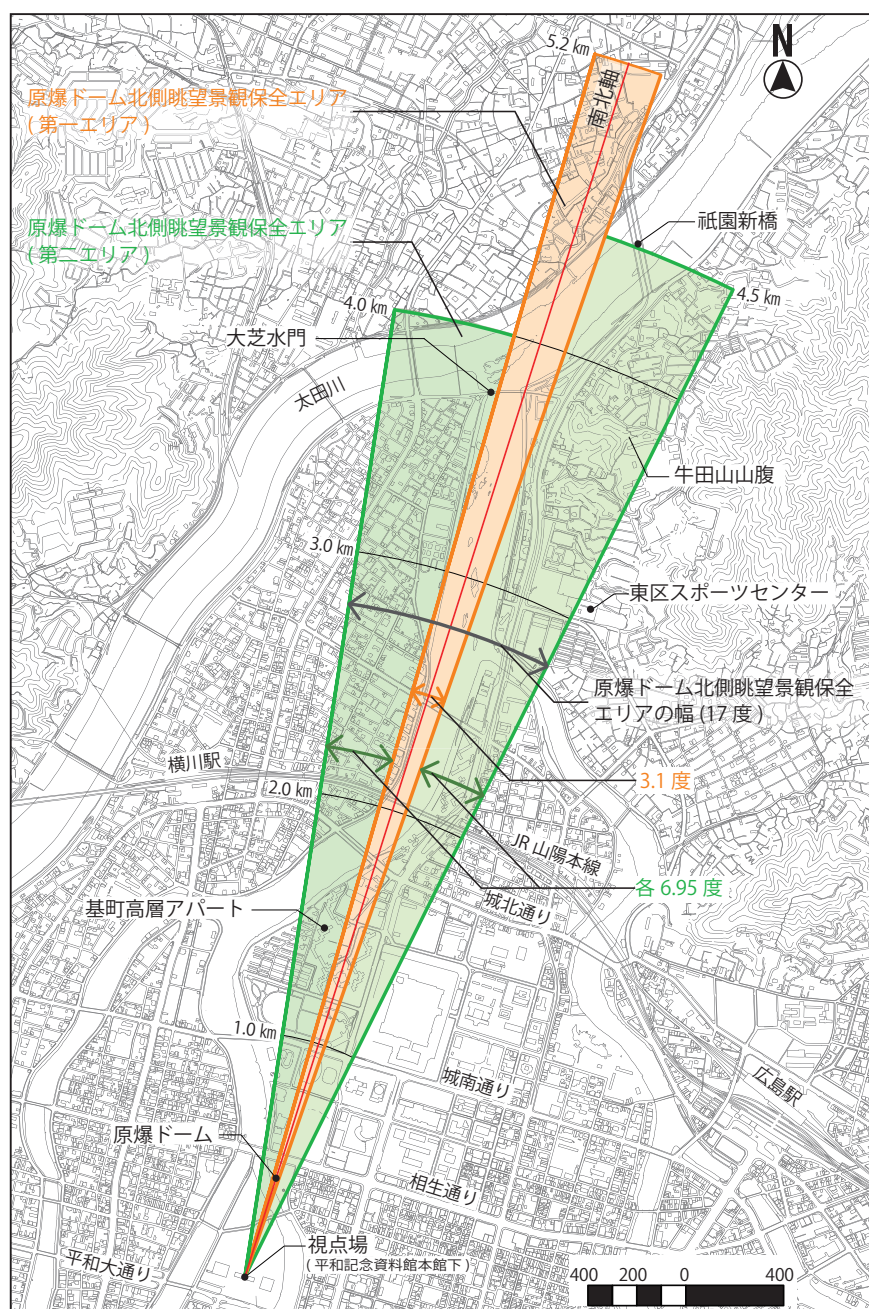
南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿やそれを実現するための方策を踏まえ、景観計画では次のとおり基準を設定します。

なお、具体的な基準については、「第7章 2」の地区ごとの「高さの最高限度の基準」及び「良好な景観の形成のための基準」をご覧ください。

(1) 高さの最高限度の基準

都市計画法に基づく*高度地区(原爆ドーム北側眺望景観保全高度地区)に主要河川の区域を含むエリアを原爆ドーム北側眺望景観保全エリアとし、建築物及び工作物の高さを制限します。

ア 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア



原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア) :

視点場を起点とし、南北軸を中心とした水平方向の角度が3.1度以下かつ視点場からの距離が5.2km以下のエリア

原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア) :

視点場を起点とし、南北軸を中心とした水平方向の角度が3.1度を超え17度以下のエリアのうち、南北軸の東側は視点場からの距離が4.5km以下、南北軸の西側は視点場からの距離が4.0km以下のエリア

原爆ドーム北側眺望景観保全エリア

イ 高さの最高限度

個々の地点における建築物及び工作物の各部分の高さの最高限度は、次の計算式により求めた標高とします。

範 囲	高さの最高限度
原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)	$H_1 = 0.039390 \times L + 4.812$ [m]
原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)	$H_2 = 0.051192 \times L + 4.812$ [m]

※ 建築物の各部分の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物を含みます。

※ 標高は、東京湾平均海面(T.P.)を基準面とします。

※ H_1 及び H_2 は、建築物及び工作物の各部分の高さの最高限度とします。

※ L は、*視点場から建築物及び工作物の各部分までの水平距離(m)で、次式により求めます。

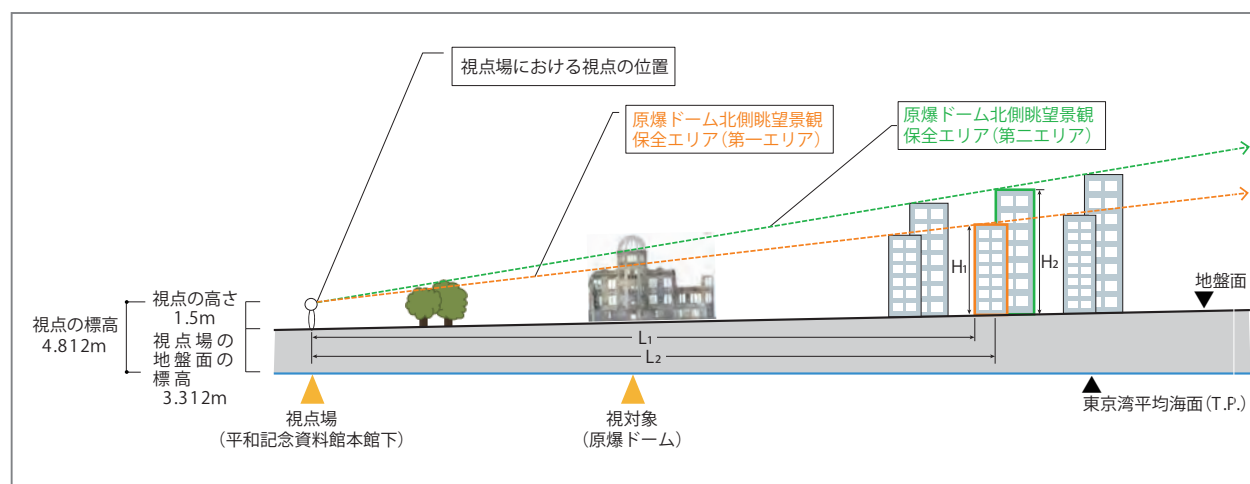
$$L = \sqrt{\{(X + 178,364.302)^2 + (Y - 26,246.794)^2\}} \text{ [m]}$$

但し、 x 、 y は建築物及び工作物の各部分の座標とします。

※ 座標は、平面直角座標系(平成14年国土交通省告示第9号)に規定する平面直角座標系第3系によります。

※ 「-178,364.302」は*視点場のX座標、「26,246.794」は*視点場のY座標です。

※ *視点場における視点の高さは1.5mとします。(視点の標高4.812m)



原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(縦断面図)

(2) 良好な景観の形成のための基準

ア 原爆ドームの背景となる阿武山における建築物及び工作物の建設

原爆ドームの背景となる阿武山においては、南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿に影響を及ぼす建築物及び工作物を建設しないこととします。

イ 上空に向かって照射する照明装置の設置

原爆ドーム北側眺望景観保全エリア及び原爆ドームの背景となる阿武山においては、建築物及び工作物に付帯する照明装置のうちレーザー光線やサーチライト等の光の量が多く、上空に向かって照射するものなどは、南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿に影響を及ぼすおそれがあることから、このような照明装置は設置しないこととします。

(3) 適用除外

「第7章 2」の基準に適合しない部分を有する既存の建築物等で南北軸線上の眺望景観への影響を増大させないもの、公益上又は用途上やむを得ないと認められるものは、次のとおり適用除外とします。

なお、避雷針等の小規模な線的要素で構成される工作物や工事用のタワークレーン等の仮設の工作物は届出対象行為から除かれるため、「第7章 2」の基準は適用されません。

適用除外	適用しない基準
「第7章2」の基準が適用された際に、現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものを増築又は改築する場合において、増築又は改築に係る部分が当該基準の範囲内であるもの	・ 高さの最高限度の基準
「第7章2」の基準が適用された際に、現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものについて、現状の高さを増加させない範囲で外観を変更することとなる修繕又は模様替を行うもの	・ 高さの最高限度の基準 ・ 良好な景観の形成のための基準 (原爆ドームの背景となる阿武山における建築物及び工作物の建設)
市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるもの	・ 高さの最高限度の基準 ・ 良好な景観の形成のための基準 (原爆ドームの背景となる阿武山における建築物及び工作物の建設／上空に向かって照射する照明装置の設置)

第7章 建築物・工作物等の届出制度

良好な景観形成を推進するため、一定規模以上の建築物の建築等(届出対象行為)を行う場合については、本章に定める地区ごとの景観形成の方針や形態意匠の基準、高さの最高限度の基準及び良好な景観の形成のための基準(行為の制限)に適合する必要があります。

本章では、まず地区区分ごとに届出対象行為及び景観形成の方針や形態意匠などの基準(行為の制限)について概要を説明し、続いて、各景観計画重点地区と一般区域の具体的な対象エリアや届出対象行為などを示します。

1 概要

(1) 届出対象行為(景観法第16条第1項、第7項)

景観計画重点地区と一般区域ごとに、届出対象行為の種類と規模を定め、その概要は下表のとおりです。

それぞれの具体的な内容については、「第7章 2」の地区ごとの「届出対象行為」をご覧ください。

地区区分 届出対象行為			建築物の 建築等 ^(※1)	工作物(限定列举)の建設等 ^(※2)			* 開発行為等	
				①工作物1 (第1種工作物) 煙突、電波塔、 ガスタンク など	②工作物2 (第2種工作物) 携帯電話等基地 局アンテナ、 時間貸し駐車場、 自動販売機など	③工作物3 (第3種工作物) * 橋りょう	* 開発行為	土石の採取、 土地の形質 の変更等
景観計画重点地区 ^(※3)	ア	平和、歴史・文化 関連地区	規模にかかわらず全て	種類ごとに 規模等限定	－	－	－	
	イ	水と緑、にぎわい・おもてなし 関連地区 (歴史・文化関連地区の広島城・中央公園地区を含む)			リバーフロント・ シーフロント地 区内の主な河川 に架かるもの等			
	ウ	西風新都地区	－		面積 5ヘク タール以上 のもの	面積500平方 メートル以 上のもの等		
	一般区域(上記以外)			－	－	－	－	

※1 建築等：

新築、増築^(注1)、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。))の面積が2分の1を超えるもの)

※2 建設等：

新設、増築^(注1)、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。))の面積が2分の1を超えるもの。ただし、橋りょうにあっては、橋台、橋脚、橋桁等の一の面について、色彩の変更に係る部分の面積が2分の1を超えるもの)

※3 景観計画重点地区：

景観計画重点地区ア：

原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区(A～D地区)、平和大通り沿道地区、縮景園周辺地区、不動院周辺地区、広島東照宮・國前寺周辺地区

景観計画重点地区イ：

原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区(E地区)、広島城・中央公園地区、リバーフロント・シーフロント地区、広島駅新幹線口地区、広島駅南口地区、広島市民球場周辺地区、都心幹線道路沿道地区、宇品みなと地区

景観計画重点地区ウ：西風新都地区

※4 高さ^(注2)13メートルを超えるもの又は建築(築造)面積1,000平方メートルを超えるもの等：

高さ13メートル(幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地又は当該地区内の主な河川^(注3)若しくは港湾に面する部分)に係る建築物等にあっては、高さ7メートルを超えるもの又は建築(築造)面積が1,000平方メートルを超えるもの。ただし、原爆ドーム北側眺望景観保全エリア及び原爆ドームの背景となる阿武山において、建設位置が一定の条件を満たすものは規模にかかわらず全て

注1：増築については、既存部分を含む増築後の建築物等の規模により、届出対象行為に該当するか判断するものとする。

注2：建築物の高さには、塔屋や建築設備等の屋上部分及び屋上突出物を含む。ただし、避雷針等の線的要素で構成され、景観への影響が少ないものは除く。

注3：主な河川とは、太田川、天満川、旧太田川(本川)、元安川、京橋川、猿猴川をいう。以下同じ。

注：‘ ’は、景観条例施行規則に規定する部分を示す。以下この章において同じ。

届出対象物の定義

建築物(建築基準法第2条第1号)

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。

工作物(限定列举)

① 工作物1(第1種工作物)

建築基準法に規定する*準用工作物など、比較的規模(高さや築造面積など)の大きなものが築造される可能性がある、景観への影響が大きいもの。(屋外に設置するものに限る。)

工作物1(第1種工作物)
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

② 工作物2(第2種工作物)

単体の規模は比較的小さいが、身近に数多く存在し人の目に触れる機会も多いことから景観への影響が懸念され、特に、景観計画重点地区内において景観上の配慮を求めるもの。(屋外に設置するものに限る。)

工作物2(第2種工作物)	
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)	
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)(※)	
機械式自動車車庫(地上段数が2以上のものに限る。)(※)	
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの(※)	
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの(※)	
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)(※)	
自動販売機(下表左欄に示す景観計画重点地区の区域の区分に応じ、同表右欄に掲げる部分に設置するもの全て)	
景観計画重点地区の区域	部 分
原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区(A～D地区)	‘平和記念公園及び中央公園の区域内、並びに平和記念公園の周縁道路及び平和大通りに面する部分’
平和大通り沿道地区	‘平和大通りに面する部分’
縮景園周辺地区	‘縮景園の前面道路に面する部分’
不動院周辺地区	‘地区内全域’
広島東照宮・國前寺周辺地区	‘「*二葉の里歴史の散歩道」に面する部分’
広島城・中央公園地区	‘中央公園(広島城を含む)の区域内、及び広島城跡の周縁道路に面する部分’
広島駅新幹線口地区	‘「*二葉の里歴史の散歩道」に面する部分’

※ リバーフロント・シーフロント地区、西風新都地区及び都心幹線道路沿道地区においては、‘主な幹線道路等、主な河川又は港湾に面する部分’に設けるものに限る。

③ 工作物3(第3種工作物)

水辺空間の景観は、「*水の都ひろしま」のブランドイメージを高める大変重要なものである。その景観を特徴づける構成要素である*橋りょうのうち、リバーフロント・シーフロント地区、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区(A～D地区)、平和大通り沿道地区、広島駅南口地区及び都心幹線道路沿道地区内の‘主な河川又は港湾の部分’に架かるもの。

工作物3(第3種工作物)
*橋りょう(規模にかかわらず全て)

*開発行為等

*開発行為等	
*開発行為	: 都市計画法第4条第12項に規定するもの (面積5ヘクタール以上のもの)
土石の採取、土地の形質の変更等	土石の採取、鉱物の掘採 : 景観法施行令第4条第1号に定める土石の採取、鉱物の掘採 (面積500平方メートル以上のもの)
	土地の形質の変更 : 景観法施行令第4条第1号に定めるその他の土地の形質の変更 (面積500平方メートル以上のもの) ・ 切土又は盛土による土地の形を変更する行為 ・ 宅地(宅地造成等規制法第2条第1項に定める土地)以外の土地を宅地に変更する行為
	屋外における土石、廃棄物などの物件の堆積 : 景観法施行令第4条第4号に定める屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積(面積500平方メートル以上のもの又は体積500立方メートル以上のもの)

(2) 景観形成の方針及び形態意匠の基準、高さの最高限度の基準及び良好な景観の形成のための基準(行為の制限)

景観計画重点地区については、地区の特性を踏まえ地区別に景観形成の方針及び形態意匠の基準、高さの最高限度の基準及び良好な景観の形成のための基準を設定します。一般区域については、景観計画重点地区以外の区域全体に適用する共通の景観形成の方針及び基準とします。

形態意匠の基準については、これまでの景観協議制度における定性的な基準を踏襲することを基本とします。このうち建築物の外壁等の色彩の基準については、マンセル表色系による定量的基準を設定します。

高さの最高限度の基準及び良好な景観の形成のための基準の概要は、「第6章」を参照してください。

なお、色彩の基準(定量的な基準)では、数値による一律の規制が実態に合わない場合も想定されます。このため一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、適合とするなど柔軟な運用ができる仕組みも設けます。

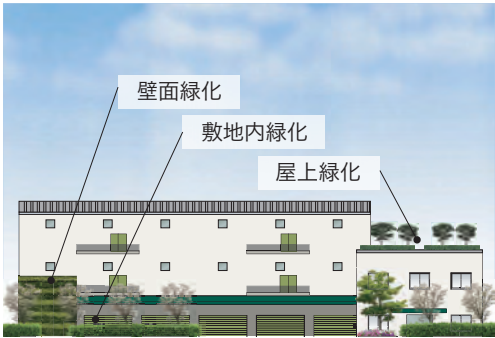
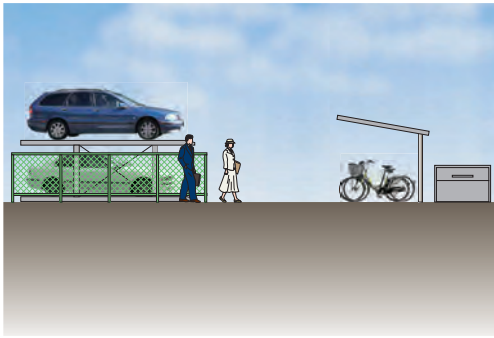
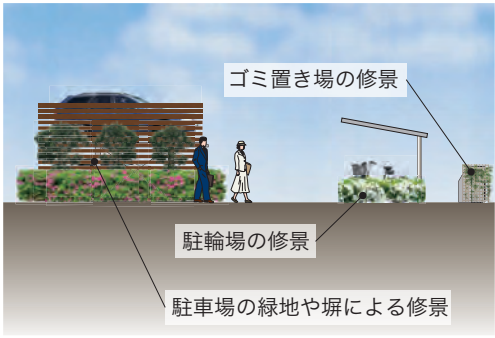
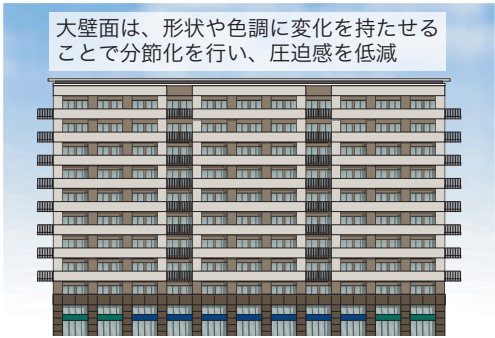
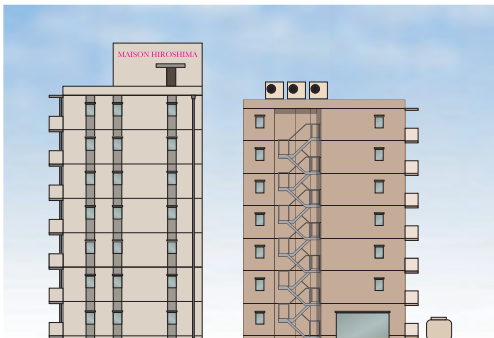
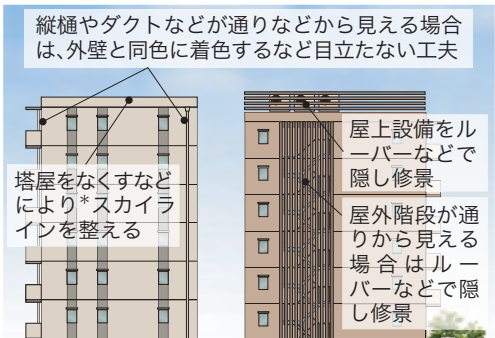
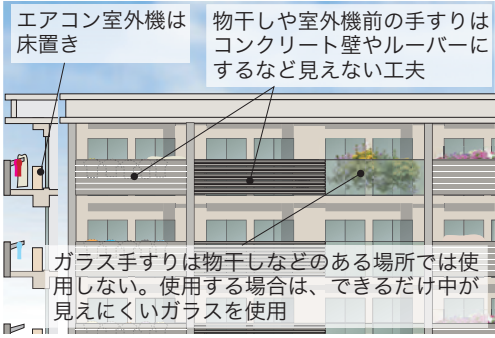
また、届出の対象となる行為が、複数の地区又は区域にまたがってなされる場合は、当該建築物や工作物等の各部分の属する地区の景観形成の方針や形態意匠の基準、高さの最高限度の基準及び良好な景観の形成のための基準を適用します。

ここでは、形態意匠(色彩を除く)の基準による規制・誘導イメージをいくつかの例で示すとともに、色彩の基準(マンセル表色系等)についての解説を行います。

なお、具体的な基準については、「第7章 2」の地区ごと基準をご覧下さい。

形態意匠(色彩を除く)の基準による規制・誘導イメージ図

建築物の建築等

基準項目		規制・誘導がない場合	規制・誘導イメージ
配置、低層階、緑化	(敷地内、屋上、壁面) 敷地内緑化		 壁面緑化 敷地内緑化 屋上緑化
	駐車場、駐輪場 ゴミ置き場等		 ゴミ置き場の修景 駐輪場の修景 駐車場の緑地や塀による修景
形状、材質、付帯設備	壁面分節化		 大壁面は、形状や色調に変化を持たせることで分節化を行い、圧迫感を低減
	塔屋、屋上・壁面設備、 屋外階段		 縦樋やダクトなどが通りなどから見える場合は、外壁と同色に着色するなど目立たない工夫 塔屋をなくすなどにより*スカイラインを整える 屋上設備をルーバーなどで隠し修景 屋外階段が通りから見える場合はルーバーなどで隠し修景
	バルコニーの洗濯物、 室外機		 エアコン室外機は床置き 物干しや室外機前の手すりにはコンクリート壁やルーバーにするなど見えない工夫 ガラス手すりは物干しなどのある場所では使用しない。使用する場合は、できるだけ中が見えにくいガラスを使用

形態意匠(色彩を除く)の基準による規制・誘導イメージ図

工作物の建設等

基準項目		規制・誘導がない場合	規制・誘導イメージ
形状、材質	携帯電話等基地局アンテナ		携帯電話等基地局アンテナは通りなどから離して設置したり、高さを低くするなど設置場所を工夫。また、外壁と同色に着色するなどの工夫
	(電波塔、ガスタンク) 工作物		

* 開発行為等

基準項目		規制・誘導がない場合	規制・誘導イメージ
* 開発行為	土地造成		・周辺景観との調和に配慮した法面の緑化 ・自然の地形に即した造成

色彩の基準

建築物の外壁等の色彩の基準については、地区の景観特性に応じ、マンセル表色系による定量的な基準として定めます。

1 マンセル表色系(色相 明度/彩度)

一つの色彩を三つの尺度(色相、明度、彩度)の組合せによって客観的に表す表示方法で、JIS(日本産業規格)などにも採り入れられています。

色相 : 「色あいの違い」を10の基本色(図3参照)の頭文字のアルファベットと、その度合いを表す1から10までの数字の組み合わせで表す。

明度 : 「明るさの度合い」を0から10までの数字で表す。

彩度 : 「鮮やかさの度合い」を0から14までの数字で表す。

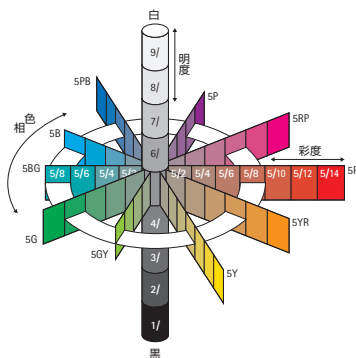


図1 マンセル表色系の仕組み
(三つの尺度を、一つの図形で表現)

2 色彩の基準の内訳

色彩の基準は、建築物の屋根、外壁、工作物の外観について定めます。このうち、建築物の外壁については、「基調色」「補助色」「強調色」に分けて、定めます。

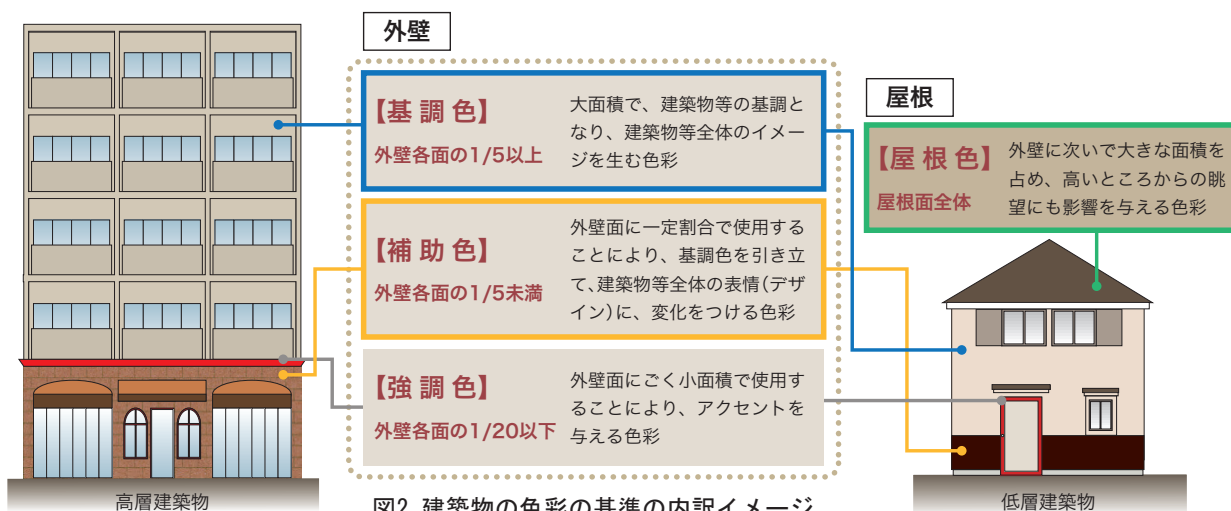


図2 建築物の色彩の基準の内訳イメージ

3 外壁(基調色)の基準例

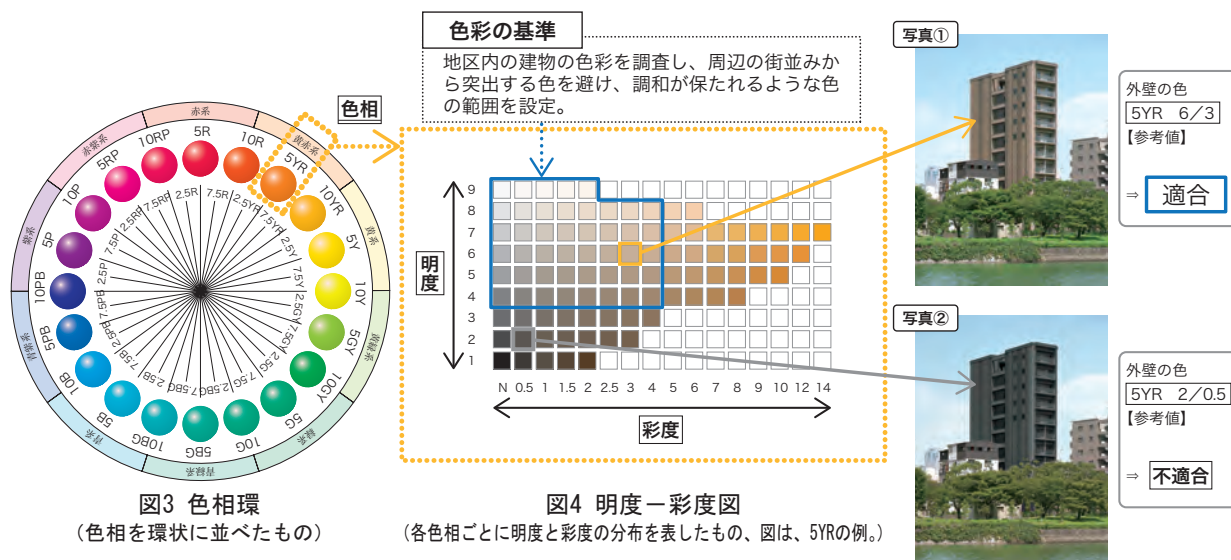


図3 色相環
(色相を環状に並べたもの)

図4 明度-彩度図
(各色相ごとに明度と彩度の分布を表したもので、図は、5YRの例。)

2 地区ごとの届出対象行為、景観形成の方針及び形態意匠の基準等

次ページ以降で、各景観計画重点地区(13地区)及び一般区域について、順次、以下の1から6に示す内容を詳述するとともに、景観計画による規制・誘導のイメージを示します。

- 1 対象エリア
- 2 景観形成の方針
- 3 届出対象行為
- 4 形態意匠の基準
- 5 高さの最高限度の基準
- 6 良好な景観の形成のための基準

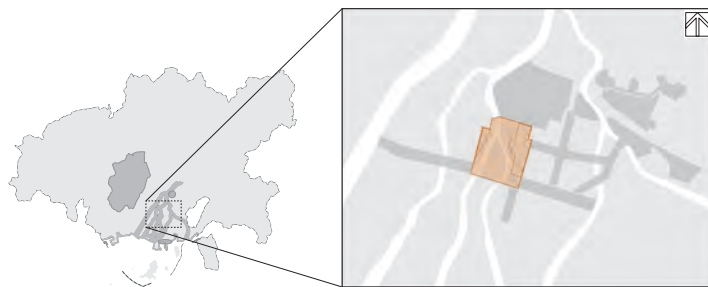
【景観計画重点地区】

① 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区	53ページ
② 平和大通り沿道地区	67ページ
③ 縮景園周辺地区	75ページ
④ 不動院周辺地区	83ページ
⑤ 広島東照宮・國前寺周辺地区	93ページ
⑥ 広島城・中央公園地区	101ページ
⑦ リバーフロント・シーフロント地区	111ページ
⑧ 西風新都地区	125ページ
⑨ 広島駅新幹線口地区	133ページ
⑩ 広島駅南口地区	141ページ
⑪ 広島市民球場周辺地区	149ページ
⑫ 都心幹線道路沿道地区	157ページ
⑬ 宇品みなと地区	165ページ

【一般区域】

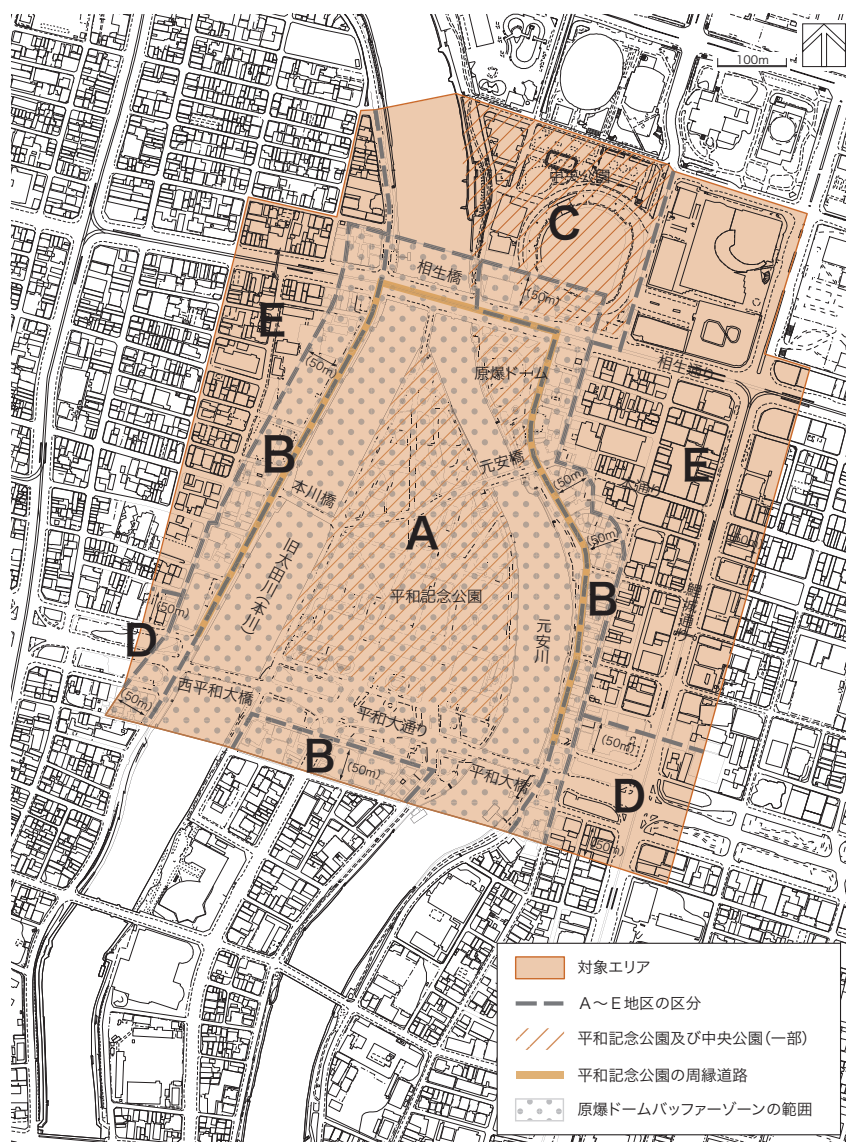
⑭ 一般区域	173ページ
--------	--------

① 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区



1 対象エリア

原爆ドームの*バッファゾーンを中心に、東は鯉城通りとその道路端から50メートル以内の区域、西は河岸から2番目の街区まで、また、北はNTTクレド基町ビルを含む街区までの区域を基本に、以下のとおりとします。



A地区（平和記念公園地区）	：平和記念公園と平和大通り等の道路、河川、河岸緑地を含む地区
B地区（*バッファゾーン地区）	：世界遺産である原爆ドームの*バッファゾーンのうち、A地区を除く地区
C地区（原爆ドーム背景地区）	：世界遺産である原爆ドームの*バッファゾーンの北側に位置する地区
D地区（平和大通り沿道地区）	：平和大通りの沿道の地区
E地区（周辺市街地地区）	：平和記念公園からの眺望に配慮する必要がある地区

原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区の位置図

2 景観形成の方針

原爆ドームは、人類史上最初の原子爆弾による被爆の惨禍を伝える歴史の証人であり、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願う世界の人々の心のよりどころとなっています。そして、平和記念公園は、原爆の犠牲になった多くの人々の霊を慰めるとともに、二度とこのような悲惨な出来事を起こしてはならないという決意を込めて、*広島平和記念都市建設法に基づく「恒久の平和を記念すべき施設」として整備された公園で、国の名勝に指定されています。

世界遺産である原爆ドームを含む平和記念公園においては、市民や国内外から広島を訪れる人々が、平和を祈り、平和を考え、安らぎ、くつろぐことができる環境を整えていく必要があります。また、その周辺地区においては、世界遺産の周辺にふさわしい品格ある雰囲気と都市的なにぎわいととのバランスがとれた都市空間を形成していく必要があります。

	景 観 形 成 の 方 針
A地区 (平和記念公園地区)	平和記念公園と平和大通り等の道路、*橋りょう、河川、河岸緑地を含む地区とし、平和記念公園の役割にふさわしい良好な景観の保全及び形成を図ります。 ア 建築物等のデザインは、平和記念公園のたたずまいとの調和を図ります。 イ 平和記念公園に接する平和大通りは、公園へのアプローチ部として、ゲート性などに配慮した空間整備を進めます。 ウ デザインに配慮した河岸の散策路、道路等の整備や案内誘導サインの充実などに取り組みます。 エ 水辺空間の利活用の推進を図ります。 オ 建築物等の色彩については、平和記念公園の落ち着いた雰囲気と調和するよう、高明度、低彩度を基調とします。 カ 南北軸線上の眺望景観を阻害する施設等は設置しないこととします。 また、植栽により原爆ドームに平和記念資料館本館下の視点場からの視線を誘導します。
B地区 (*バッファゾーン地区)	世界遺産である原爆ドームの*バッファゾーンのうち、A地区を除く地区とし、原爆ドーム及び平和記念公園を取り囲む地区にふさわしい良好な景観の形成を図ります。 ア 北側の区域は、原爆ドームの背景に位置するため、平和記念資料館本館下の視点場から見た南北軸上の眺望景観に配慮します。 イ 東側の区域のうち、原爆ドームに近接する街区については、相生橋から元安橋までの元安川右岸からの眺望に配慮するとともに、これに隣接する街区については、*スカイラインに配慮します。 ウ 南側と西側の区域は、平和記念公園からの眺望に配慮するとともに、南側の区域は、建築物等のデザインについて特に工夫します。 エ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。 オ 建築物等の敷地においては、景観に潤いを与えるため、原爆ドームや平和記念公園、平和大通り、河岸緑地、沿道の並木等との連続性、調和を確保して緑化を推進するとともに、建築物等の屋上緑化や壁面緑化に努めます。 カ 建築物等の色彩については、原爆ドーム周辺の環境を適切に保全するため、高明度、低彩度を基調とします。

C地区 (原爆ドーム背景地区)	世界遺産である原爆ドームの背景に位置する地区とし、原爆ドームの存在に配慮した景観の形成を図ります。 ア 平和記念資料館本館下の視点場から見た南北軸上の眺望景観に配慮します。 イ 平和記念公園と連携し、世界遺産原爆ドーム及び平和記念公園周辺にふさわしい品格ある雰囲気と都市的なにぎわいとのバランスがとれた空間の形成を図ります。 ウ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。 エ 建築物等の敷地においては、景観に潤いを与えるため、原爆ドームや平和記念公園、河岸緑地、沿道の並木等との連続性、調和を確保して緑化を推進するとともに、建築物等の屋上緑化や壁面緑化に努めます。 オ 水辺空間の利活用を図り、にぎわいを演出します。 カ 建築物等の色彩については、平和記念公園や河岸緑地の樹木とも調和するよう、高明度、低彩度を基調とします。
D地区 (平和大通り沿道地区)	平和大通り沿道の地区とし、平和記念公園及び平和大通りからの眺望に配慮した景観の形成を図ります。 ア 平和記念公園からの眺望に配慮しながら、平和大通り沿道の建築物等と緑豊かな道路空間が一体となった美しい街並み景観の形成を図ります。 イ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。 ウ 建築物等の敷地においては、景観に潤いを与えるため、原爆ドームや平和記念公園、平和大通り、河岸緑地、沿道の並木等との連続性、調和を確保して緑化を推進するとともに、建築物等の屋上緑化や壁面緑化に努めます。 エ 建築物等の色彩については、平和記念公園や平和大通りの景観と調和するよう、高明度、低彩度を基調とします。
E地区 (周辺市街地地区)	平和記念公園からの眺望に配慮する必要がある地区とし、東西の区域ごとに景観の形成を図ります。 ア 東側の区域は、低層階においてにぎわいや楽しさを演出しつつ、*都心の目抜き通りを中心とした商業・業務地区にふさわしい街並み景観の形成を図るとともに、高層階については平和記念公園からの見え方に配慮します。 イ 西側の区域は、住宅と商業・業務施設等が調和した落ち着いたある街並み景観の形成を図ります。 ウ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。 エ 建築物の低層階は、店舗などの立地によるにぎわいの創出を図ります。 オ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化や建築物等の屋上緑化や壁面緑化に努めます。 カ 建築物等の色彩については、原爆ドームの*バッファゾーンに隣接する地区であることに配慮し、高明度、低彩度を基調とする。

3 届出対象行為

以下の行為について、届出が必要になります。

(1) A～D地区

届出対象行為	種 類	規 模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの。ただし、橋りょうにあつては、橋台、橋脚、橋桁等の一の面について、色彩の変更に係る部分の面積が2分の1を超えるもの)	規模にかかわらず全て
工作物1<表1>の建設等		<表2>のとおり
工作物2<表2>の建設等		
工作物3<表3>の建設等		規模にかかわらず全て

注：工作物にあつては、屋外に設置するものに限る。

<表1>

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

<表2>

工作物2
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)
機械式自動車庫(地上段数が2以上のものに限る。)
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)
自動販売機(‘平和記念公園及び中央公園の区域内、並びに平和記念公園の周縁道路及び平和大通りに面する部分’ ^{※1} に設置するもの全て)

<表3>

工作物3
*橋りょう(地区内の‘主な河川の部分’に架かるもの全て)

※1 平和記念公園の周縁道路及び平和大通りに面する部分：平和記念公園の周縁道路及び平和大通りから25メートル以内の範囲とする。
以下この地区において同じ。

(2) E地区

届出対象行為	種 類	規 模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの)	(1) 高さ13メートル(‘幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地’に係る建築物等にあつては、高さ7メートル)を超えるもの (2) 建築(築造)面積が1,000平方メートルを超えるもの
工作物1〈表1〉の建設等		
工作物2〈表2〉の建設等		〈表2〉のとおり

注：工作物にあつては、屋外に設置するものに限る。

〈表1〉

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

〈表2〉

工作物2
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)
機械式自動車庫(地上段数が2以上のものに限る。)
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)

4 形態意匠の基準

(1) A～D地区

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目				形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階	快適な歩行者空間を演出するため、オープンスペースの確保に努め、壁面デザインを工夫する。
			敷地内緑化	敷地内緑化をはじめ、屋上や壁面の緑化に努める。
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。また、舗装面は周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
		形状 材質 付帯設備	外観	平和記念公園、河川及び対岸 ^{*1} からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
			壁面分節化	大規模壁面は、その圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。
			塔屋、屋上設備	*スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備は、その突出部分を最小限とし、建築物の主体部分と一体のデザインとする。
			屋外階段	できるだけ平和記念公園、河川及び対岸から直接見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をする。
			仕上げ材質	壁面等の仕上げ材は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。
			室外機、 壁面設備	室外機は原則床置きとして、平和記念公園、河川及び対岸から見えない位置に設置し、地区内の通りからもできるだけ見えないよう工夫する。また、壁面設備も目立たない工夫をする。
			バルコニーの 洗濯物	平和記念公園、河川及び対岸から、原則洗濯物等が見えないようにする。また、それ以外の場所からも、できるだけ見えないよう工夫する。
			* ガラス面の広告	平和記念公園、河川及び対岸から見える位置には、周辺との調和を図り、外壁のガラス面の内側に公衆に向けた広告物を表示しないことを基本とする。それ以外の位置についても、原則、表示しないこととし、やむを得ず表示する場合は、沿道の街並みや建築物と調和するようデザインを工夫する。
			テレビアンテナ等	できるだけ平和記念公園、河川及び対岸から見えない位置で、景観上影響の少ない位置に設置する。
	色彩の基準	基本		高明度、低彩度色を基調とした色彩を採用し、世界遺産原爆ドーム及び平和記念公園周辺にふさわしい品格ある雰囲気と都市的なにぎわいとのバランスに配慮したものとする。 なお、石材、木材等の素材感のある自然材料は、色彩の基準を適用しない。また、ガラス、金属板、太陽光発電用発電パネル等でマンセル表色系により色彩が表示できない場合については、高彩度色と認識されるものは使用しない。
		外壁	基調色 ^{*2}	基調色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は周辺建築物や建築物全体の形態意匠と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度2以下 0R～5Yの色相：明度4以上8以下の場合、彩度4以下 上記以外の色相：明度4以上、彩度1以下
			補助色 ^{*3}	補助色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は基調色等との調和に配慮するとともに、できるだけ低層階で用いるように努める。 0R～5Yの色相：彩度6以下 上記以外の色相：彩度2以下 ただし、10メートルを超える部分では、明度は3以上とする。

建築物	色彩の基準	外壁	強調色※4	強調色を用いる場合は、その表現が過剰にならないよう配慮し、高さ10メートル以下の位置で用いるものとする。
			屋根色※5	屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度6以下、彩度4以下 上記以外の色相：明度6以下、彩度1以下
	その他	工事現場の仮囲い		工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。
工作物 1・2・3	形態の基準 配置形状	共通		工作物の外観は、 <u>平和記念公園、河川及び対岸からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。</u>
		携帯電話等 基地局アンテナ		A～C地区においては、設置しない。ただし、平和記念公園から見えない位置に設置する場合においてはこの限りでない。 D地区においては、平和記念公園からは見えない位置に設置する。平和大通り、河川及び対岸からもできるだけ見えない位置に設置するとともに、見える位置に設置する場合は、<u>外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たない工夫をする。</u>
		時間貸し駐車場等		舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
		機械式自動車車庫		できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
		擁壁		擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
		塀、柵		周辺景観との調和を図る。
		*橋りょう		*橋りょうが位置する河川の特性和平和記念公園及び河岸からの見え方に配慮するとともに、周辺環境との調和を図る。
	色彩の基準	工作物 (日よけ、雨よけ等、 自動販売機及び*橋りょうを除く。)		建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、<u>明度4未満</u>の色彩も使用できるものとする。
		日よけ、 雨よけ等		地色※6の色彩は、落ち着いた色彩とし、次の範囲から用いるものとする。 また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 0R～5Yの色相：彩度8以下 上記以外の色相：彩度6以下
		自動販売機		自動販売機の外観は、次の色彩を基本とし、落ち着いたものとする。 また、複数の販売機を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 5Y7.5/1.5、N9
		*橋りょう		*橋りょうが位置する河川の特性和平和記念公園及び河岸からの見え方に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。
	その他	工事現場の仮囲い		工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。

※1 河川及び対岸：リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所での建築行為等に限る。

※2 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※3 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※4 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の各面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※5 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあっては防水措置に係る部分を除く。

※6 地色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区(A～D地区)の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

世界遺産原爆ドーム及び平和記念公園周辺にふさわしい品格ある雰囲気とするため、暖かく落ち着いた印象をもつ暖色系色相(0R～5Y)の低彩度色を基本とします。寒色系色相(0R～5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまわっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

さらに、明度が8を超え、一定の彩度を持つパステル調の色彩については、退色や汚れの影響を受けやすく、現況の街並みにおいてもほとんど用いられていないことから、基調色として用いることを制限します。

2 補助色

品格ある雰囲気と都市的なにぎわいの創出のバランスに配慮して色彩の使用可能範囲を拡げています。

ただし、10メートルを超える部分については、中遠景の品格に配慮し、暗い(明度が低い)色彩の使用を制限します。

3 強調色

使用可能色の範囲は定めませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいに配慮し、高さ10メートル以下で用いることとします。

4 屋根色

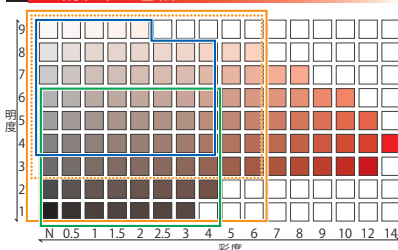
品格ある雰囲気に配慮し、彩度を抑えたものとします。

ただし、建築物の外観上の全体的なバランスに配慮し、明るい(明度が高い)色彩を制限します。

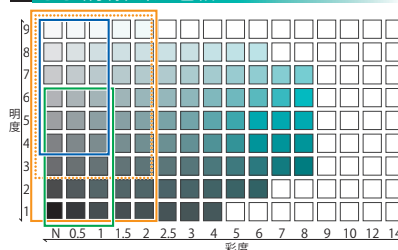
基準の適用部位			色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色		0R～5Y	8超	2以下	
				4以上8以下	4以下	
			上記以外	4以上	1以下	
	補助色	高さ10メートル超の部分	0R～5Y	3以上	6以下	
			上記以外		2以下	
		高さ10メートル以下の部分	0R～5Y	-	6以下	
			上記以外		2以下	
	強調色		高さ10メートル以下の部分で用いる			
建築物の屋根	屋根色		0R～5Y	6以下	4以下	
			上記以外		1以下	

※ 日よけ、雨よけ等、自動販売機及び*橋りょうを除く

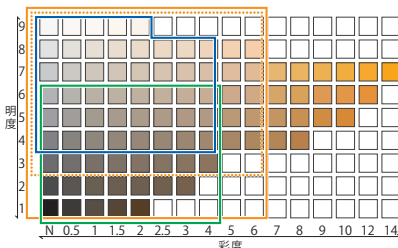
R(赤)系の色相



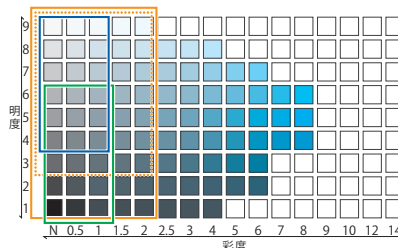
BG(青緑)系の色相



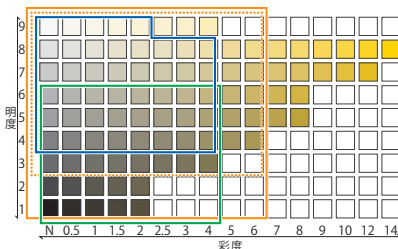
YR(黄赤)系の色相



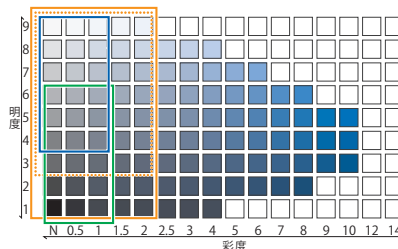
B(青)系の色相



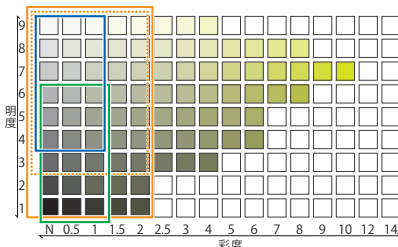
Y(黄)系の色相(0.1Y～5Y)



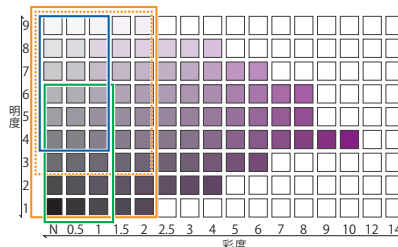
PB(青紫)系の色相



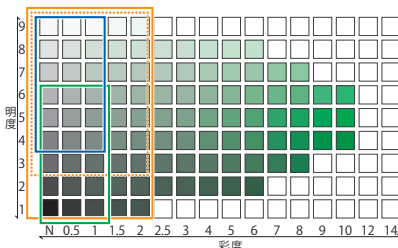
5.1Y(黄)～GY(黄緑)系の色相



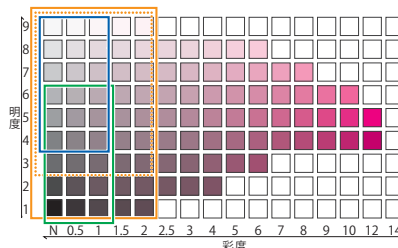
P(紫)系の色相



G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相



(2) E地区

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階
			敷地内緑化
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等
			塀、柵
	形状 材質 付帯設備	外観	外観
			壁面分節化
			塔屋、屋上設備
			屋外階段
			仕上げ材質
			室外機、 壁面設備
			バルコニーの 洗濯物
			*ガラス面の広告
			テレビアンテナ等
	色彩の基準	基本	基本
			基調色 ^{※2}
			基調色

	色彩の基準	外壁	補助色 ^{※3} 、 強調色 ^{※4}	補助色や強調色は、基調色等との調和に配慮する。 基調色の色彩の基準を超える色彩を用いる場合は、できるだけ低層階で用いるものとする。
		屋根色 ^{※5}		屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度6以下、彩度4以下 上記以外の色相：明度6以下、彩度1以下
	その他	工事現場の 仮囲い		工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。
工作物1・2	形態の基準	配置 形状	共通	工作物の外観は、 <u>平和記念公園、平和大通り、相生通り、鯉城通り、河川及び対岸からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。</u>
			携帯電話等 基地局アンテナ	平和記念公園からは見えない位置に設置し、できるだけ平和大通り、相生通り、鯉城通り、河川及び対岸からも見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。
			時間貸し駐車場等	舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
			機械式自動車車庫	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
			擁壁	擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
	色彩の基準		工作物 (日よけ、雨よけ等を除く。)	建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、 <u>明度4未満</u> の色彩も使用できるものとする。
			日よけ、 雨よけ等	地色 ^{※6} の色彩は、 <u>高彩度色を避け、次の範囲から用いるものとする。</u> また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 全ての色相：彩度10以下
	その他	工事現場の 仮囲い		工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。

※1 河川及び対岸：リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所での建築行為等に限る。

※2 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※3 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※4 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の各面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※5 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあつては防水措置に係る部分を除く。

※6 地 色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区(E地区)の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

世界遺産原爆ドームの*バッファゾーンに隣接する地区にふさわしい品格ある雰囲気とするため、暖かく落ち着いた印象をもつ暖色系色相(0R~5Y)の低彩度色を基本とします。寒色系色相(0R~5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

さらに、明度が8を超え、一定の彩度を持つパステル調の色彩については、退色や汚れの影響を受けやすく、現況の街並みにおいてもほとんど用いられていないことから、基調色として用いることを制限します。

ただし、高さ10メートル以下の部分では、中遠景の品格と近景でのにぎわいとバランスに配慮して色彩の使用可能範囲を拡げています。

2 補助色・強調色

使用可能色の範囲は定めませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいに配慮し、基調色の基準を超える色彩を用いる場合には、できるだけ低層階で用いるものとします。

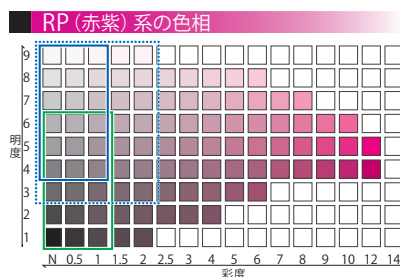
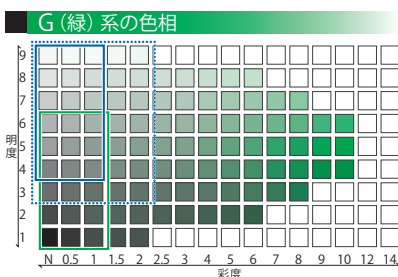
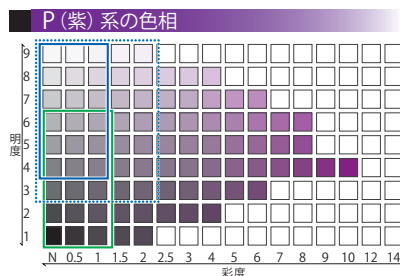
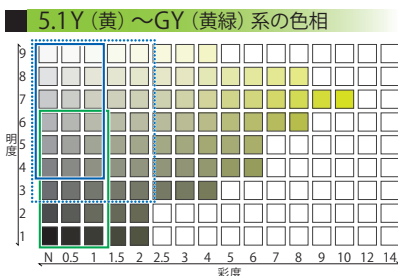
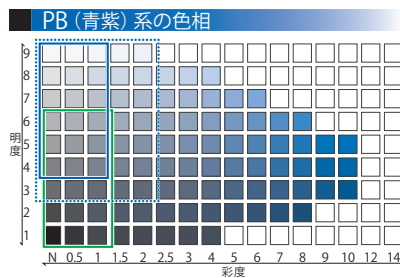
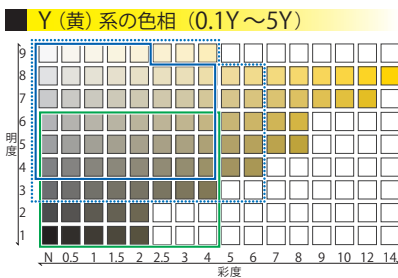
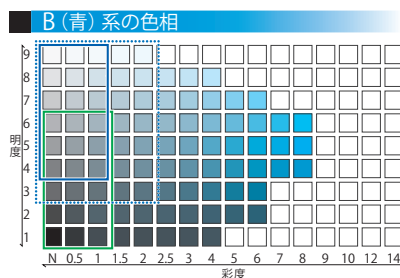
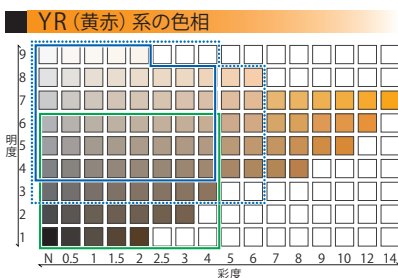
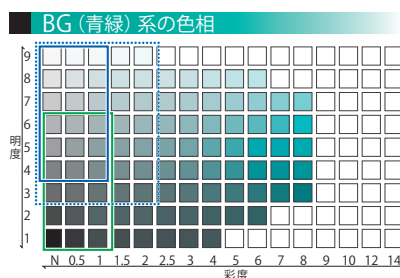
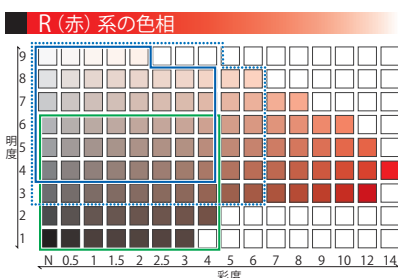
3 屋根色

品格ある雰囲気に配慮し、彩度を抑えたものとします。

ただし、建築物の外観上の全体的なバランスに配慮し、明るい(明度が高い)色彩を制限します。

基準の適用部位			色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色	高さ10メートル超の部分	0R～5Y	8超	2以下	
				4以上8以下	4以下	
		高さ10メートル以下の部分	上記以外	4以上	1以下	
			0R～5Y	8超	4以下	
				3以上8以下	6以下	
			上記以外	3以上	2以下	
補助色・強調色			できるだけ低層階で用いる			
建築物の屋根	屋根色	0R～5Y	6以下	4以下		
		上記以外		1以下		

※ 日よけ、雨よけ等を除く



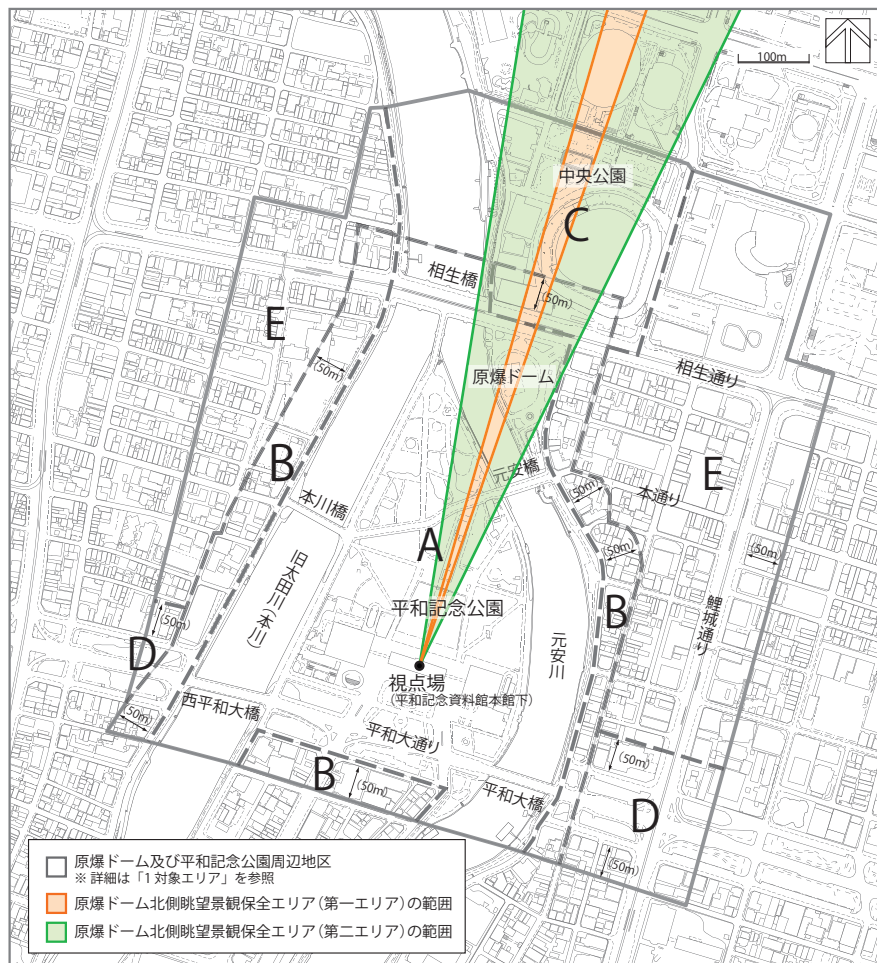
5 高さの最高限度の基準(A～C地区のみ)

対象物		高さの最高限度の基準(景観法第8条第4項第2号ロ)				
建築物・工作物	高さの最高限度	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア※1の範囲内の建築物及び工作物の各部分の高さ(標高による。))は、次の計算式により求めた数値以下とする。				
		<table><tr><td>原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)</td><td>$H=0.039390 \times L + 4.812$ [m]</td></tr><tr><td>原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)</td><td>$H=0.051192 \times L + 4.812$ [m]</td></tr></table>	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)	$H=0.039390 \times L + 4.812$ [m]	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)	$H=0.051192 \times L + 4.812$ [m]
		原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)	$H=0.039390 \times L + 4.812$ [m]			
原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)	$H=0.051192 \times L + 4.812$ [m]					
・ 建築物の各部分の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物を含む。 ・ 標高は、東京湾平均海面(T.P.)を基準面とする。 ・ Hは、建築物及び工作物の各部分の高さの最高限度とする。 ・ Lは、視点場から建築物及び工作物の各部分までの水平距離(m)で、次式により求める。 $L=\sqrt{[(x+178,364.302)^2+(y-26,246.794)^2]}$ (m) 但し、x、yは建築物及び工作物の各部分の座標とする。 ・ 座標は、平面直角座標系(平成14年国土交通省告示第9号)に規定する平面直角座標系第3系による。						

※1 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア：「第6章 5(1)ア」に示す建築物及び工作物の高さを制限する範囲。

注：次のいずれかに該当するものは適用除外とする。

- 現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものを増築又は改築する場合において、増築又は改築に係る部分が当該基準の範囲内であるもの。
- 現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものについて、現状の高さを増加させない範囲で外観を変更することとなる修繕又は模様替を行うもの。
- 市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるもの。



原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区と原爆ドーム北側眺望景観保全エリア

6 良好な景観の形成のための基準(A～C地区のみ)

対象物		良好な景観の形成のための基準(景観法第8条第4項第2号二)
建築物・工作物	照明装置	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア ^{※1} においては、レーザー光線やサーチライト等の照明装置で上空に向かって照射するなど、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿 ^{※2} に影響を及ぼすものは設置しない。

※1 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア：「第6章 5(1)ア」に示す建築物及び工作物の高さを制限する範囲。(範囲は「5 高さの最高限度の基準(A～C地区のみ)」に示す図を参照)

※2 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿：「第6章 3」に示す視点場を起点とし、南北軸を中心とした17度(水平方向の角度)の幅において、建築物等の眺望景観を阻害するものが何も見えない姿。

注：市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるものは適用除外とする。

形態意匠の基準による規制・誘導がない場合のイメージ

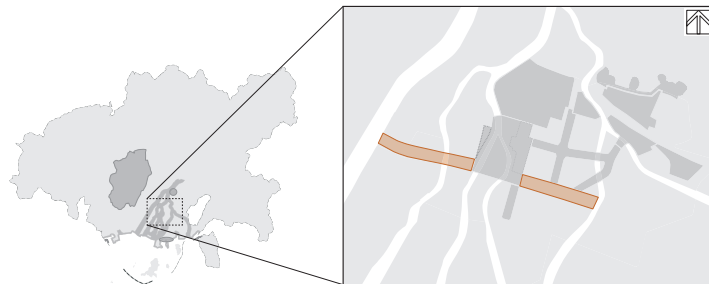
このスケッチは、景観計画の運用後、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づき改善されるイメージを示したもので、この地区の将来的な理想像を示すものではありません。また、あくまでイメージであり、電線類など実際とは異なります。



形態意匠の基準による規制・誘導イメージ

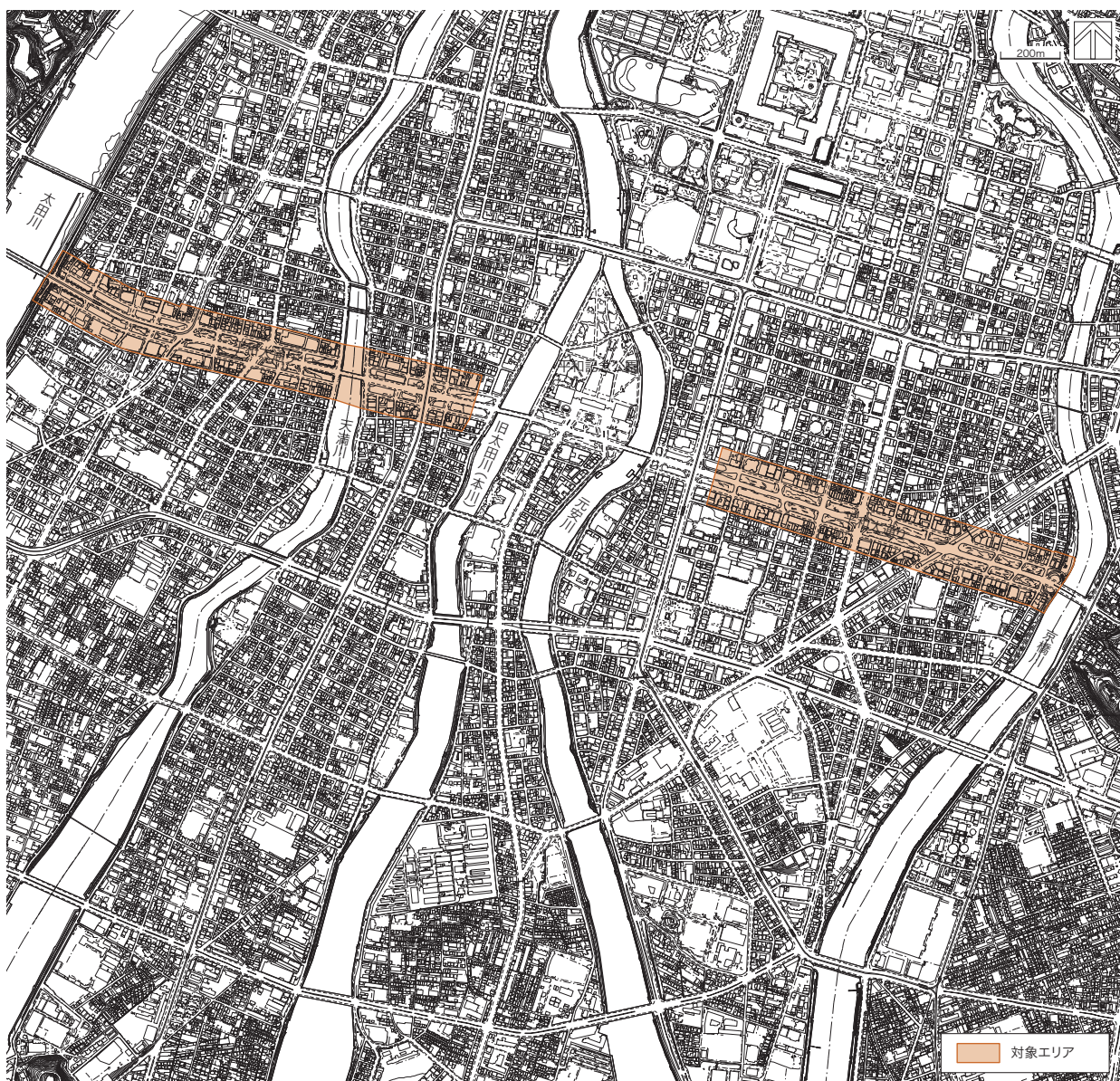


② 平和大通り沿道地区



1 対象エリア

平和大通り及び平和大通りの道路端から50メートル以内の区域(沿道街区の奥行きが50メートル以下の場合、当該街区までとし、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区のエリアと重複する部分を除きます。)を基本に、以下のとおりとします。



平和大通り沿道地区の位置図

2 景観形成の方針

平和大通りは、平和都市広島を代表するシンボリックな通りとして、平和記念公園の南北軸と直交する緑の都市軸を形成しています。

*供木運動により培われたこの緑は、多くの市民の平和への思いと復興の記憶と共に、次世代へ継承すべき大切な存在であり、これらの緑と沿道の街並みが調和した景観づくりを進める必要があります。

景 観 形 成 の 方 針	
戦災復興により整備された本市を代表する通りとして、緑と沿道の街並みの調和した景観を形成します。	
ア	平和大通りを通り方向に見通した場合の眺望に配慮して、*スカイラインの連続性を踏まえた良好な景観を形成します。
イ	外壁等の色彩については、本市を代表する通りにふさわしい質の高い景観を形成するとともに、にぎわいの創出により、楽しく美しい空間を演出するよう、高明度、低彩度色を基調としたものとします。
ウ	歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。
エ	壁面後退による歩行者空間と一体となった空間を創出し、店舗などの立地による*回遊性やにぎわい、楽しさの演出などによる良好な景観を形成します。
オ	景観に潤いを与えるため、敷地内緑化を進め、建築物等においては屋上緑化や壁面緑化に努めます。

3 届出対象行為

以下の行為について、届出が必要になります。

届出対象行為	種 類	規 模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの。ただし、橋りょうにあつては、橋台、橋脚、橋桁等の一の面について、色彩の変更に係る部分の面積が2分の1を超えるもの)	規模にかかわらず全て
工作物1〈表1〉の建設等		〈表2〉のとおり
工作物2〈表2〉の建設等		
工作物3〈表3〉の建設等		規模にかかわらず全て

注：工作物にあつては、屋外に設置するものに限る。

〈表1〉

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

〈表2〉

工作物2
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)
機械式自動車車庫(地上段数が2以上のものに限る。)
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)
自動販売機(*平和大通りに面する部分 ^{※1})に設置するもの全て)

〈表3〉

工作物3
*橋りょう(地区内の‘主な河川の部分’に架かるもの全て)

※1 平和大通りに面する部分：平和大通りから25メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

4 形態意匠の基準

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階
			敷地内緑化
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等
			塀、柵
	形状 材質 付帯設備		外観
			壁面分節化
			塔屋、屋上設備
			屋外階段
			仕上げ材質
			室外機、 壁面設備
			バルコニーの 洗濯物
			*ガラス面の広告
			テレビアンテナ等
	色彩の基準	基本	基本
			外壁 基調色※2

0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度2以下
 0R～5Yの色相：明度4以上8以下の場合、彩度4以下
 上記以外の色相：明度4以上、彩度1以下

外壁	色彩の基準	外壁	基調色	高さ10メートル以下の部分については、次の範囲からも用いることができるものとする。 0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度4以下 0R～5Yの色相：明度3以上8以下の場合、彩度6以下 上記以外の色相：明度3以上、彩度2以下
			補助色※3	補助色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は基調色等との調和に配慮するとともに、できるだけ低層階で用いるように努める。 0R～5Yの色相：彩度6以下 上記以外の色相：彩度2以下
			強調色※4	強調色を用いる場合は、その表現が過剰にならないよう配慮し、高さ10メートル以下の位置で用いるものとする。
			屋根色※5	屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度6以下、彩度4以下 上記以外の色相：明度6以下、彩度1以下 高さ10メートル以下の部分については、次の範囲からも用いることができるものとする。 0R～5Yの色相：明度7以下、彩度6以下 上記以外の色相：明度7以下、彩度2以下
		その他	工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。
工作物1・2・3	形態の基準	配置形状	共通	工作物の外観は、平和大通り、河川及び対岸からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
			携帯電話等 基地局アンテナ	できるだけ平和大通り、河川及び対岸から見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。
			時間貸し駐車場等	舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
			機械式自動車車庫	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
			擁壁	擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
			*橋りょう	*橋りょうの位置する河川の特性や平和大通り及び河岸からの見え方に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。
	色彩の基準		工作物 (日よけ、雨よけ等、 自動販売機及び*橋りょうを除く。)	建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、明度4未満の色彩も使用できるものとする。
			日よけ、 雨よけ等	地色※6の色彩は、落ち着いた色彩とし、次の範囲から用いるものとする。 また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 0R～5Yの色相：彩度8以下 上記以外の色相：彩度6以下

工作物 1・2・3	色彩の基準	自動販売機	自動販売機の外観は、次の色彩を基本とし、落ち着いたものとする。 また、複数の販売機を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 5Y7.5/1.5、N9
		*橋りょう	*橋りょうの位置する河川の特性や平和大通り及び河岸からの見え方に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。
	その他	工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。

※1 河川及び対岸：リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所での建築行為等に限る。

※2 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※3 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※4 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の各面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※5 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあつては防水措置に係る部分を除く。

※6 地色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

平和大通り沿道地区 の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

本市を代表する通りにふさわしい質の高い景観を形成するため、暖かく落ち着いた印象をもつ暖色系色相(0R～5Y)の低彩度色を基本とします。寒色系色相(0R～5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

さらに、明度が8を超え、一定の彩度を持つパステル調の色彩については、退色や汚れの影響を受けやすく、現況の街並みにおいてもほとんど用いられていないことから、基調色として用いることを制限します。

ただし、高さ10メートル以下の部分では、中遠景の品格と近景でのにぎわいに配慮して色彩の使用可能範囲を拡げています。

2 補助色

質の高い景観の形成と都市的なにぎわいの創出のバランスに配慮して色彩の使用可能範囲を拡げています。

3 強調色

使用可能色の範囲は定めませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいに配慮し、高さ10メートル以下で用いることとします。

4 屋根色

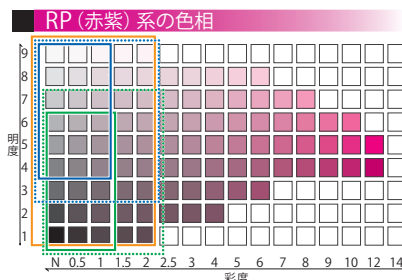
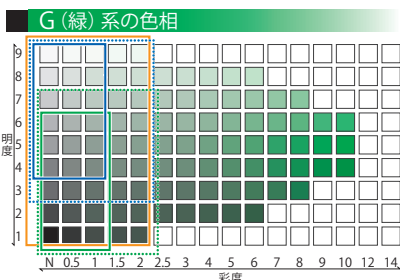
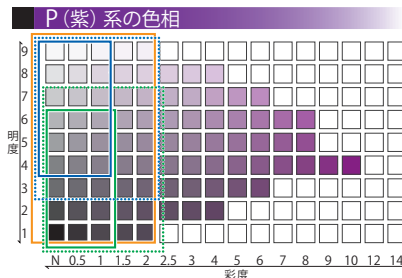
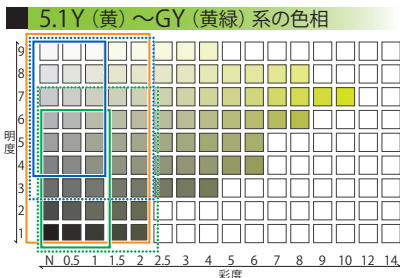
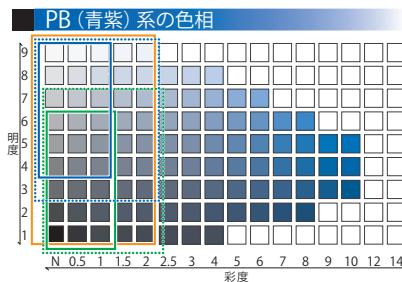
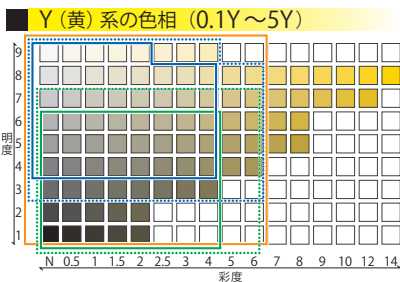
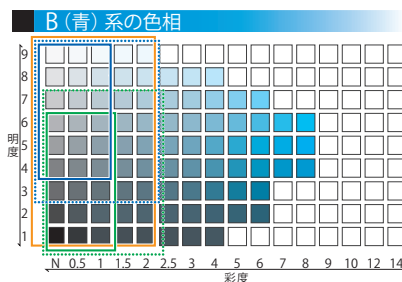
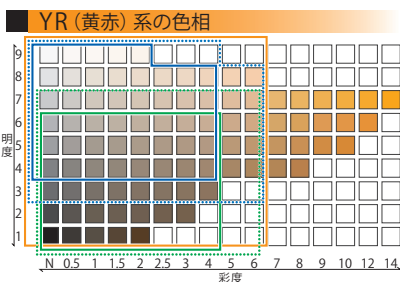
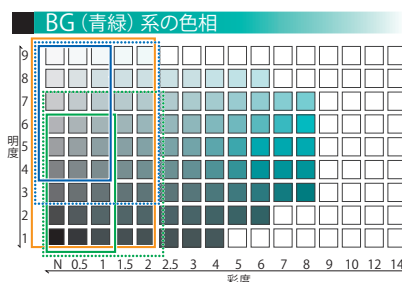
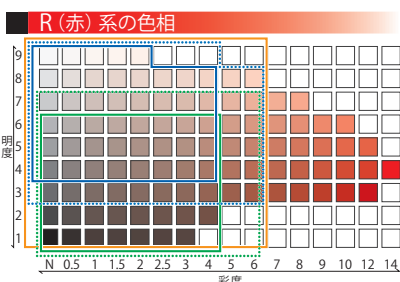
質の高い景観の形成に配慮し、彩度を抑えたものとします。

ただし、建築物の外観上の全体的なバランスに配慮し、明るい(明度が高い)色彩を制限します。

また、高さ10メートル以下の部分では、にぎわいの創出に配慮して色彩の使用可能範囲を拡げています。

基準の適用部位			色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色	高さ10メートル超の部分	0R～5Y	8超	2以下	
				4以上8以下	4以下	
		上記以外	4以上	1以下		
			高さ10メートル以下の部分	0R～5Y		8超
				3以上8以下	6以下	
		上記以外	3以上	2以下		
	補助色		0R～5Y	—		6以下
			上記以外			2以下
強調色			高さ10メートル以下の部分で用いる			
建築物の屋根	屋根色	高さ10メートル超の部分	0R～5Y	6以下	4以下	
			上記以外		1以下	
		高さ10メートル以下の部分	0R～5Y	7以下	6以下	
			上記以外		2以下	

※ 日よけ、雨よけ等、自動販売機及び* 橋りょうを除く



形態意匠の基準による規制・誘導がない場合のイメージ

このスケッチは、景観計画の運用後、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づき改善されるイメージを示したもので、この地区の将来的な理想像を示すものではありません。また、あくまでイメージであり、電線類など実際とは異なります。



形態意匠の基準による規制・誘導イメージ

*ガラス面の広告の表示制限

屋上広告物設置の制限

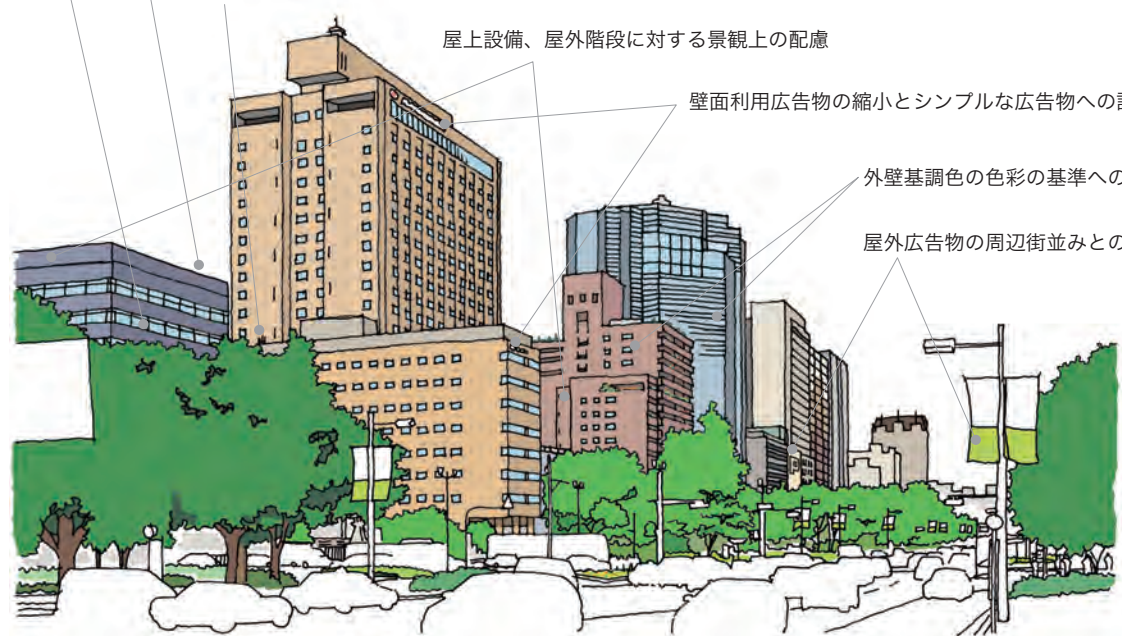
携帯電話等基地局アンテナの目立たない工夫

屋上設備、屋外階段に対する景観上の配慮

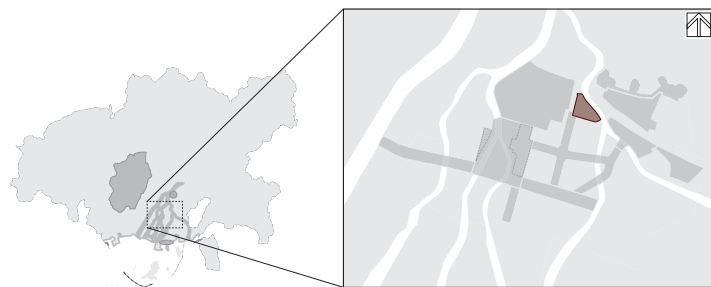
壁面利用広告物の縮小とシンプルな広告物への誘導

外壁基調色の色彩の基準への適合

屋外広告物の周辺街並みとの調和

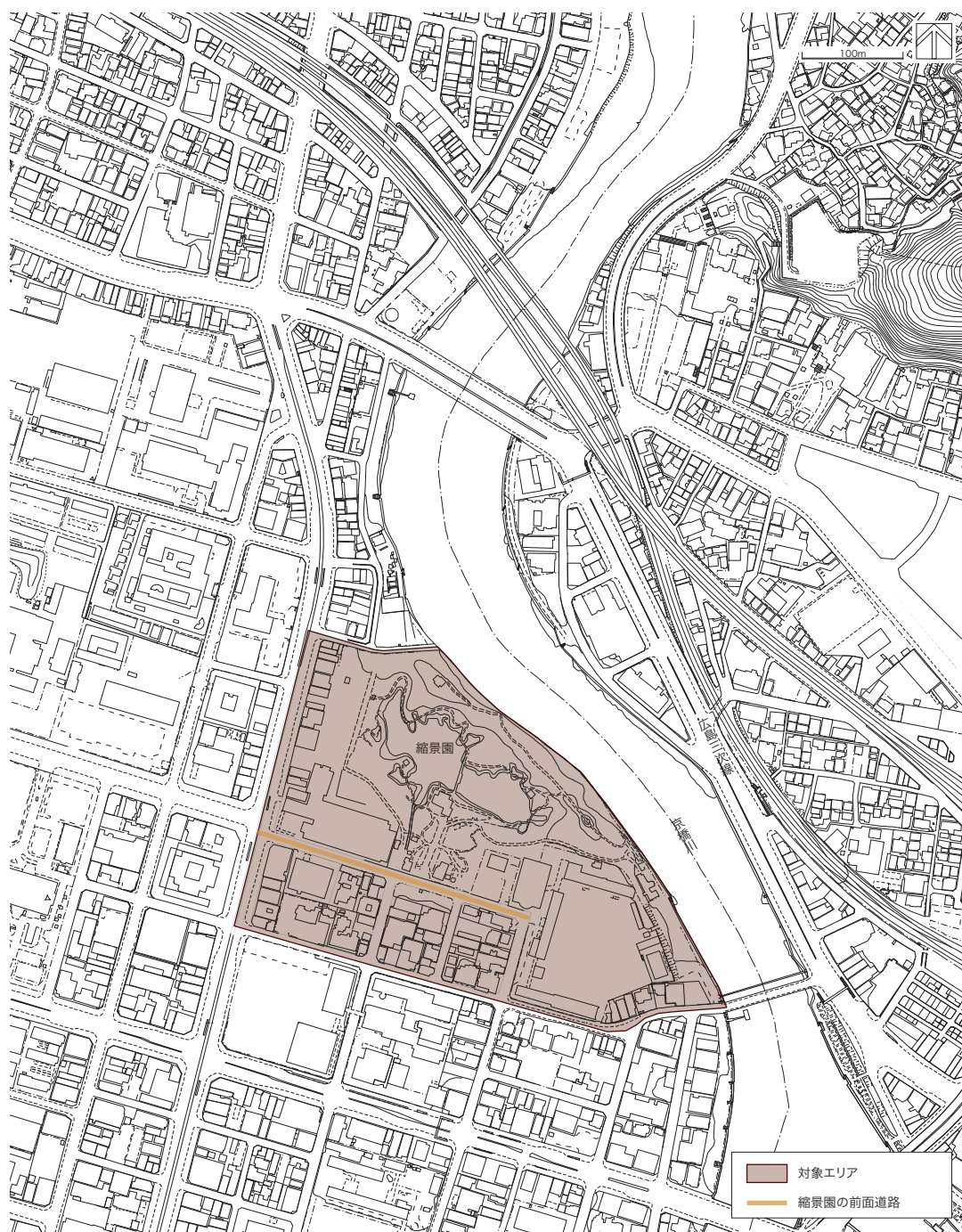


③ 縮景園周辺地区



1 対象エリア

縮景園とこれに隣接する民・公有地、これらの周辺道路、その周辺道路の南に接する一街区を基本に、以下のとおりとします。



縮景園周辺地区の位置図

2 景観形成の方針

縮景園は、元和(げんな)6年(1620年)に広島藩主浅野家の別邸の庭園として作庭され、昭和15年7月に国の名勝に指定された、本市を代表する由緒ある庭園です。

この縮景園は、日ごろの適切な維持管理により修景の保全が図られるとともに、*都心にありながら落ち着いた静寂なたたずまいが保持されており、近世の歴史と文化を今に伝える貴重な財産として、園内の視点場からの眺望に配慮するなど、歴史的・文化的なたたずまいと調和した景観づくりを進める必要があります。

景 観 形 成 の 方 針

縮景園のたたずまいと調和した良好な景観を形成します。

ア 縮景園からの眺望に配慮します。

イ 外壁等の色彩については、縮景園のたたずまいと調和したものとし、高明度、低彩度色を基調としたものとします。

ウ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、地区の雰囲気演出に努めます。

エ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化を進め、建築物等においては屋上緑化や壁面緑化に努めます。

3 届出対象行為

以下の行為について、届出が必要になります。

届出対象行為	種 類	規 模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの)	規模にかかわらず全て
工作物1〈表1〉の建設等		
工作物2〈表2〉の建設等		〈表2〉のとおり

注：工作物にあっては、屋外に設置するものに限る。

〈表1〉

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

〈表2〉

工作物2
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)
機械式自動車車庫(地上段数が2以上のものに限る。)
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)
自動販売機(*縮景園の前面道路に面する部分 ^{※1} に設置するもの全て)

※1 縮景園の前面道路に面する部分：縮景園の前面道路から25メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

4 形態意匠の基準

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)		
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階	快適な歩行者空間を演出するため、オープンスペースの確保に努め、壁面デザインを工夫する。	
			敷地内緑化	敷地内緑化をはじめ、屋上や壁面の緑化に努める。	
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。また、舗装面は周辺景観との調和を図る。	
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。	
	形状 材質 付帯設備		外観	縮景園、河川及び対岸 ^{*1} からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。	
			壁面分節化	大規模壁面は、その圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。	
			塔屋、屋上設備	*スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備は、その突出部分を最小限とし、建築物の主体部分と一体のデザインとする。	
			屋外階段	できるだけ縮景園、河川及び対岸から直接見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をする。	
			仕上げ材質	壁面等の仕上げ材は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。	
			室外機、 壁面設備	室外機は原則床置きとして、縮景園、河川及び対岸から見えない位置に設置し、地区内の通りからもできるだけ見えないよう工夫する。また、壁面設備も目立たない工夫をする。	
			バルコニーの 洗濯物	縮景園、河川及び対岸から、原則洗濯物等が見えないようにする。また、それ以外の場所からも、できるだけ見えないよう工夫する。	
			* ガラス面の広告	縮景園、河川及び対岸から見える位置には、周辺との調和を図り、外壁のガラス面の内側に公衆に向けた広告物を表示しないことを基本とする。それ以外の位置についても、原則、表示しないこととし、やむを得ず表示する場合は、沿道の街並みや建築物と調和するようデザインを工夫する。	
			テレビアンテナ等	できるだけ縮景園、河川及び対岸から見えない位置で、景観上影響の少ない位置に設置する。	
	色彩の基準		基本	高明度、低彩度色を基調とした色彩を採用し、縮景園のたたずまいと調和の図られたものとする。 なお、石材、木材等の素材感のある自然材料は、色彩の基準を適用しない。また、ガラス、金属板、太陽光発電用発電パネル等でマンセル表色系により色彩が表示できない場合については、高彩度色と認識されるものは使用しない。	
			外壁	基調色 ^{※2}	基調色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は周辺建築物や建築物全体の形態意匠と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度2以下 0R～5Yの色相：明度4以上8以下の場合、彩度4以下 上記以外の色相：明度4以上、彩度1以下
				補助色 ^{※3}	補助色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は基調色等との調和に配慮するとともに、できるだけ低層階で用いるように努める。 0R～5Yの色相：彩度6以下 上記以外の色相：彩度2以下
				強調色 ^{※4}	強調色を用いる場合は、その表現が過剰にならないよう配慮し、高さ10メートル以下の位置で用いるものとする。

建築物	色彩の基準		屋根色 ^{※5}	屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度6以下、彩度4以下 上記以外の色相：明度6以下、彩度1以下
	その他		工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。
工作物 1・2	形態の基準	配置形状	共通	工作物の外観は、縮景園、河川及び対岸からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
			携帯電話等 基地局アンテナ	できるだけ縮景園、河川及び対岸から見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。
			時間貸し駐車場等	舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
			機械式自動車車庫	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
			擁壁	擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
	色彩の基準		工作物 (日よけ、雨よけ等及び自動販売機を除く。)	建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、 <u>明度4未満</u> の色彩も使用できるものとする。
			日よけ、雨よけ等	地色 ^{※6} の色彩は、 <u>落ち着いた色彩</u> とし、次の範囲から用いるものとする。 また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 0R～5Yの色相：彩度8以下 上記以外の色相：彩度6以下
			自動販売機	自動販売機の外観は、次の色彩を基本とし、 <u>落ち着いたもの</u> とする。 <u>また、複数の販売機を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。</u> <u>5Y7.5/1.5、N9または0R～5Yの色相：明度4以下、彩度4以下</u> <u>ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合はこの限りでない。</u>
	その他		工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。

※1 河川及び対岸：リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所での建築行為等に限る。

※2 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※3 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※4 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※5 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあつては防水措置に係る部分を除く。

※6 地 色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

縮景園周辺地区 の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

縮景園の落ち着いた雰囲気と調和の図られた景観を形成するため、暖かく落ち着いた印象をもつ暖色系色相(0R～5Y)の低彩度色を基本とします。寒色系色相(0R～5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

さらに、明度が8を超え、一定の彩度を持つパステル調の色彩については、退色や汚れの影響を受けやすく、現況の街並みにおいてもほとんど用いられていないことから、基調色として用いることを制限します。

2 補助色

縮景園との調和に配慮しながらも、多様なデザインが行えるよう、色彩の使用可能範囲を拡げています。

3 強調色

使用可能色の範囲は定めませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいに配慮し、高さ10メートル以下で用いることとします。

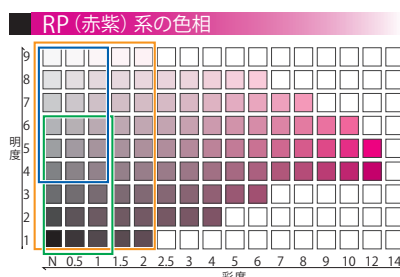
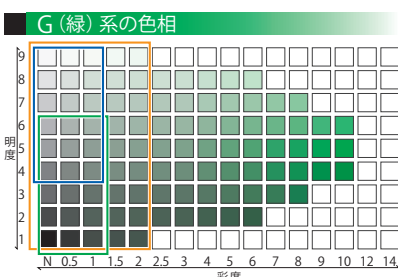
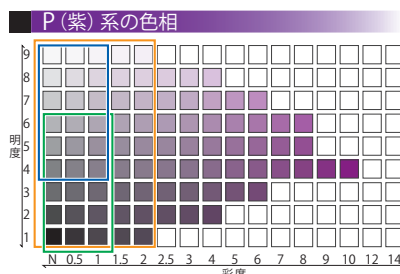
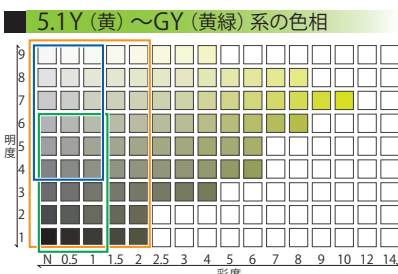
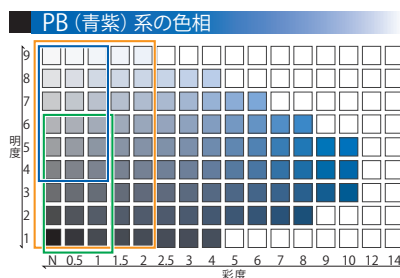
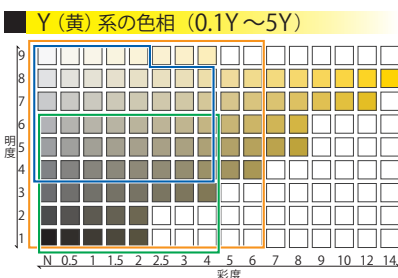
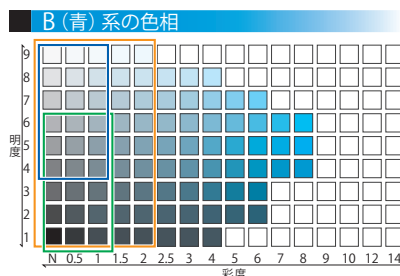
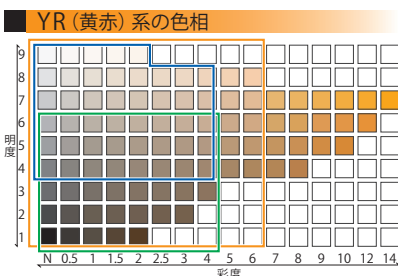
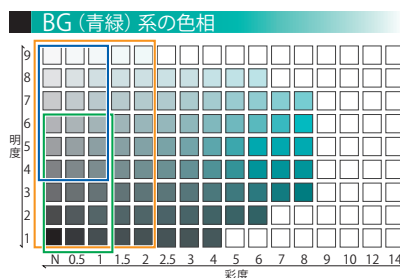
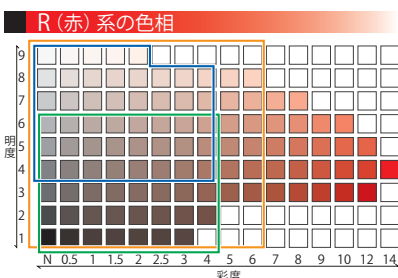
4 屋根色

縮景園との調和の図られた景観の形成に配慮し、彩度を抑えたものとします。

ただし、建築物の外観上の全体的なバランスに配慮し、明るい(明度が高い)色彩を制限します。

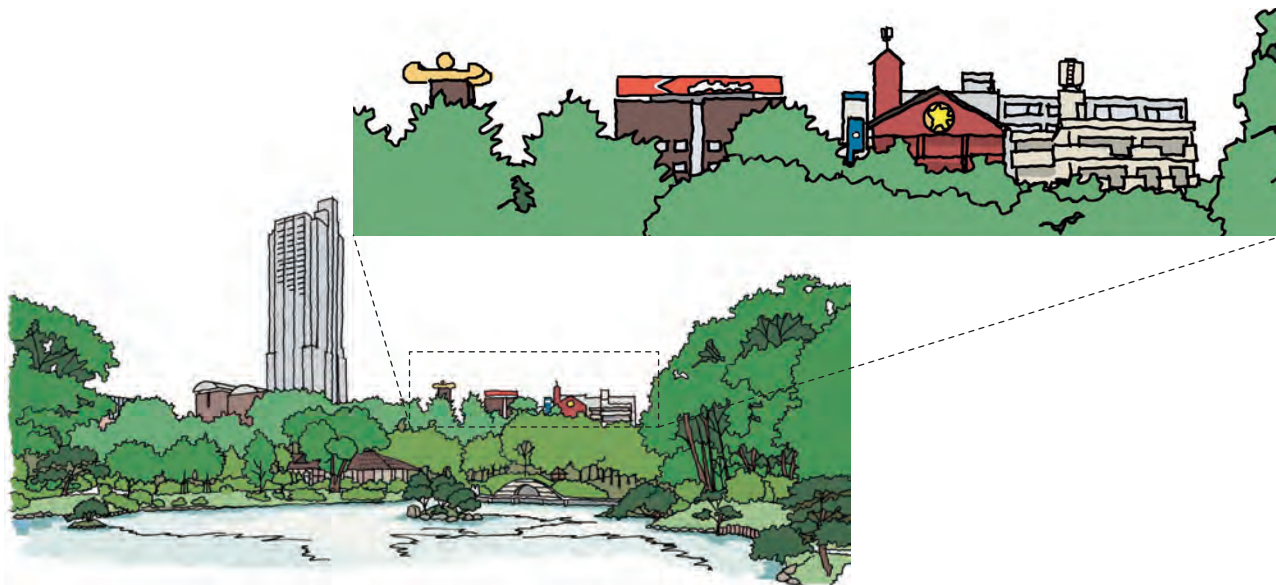
基準の適用部位		色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色	0R～5Y	8超	2以下	
			4以上8以下	4以下	
		上記以外	4以上	1以下	
	補助色	0R～5Y	—	6以下	
		上記以外		2以下	
	強調色	高さ10メートル以下の部分で用いる			
	建築物の屋根	屋根色	0R～5Y	6以下	4以下
上記以外			1以下		

※ 日よけ、雨よけ等及び自動販売機を除く



形態意匠の基準による規制・誘導がない場合のイメージ

このスケッチは、景観計画の運用後、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づき改善されるイメージを示したもので、この地区の将来的な理想像を示すものではありません。また、あくまでイメージであり、電線類など実際とは異なります。



形態意匠の基準による規制・誘導イメージ

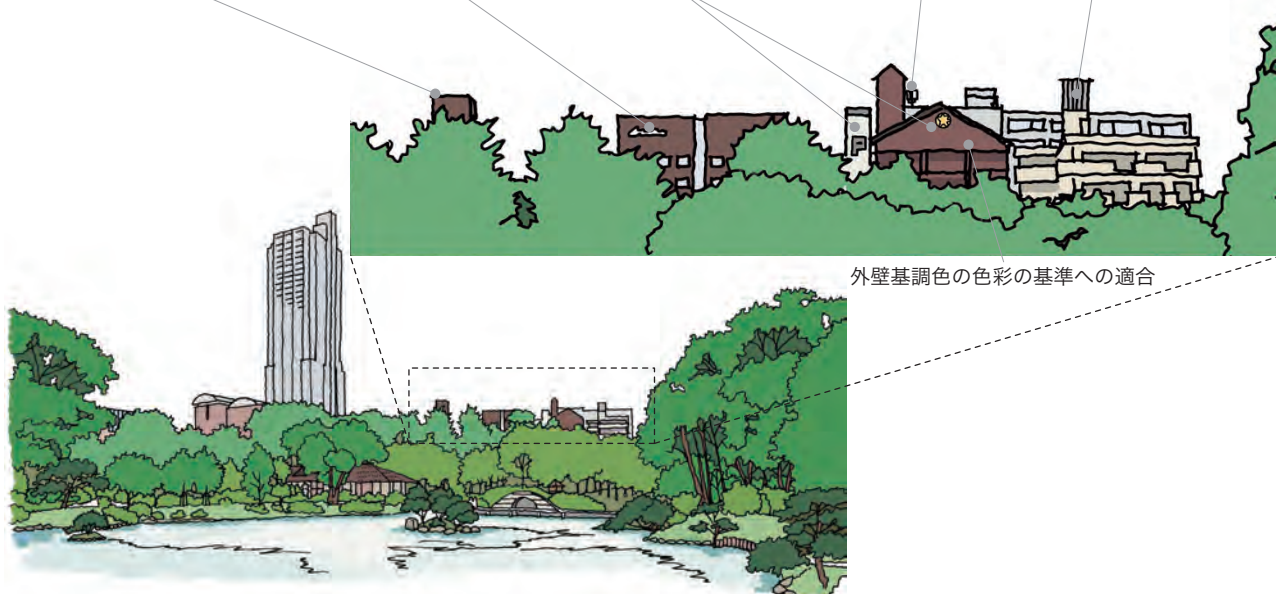
屋上広告物設置の制限とシンプルな広告物への誘導

携帯電話等基地局アンテナの目立たない工夫

外観の周辺街並みとの調和

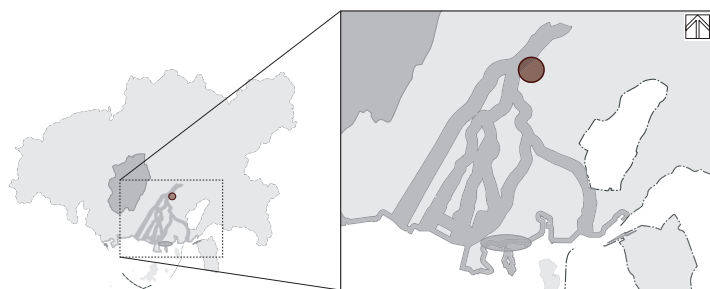
壁面利用広告物の縮小

屋上設備に対する景観上の配慮



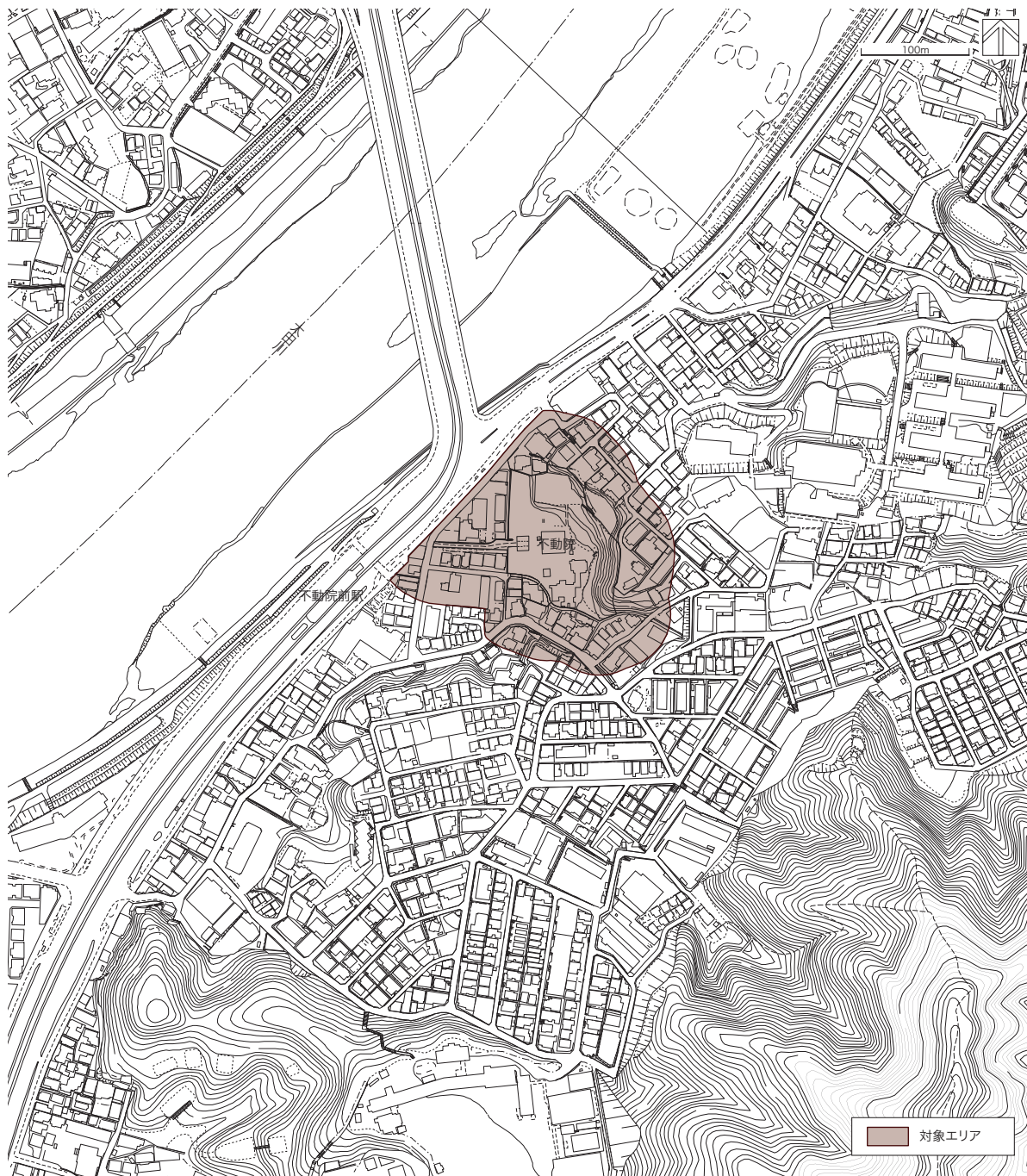
外壁基調色色彩の基準への適合

④ 不動院周辺地区



1 対象エリア

不動院とその周囲50メートル以内の区域を基本に、以下のとおりとします。



不動院周辺地区の位置図

2 景観形成の方針

不動院は、14世紀の中頃、足利尊氏が諸国に建てた安国寺の一つであり、境内には国宝の金堂をはじめ、国指定の重要文化財である楼門、鐘楼、木造薬師如来坐像などがあります。また、原子爆弾の投下による災禍を免れ、昔の栄華を今に留める貴重な歴史的建造物です。こうした不動院の有する歴史的・文化的価値を損なうことのないよう、不動院のたたずまいと調和した景観づくりを進める必要があります。

景 観 形 成 の 方 針

不動院のたたずまいと調和した良好な景観を形成します。

- ア 不動院から周辺市街地への眺望に配慮します。
- イ 外壁等の色彩については、不動院の歴史的建造物のたたずまいと調和したものとし、極端な低明度色を抑制し、低彩度色を基調としたものとします。
- ウ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、地区の雰囲気の演出に努めます。
- エ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化を進め、建築物等においては屋上緑化や壁面緑化に努めます。
- オ 平和記念資料館本館下の視点場から見た南北軸上の眺望景観に配慮します。

3 届出対象行為

以下の行為について、届出が必要になります。

届出対象行為	種 類	規 模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの)	規模にかかわらず全て
工作物1〈表1〉の建設等		
工作物2〈表2〉の建設等		〈表2〉のとおり

注：工作物にあっては、屋外に設置するものに限る。

〈表1〉

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

〈表2〉

工作物2
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)
機械式自動車車庫(地上段数が2以上のものに限る。)
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)
自動販売機(‘地区内全域’に設置するもの全て)

4 形態意匠の基準

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階
			敷地内緑化
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等
			塀、柵
		形状 材質 付帯設備	外観
			壁面分節化
			塔屋、屋上設備
			屋外階段
			仕上げ材質
			室外機、 壁面設備
			バルコニーの 洗濯物
			* ガラス面の広告
			テレビアンテナ等
	色彩の基準	基本	
		外壁	基調色※ ²
			補助色※ ³

建築物	色彩の基準	外壁	強調色※4	強調色を用いる場合は、その表現が過剰にならないよう配慮し、高さ7メートル以下の位置で用いるものとする。
			屋根色※5	屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度6以下、彩度4以下 上記以外の色相：明度6以下、彩度1以下
	その他	工事現場の仮囲い		工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。
工作物1・2	形態の基準	配置形状	共通	工作物の外観は、不動産、河川及び対岸からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
			携帯電話等 基地局アンテナ	できるだけ不動産、河川及び対岸から見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。
			時間貸し駐車場等	舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
			機械式自動車車庫	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
			擁壁	擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
	色彩の基準		工作物 (日よけ、雨よけ等及び自動販売機を除く。)	建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、<u>明度3未満</u>の色彩も使用できるものとする。
			日よけ、雨よけ等	地色※6の色彩は、<u>落ち着いた色彩</u>とし、次の範囲から用いるものとする。 また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 0R～5Yの色相：彩度8以下 上記以外の色相：彩度6以下
			自動販売機	自動販売機の外観は、次の色彩を基本とし、<u>落ち着いたもの</u>とする。 また、複数の販売機を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 5Y7.5/1.5、N9または0R～5Yの色相：明度4以下、彩度4以下 ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合はこの限りでない。
	その他		工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。

※1 河川及び対岸：リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所での建築行為等に限る。

※2 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※3 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※4 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※5 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあっては防水措置に係る部分を除く。

※6 地色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

不動産周辺地区 の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

歴史的建造物の落ち着いた雰囲気と調和の図られた景観を形成するため、暖かく落ち着いた印象をもつ暖色系色相(0R～5Y)の低彩度色を基本とします。寒色系色相(0R～5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

さらに、明度が8を超え、一定の彩度を持つパステル調の色彩については、退色や汚れの影響を受けやすく、現況の街並みにおいてもほとんど用いられていないことから、基調色として用いることを制限します。

ただし、高さ7メートル以下の部分では、歴史的建造物特有の深みのある色彩に配慮して、特に明度について色彩の使用可能範囲を拡げています。

2 補助色

歴史的建造物との調和に配慮しながらも、多様なデザインが行えるよう、色彩の使用可能範囲を拡げています。

3 強調色

使用可能色の範囲は定めていませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいに配慮し、高さ7メートル以下で用いることとします。

4 屋根色

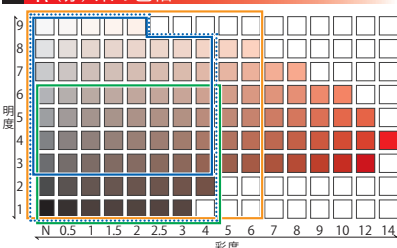
歴史的建造物との調和の図られた景観の形成に配慮し、彩度を抑えたものとします。

ただし、建築物の外観上の全体的なバランスに配慮し、明るい(明度が高い)色彩を制限します。

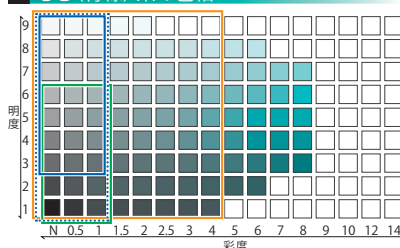
基準の適用部位			色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色	高さ7メートル超の部分	0R～5Y	8超	2以下	
				3以上8以下	4以下	
		上記以外	3以上	1以下		
		高さ7メートル超の部分	0R～5Y	8超		2以下
				8以下		4以下
			上記以外	—		1以下
	補助色	0R～5Y	—	6以下		
		上記以外		4以下		
強調色		高さ7メートル以下の部分で用いる				
建築物の屋根	屋根色	0R～5Y	6以下	4以下		
		上記以外		1以下		

※ 日よけ、雨よけ等及び自動販売機を除く

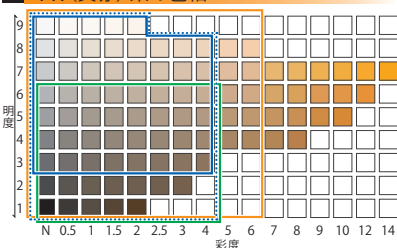
R(赤)系の色相



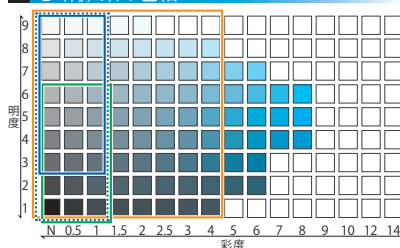
BG(青緑)系の色相



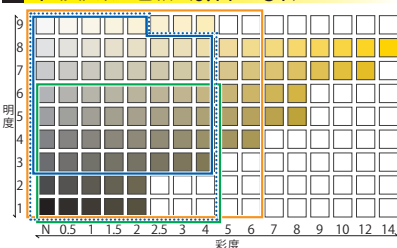
YR(黄赤)系の色相



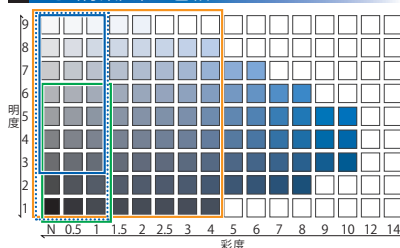
B(青)系の色相



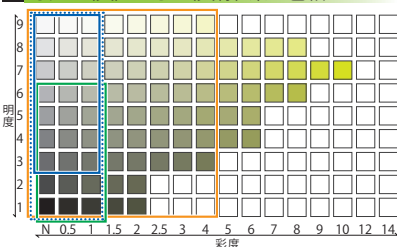
Y(黄)系の色相 (0.1Y～5Y)



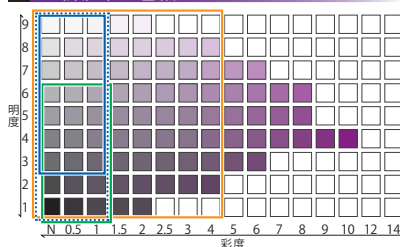
PB(青紫)系の色相



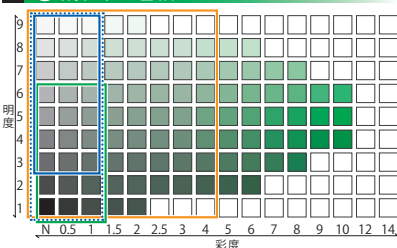
5.1Y(黄)～GY(黄緑)系の色相



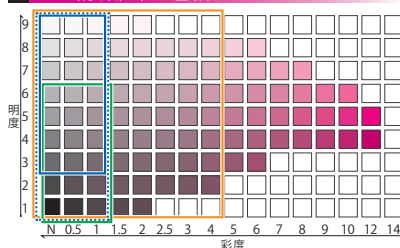
P(紫)系の色相



G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相



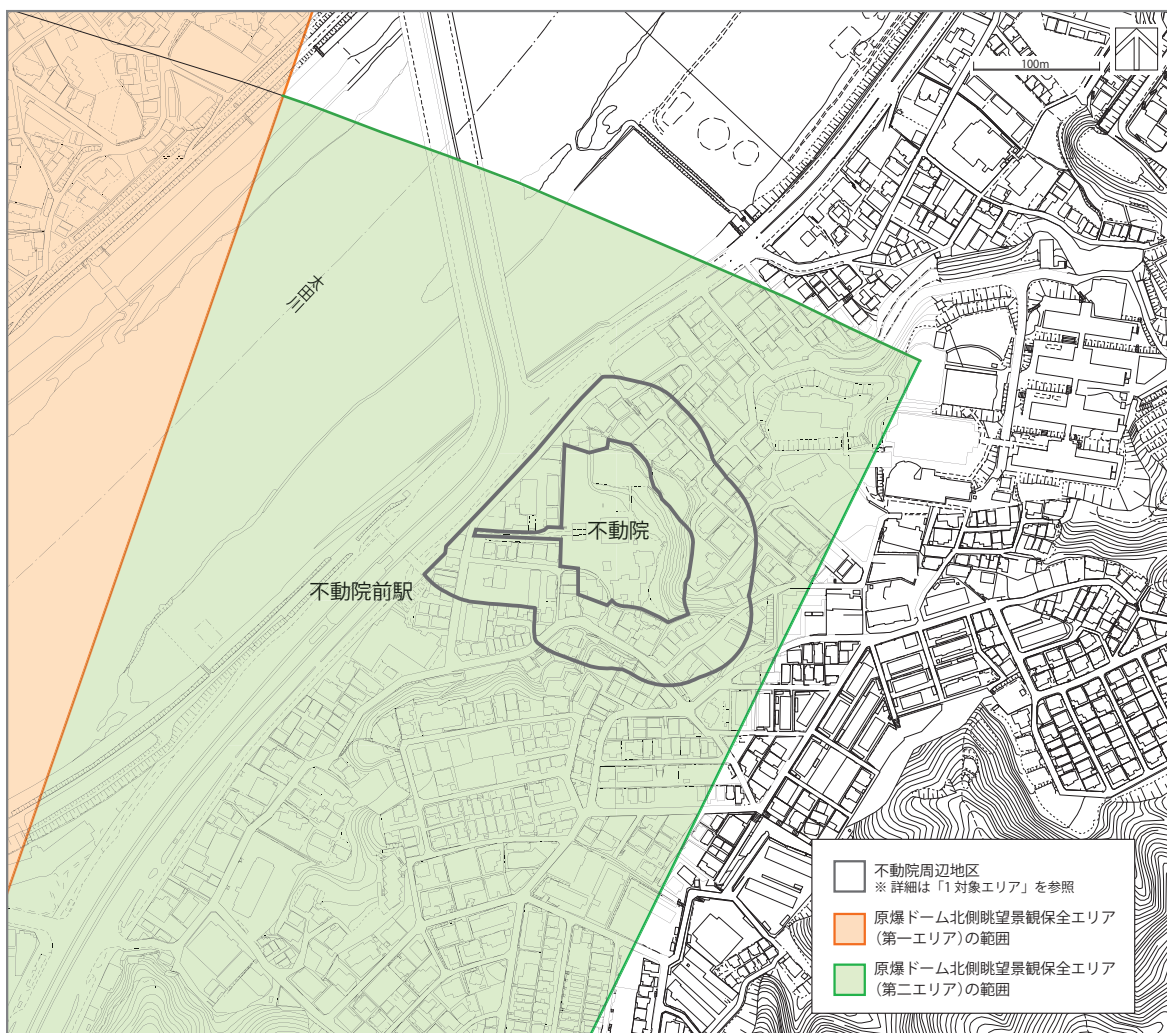
5 高さの最高限度の基準

対象物		高さの最高限度の基準(景観法第8条第4項第2号ロ)	
建築物・工作物	高さの最高限度	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア※ ¹ の範囲内の建築物及び工作物の各部分の高さ(標高による。)は、次の計算式により求めた数値以下とする。	
		原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)	$H=0.051192 \times L + 4.812$ [m]
		・ 建築物の各部分の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物を含む。 ・ 標高は、東京湾平均海面(T.P.)を基準面とする。 ・ Hは、建築物及び工作物の各部分の高さの最高限度とする。 ・ Lは、視点場から建築物及び工作物の各部分までの水平距離(m)で、次式により求める。 $L=\sqrt{[(x+178,364.302)^2+(y-26,246.794)^2]}$ (m) 但し、x、yは建築物及び工作物の各部分の座標とする。 ・ 座標は、平面直角座標系(平成14年国土交通省告示第9号)に規定する平面直角座標系第3系による。	

※1 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア：「第6章 5(1)ア」に示す建築物及び工作物の高さを制限する範囲。

注：次のいずれかに該当するものは適用除外とする。

- ・ 現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものを増築又は改築する場合において、増築又は改築に係る部分が当該基準の範囲内であるもの。
- ・ 現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものについて、現状の高さを増加させない範囲で外観を変更することとなる修繕又は模様替を行うもの。
- ・ 市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるもの。



不動院周辺地区と原爆ドーム北側眺望景観保全エリア

6 良好な景観の形成のための基準

対象物		良好な景観の形成のための基準(景観法第8条第4項第2号二)
建築物・工作物	照明装置	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア ^{※1} においては、レーザー光線やサーチライト等の照明装置で上空に向かって照射するなど、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿 ^{※2} に影響を及ぼすものは設置しない。

※1 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア：「第6章 5(1)ア」に示す建築物及び工作物の高さを制限する範囲。(範囲は「5 高さの最高限度の基準」に示す図を参照)

※2 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿：「第6章 3」に示す視点場を起点とし、南北軸を中心とした17度(水平方向の角度)の幅において、建築物等の眺望景観を阻害するものが何も見えない姿。

注：市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるものは適用除外とする。

形態意匠の基準による規制・誘導がない場合のイメージ

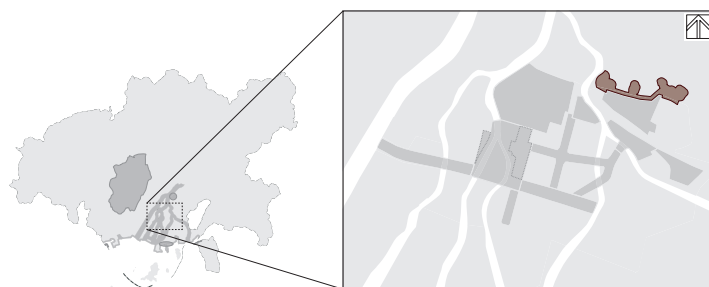
このスケッチは、景観計画の運用後、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づき改善されるイメージを示したもので、この地区の将来的な理想像を示すものではありません。また、あくまでイメージであり、電線類など実際とは異なります。



形態意匠の基準による規制・誘導イメージ

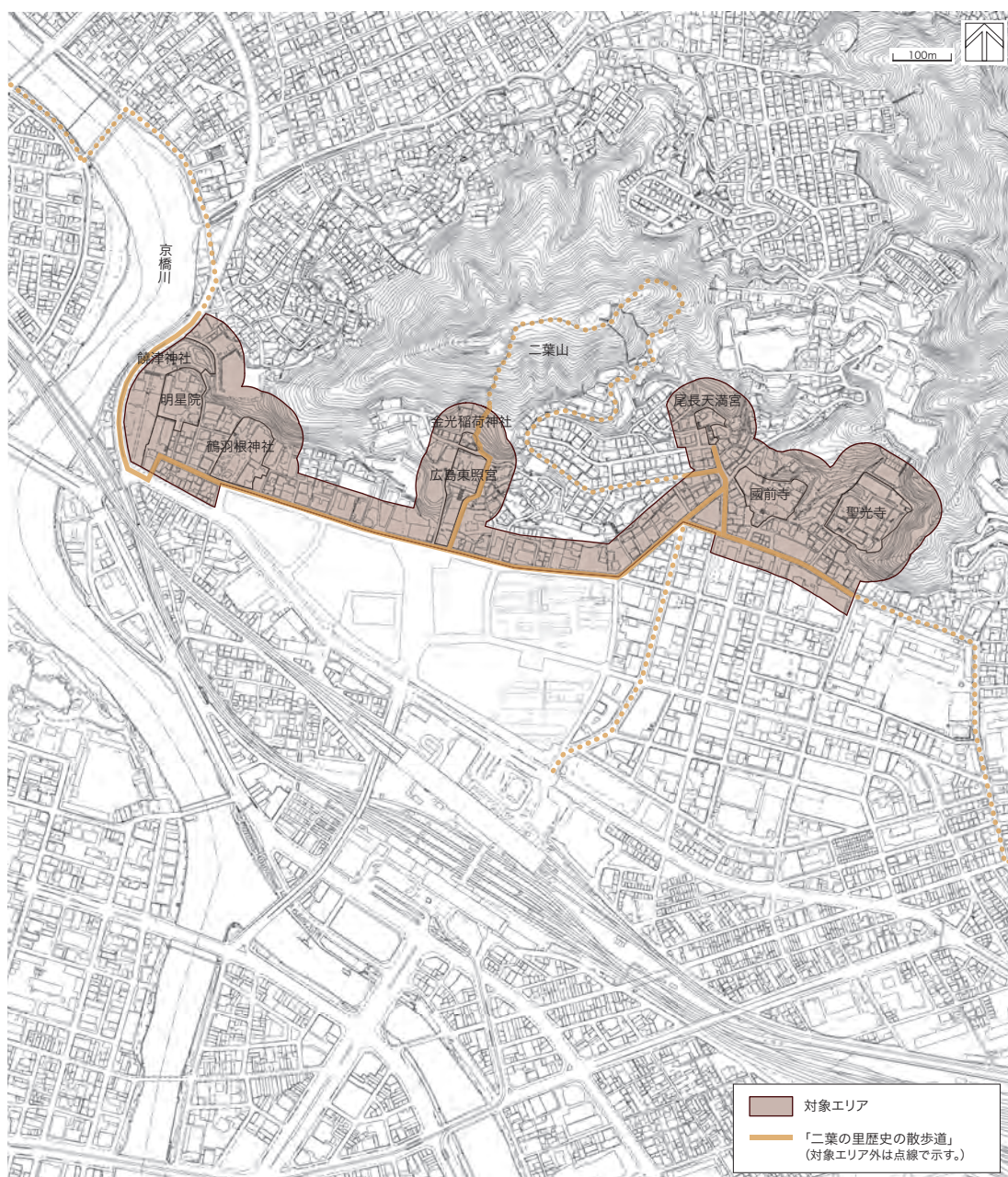


⑤ 広島東照宮・國前寺周辺地区



1 対象エリア

広島東照宮や國前寺のほか、饒津神社、明星院、鶴羽根神社、金光稲荷神社、尾長天満宮、聖光寺とこれらの敷地の周囲50メートル以内の区域、これらの神社・仏閣を結ぶ道路、さらにはその道路端から50メートル以内の区域(ただし、広島駅新幹線口地区のエリアと重複する部分を除きます。)を基本に、以下のとおりとします。



広島東照宮・國前寺周辺地区の位置図

2 景観形成の方針

当地区内の「*二葉の里歴史の散歩道」沿道には、慶安元年(1648年)に、当時の広島藩主浅野光晟(みつあきら)公(浅野家第四代)により、広島城の鬼門(東北)の方向に当たる二葉山(ふたばやま)の山ろくに造営された広島東照宮や、暦応3年(1340年)に暁忍寺として建立され、明暦2年(1656年)に名称を現在のものに改めた國前寺など、国や市の重要文化財となっている神社・仏閣が多く存在し、特に近世城下町として栄えた広島の当時をしのばせています。

「*二葉の里歴史の散歩道」については、ボランティアガイドなどの市民活動も活発であり、これらの歴史的資源を生かし、由緒あるたたずまいの街並みと調和した景観づくりを進める必要があります。

景 観 形 成 の 方 針

広島東照宮や國前寺などの歴史的建造物群により醸し出される雰囲気と調和した良好な景観を形成します。

ア 「*二葉の里歴史の散歩道」を通り方向に見通した場合や、沿道の街並みを二葉山を背景に見上げたときの眺望に配慮します。

イ 外壁等の色彩については、「*二葉の里歴史の散歩道」沿いの歴史的建造物群のたたずまいと調和したものとし、極端な低明度色を抑制し、低彩度色を基調としたものとします。

ウ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、地区の雰囲気の演出に努めます。

エ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化を進め、建築物等においては屋上緑化や壁面緑化に努めます。

3 届出対象行為

以下の行為について、届出が必要になります。

届出対象行為	種 類	規 模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの)	規模にかかわらず全て
工作物1〈表1〉の建設等		
工作物2〈表2〉の建設等		〈表2〉のとおり

注：工作物にあっては、屋外に設置するものに限る。

〈表1〉

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

〈表2〉

工作物2
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)
機械式自動車車庫(地上段数が2以上のものに限る。)
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)
自動販売機(「*二葉の里歴史の散歩道」に面する部分 ^{※1} に設置するもの全て)

※1「*二葉の里歴史の散歩道」に面する部分：「*二葉の里歴史の散歩道」から25メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

4 形態意匠の基準

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階
			敷地内緑化
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等
			塀、柵
	形状 材質 付帯設備		外観
			壁面分節化
			塔屋、屋上設備
			屋外階段
			仕上げ材質
			室外機、 壁面設備
			バルコニーの 洗濯物
			* ガラス面の広告
			テレビアンテナ等
	色彩の基準	外壁	基本
			基調色 ^{※2}
			補助色 ^{※3}

建築物	色彩の基準	外壁	強調色※4	強調色を用いる場合は、その表現が過剰にならないよう配慮し、高さ10メートル以下の位置で用いるものとする。
			屋根色※5	屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度6以下、彩度4以下 上記以外の色相：明度6以下、彩度1以下
	その他	工事現場の仮囲い		工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。
工作物1・2	形態の基準 配置形状	共通		工作物の外観は、地区内の神社・仏閣、「*二葉の里歴史の散歩道」、河川及び対岸からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
		携帯電話等 基地局アンテナ		できるだけ地区内の神社・仏閣、「*二葉の里歴史の散歩道」、河川及び対岸から見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。
		時間貸し駐車場等		舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
		機械式自動車車庫		できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
		擁壁		擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
		塀、柵		周辺景観との調和を図る。
	色彩の基準	工作物 (日よけ、雨よけ等及び自動販売機を除く。)		建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、<u>明度3未満</u>の色彩も使用できるものとする。
		日よけ、雨よけ等		地色※6の色彩は、落ち着いた色彩とし、次の範囲から用いるものとする。 また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 0R～5Yの色相：彩度8以下 上記以外の色相：彩度6以下
		自動販売機		自動販売機の外観は、次の色彩を基本とし、落ち着いたものとする。 また、複数の販売機を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 5Y7.5/1.5、N9または0R～5Yの色相：明度4以下、彩度4以下 ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合はこの限りでない。
	その他	工事現場の仮囲い		工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。

※1 河川及び対岸：リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所での建築行為等に限る。

※2 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※3 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※4 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※5 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあっては防水措置に係る部分を除く。

※6 地色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

広島東照宮・國前寺周辺地区 の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

「*二葉の里歴史の散歩道」沿いの歴史的建造物群の落ち着いた雰囲気と調和の図られた景観を形成するため、暖かく落ち着いた印象をもつ暖色系色相(0R～5Y)の低彩度色を基本とします。寒色系色相(0R～5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

さらに、明度が8を超え、一定の彩度を持つパステル調の色彩については、退色や汚れの影響を受けやすく、現況の街並みにおいてもほとんど用いられていないことから、基調色として用いることを制限します。

ただし、高さ10メートル以下の部分では、歴史的建造物特有の深みのある色彩に配慮して、特に明度について色彩の使用可能範囲を拡げています。

2 補助色

歴史的建造物群との調和に配慮しながらも、多様なデザインが行えるよう、色彩の使用可能範囲を拡げています。

3 強調色

使用可能色の範囲は定めませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいに配慮し、高さ10メートル以下で用いることとします。

4 屋根色

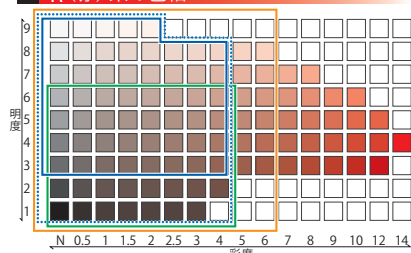
歴史的建造物群との調和の図られた景観の形成に配慮し、彩度を抑えたものとします。

ただし、建築物の外観上の全体的なバランスに配慮し、明るい(明度が高い)色彩を制限します。

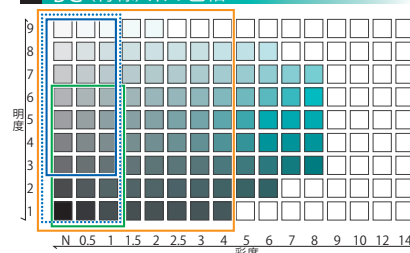
基準の適用部位			色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色	高さ10メートル超の部分	0R～5Y	8超	2以下	
				3以上8以下	4以下	
		高さ10メートル以下の部分	上記以外	3以上	1以下	
			0R～5Y	8超	2以下	
				8以下	4以下	
			上記以外	－	1以下	
	補助色	0R～5Y		－	6以下	
		上記以外	4以下			
強調色		高さ10メートル以下の部分で用いる				
建築物の屋根	屋根色	0R～5Y	6以下	4以下		
		上記以外		1以下		

※ 日よけ、雨よけ等及び自動販売機を除く

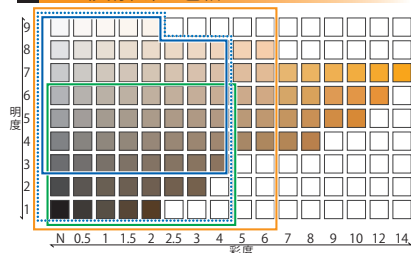
R(赤)系の色相



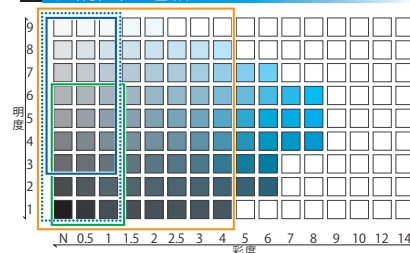
BG(青緑)系の色相



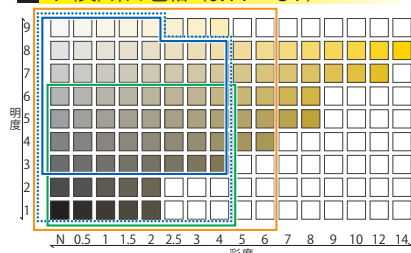
YR(黄赤)系の色相



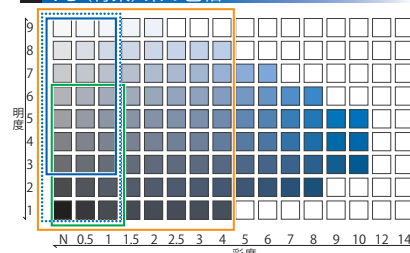
B(青)系の色相



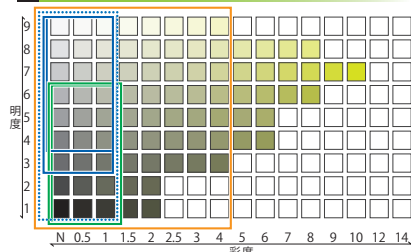
Y(黄)系の色相 (0.1Y～5Y)



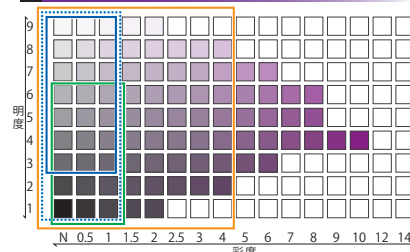
PB(青紫)系の色相



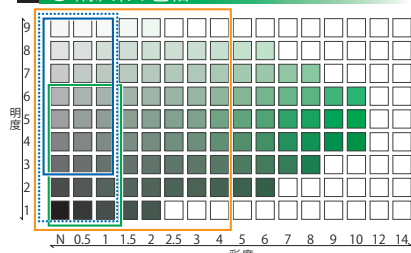
5.1Y(黄)～GY(黄緑)系の色相



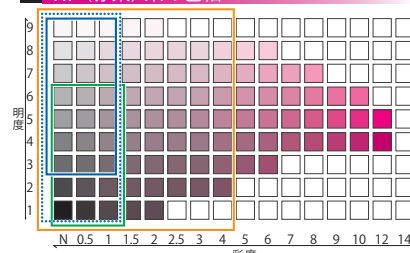
P(紫)系の色相



G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相

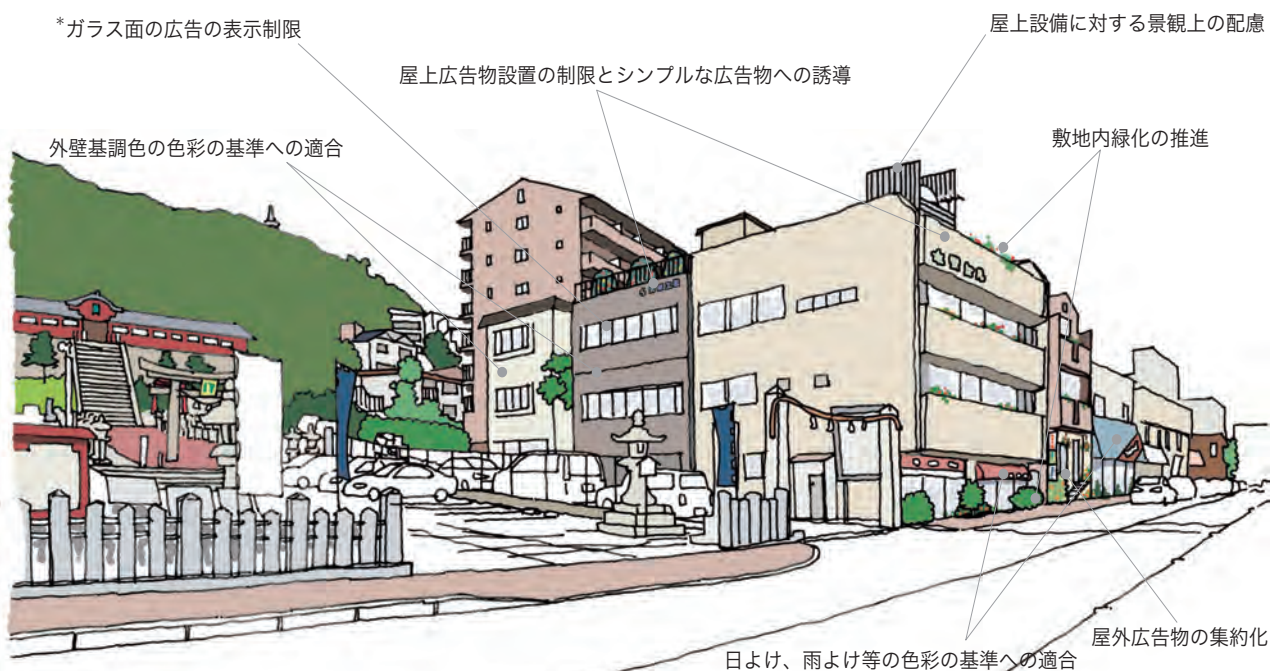


形態意匠の基準による規制・誘導がない場合のイメージ

このスケッチは、景観計画の運用後、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づき改善されるイメージを示したもので、この地区の将来的な理想像を示すものではありません。また、あくまでイメージであり、電線類など実際とは異なります。



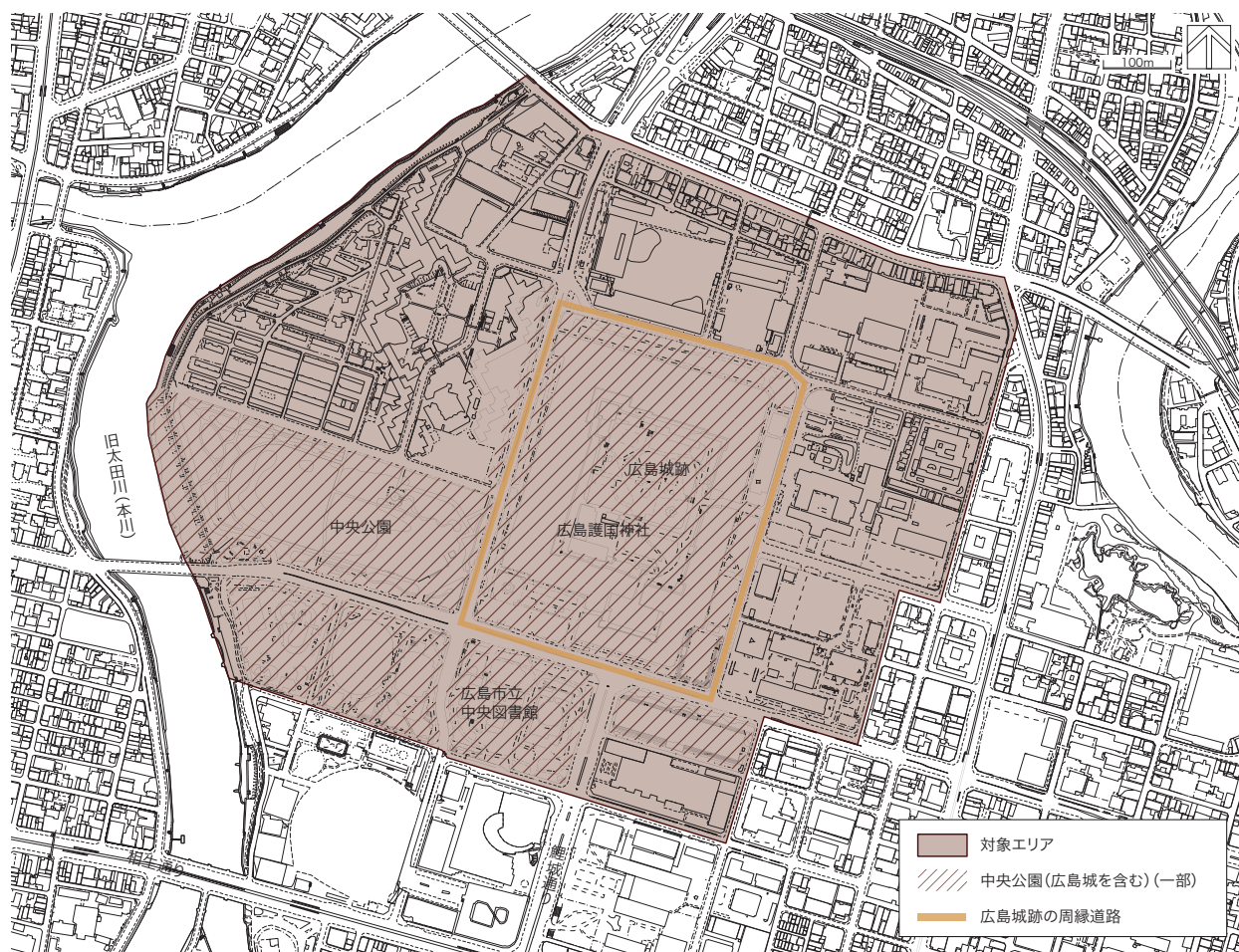
形態意匠の基準による規制・誘導イメージ



⑥ 広島城・中央公園地区

1 対象エリア

広島城跡(堀等を含みます。)から北は城北通り、西は太田川までの区域、東は広島城跡の周辺道路端から一街区の区域、南は中央公園の区域(ただし、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区のエリアと重複する部分を除きます。)及び広島市民病院の敷地を基本に、以下のとおりとします。



広島城・中央公園地区の位置図

2 景観形成の方針

毛利輝元の築城により、慶長4年(1599年)に落成した広島城は、明治7年の火災により本丸、三の丸等が焼失し、大天守、中・裏御門、二の丸等が残っていましたが、昭和20年8月6日原子爆弾の投下によりすべての建物が倒壊、焼失しました。

その後、昭和28年に城跡が国の史跡指定を受け、また、昭和33年には天守閣が復元され、現在では本市の貴重な観光資源の一つとなっています。

この広島城を含む中央公園は、平和記念公園と道路を隔てて接し、*都心に位置する緑あふれる憩いの空間として多くの市民や観光客に親しまれるとともに、園内には、図書館や美術館、県立総合体育館などの教育・文化・スポーツ施設が立地しています。

こうした*都心に立地する多様な*都市機能と公園の持つ緑のオアシス機能が調和した美しい景観づくりを進める必要があります。

景 観 形 成 の 方 針

*都心に立地する多様な*都市機能と公園の持つ緑のオアシス機能が調和した景観を形成します。

ア 広島城・中央公園周辺の既成市街地においては、広島城及び広島城跡への眺望に配慮します。

イ 平和記念資料館本館、原爆死没者慰霊碑、原爆ドームを結ぶ南北軸の延長線上及びその周辺のエリアは、原爆ドームの背景としての平和記念公園からの見え方や、中央公園との連続性に配慮します。

ウ 外壁等の色彩については、広島城及び広島城跡のたたずまいと調和したものとし、高明度、低彩度を基調としたものとします。

エ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、地区の雰囲気演出に努めます。

オ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化を進め、建築物等においては屋上緑化や壁面緑化に努めます。

カ 平和記念資料館本館下の視点場から見た南北軸上の眺望景観に配慮します。

3 届出対象行為

以下の行為について、届出が必要になります。

届出対象行為	種 類	規 模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの)	(1)高さ13メートル(‘幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地又は当該地区内の主な河川に面する部分 ^{※1} ’に係る建築物等)にあっては、高さ7メートルを超えるもの (2)建築(築造)面積が1,000平方メートルを超えるもの (3)原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいて、建築物の屋上部分に設置する工作物で、工作物の下端の標高が「5 高さの最高限度の基準」に定める高さから13m減じた高さを超えるものにあっては、規模にかかわらず全て
工作物1〈表1〉の建設等		
工作物2〈表2〉の建設等		〈表2〉のとおり

注：工作物にあっては、屋外に設置するものに限る。

注：原爆ドーム北側眺望景観保全エリアは「5 高さの最高限度の基準」に示す図を参照。

〈表1〉

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

〈表2〉

工作物2
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)
機械式自動車庫(地上段数が2以上のものに限る。)
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)
自動販売機(‘中央公園(広島城を含む)の区域内、及び広島城跡の周縁道路に面する部分 ^{※2} ’に設置するもの全て)

※1 主な河川に面する部分：主な河川から50メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

※2 広島城跡の周縁道路に面する部分：広島城跡の周縁道路から25メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

4 形態意匠の基準

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階
			敷地内緑化
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等
			塀、柵
	形状 材質 付帯設備	外観	広島城、広島城跡の背景として、または河川、対岸 ^{※1} 及び平和記念公園からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
			壁面分節化
			塔屋、屋上設備
			屋外階段
			仕上げ材質
			室外機、 壁面設備
			バルコニーの 洗濯物
			* ガラス面の広告
			テレビアンテナ等
	色彩の基準	基本	基本
			基調色 ^{※2}
			補助色 ^{※3}
			強調色 ^{※4}

建築物	色彩の基準		屋根色※5	屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度6以下、彩度4以下 上記以外の色相：明度6以下、彩度1以下
	その他		工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。
工作物1・2	形態の基準	配置形状	共通	工作物の外観は、 <u>広島城、広島城跡の背景として、または河川及び対岸からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。</u>
			携帯電話等 基地局アンテナ	できるだけ広島城、広島城跡の背景として、または河川及び対岸から見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。
			時間貸し駐車場等	舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
			機械式自動車車庫	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
			擁壁	擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
	色彩の基準		工作物 (日よけ、雨よけ等及び自動販売機を除く。)	建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、 <u>明度4未満</u> の色彩も使用できるものとする。
			日よけ、雨よけ等	地色※6の色彩は、 <u>落ち着いた色彩とし、次の範囲から用いるものとする。</u> また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 0R～5Yの色相：彩度8以下 上記以外の色相：彩度6以下
			自動販売機	自動販売機の外観は、次の色彩を基本とし、落ち着いたものとする。 <u>また、複数の販売機を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。</u> <u>5Y7.5/1.5、N9または0R～5Yの色相：明度4以下、彩度4以下</u> ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合はこの限りでない。
	その他		工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。

※1 河川及び対岸：リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所での建築行為等に限る。

※2 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※3 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※4 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※5 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあっては防水措置に係る部分を除く。

※6 地色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注1：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

注2：「3 届出対象行為」に示す建築物の建築等及び工作物1の建設等に係る規模で(3)に該当するもののうち、(1)又は(2)に該当しないものについては、形態意匠の基準の適用外です。

広島城・中央公園地区 の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

広島城及び広島城跡の落ち着いた雰囲気と調和の図られた景観を形成するため、暖かく落ち着いた印象をもつ暖色系色相(0R～5Y)の低彩度色を基本とします。寒色系色相(0R～5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

さらに、明度が8を超え、一定の彩度を持つパステル調の色彩については、退色や汚れの影響を受けやすく、現況の街並みにおいてほとんど用いられていないことから、基調色として用いることを制限します。

2 補助色

広島城及び広島城跡との調和の図られた景観の形成と商業地に隣接する地区としてのにぎわいの創出のバランスに配慮して色彩の使用可能範囲を広げています。

3 強調色

使用可能色の範囲は定めませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいに配慮し、高さ10メートル以下で用いることとします。

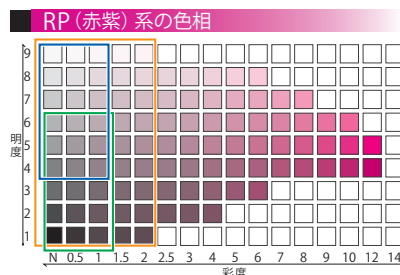
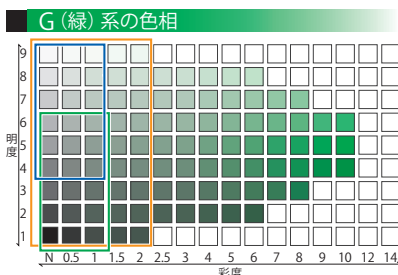
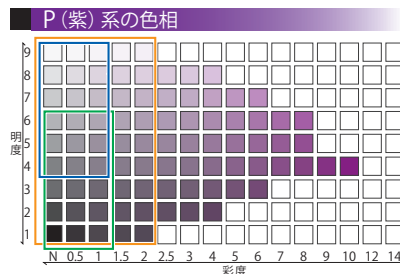
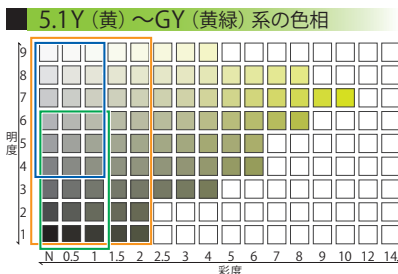
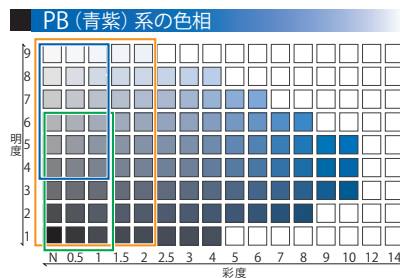
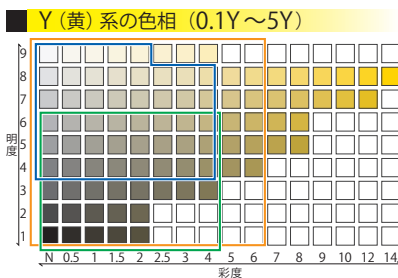
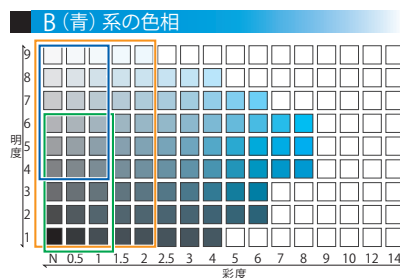
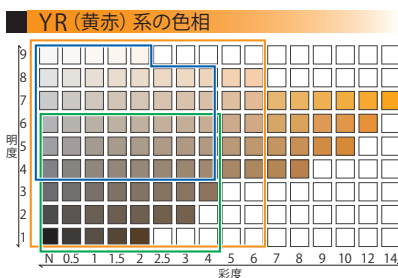
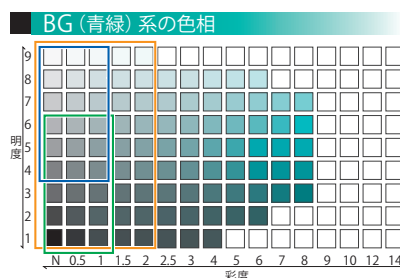
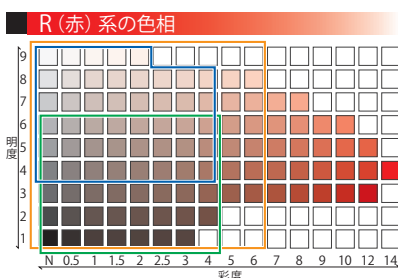
4 屋根色

広島城及び広島城跡との調和の図られた景観の形成に配慮し、彩度を抑えたものとします。

ただし、建築物の外観上の全体的なバランスに配慮し、明るい(明度が高い)色彩を制限します。

基準の適用部位		色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色	0R～5Y	8超	2以下	
			4以上8以下	4以下	
	補助色	0R～5Y	4以上	1以下	
				6以下	
建築物の外壁 工作物※の外観	強調色	上記以外	—	2以下	
				6以下	
建築物の屋根	屋根色	0R～5Y	6以下	4以下	
		上記以外		1以下	

※ 日よけ、雨よけ等及び自動販売機を除く



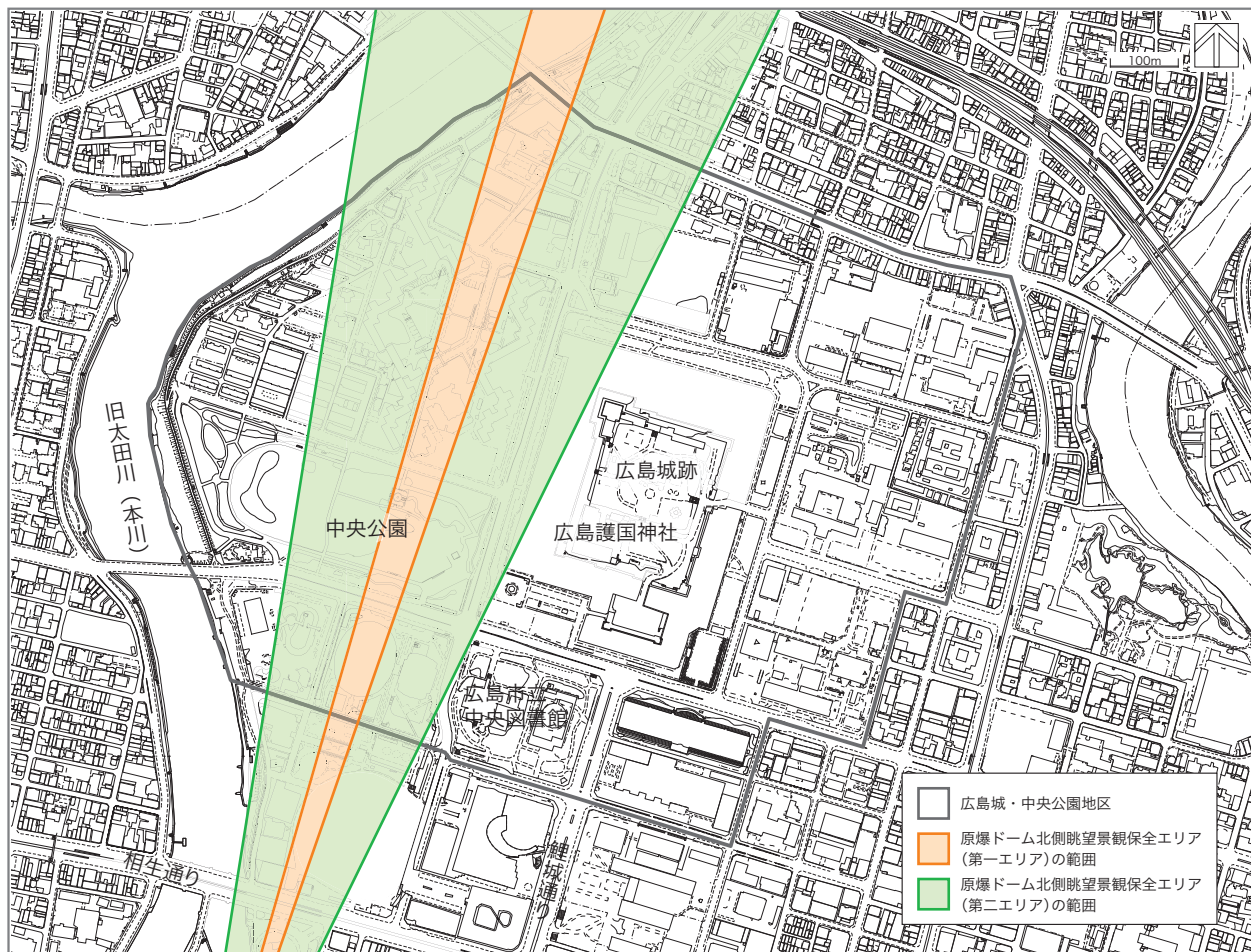
5 高さの最高限度の基準

対象物		高さの最高限度の基準(景観法第8条第4項第2号ロ)				
建築物・工作物	高さの最高限度	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア ^{※1} の範囲内の建築物及び工作物の各部分の高さ(標高による。))は、次の計算式により求めた数値以下とする。				
		<table><tr><td>原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)</td><td>$H=0.039390 \times L + 4.812$ [m]</td></tr><tr><td>原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)</td><td>$H=0.051192 \times L + 4.812$ [m]</td></tr></table>	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)	$H=0.039390 \times L + 4.812$ [m]	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)	$H=0.051192 \times L + 4.812$ [m]
		原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)	$H=0.039390 \times L + 4.812$ [m]			
原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)	$H=0.051192 \times L + 4.812$ [m]					
- 建築物の各部分の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物を含む。 - 標高は、東京湾平均海面(T.P.)を基準面とする。 - Hは、建築物及び工作物の各部分の高さの最高限度とする。 - Lは、視点場から建築物及び工作物の各部分までの水平距離(m)で、次式により求める。 $L=\sqrt{[(x+178,364.302)^2+(y-26,246.794)^2]}$ (m) 但し、x、yは建築物及び工作物の各部分の座標とする。 - 座標は、平面直角座標系(平成14年国土交通省告示第9号)に規定する平面直角座標系第3系による。						

※1 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア：「第6章 5(1)ア」に示す建築物及び工作物の高さを制限する範囲。

注：次のいずれかに該当するものは適用除外とする。

- 現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものを増築又は改築する場合において、増築又は改築に係る部分が当該基準の範囲内であるもの。
- 現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものについて、現状の高さを増加させない範囲で外観を変更することとなる修繕又は模様替を行うもの。
- 市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるもの。



広島城・中央公園地区と原爆ドーム北側眺望景観保全エリア

6 良好な景観の形成のための基準

対象物		良好な景観の形成のための基準(景観法第8条第4項第2号二)
建築物・工作物	照明装置	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア ^{※1} においては、レーザー光線やサーチライト等の照明装置で上空に向かって照射するなど、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿 ^{※2} に影響を及ぼすものは設置しない。

※1 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア：「第6章 5(1)ア」に示す建築物及び工作物の高さを制限する範囲。(範囲は「5 高さの最高限度の基準」に示す図を参照)

※2 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿：「第6章 3」に示す視点場を起点とし、南北軸を中心とした17度(水平方向の角度)の幅において、建築物等の眺望景観を阻害するものが何も見えない姿。

注：市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるものは適用除外とする。

形態意匠の基準による規制・誘導がない場合のイメージ

このスケッチは、景観計画の運用後、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づき改善されるイメージを示したもので、この地区の将来的な理想像を示すものではありません。また、あくまでイメージであり、電線類など実際とは異なります。



形態意匠の基準による規制・誘導イメージ

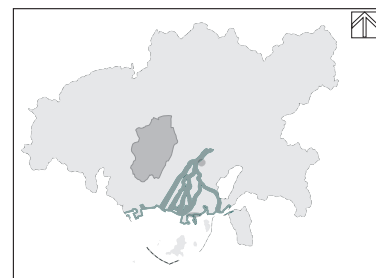
屋上広告物設置の制限とシンプルな広告物への誘導

外壁基調色、強調色の色彩の基準への適合

屋上設備に対する
景観上の配慮



⑦ リバーフロント・シーフロント地区



1 対象エリア

市街地内の主要河川の区域及び護岸から200メートル以内の区域を中心とし、*広島港色彩計画の対象である佐伯区、南区、安芸区の港湾沿いの区域やこの区域に隣接する八幡川の一部を加えた区域(ただし、他の景観計画重点地区のエリアと重複する部分を除きます。)を基本に、以下のとおりとします。

また、*広島港色彩計画の対象区域と重複する部分を、シーフロント地区とし、それ以外の区域をリバーフロント地区とします。



リバーフロント・シーフロント地区の位置図

2 景観形成の方針

デルタ市街地を流れる太田川の派川をはじめとする河川や海辺は、その美しさから眺望の対象であるとともに、身近に憩い楽しめる場所です。

また、古くから舟運に利用され*雁木が整備されるなど、人々の生活に密着した空間であるとともに、都市内のオープンスペースなどの多様な機能を持っており、「*水の都ひろしま」のブランドイメージを構築する上で重要な要素となっています。

特に、戦後復興の過程で整備された河岸緑地は、美しい河川空間を演出し景観を特徴づけています。

太田川や瀬戸内海の自然環境を生かし、潤いや安らぎ、にぎわいを創出する水辺の景観づくりを進める必要があります。

景 観 形 成 の 方 針

美しく整備された河岸緑地や遠くまで見通せる空間の特性を生かし、「*水の都ひろしま」にふさわしい、潤いや安らぎ、にぎわいを創出する景観を形成します。

ア 河川やその対岸又は海からの眺望に配慮します。

イ 外壁等の色彩については、河岸緑地の緑等周辺景観や遠景の山並みと調和したものとし、高明度、低彩度色を基調としたものとします。

ウ 水辺空間へのアクセス向上や水辺を楽しむことのできる空間の創出などにより、水辺空間の利活用を推進します。

エ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化を進め、建築物等においては屋上緑化や壁面緑化に努めます。

オ 平和記念資料館本館下の視点場から見た南北軸上の眺望景観に配慮します。

3 届出対象行為

以下の行為について、届出が必要になります。

届出対象行為	種 類	規 模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの。ただし、橋りょうにあっては、橋台、橋脚、橋桁等の一の面について、色彩の変更に係る部分の面積が2分の1を超えるもの)	(1)高さ13メートル(‘幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地又は当該地区内の主な河川若しくは港湾に面する部分 ^{*1} ’に係る建築物等)にあっては、高さ7メートルを超えるもの
工作物1〈表1〉の建設等		(2)建築(築造)面積が1,000平方メートルを超えるもの (3)原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいて、建築物の屋上部分に設置する工作物で、工作物の下端の標高が「5 高さの最高限度の基準」に定める高さから13m減じた高さを超えるものにあっては、規模にかかわらず全て
工作物2〈表2〉の建設等		〈表2〉のとおり
工作物3〈表3〉の建設等		規模にかかわらず全て

注：工作物にあっては、屋外に設置するものに限る。

注：原爆ドーム北側眺望景観保全エリアは「5 高さの最高限度の基準」に示す図を参照。

〈表1〉

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

〈表2〉

工作物2
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)(※)
機械式自動車車庫(地上段数が2以上のものに限る。)(※)
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの(※)
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの(※)
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)(※)

※ ‘主な河川又は港湾に面する部分’に設けるものに限る。

〈表3〉

工作物3
*橋りょう(地区内の‘主な河川又は港湾の部分’に架かるもの全て)

※1 主な河川又は港湾に面する部分：主な河川又は港湾から50メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

4 形態意匠の基準

(1) リバーフロント地区

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)	
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階	快適な歩行者空間を演出するため、オープンスペースの確保に努め、壁面デザインを工夫する。 <u>河岸緑地に接する場所では、空地を河岸緑地と一体感を持たせるように整備するとともに、敷地内に河岸や河岸緑地に直接アクセスできるように歩行者通路やピロティなどを設けるなどの工夫をする。</u>
			敷地内緑化	敷地内緑化をはじめ、屋上や壁面の緑化に努める。
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。また、舗装面は周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
	形状 材質 付帯設備	外観	<u>河川及び対岸からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。</u>	
		壁面分節化	大規模壁面は、その圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。	
		塔屋、屋上設備	*スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備は、その突出部分を最小限とし、建築物の主体部分と一体のデザインとする。	
		屋外階段	できるだけ <u>河川及び対岸</u> から直接見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をする。	
		仕上げ材質	壁面等の仕上げ材は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。	
		室外機、 壁面設備	室外機は原則床置きとして、 <u>河川及び対岸</u> から見えない位置に設置し、 <u>地区内の通り</u> からもできるだけ見えないよう工夫する。また、壁面設備も目立たない工夫をする。	
		バルコニーの 洗濯物	<u>河川及び対岸</u> から、原則洗濯物等が見えないようにする。また、 <u>地区内の通り</u> からも、できるだけ見えないよう工夫する。	
		*ガラス面の広告	<u>河川及び対岸</u> から見える位置には、周辺との調和を図り、外壁のガラス面の内側に公衆に向けた広告物を表示しないことを基本とする。 <u>地区内の通り</u> から見える位置についても、原則、表示しないこととし、やむを得ず表示する場合は、沿道の街並みや建築物と調和するようデザインを工夫する。	
	テレビアンテナ等	できるだけ <u>河川及び対岸</u> から見えない位置で、景観上影響の少ない位置に設置する。		
	色彩の基準	基本		高明度、低彩度色を基調とした色彩を採用し、河岸緑地などの緑等周辺の環境と調和したものとする。 なお、石材、木材等の素材感のある自然材料は、色彩の基準を適用しない。また、ガラス、金属板、太陽光発電用発電パネル等でマンセル表色系により色彩が表示できない場合については、高彩度色と認識されるものは使用しない。
		外壁	基調色※ ¹	基調色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は周辺建築物や建築物全体の形態意匠と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度2以下 0R～5Yの色相：明度4以上8以下の場合、彩度4以下 上記以外の色相：明度4以上、彩度1以下
			補助色※ ²	‘ <u>主な河川に面する部分</u> ※ ³ ’における補助色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は基調色等との調和に配慮するとともに、基調色の色彩基準を超える色彩を用いる場合は、できるだけ低層階で用いるよう努める。 0R～5Yの色相：彩度6以下 上記以外の色相：彩度2以下

建築物	色彩の基準	外壁	強調色※4	強調色は、基調色等との調和に配慮するとともに、基調色、補助色の色彩の基準を超える色彩を用いる場合は、できるだけ低層階で用いるものとする。 ‘主な河川に面する部分’において強調色を用いる場合は、その表現が過剰にならないよう配慮し、高さ10メートル以下の位置で用いるものとする。
			屋根色※5	屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度6以下、彩度4以下 上記以外の色相：明度6以下、彩度1以下
	その他	工事現場の仮囲い		工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める
工作物1・2・3	形態の基準 配置形状	共通		工作物の外観は、河川及び対岸からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
		携帯電話等 基地局アンテナ		河川及び対岸から見えない位置に設置し、できるだけそれ以外の場所から見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。
		時間貸し駐車場等		舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
		機械式自動車車庫		できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
		擁壁		擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
		塀、柵		周辺景観との調和を図る。
		*橋りょう		*橋りょうの位置する河川の特性や河岸からの見え方に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。
	色彩の基準	工作物 (日よけ、雨よけ等及び*橋りょうを除く。)		建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、<u>明度4未満</u>の色彩も使用できるものとする。
		日よけ、雨よけ等		地色※6の色彩は、落ち着いた色彩とし、次の範囲から用いるものとする。 また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 0R～5Yの色相：彩度8以下 上記以外の色相：彩度6以下
		*橋りょう		*橋りょうの位置する河川の特性や河岸からの見え方に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。
	その他	工事現場の仮囲い		工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める

※1 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※2 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※3 主な河川に面する部分：主な河川から50メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

※4 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※5 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあっては防水措置に係る部分を除く。

※6 地色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注1：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

注2：「3 届出対象行為」に示す建築物の建築等及び工作物1の建設等に係る規模で(3)に該当するもののうち、(1)又は(2)に該当しないものについては、形態意匠の基準の適用外です。

リバーフロント・シーフロント地区 (リバーフロント地区) の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

河岸緑地などの周辺景観との調和に配慮し、暖かく落ち着いた印象をもつ暖色系色相(0R~5Y)の低彩度色を基本とします。寒色系色相(0R~5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

さらに、明度が8を超え、一定の彩度を持つパステル調の色彩については、退色や汚れの影響を受けやすく、現況の街並みにおいてもほとんど用いられていないことから、基調色として用いることを制限します。

2 補助色

‘主な河川に面する部分’は、河岸緑地などの周辺景観との調和と水辺のにぎわいの創出のバランスに配慮して色彩の使用可能範囲を拡げています。

‘主な河川に面する部分’以外は、使用可能色の範囲は定めませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいに配慮し、基調色の基準を超える色彩を用いる場合には、できるだけ低層階で用いるものとします。

3 強調色

使用可能色の範囲は定めませんが、‘主な河川に面する部分’は、中遠景の品格と近景でのにぎわいに配慮し、高さ10メートル以下で用いることとします。

また、‘主な河川に面する部分’以外でも、できるだけ低層階で用いることとします。

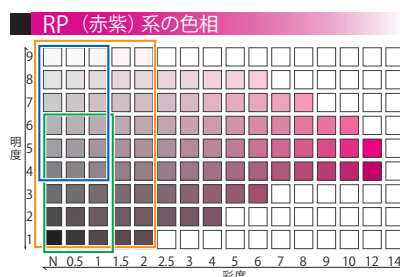
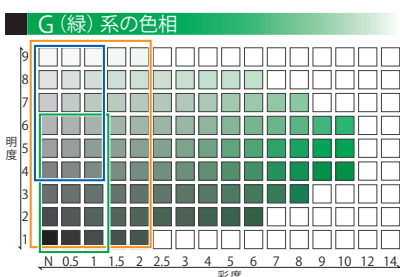
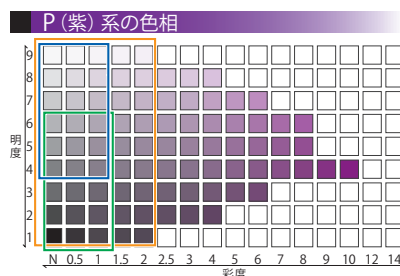
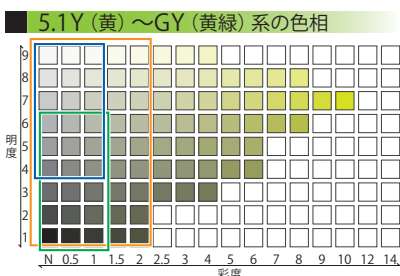
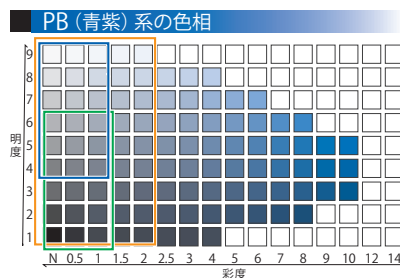
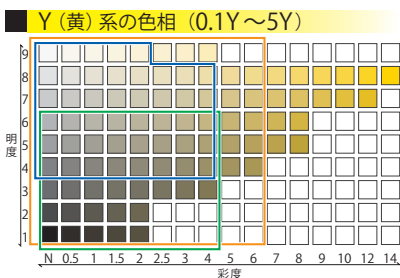
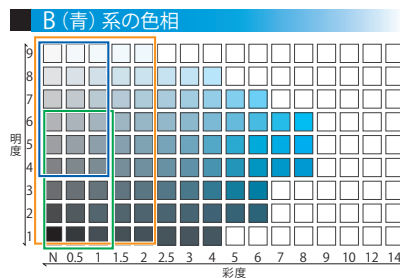
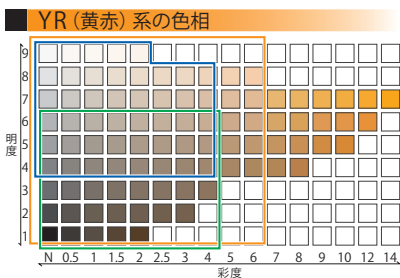
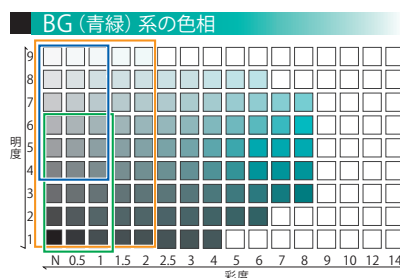
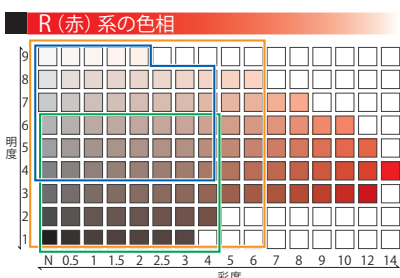
4 屋根色

河岸緑地などの周辺景観との調和に配慮し、彩度を抑えたものとします。

ただし、建築物の外観上の全体的なバランスに配慮し、明るい(明度が高い)色彩を制限します。

基準の適用部位			色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色		0R～5Y	8超	2以下	
				4以上8以下	4以下	
			上記以外	4以上	1以下	
	補助色	‘主な河川に面する部分’	0R～5Y	—	6以下	
			上記以外		2以下	
		‘主な河川に面する部分’以外		できるだけ低層階で用いる		
強調色		‘主な河川に面する部分’	高さ10メートル以下の部分で用いる			
	‘主な河川に面する部分’以外	できるだけ低層階で用いる				
建築物の屋根	屋根色		0R～5Y	6以下	4以下	
			上記以外		1以下	

※ 日よけ、雨よけ等及び*橋りょうを除く



(2) シーフロント地区

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)
建築物	形態の基準	配置、低層階	快適な歩行者空間を演出するため、オープンスペースの確保に努め、壁面デザインを工夫する。
		敷地内緑化	敷地内緑化をはじめ、屋上や壁面の緑化に努める。
		駐車場、駐輪場、ゴミ置き場等	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。また、舗装面は周辺景観との調和を図る。
		塀、柵	周辺景観との調和を図る。
	形状 材質 付帯設備	外観	河川及び対岸又は海からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
		壁面分節化	大規模壁面は、その圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。
		塔屋、屋上設備	*スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備は、その突出部分を最小限とし、建築物の主体部分と一体のデザインとする。
		屋外階段	できるだけ河川及び対岸又は海から直接見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をする。
		仕上り材質	壁面等の仕上り材は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。
		室外機、壁面設備	室外機は原則床置きとして、河川及び対岸又は海から見えない位置に設置し、地区内の通りからもできるだけ見えないよう工夫する。また、壁面設備も目立たない工夫をする。
		バルコニーの洗濯物	河川及び対岸又は海から、原則洗濯物等が見えないようにする。また、地区内の通りからも、できるだけ見えないよう工夫する。
		*ガラス面の広告	河川及び対岸又は海から見える位置には、周辺との調和を図り、外壁のガラス面の内側に公衆に向けた広告物を表示しないことを基本とする。地区内の通りから見える位置についても、原則、表示しないこととし、やむを得ず表示する場合は、沿道の街並みや建築物と調和するようデザインを工夫する。
		テレビアンテナ等	できるだけ河川及び対岸又は海から見えない位置で、景観上影響の少ない位置に設置する。
	色彩の基準	基本	高明度色を基調とし、極端な高彩度色を抑制する色彩を採用し、海辺の環境と調和したものとする。 なお、石材、木材等の素材感のある自然材料は、色彩の基準を適用しない。また、ガラス、金属板、太陽光発電用発電パネル等でマンセル表色系により色彩が表示できない場合については、高彩度色と認識されるものは使用しない。
		外壁	基調色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は周辺建築物や建築物全体の形態意匠と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度4以上、彩度4以下 上記以外の色相：明度4以上、彩度2以下
			補助色 ^{※2} 、強調色 ^{※3} 補助色や強調色は、基調色等との調和に配慮する。 基調色の色彩の基準を超える色彩を用いる場合は、できるだけ低層階で用いるものとする。
		屋根色 ^{※4}	屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 全ての色相：彩度6以下
	その他	工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める

工作物 1・2・3	形態の基準	配置形状	共通	工作物の外観は、河川及び対岸又は海からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
			携帯電話等 基地局アンテナ	できるだけ河川及び対岸又は海から見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。
			時間貸し駐車場等	舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
			機械式自動車車庫	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
			擁壁	擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
			*橋りょう	*橋りょうの位置する河川又は港湾の特性や河岸又は海からの見え方に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。
	色彩の基準		工作物 (日よけ、雨よけ等及び橋りょうを除く。)	建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、 <u>明度4未満</u> の色彩も使用できるものとする。
			日よけ、 雨よけ等	地色※の色彩は、 <u>高彩度色</u> を避ける。 また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。
			*橋りょう	*橋りょうの位置する河川又は港湾の特性や河岸又は海からの見え方に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。
	その他		工事現場の 仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める

※1 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※2 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※3 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の各面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※4 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあつては防水措置に係る部分を除く。

※5 地色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

リバーフロント・シーフロント地区 (シーフロント地区) の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

海辺の開放感や爽やかさが感じられる景観を形成するため、中高明度の低彩度色を基本とします。暖色系色相(0R～5Y)の低彩度色を基本とし、寒色系色相(0R～5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

2 補助色・強調色

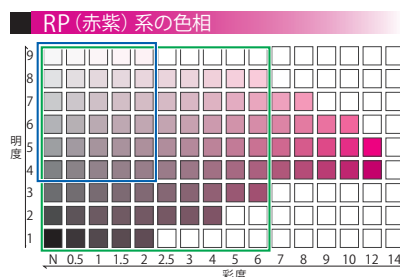
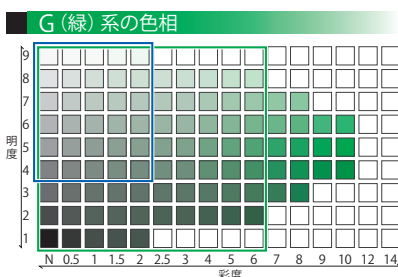
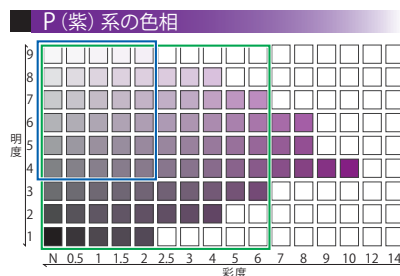
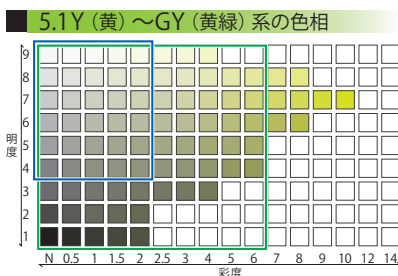
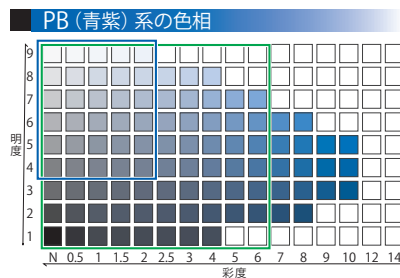
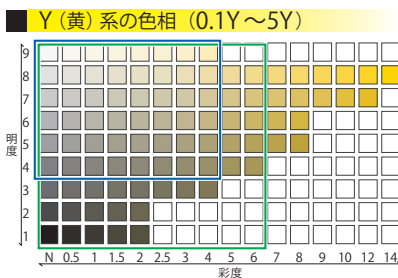
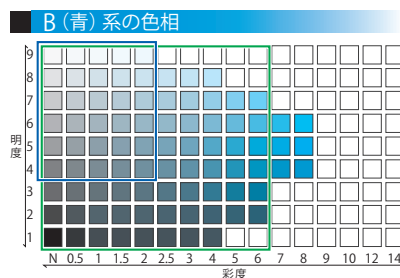
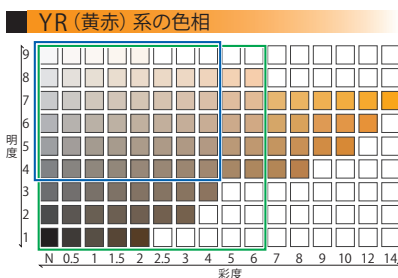
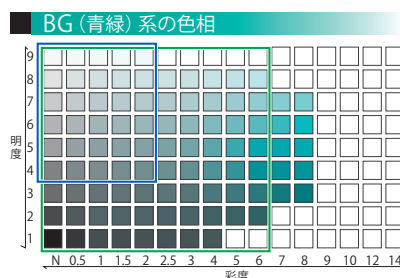
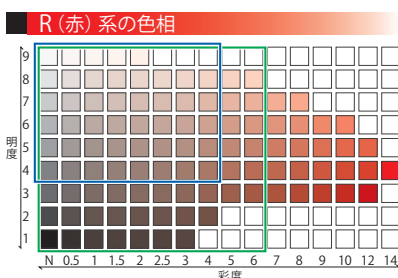
使用可能色の範囲は定めていませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいとのバランスに配慮し、基調色の基準を超える色彩を用いる場合には、できるだけ低層階で用いるものとします。

3 屋根色

派手な色彩が突出した印象を与えないように、彩度を抑えたものとします。

基準の適用部位		色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色	0R～5Y	4以上	4以下	
		上記以外	4以上	2以下	
	補助色・強調色	できるだけ低層階で用いる			
建築物の屋根	屋根色	－	－	6以下	

※ 日よけ、雨よけ等及び*橋りょうを除く



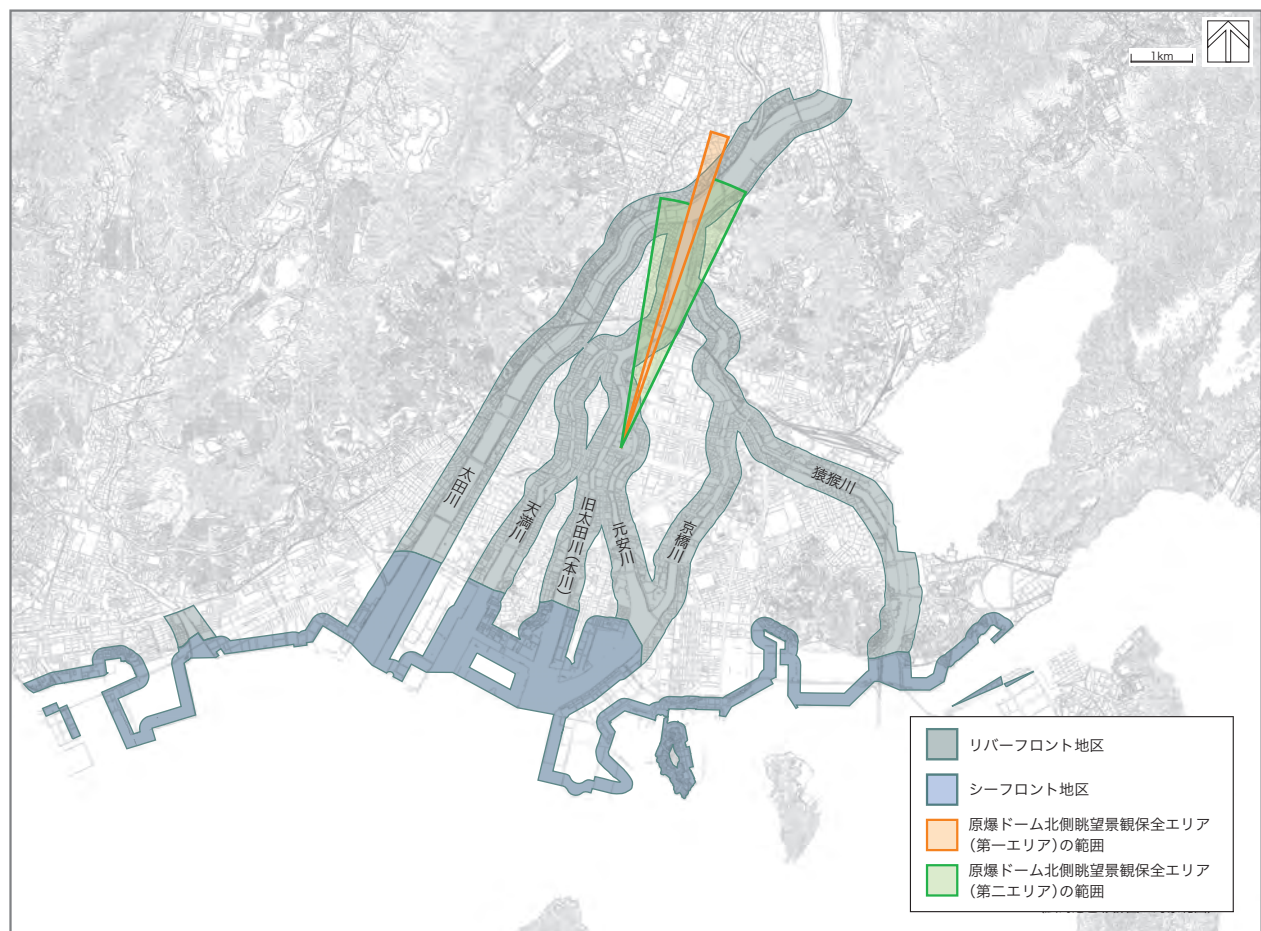
5 高さの最高限度の基準(リバーフロント地区のみ)

対象物		高さの最高限度の基準(景観法第8条第4項第2号ロ)				
建築物・工作物	高さの最高限度	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア ^{※1} の範囲内の建築物及び工作物の各部分の高さ(標高による。)は、次の計算式により求めた数値以下とする。				
		<table><tr><td>原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)</td><td>$H=0.039390 \times L + 4.812$ [m]</td></tr><tr><td>原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)</td><td>$H=0.051192 \times L + 4.812$ [m]</td></tr></table>	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)	$H=0.039390 \times L + 4.812$ [m]	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)	$H=0.051192 \times L + 4.812$ [m]
		原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)	$H=0.039390 \times L + 4.812$ [m]			
原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)	$H=0.051192 \times L + 4.812$ [m]					
・ 建築物の各部分の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物を含む。 ・ 標高は、東京湾平均海面(T.P.)を基準面とする。 ・ Hは、建築物及び工作物の各部分の高さの最高限度とする。 ・ Lは、視点場から建築物及び工作物の各部分までの水平距離(m)で、次式により求める。 $L=\sqrt{[(x+178,364.302)^2+(y-26,246.794)^2]}$(m) 但し、x、yは建築物及び工作物の各部分の座標とする。 ・ 座標は、平面直角座標系(平成14年国土交通省告示第9号)に規定する平面直角座標系第3系による。						

※1 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア：「第6章 5(1)ア」に示す建築物及び工作物の高さを制限する範囲。

注：次のいずれかに該当するものは適用除外とする。

- ・ 現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものを増築又は改築する場合において、増築又は改築に係る部分が当該基準の範囲内であるもの。
- ・ 現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものについて、現状の高さを増加させない範囲で外観を変更することとなる修繕又は模様替を行うもの。
- ・ 市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるもの。



リバーフロント・シーフロント地区と原爆ドーム北側眺望景観保全エリア

6 良好な景観の形成のための基準(リバーフロント地区のみ)

対象物		良好な景観の形成のための基準(景観法第8条第4項第2号二)
建築物・工作物	照明装置	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア ^{※1} においては、レーザー光線やサーチライト等の照明装置で上空に向かって照射するなど、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿 ^{※2} に影響を及ぼすものは設置しない。

※1 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア：「第6章 5(1)ア」に示す建築物及び工作物の高さを制限する範囲。(範囲は「5 高さの最高限度の基準(リバーフロント地区のみ)」に示す図を参照)

※2 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿：「第6章 3」に示す視点場を起点とし、南北軸を中心とした17度(水平方向の角度)の幅において、建築物等の眺望景観を阻害するものが何も見えない姿。

注：市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるものは適用除外とする。

形態意匠の基準による規制・誘導がない場合のイメージ(リバーフロント地区)

このスケッチは、景観計画の運用後、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づき改善されるイメージを示したもので、この地区の将来的な理想像を示すものではありません。また、あくまでイメージであり、電線類など実際とは異なります。

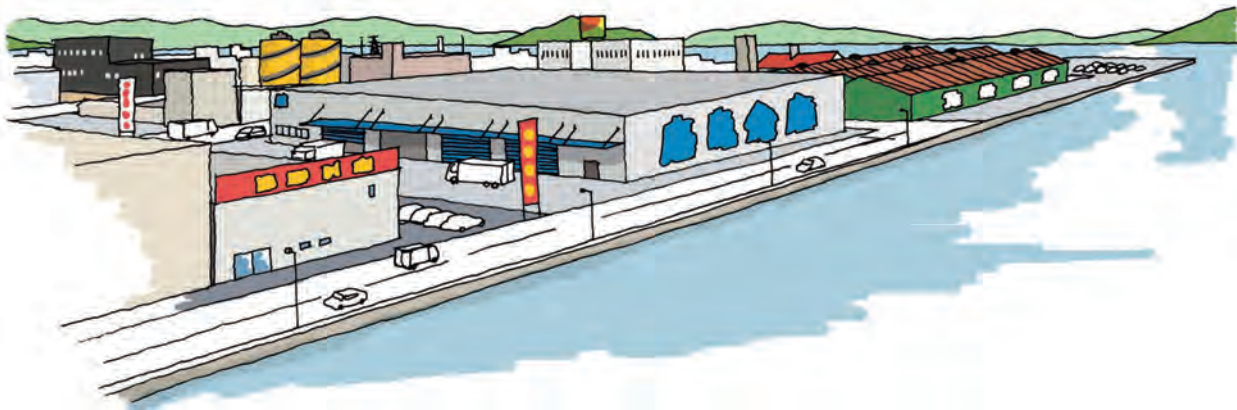


形態意匠の基準による規制・誘導イメージ(リバーフロント地区)

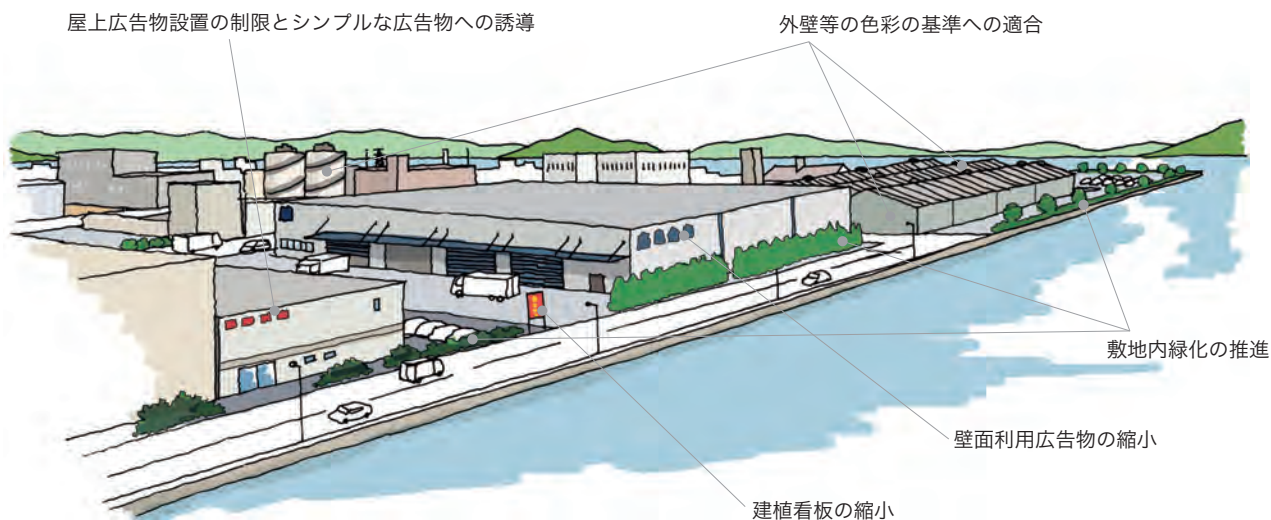


形態意匠の基準による規制・誘導がない場合のイメージ(シーフロント地区)

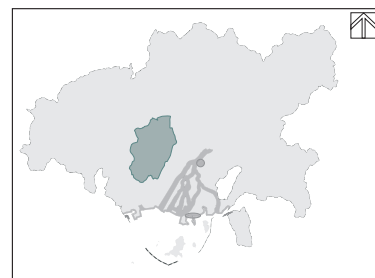
このスケッチは、景観計画の運用後、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づき改善されるイメージを示したもので、この地区の将来的な理想像を示すものではありません。また、あくまでイメージであり、電線類など実際とは異なります。



形態意匠の基準による規制・誘導イメージ(シーフロント地区)

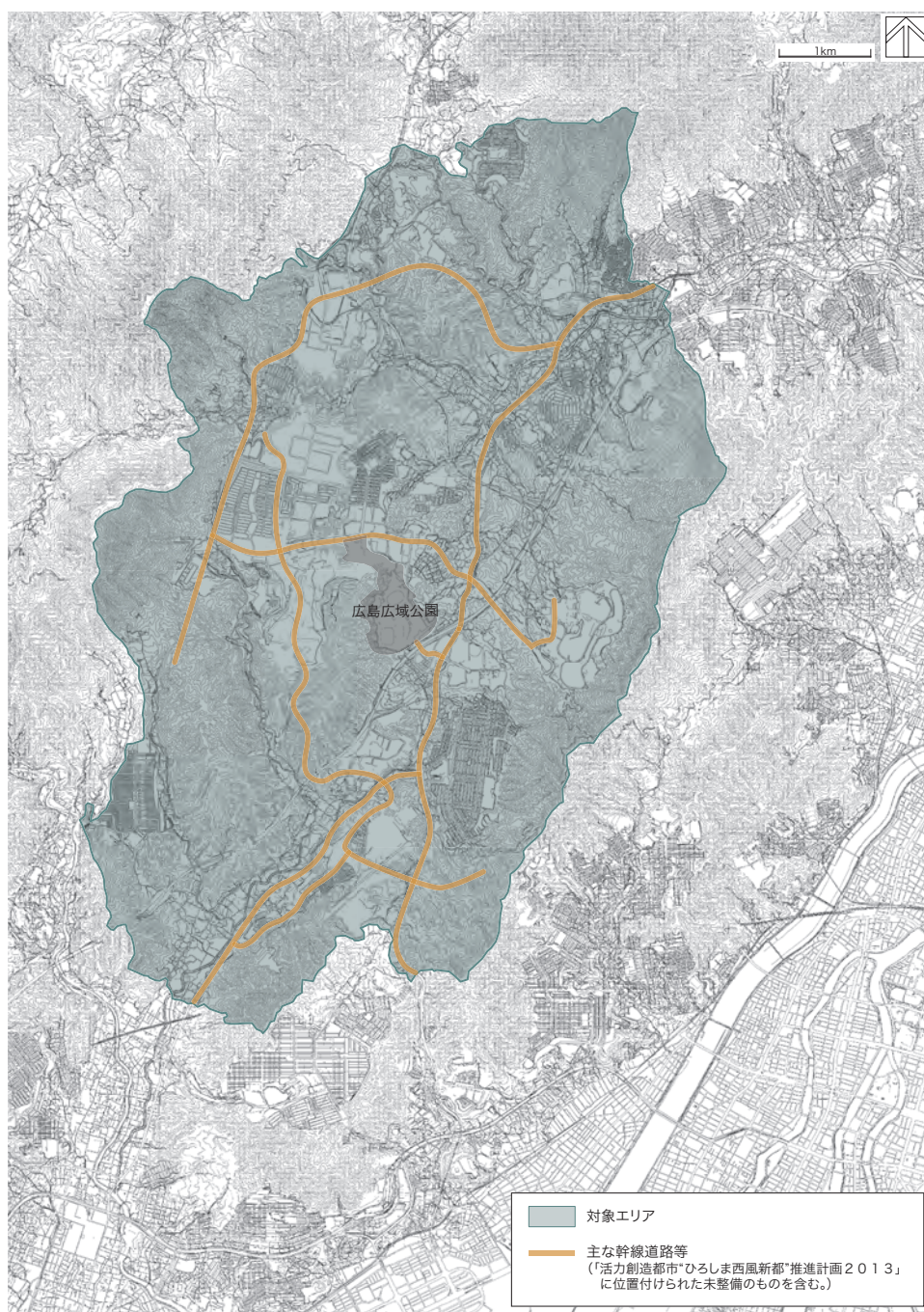


⑧ 西風新都地区



1 対象エリア

「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画2013」に定める西風新都の区域(4,570ヘクタール)とし、以下のとおりとします。



西風新都地区の位置図

2 景観形成の方針

西風新都は、平成元年に「広島西部丘陵都市建設実施計画」を策定し、平成2年の民間開発を皮切りに本格的な都市づくりをスタートさせ、現在では「住み、働き、学び、憩う」という四つの機能を備えた魅力ある都市に成長しています。

さらに、平成25年に策定した「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画2013」では、東日本大震災を教訓に、西風新都に住む人だけでなく、広く市民が安全に安心して生き生きと暮らせるよう、新たに「護る(防災)」機能を加え、さらなる都市づくりを推進することになっています。

こうした、市民が生き生きと暮らし、働き、集うような活力にあふれた拠点とするためのまちづくりを進めていく西風新都においては、様々な土地利用から構成される変化のある街並みとその背景に連なる緑豊かな山並みとの調和を図りながら、自然に囲まれた都市拠点にふさわしい個性的で潤いのある景観づくりを進める必要があります。

景 観 形 成 の 方 針

緑豊かな山並みとの調和を図りながら、自然に囲まれた都市拠点にふさわしい個性的で潤いのある景観づくりを進めます。

ア 安佐南4区453号線、主要地方道広島豊平線、県道原田五日市線など地区内の主な幹線道路等からの眺望や、大茶臼山、向山などの山からの見下ろし景観に配慮します。

イ 外壁等の色彩については、豊かな自然環境と新しい街並みの調和に配慮し、高明度色を基調とし、極端な高彩度色を抑制したものとします。

ウ 地区内の主な幹線道路等沿道における建物の低層階については、店舗などの立地による*回遊性やにぎわいの演出などによる良好な景観を形成します。

エ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化を進め、建築物等においては屋上緑化や壁面緑化に努めます。

3 届出対象行為

以下の行為について、届出が必要になります。

届出対象行為	種 類	規 模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの)	(1) 高さ13メートル(幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地)に係る建築物等にあつては、高さ7メートルを超えるもの (2) 建築(築造)面積が1,000平方メートルを超えるもの
工作物1〈表1〉の建設等		〈表2〉のとおり
工作物2〈表2〉の建設等		
* 開発行為等	* 開発行為	面積5ヘクタール以上のもの
	土石の採取、鉱物の掘採	面積500平方メートル以上のもの
	土地の形質の変更	面積500平方メートル以上のもの
	屋外における土石、廃棄物などの物件の堆積	面積500平方メートル以上のもの又は体積500立方メートル以上のもの

注：工作物にあつては、屋外に設置するものに限る。

〈表1〉

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

〈表2〉

工作物2
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)(※)
機械式自動車車庫(地上段数が2以上のものに限る。)(※)
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの(※)
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの(※)
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)(※)

※ ‘主な幹線道路等に面する部分※1’に設けるものに限る。

※1 主な幹線道路等に面する部分：主な幹線道路等から25メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

4 形態意匠の基準

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)		
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階	快適な歩行者空間を演出するため、オープンスペースの確保に努め、壁面デザインを工夫する。	
			敷地内緑化	敷地内緑化をはじめ、屋上や壁面の緑化に努める。	
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。また、舗装面は周辺景観との調和を図る。	
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。	
	形状 材質 付帯設備		外観	地区内の主な幹線道路等からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。	
			壁面分節化	大規模壁面は、その圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。	
			塔屋、屋上設備	*スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備は、その突出部分を最小限とし、建築物の主体部分と一体のデザインとする。	
			屋外階段	できるだけ地区内の主な幹線道路等から直接見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をする。	
			仕上げ材質	壁面等の仕上げ材は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。	
			室外機、 壁面設備	室外機は原則床置きとして、地区内の主な幹線道路等から見えない位置に設置し、地区内の他の通りからもできるだけ見えないよう工夫する。また、壁面設備も目立たない工夫をする。	
			バルコニーの 洗濯物	地区内の主な幹線道路等から、原則洗濯物等が見えないようにする。また、地区内の他の通りからも、できるだけ見えないよう工夫する。	
			*ガラス面の広告	地区内の主な幹線道路等から見える位置には、周辺との調和を図り、外壁のガラス面の内側に公衆に向けた広告物を表示しないことを基本とする。地区内の他の通りから見える位置についても、原則、表示しないこととし、やむを得ず表示する場合は、沿道の街並みや建築物と調和するようデザインを工夫する。	
			テレビアンテナ等	できるだけ地区内の主な幹線道路等から見えない位置で、景観上影響の少ない位置に設置する。	
	色彩の基準		基本	高明度色を基調とし、極端な高彩度色を抑制する色彩を採用し、豊かな自然環境と新しい街並みが調和した景観を形成する。 なお、石材、木材等の素材感のある自然材料は、色彩の基準を適用しない。また、ガラス、金属板、太陽光発電用発電パネル等でマンセル表色系により色彩が表示できない場合については、高彩度色と認識されるものは使用しない。	
			外壁	基調色※1	基調色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は周囲の自然や街並み、又は建築物全体の形態意匠と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度4以下 0R～5Yの色相：明度4以上8以下の場合、彩度6以下 上記以外の色相：明度4以上、彩度1以下
				補助色※2、 強調色※3	補助色や強調色は、基調色等との調和に配慮する。 基調色の色彩の基準を超える色彩を用いる場合は、できるだけ低層階で用いるものとする。
			屋根色※4		屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 全ての色相：彩度6以下
	その他		工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。	

工作物 1・2	形態の基準	配置形状	共通	工作物の外観は、地区内の主な幹線道路等からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
			携帯電話等 基地局アンテナ	できるだけ地区内の主な幹線道路等から見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。
			時間貸し駐車場等	舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
			機械式自動車車庫	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
			擁壁	擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
	色彩の基準		工作物 (日よけ、雨よけ等を除く。)	建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、明度4未満の色彩も使用できるものとする。
			日よけ、 雨よけ等	地色 [※] の色彩は、高彩度色を避ける。 また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。
	その他		工事現場の 仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。
* 開発行為等	* 開発行為	土地利用	・地区の中心となる街区または施設を設け、街区構成がわかりやすくなるよう努める。 ・山林と接する開発外縁部は、緑地や街区の緑が残された自然の緑に溶け込むように配慮する。 ・地区資源を生かせるような土地利用とする。	
		土地造成	・自然の地形に即した造成を行うよう計画に配慮する。 ・法面の形状を周辺の地形となじむような曲面としたり、緑化スペースにしたりして、修景への配慮を行う。 ・擁壁の形態を周辺の地形に合わせたり、まわりの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観と調和させる。 ・計画的な外構デザインを行い、統一感のある整然とした街並みを形成するように努める。 ・緑のネットワークをつくるように努める。 ・既存樹林、樹木を活用するように努める。	
		公共施設	・周辺景観に調和したデザインとするように努める。 ・施設緑化においては、周辺景観との調和を図る。 ・空地は隣接空地と一体的にデザインする。 ・素材の質感を生かすように工夫する。 ・眺望を生かすよう配慮する。 ・幹線道路は路線ごとに統一的な整備を行う。 ・特色、個性のある公園・緑地とする。	
	土石の採取、 土地の形質 の変更等	土石の採取、 鉱物の掘採	・行為中において、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮する。 ・行為終了後において、周辺の景観となじむような措置を講じるよう努める。 ・土石の採取及び鉱物の掘採に直接関係のない法面等については、できるだけ早期に緑化措置を講じるよう努める。	
		土地の形質の 変更	・行為中において、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮する。 ・行為終了後において、周辺の景観となじむような措置を講じるよう努める。 ・法面の形状を周辺の地形となじむような曲面としたり、緑化スペースにしたりして、修景への配慮を行う。 ・擁壁の形態を周辺の地形に合わせたり、まわりの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観と調和させる。	

* 開 発 行 為 等	土石の採取、 土地の形質 の変更等	物件の堆積※6	- 敷地の境界からできるだけ後退させ、かつ、集積の高さをできるだけ低いものとし、整然とするよう努める。 - 行為中において、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮する。 - 行為終了後において、周辺の景観となじむような措置を講じるよう努める。 - 法面の形状を周辺の地形となじむような曲面としたり、緑化スペースにしたりして、修景への配慮を行う。 - 擁壁の形態を周辺の地形に合わせたり、まわりの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観と調和させる。
----------------------------	-------------------------	---------	--

※1 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※2 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※3 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※4 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあつては防水措置に係る部分を除く。

※5 地色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

※6 物件の堆積：屋外における土石、廃棄物などの物件の堆積(景観法施行令第4条第4号)

注：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

西風新都地区 の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

豊かな自然環境に調和する落ち着いた景観を形成するため、基調色に高彩度色を用いることを制限します。暖色系色相(0R～5Y)の低彩度色を基本とし、寒色系色相(0R～5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

さらに、明度が8を超え、一定の彩度を持つパステル調の色彩については、退色や汚れの影響を受けやすく、現況の街並みにおいてもほとんど用いられていないことから、基調色として用いることを制限します。

2 補助色・強調色

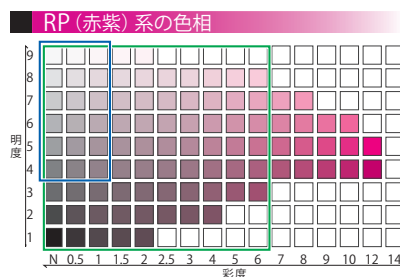
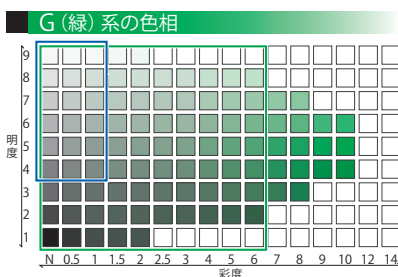
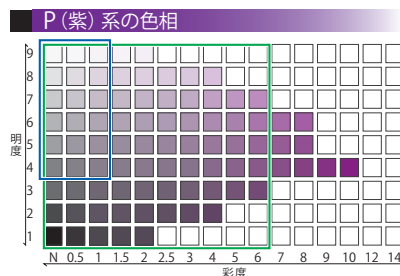
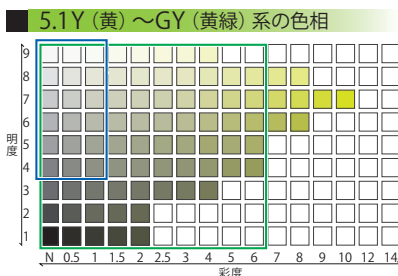
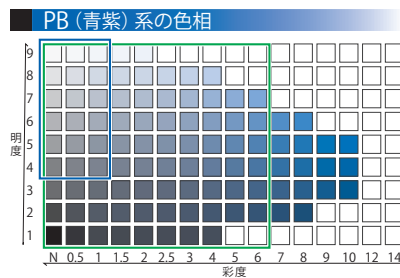
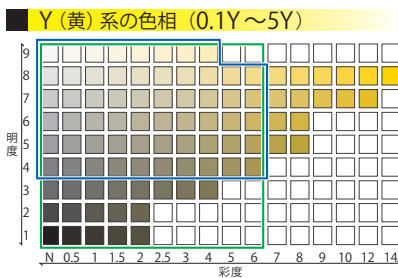
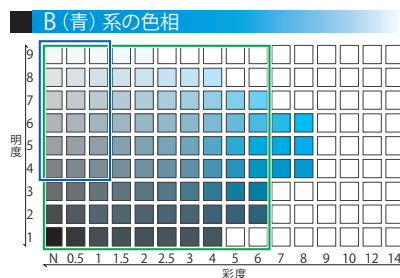
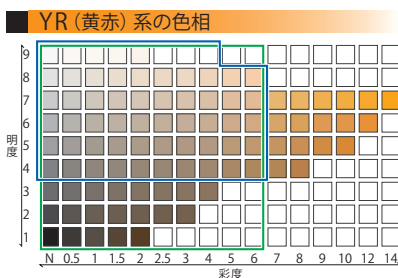
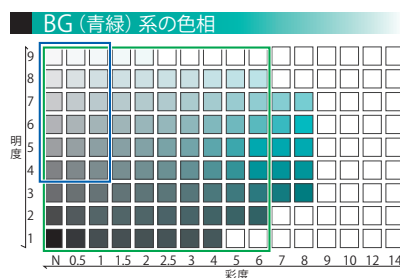
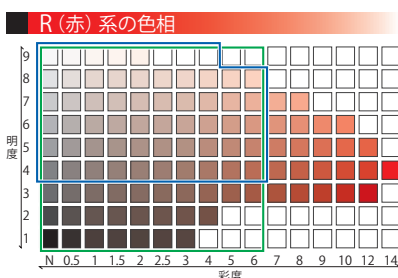
使用可能色の範囲は定めていませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいとのバランスに配慮し、基調色の基準を超える色彩を用いる場合には、できるだけ低層階で用いるものとしします。

3 屋根色

緑の映える良好な景観を形成するため、彩度を抑えたものとしします。

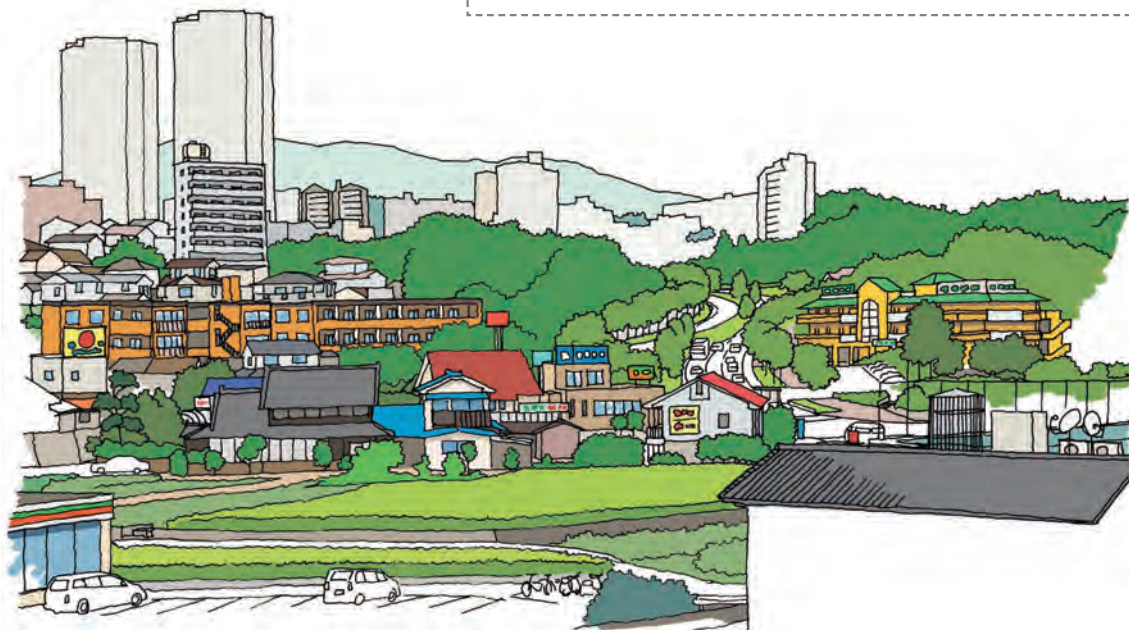
基準の適用部位		色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色	0R～5Y	8超	4以下	
			4以上8以下	6以下	
		上記以外	4以上	1以下	
	補助色・強調色	できるだけ低層階で用いる			
建築物の屋根	屋根色	—	—	6以下	

※ 日よけ、雨よけ等を除く



形態意匠の基準による規制・誘導がない場合のイメージ

このスケッチは、景観計画の運用後、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づき改善されるイメージを示したもので、この地区の将来的な理想像を示すものではありません。また、あくまでイメージであり、電線類など実際とは異なります。



形態意匠の基準による規制・誘導イメージ

屋上設備、屋外階段に対する景観上の配慮

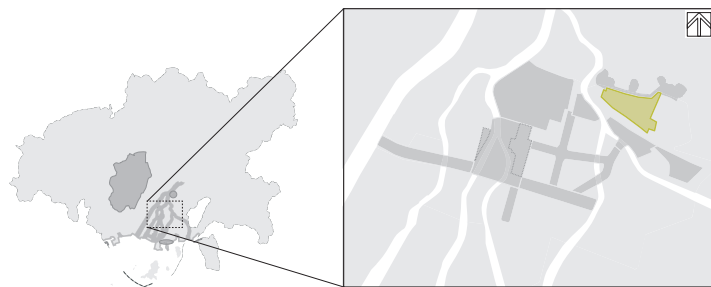
屋外広告物の周辺街並みとの調和

屋根の色彩の基準への適合

外壁基調色の色彩の基準への適合

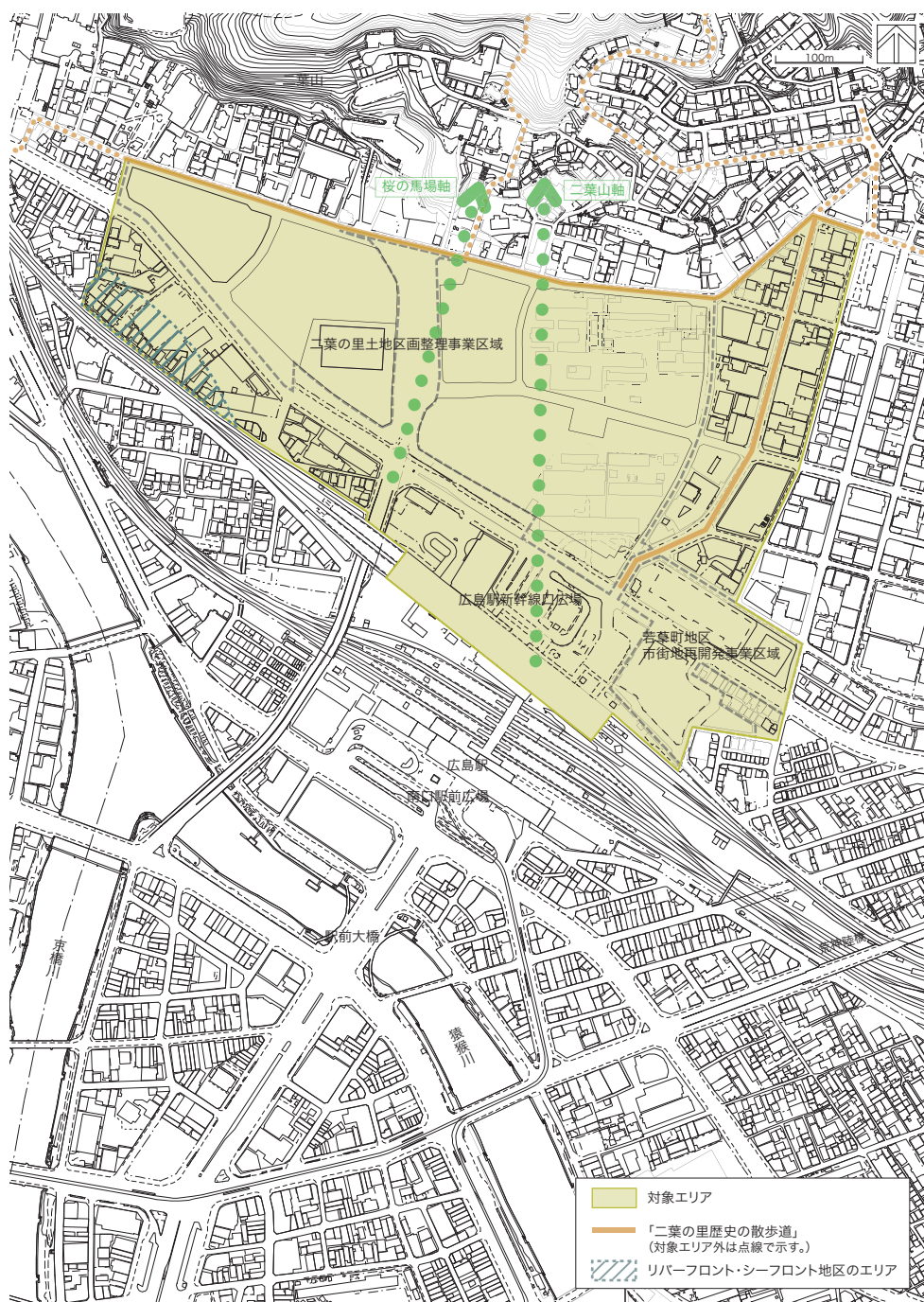


⑨ 広島駅新幹線口地区



1 対象エリア

広島駅新幹線口広場、若草町地区*市街地再開発事業区域、二葉の里*土地区画整理事業区域とこれらの周辺道路、さらにはその沿道街区を基本に、以下のとおりとします。



広島駅新幹線口地区の位置図

2 景観形成の方針

広島駅新幹線口地区においては、二葉の里地区において大規模な*土地区画整理事業が実施されるなど、広島に顔にふさわしいまちづくりが進められており、二葉山や周辺の歴史的なたたずまいと、新たに生み出される*都市機能との調和を図りながら、本市の陸の玄関にふさわしい風格ある景観づくりを進める必要があります。

景 観 形 成 の 方 針

二葉山や周辺の歴史的なたたずまいと、新たに生み出される*都市機能との調和を図りながら、本市の陸の玄関にふさわしい風格ある景観を形成します。

- ア 広島駅新幹線口広場から二葉山へとつながる「二葉山軸」と、駅西高架橋から広島東照宮へとつながる「桜の馬場軸」を景観形成軸としてとらえ、その眺望景観等に配慮します。
- イ 外壁等の色彩については、「*二葉の里歴史の散歩道」沿いの歴史的建造物群のたたずまいとの調和にも配慮し、極端な低明度色を抑制し、低彩度色を基調としたものとします。
- ウ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。
- エ 建物の低層階については、店舗などの立地による*回遊性やにぎわいの演出などによる良好な景観を形成します。（「*二葉の里歴史の散歩道」沿道を除く。）
- オ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化を進め、建築物等においては屋上緑化や壁面緑化に努めます。

3 届出対象行為

以下の行為について、届出が必要になります。

届出対象行為	種 類	規 模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの)	(1) 高さ13メートル(‘幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地’に係る建築物等にあつては、高さ7メートル)を超えるもの
工作物1<表1>の建設等		(2) 建築(築造)面積が1,000平方メートルを超えるもの
工作物2<表2>の建設等		<表2>のとおり

注：工作物にあつては、屋外に設置するものに限る。

<表1>

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

<表2>

工作物2
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)
機械式自動車車庫(地上段数が2以上のものに限る。)
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)
自動販売機(‘*二葉の里歴史の散歩道」に面する部分 ^{※1} に設置するもの全て)

※1 ‘*二葉の里歴史の散歩道」に面する部分：‘*二葉の里歴史の散歩道」から25メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

4 形態意匠の基準

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階
			敷地内緑化
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等
			塀、柵
	形状 材質 付帯設備	形状 材質 付帯設備	外観
			壁面分節化
			塔屋、屋上設備
			屋外階段
			仕上げ材質
			室外機、 壁面設備
			バルコニーの 洗濯物
			* ガラス面の広告
			テレビアンテナ等
	色彩の基準	基本	基本
			外壁
		基調色※ ²	基調色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は周辺建築物や建築物全体の形態意匠と調和するように努める。
			0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度2以下 0R～5Yの色相：明度3以上8以下の場合、彩度4以下 上記以外の色相：明度3以上、彩度1以下 ‘*二葉の里歴史の散歩道’に面する部分’で、高さ10メートル以下の部分については、次の範囲からも用いることができるものとする。 全ての色相：明度3未満

建築物	色彩の基準		外壁	補助色 ^{※3} 補助色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は基調色等との調和に配慮するとともに、できるだけ低層階で用いるよう努める。 0R～5Yの色相：彩度6以下 上記以外の色相：彩度4以下
			強調色 ^{※4}	強調色を用いる場合は、その表現が過剰にならないよう配慮し、より落ち着いた景観が求められる「*二葉の里歴史の散歩道」に面する部分については、高さ10メートル以下の位置で用いるものとする。また、それ以外の部分についても、できるだけ低層階で用いるものとする。
			屋根色 ^{※5}	屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度6以下、彩度4以下 上記以外の色相：明度6以下、彩度1以下
	その他		工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める
工作物 1・2	形態の基準	配置形状	共通	工作物の外観は、広島駅新幹線口広場、「*二葉の里歴史の散歩道」、河川及び対岸からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
			携帯電話等 基地局アンテナ	できるだけ広島駅新幹線口広場、「*二葉の里歴史の散歩道」、河川及び対岸から見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。
			時間貸し駐車場等	舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
			機械式自動車車庫	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
			擁壁	擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
	色彩の基準		工作物 (日よけ、雨よけ等及び自動販売機を除く。)	建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、明度3未満の色彩も使用できるものとする。
			日よけ、 雨よけ等	地色 ^{※6} の色彩は、落ち着いた色彩とし、次の範囲から用いるものとする。 また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 0R～5Yの色相：彩度8以下 上記以外の色相：彩度6以下
			自動販売機	自動販売機の外観は、次の色彩を基本とし、落ち着いたものとする。 また、複数の販売機を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。 5Y7.5/1.5、N9または0R～5Yの色相：明度4以下、彩度4以下 ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合はこの限りでない。
	その他		工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める

※1 河川及び対岸：リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所での建築行為等に限る。

※2 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※3 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※4 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※5 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあっては防水措置に係る部分を除く。

※6 地色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

広島駅新幹線口地区 の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

本市の陸の玄関にふさわしい風格とにぎわいの中にも、隣接する「*二葉の里歴史の散歩道」沿いの歴史的建造物群の落ち着いた雰囲気と調和の図られた景観を形成するため、暖かく落ち着いた印象をもつ暖色系色相(0R~5Y)の低彩度色を基本とします。色相による制限は行いませんが、寒色系色相(0R~5Y以外)を用いる場合は、概ね暖色系色相でまともっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

さらに、明度が8を超え、一定の彩度を持つパステル調の色彩については、退色や汚れの影響を受けやすく、現況の街並みにおいてもほとんど用いられていないことから、基調色として用いることを制限します。

ただし、「*二葉の里歴史の散歩道」に面する部分で、高さ10メートル以下の部分では、歴史的建造物特有の深みのある色彩に配慮して、特に明度について色彩の使用可能範囲を広げています。

2 補助色

歴史的建造物群との調和の図られた景観の形成と陸の玄関に隣接する地区としてのにぎわいの創出のバランスに配慮し、色彩の使用可能範囲を広げています。

3 強調色

使用可能色の範囲は定めませんが、「*二葉の里歴史の散歩道」に面する部分では、中遠景の品格と近景でのにぎわいに配慮し、高さ10メートル以下で用いることとします。

また、「*二葉の里歴史の散歩道」にする部分以外でも、できるだけ低層階で用いることとします。

4 屋根色

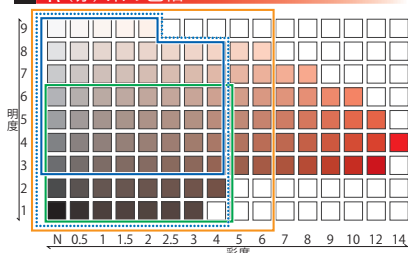
歴史的建造物群との調和の図られた景観の形成に配慮し、彩度を抑えたものとします。

ただし、建築物の外観上の全体的なバランスに配慮し、明るい(明度が高い)色彩を制限します。

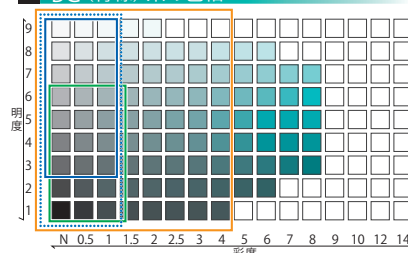
基準の適用部位		色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の 外壁 工作物※の 外観	基調色	0R～5Y	8超	2以下	
			3以上8以下	4以下	
		上記以外	3以上	1以下	
	高さ10メートル以下の部分 (‘1*二葉の里歴史の散歩道’に面する部分’に限る)	0R～5Y	8超	2以下	
			8以下	4以下	
		上記以外	—	1以下	
	補助色	0R～5Y	—	6以下	
		上記以外	—	4以下	
強調色	‘1*二葉の里歴史の散歩道’に面する部分’	高さ10メートル以下の部分で用いる			
	‘1*二葉の里歴史の散歩道’に面する部分’以外	できるだけ低層階で用いる			
建築物の 屋根	屋根色	0R～5Y	6以下	4以下	
		上記以外		1以下	

※ 日よけ、雨よけ等及び自動販売機を除く

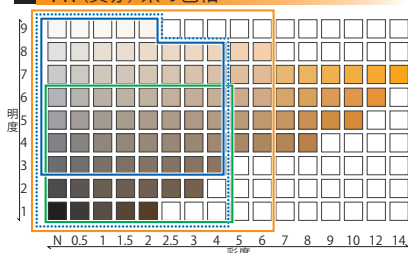
R (赤) 系の色相



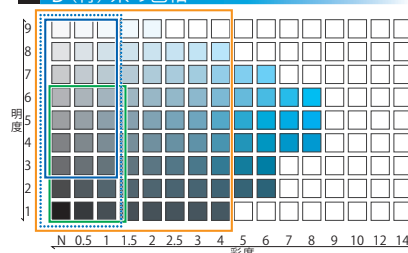
BG (青緑) 系の色相



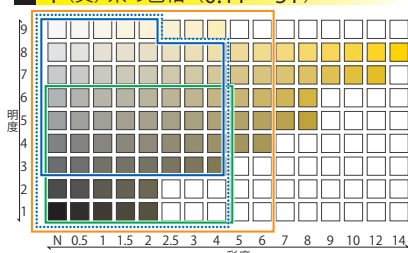
YR (黄赤) 系の色相



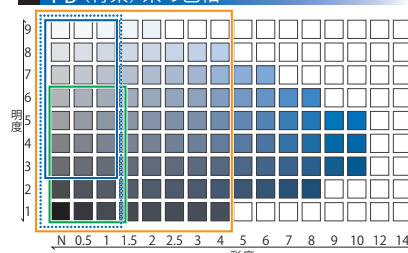
B (青) 系の色相



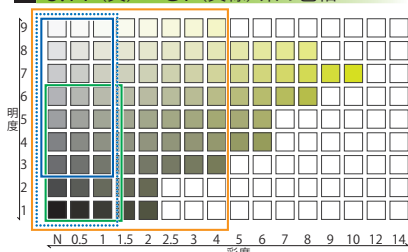
Y (黄) 系の色相 (0.1Y~5Y)



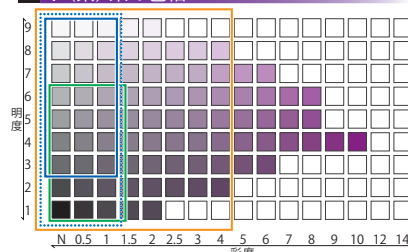
PB (青紫) 系の色相



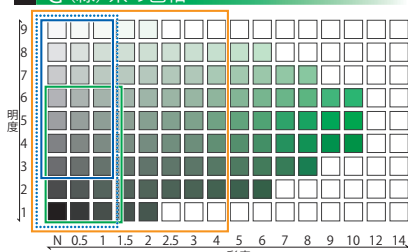
5.1Y (黄) ~GY (黄緑) 系の色相



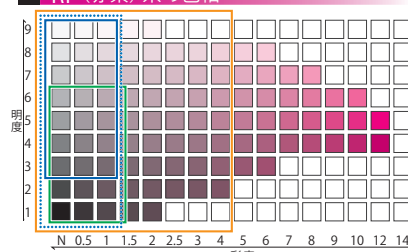
P (紫) 系の色相



G (緑) 系の色相



RP (赤紫) 系の色相

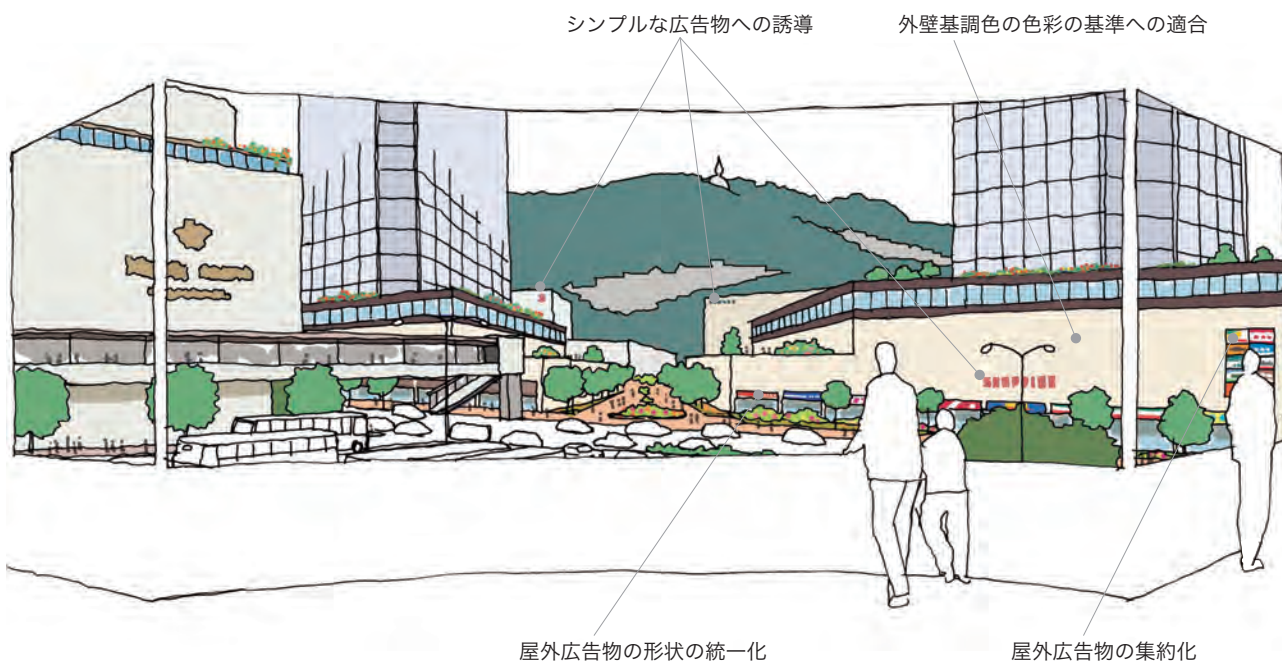


当地区は、「二葉の里まちづくりガイドライン^{*}(以下「ガイドライン」という。)」に基づき整備が進められている二葉の里^{*}土地区画整理事業区域を含んでいます。このスケッチは、あくまでも当ガイドラインに沿ってイメージしたもので、この地区の将来的な理想像を示すものではありません。また、あくまでイメージであり、電線類など実際とは異なります。なお、この視点場は、広島駅新幹線口^{*}ペDESTリアンデッキから二葉山方向を見たものです。その上で、景観計画に基づく建築物の外壁の色彩や屋外広告物の誘導イメージを表現しています。

形態意匠の基準による規制・誘導がない場合のイメージ

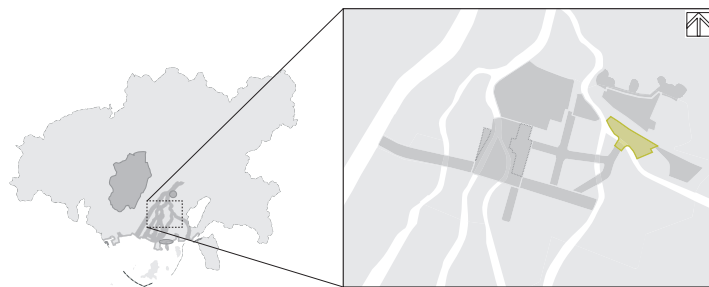


形態意匠の基準による規制・誘導イメージ



※ 二葉の里まちづくりガイドライン：二葉の里^{*}土地区画整理事業区域全体の将来イメージを土地所有者、開発事業者など関係者で共有するための指針

⑩ 広島駅南口地区



1 対象エリア

広島駅南口広場とその周辺道路、さらにはその道路端から50メートル以内の区域(沿道街区の奥行きが50メートル以下の場合は、当該街区まで)、荒神陸橋から西側のJR山陽本線南側の区域を基本に、以下のとおりとします。



広島駅南口地区の位置図

2 景観形成の方針

広島駅南口地区においては、広島駅南口Bブロック・Cブロック*市街地再開発事業が実施されるなど、広島に顔にふさわしいまちづくりが進められており、再開発や駅前広場の再整備により新たに生み出される*都市機能と周辺景観との調和を図りながら、本市の陸の玄関にふさわしい景観づくりを進める必要があります。

景 観 形 成 の 方 針

再開発や駅前広場の再整備により新たに生み出される*都市機能との調和を図りながら、本市の陸の玄関にふさわしい景観を形成します。

ア 広島駅南口広場からの眺望に配慮します。

イ 外壁等の色彩については、「陸の玄関」としてのにぎわいや楽しさの演出を考慮し、極端な低明度、高彩度色を抑制したものとします。

ウ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。

エ 建物の低層階については、店舗などの立地による*回遊性やにぎわいの演出などによる良好な景観を形成します。

オ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化を進め、建築物等においては屋上緑化や壁面緑化に努めます。

3 届出対象行為

以下の行為について、届出が必要になります。

届出対象行為	種 類	規 模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの。ただし、橋りょうにあっては、橋台、橋脚、橋桁等の一の面について、色彩の変更に係る部分の面積が2分の1を超えるもの)	(1) 高さ13メートル(幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地又は当該地区内の主な河川に面する部分 ^{※1})に係る建築物等にあっては、高さ7メートルを超えるもの
工作物1〈表1〉の建設等		(2) 建築(築造)面積が1,000平方メートルを超えるもの
工作物2〈表2〉の建設等		〈表2〉のとおり
工作物3〈表3〉の建設等		規模にかかわらず全て

注：工作物にあっては、屋外に設置するものに限る。

〈表1〉

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

〈表2〉

工作物2
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)
機械式自動車車庫(地上段数が2以上のものに限る。)
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)

〈表3〉

工作物3
* 橋りょう(地区内の‘主な河川の部分’に架かるもの全て)

※1 主な河川に面する部分：主な河川から50メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

4 形態意匠の基準

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階
			敷地内緑化
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等
			塀、柵
	形状 材質 付帯設備	外観	外観
			壁面分節化
			塔屋、屋上設備
			屋外階段
			仕上げ材質
			室外機、 壁面設備
			バルコニーの 洗濯物
			* ガラス面の広告
			テレビアンテナ等
	色彩の基準	基本	基本
			基調色 ^{※2}
			補助色 ^{※3} 、 強調色 ^{※4}

建築物	色彩の基準		屋根色 ^{※5}	屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 全ての色相：彩度6以下
	リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所で‘主な河川に面する部分’においては、リバーフロント・シーフロント地区のうちリバーフロント地区の色彩の基準を満たすものとする。			
その他		工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。	

工作物 1・2・3	形態の基準	配置形状	共通	工作物の外観は、 <u>広島駅南口広場、河川及び対岸からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。</u>	
			携帯電話等 基地局アンテナ	できるだけ広島駅南口広場、河川及び対岸から見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。	
			時間貸し駐車場等	舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。	
			機械式自動車車庫	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。	
			擁壁	擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。	
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。	
			*橋りょう	*橋りょうの位置する河川の特性や <u>広島駅南口広場及び河岸からの見え方に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。</u>	
	色彩の基準		工作物 (日よけ、雨よけ等及び*橋りょうを除く。)	建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、 <u>明度3未満</u> の色彩も使用できるものとする。	
			日よけ、 雨よけ等	地色 ^{※6} の色彩は、 <u>高彩度色を避ける。</u> また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。	
			*橋りょう	*橋りょうの位置する河川の特性や <u>広島駅南口広場及び河岸からの見え方に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。</u>	
	その他		工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。	

※1 河川及び対岸：リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所での建築行為等に限る。

※2 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※3 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※4 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※5 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあつては防水措置に係る部分を除く。

※6 地色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

広島駅南口地区 の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

商業地としてのにぎわいの中にも、本市の陸の玄関にふさわしい風格ある景観を形成するため、基調色に高彩度色を用いることを制限します。暖色系色相(0R～5Y)の低彩度色を基本とし、寒色系色相(0R～5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

さらに、明度が8を超え、一定の彩度を持つパステル調の色彩については、退色や汚れの影響を受けやすく、現況の街並みにおいてもほとんど用いられていないことから、基調色として用いることを制限します。

2 補助色・強調色

使用可能色の範囲は定めていませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいとのバランスに配慮し、基調色の基準を超える色彩を用いる場合には、できるだけ低層階で用いるものとしします。

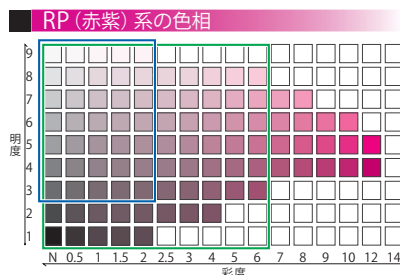
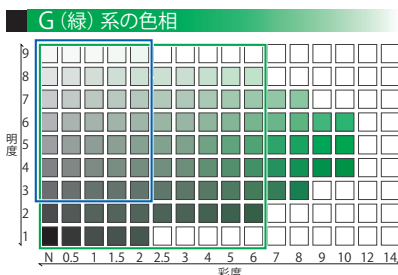
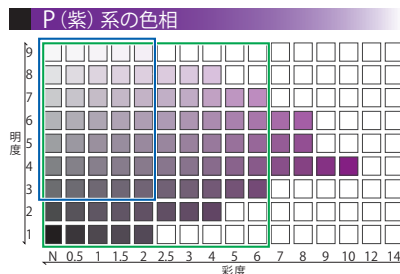
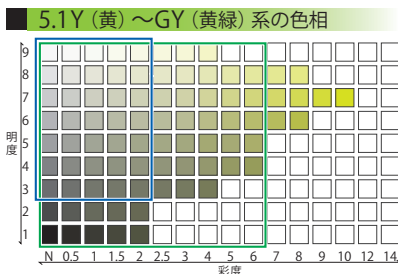
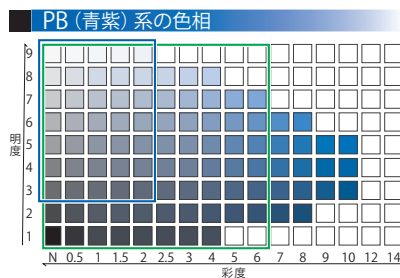
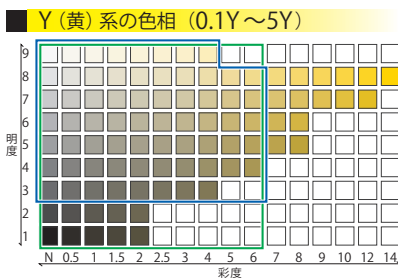
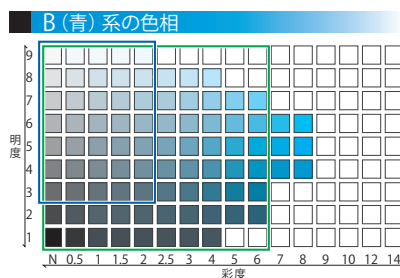
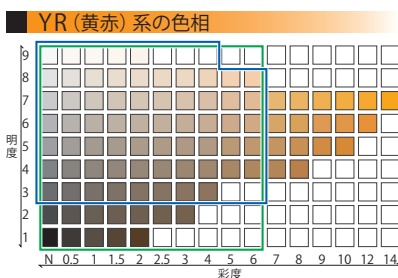
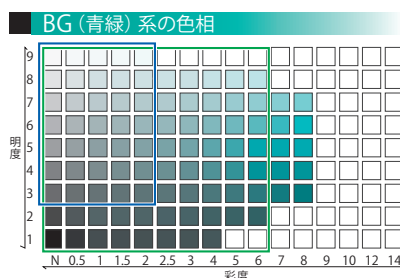
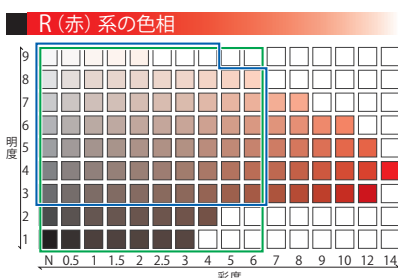
3 屋根色

緑の映える良好な景観を形成するため、彩度を抑えたものとしします。

注：リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所で‘主な河川に面する部分’においては、リバーフロント・シーフロント地区のうちリバーフロント地区の色彩の基準を満たすものとしします。色彩の基準については、リバーフロント・シーフロント地区のページで確認してください。

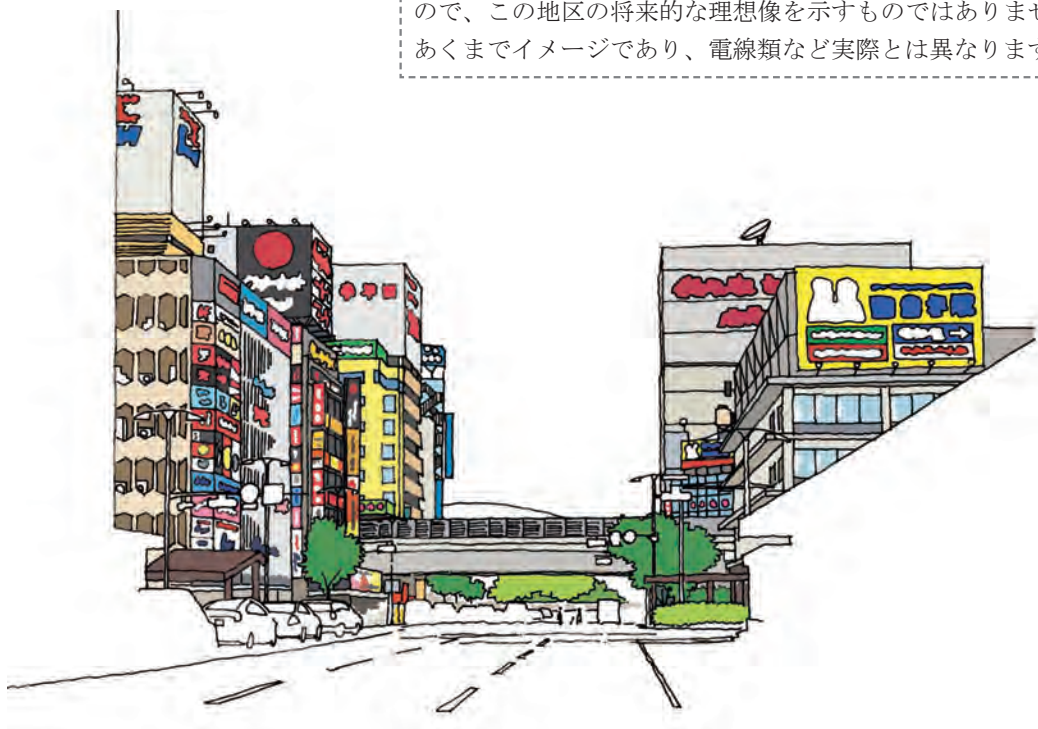
基準の適用部位		色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色	0R～5Y	8超	4以下	
			3以上8以下	6以下	
	補助色・強調色	上記以外	3以上	2以下	
			できるだけ低層階で用いる		
建築物の屋根	屋根色	—	—	6以下	

※ 日よけ、雨よけ等及び*橋りょうを除く



形態意匠の基準による規制・誘導がない場合のイメージ

このスケッチは、景観計画の運用後、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づき改善されるイメージを示したもので、この地区の将来的な理想像を示すものではありません。また、あくまでイメージであり、電線類など実際とは異なります。



形態意匠の基準による規制・誘導イメージ

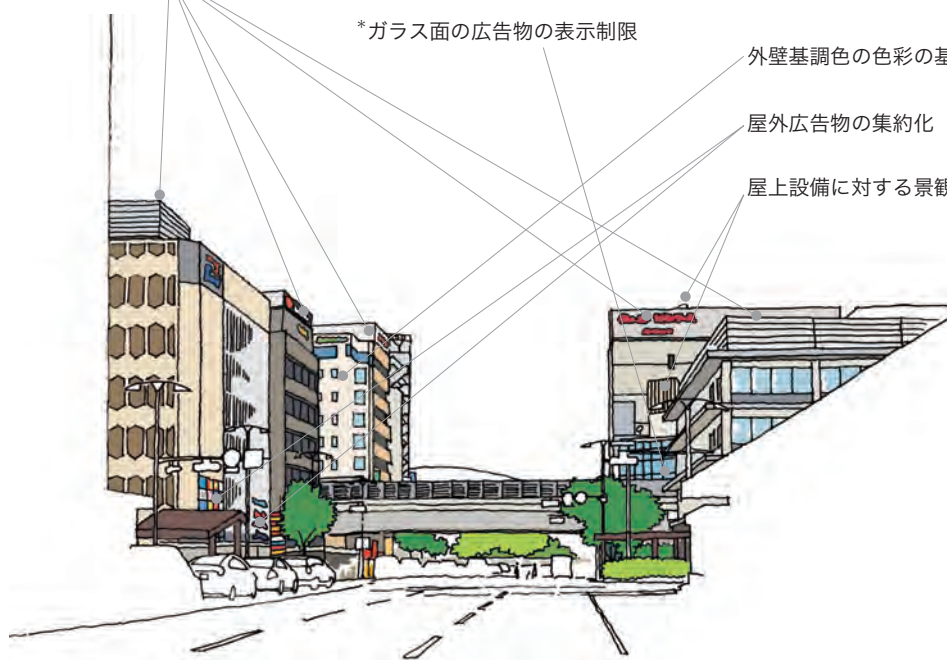
*スカイラインの連続性の確保(屋上広告物の縮小)

*ガラス面の広告物の表示制限

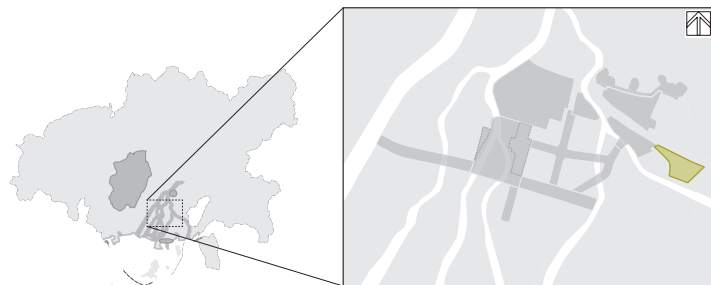
外壁基調色の色彩の基準への適合

屋外広告物の集約化

屋上設備に対する景観上の配慮

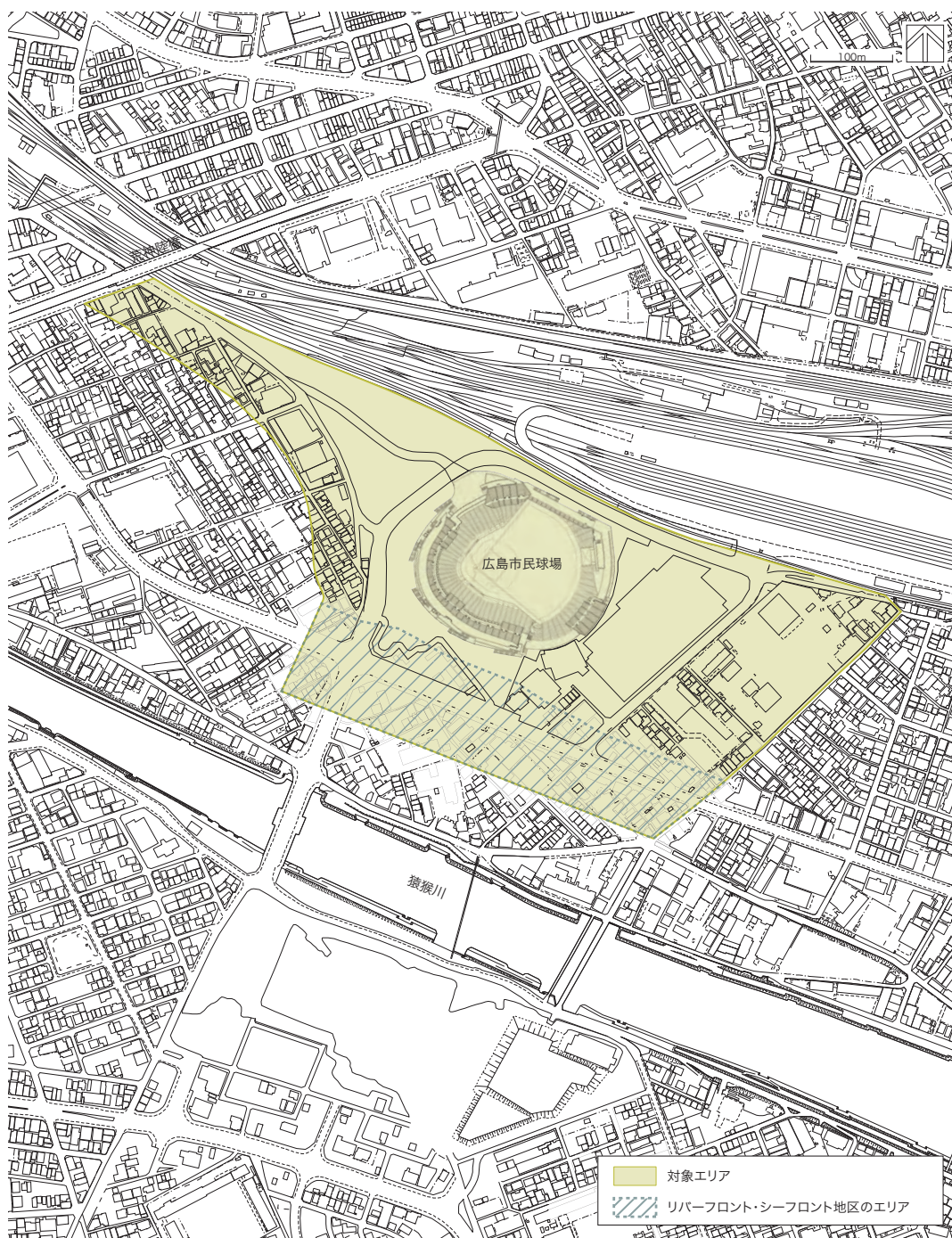


⑪ 広島市民球場周辺地区



1 対象エリア

広島市民球場等の敷地とその周辺道路、さらにはその道路端から50メートル以内の区域を基本に、以下のとおりとします。



広島市民球場周辺地区の位置図

2 景観形成の方針

広島市民球場周辺地区においては、広島市民球場をはじめ東側の商業施設群などが完成し、現在、これらと西蟹屋プロムナード沿道地区を含むエリアを有機的につないだ民間事業者による周辺施設整備が進められています。

集客力のある広島市民球場等の既存施設や周辺に新たに生み出される*都市機能との調和を図りながら、活力とにぎわいのある新たな景観づくりを進める必要があります。

景 観 形 成 の 方 針

広島市民球場等の既存施設や周辺に新たに生み出される*都市機能との調和を図りながら、活力とにぎわいのある新たな景観を形成します。

ア 広島市民球場及び西蟹屋プロムナードからの眺望に配慮します。

イ 外壁等の色彩については、にぎわいや楽しさの演出を考慮し、極端な低明度、高彩度色を抑制したものとします。

ウ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。

エ 建物の低層階については、店舗などの立地による*回遊性やにぎわいの演出などによる良好な景観を形成します。

オ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化を進め、建築物等においては屋上緑化や壁面緑化に努めます。

3 届出対象行為

以下の行為について、届出が必要になります。

届出対象行為	種 類	規 模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの)	(1)高さ13メートル(幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地)に係る建築物等にあつては、高さ7メートルを超えるもの
工作物1〈表1〉の建設等		(2)建築(築造)面積が1,000平方メートルを超えるもの
工作物2〈表2〉の建設等		〈表2〉のとおり

注：工作物にあつては、屋外に設置するものに限る。

〈表1〉

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

〈表2〉

工作物2
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)
機械式自動車庫(地上段数が2以上のものに限る。)
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)

4 形態意匠の基準

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階
			敷地内緑化
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等
			塀、柵
	形状 材質 付帯設備		外観
			壁面分節化
			塔屋、屋上設備
			屋外階段
			仕上げ材質
			室外機、 壁面設備
			バルコニーの 洗濯物
			* ガラス面の広告
			テレビアンテナ等
	色彩の基準		基本
		外壁	基調色 ^{※2}
			補助色 ^{※3} 、 強調色 ^{※4}
		屋根色 ^{※5}	

快適な歩行者空間を演出するため、オープンスペースの確保に努め、壁面デザインを工夫する。

敷地内緑化をはじめ、屋上や壁面の緑化に努める。

できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。また、舗装面は周辺景観との調和を図る。

周辺景観との調和を図る。

広島市民球場、西蟹屋プロムナード、河川及び対岸^{※1}からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。

大規模壁面は、その圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。

*スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備は、その突出部分を最小限とし、建築物の主体部分と一体のデザインとする。

できるだけ広島市民球場、西蟹屋プロムナード、河川及び対岸から直接見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をする。

壁面等の仕上げ材は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。

室外機は原則床置きとして、広島市民球場、西蟹屋プロムナード、河川及び対岸から見えない位置に設置し、地区内の他の通りからもできるだけ見えないよう工夫する。また、壁面設備も目立たない工夫をする。

広島市民球場、西蟹屋プロムナード、河川及び対岸から、原則洗濯物等が見えないようにする。また、地区内の他の通りからも、できるだけ見えないよう工夫する。

広島市民球場、西蟹屋プロムナード、河川及び対岸から見える位置には、周辺との調和を図り、外壁のガラス面の内側に公衆に向けた広告物を表示しないことを基本とする。地区内の他の通りから見える位置についても、原則、表示しないこととし、やむを得ず表示する場合は、沿道の街並みや建築物と調和するようデザインを工夫する。

できるだけ広島市民球場、西蟹屋プロムナード、河川及び対岸から見えない位置で、景観上影響の少ない位置に設置する。

極端な低明度、高彩度色を抑制した色彩を採用し、*回遊性やにぎわい、楽しさを演出する景観を形成する。
なお、石材、木材等の素材感のある自然材料は、色彩の基準を適用しない。また、ガラス、金属板、太陽光発電用発電パネル等でマンセル表色系により色彩が表示できない場合については、高彩度色と認識されるものは使用しない。

基調色は、次の範囲から用いるものとする。
ただし、その色彩は周囲の自然や街並み、又は建築物全体の形態意匠と調和するように努める。

0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度4以下
0R～5Yの色相：明度3以上8以下の場合、彩度6以下
上記以外の色相：明度3以上、彩度2以下

補助色や強調色は、基調色等との調和に配慮する。
基調色の色彩の基準を超える色彩を用いる場合は、できるだけ低層階で用いるものとする。

屋根色は、次の範囲から用いるものとする。
ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。

全ての色相：彩度6以下

建築物		その他	工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。
工作物 1・2	形態の基準	配置形状	共通	工作物の外観は、 <u>広島市民球場、西蟹屋プロムナード</u> 、河川及び対岸からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
			携帯電話等 基地局アンテナ	できるだけ <u>広島市民球場、西蟹屋プロムナード</u> 、河川及び対岸から見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。
			時間貸し駐車場等	舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
			機械式自動車車庫	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
			擁壁	擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
	色彩の基準	工作物 (日よけ、雨よけ等を除く。)	建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、 <u>明度3未満</u> の色彩も使用できるものとする。	
		日よけ、 雨よけ等	地色 ^{※6} の色彩は、 <u>高彩度色</u> を避ける。 また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。	
	その他	工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。	

※1 河川及び対岸：リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所での建築行為等に限る。

※2 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※3 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※4 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※5 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあっては防水措置に係る部分を除く。

※6 地色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

広島市民球場周辺地区 の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

地区の核となる広島市民球場の存在感を高めるとともに、活気やにぎわいの中にも一体感のある景観を形成するため、基調色に高彩度色を用いることを制限します。暖色系色相(0R～5Y)の低彩度色を基本とし、寒色系色相(0R～5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

さらに、明度が8を超え、一定の彩度を持つパステル調の色彩については、退色や汚れの影響を受けやすく、現況の街並みにおいてもほとんど用いられていないことから、基調色として用いることを制限します。

2 補助色・強調色

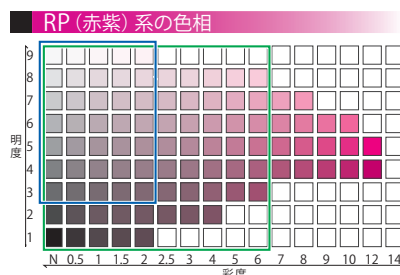
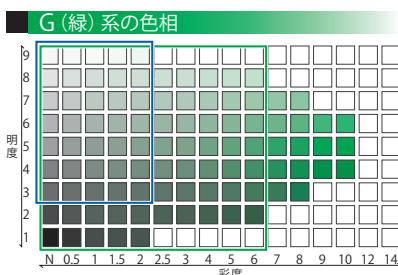
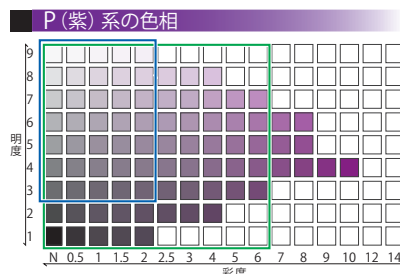
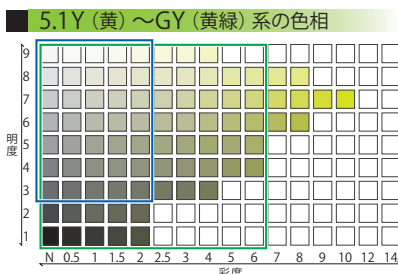
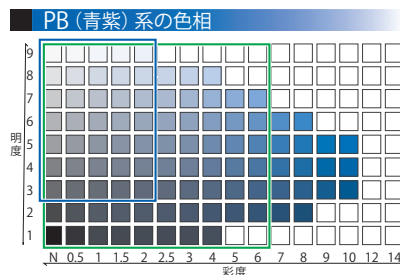
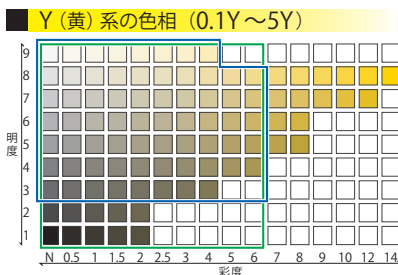
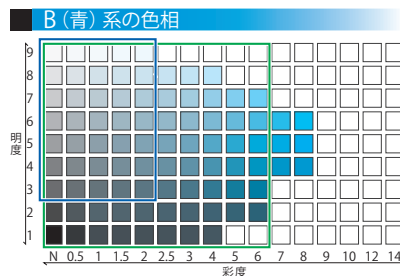
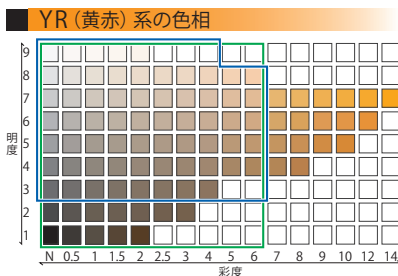
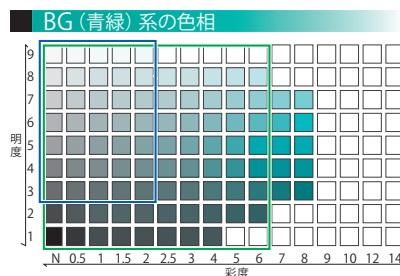
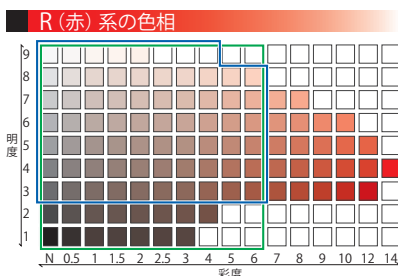
使用可能色の範囲は定めていませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいとのバランスに配慮し、基調色の基準を超える色彩を用いる場合には、できるだけ低層階で用いるものとしします。

3 屋根色

緑の映える良好な景観を形成するため、彩度を抑えたものとしします。

基準の適用部位		色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色	0R～5Y	8超	4以下	
			3以上8以下	6以下	
		上記以外	3以上	2以下	
	補助色・強調色	できるだけ低層階で用いる			
建築物の屋根	屋根色	—	—	6以下	

※ 日よけ、雨よけ等を除く

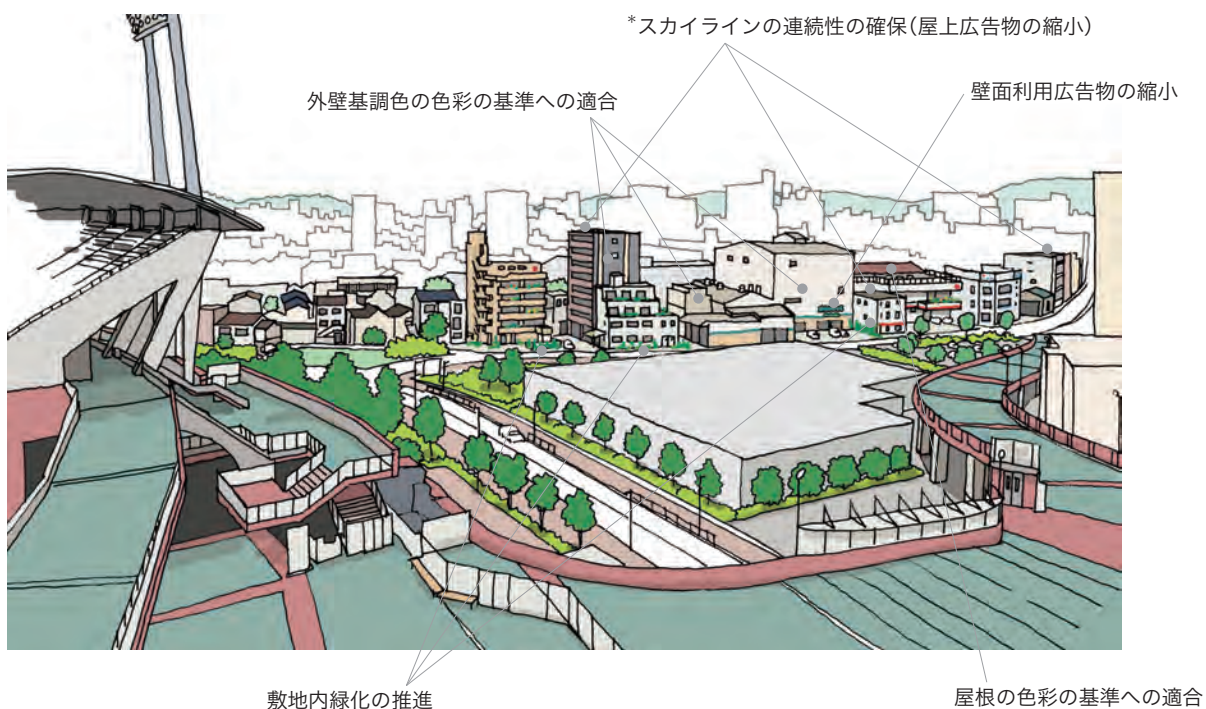


形態意匠の基準による規制・誘導がない場合のイメージ

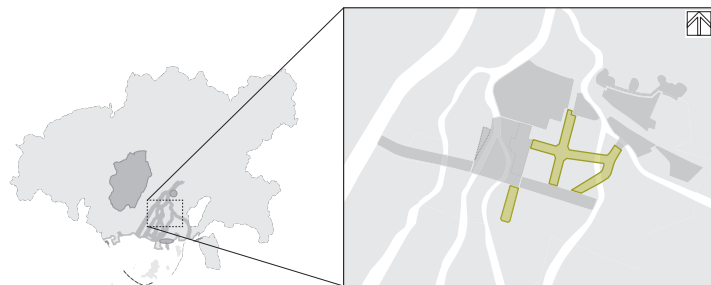
このスケッチは、景観計画の運用後、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づき改善されるイメージを示したもので、この地区の将来的な理想像を示すものではありません。またあくまでイメージであり、当地区で計画されている民間事業者による周辺施設整備の部分や電線類など実際とは異なります。



形態意匠の基準による規制・誘導イメージ



⑫ 都心幹線道路沿道地区



1 対象エリア

相生通り(相生橋東側～駅前通り)、鯉城通り(紙屋町交差点～国道2号南側)、白島通り(県立美術館付近～相生通り)、中央通り(相生通り～平和大通り)、駅前通り(駅前大橋南側～平和大通り)の五つの幹線道路とその道路端から50メートル以内の区域(沿道街区の奥行きが50メートル以下の場合は、当該街区までとし、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区、広島駅南口地区並びに縮景園周辺地区のエリアと重複する部分を除きます。)を基本に、以下のとおりとします。



都心幹線道路沿道地区の位置図

2 景観形成の方針

本市は、広島陸の玄関である広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を*都心の東西の核と位置付け、相互に刺激し高め合うような「楕円型の*都心づくり」を進めています。

この二つの*都心の核や平和大通りと縮景園などを結ぶ都心幹線道路沿道地区は、高密度な商業・業務系施設が集積している*都心の目抜き通りであるとともに、市民や広島を訪れる多くの人々が行き交う地区であり、歩行者の目線で捉えた*都心にふさわしい風格とにぎわいのある街並みの景観づくりを進める必要があります。

景 観 形 成 の 方 針

*都心にふさわしい風格とにぎわいのある良好な街並み景観を形成します。

ア 都心幹線道路を通り方向に見通した場合の眺望景観に配慮して、*スカイラインの連続性を踏まえた良好な景観を形成します。

イ 外壁等の色彩については、二つの*都心の核や平和大通りと縮景園などを結ぶ目抜き通りとしてのにぎわいや楽しさの演出を考慮し、極端な低明度、高彩度色を抑制したものとします。

ウ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。

エ 建物の低層階については、店舗などの立地による*回遊性やにぎわいの演出などによる良好な景観を形成します。

オ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化を進め、建築物等においては屋上緑化や壁面緑化に努めます。

3 届出対象行為

以下の行為について、届出が必要になります。

届出対象行為	種 類	規 模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの。ただし、橋りょうにあっては、橋台、橋脚、橋桁等の一の面について、色彩の変更に係る部分の面積が2分の1を超えるもの)	(1) 高さ13メートル(幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地又は当該地区内の主な河川に面する部分 ^{※1})に係る建築物等 ^{※2} にあっては、高さ7メートルを超えるもの (2) 建築(築造)面積が1,000平方メートルを超えるもの
工作物1<表1>の建設等		<表2>のとおり
工作物2<表2>の建設等		
工作物3<表3>の建設等		規模にかかわらず全て

注：工作物にあっては、屋外に設置するものに限る。

<表1>

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

<表2>

工作物2
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)(※)
機械式自動車車庫(地上段数が2以上のものに限る。)(※)
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの(※)
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの(※)
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)(※)

※ ‘都心幹線道路に面する部分^{※2}’に設けるものに限る。

<表3>

工作物3
*橋りょう(地区内の‘主な河川の部分’に架かるもの全て)

※1 主な河川に面する部分：主な河川から50メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

※2 都心幹線道路に面する部分：都心幹線道路から25メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

4 形態意匠の基準

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)		
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階	快適な歩行者空間を演出するため、オープンスペースの確保に努め、壁面デザインを工夫する。	
			敷地内緑化	敷地内緑化をはじめ、屋上や壁面の緑化に努める。	
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。また、舗装面は周辺景観との調和を図る。	
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。	
	形状 材質 付帯設備		外観	都心幹線道路、河川及び対岸 ^{※1} からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。	
			壁面分節化	大規模壁面は、その圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。	
			塔屋、屋上設備	*スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備は、その突出部分を最小限とし、建築物の主体部分と一体のデザインとする。	
			屋外階段	できるだけ都心幹線道路、河川及び対岸から直接見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をする。	
			仕上げ材質	壁面等の仕上げ材は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。	
			室外機、 壁面設備	室外機は原則床置きとして、都心幹線道路、河川及び対岸から見えない位置に設置し、地区内の他の通りからもできるだけ見えないよう工夫する。また、壁面設備も目立たない工夫をする。	
			バルコニーの 洗濯物	都心幹線道路、河川及び対岸から、原則洗濯物等が見えないようにする。また、地区内の他の通りからも、できるだけ見えないよう工夫する。	
			*ガラス面の広告	都心幹線道路、河川及び対岸から見える位置には、周辺との調和を図り、外壁のガラス面の内側に公衆に向けた広告物を表示しないことを基本とする。地区内の他の通りから見える位置についても、原則、表示しないこととし、やむを得ず表示する場合は、沿道の街並みや建築物と調和するようデザインを工夫する。	
	テレビアンテナ等	できるだけ都心幹線道路、河川及び対岸から見えない位置で、景観上影響の少ない位置に設置する。			
	色彩の基準		基本	極端な低明度、高彩度色を抑制した色彩を採用し、*回遊性やにぎわい、楽しさを演出する景観を形成する。 なお、石材、木材等の素材感のある自然材料は、色彩の基準を適用しない。また、ガラス、金属板、太陽光発電用発電パネル等でマンセル表色系により色彩が表示できない場合については、高彩度色と認識されるものは使用しない。	
			外壁	基調色 ^{※2}	基調色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は周囲の自然や街並み、又は建築物全体の形態意匠と調和するように努める。 0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度4以下 0R～5Yの色相：明度3以上8以下の場合、彩度6以下 上記以外の色相：明度3以上、彩度2以下
				補助色 ^{※3} 、 強調色 ^{※4}	補助色や強調色は、基調色等との調和に配慮する。 基調色の色彩の基準を超える色彩を用いる場合は、できるだけ低層階で用いるものとする。

建築物	色彩の基準		屋根色 ^{※5}	屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 全ての色相：彩度6以下
			リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所で‘主な河川に面する部分’においては、リバーフロント・シーフロント地区のうちリバーフロント地区の色彩の基準を満たすものとする。	
			その他	工事現場の仮囲い
工作物 1・2・3	形態の基準	配置形状	共通	工作物の外観は、都心幹線道路、河川及び対岸からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。
			携帯電話等 基地局アンテナ	できるだけ都心幹線道路、河川及び対岸から見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。
			時間貸し駐車場等	舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
			機械式自動車車庫	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
			擁壁	擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
			*橋りょう	*橋りょうの位置する河川の特性和都心幹線道路及び河岸からの見え方に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。
	色彩の基準		工作物 (日よけ、雨よけ等及び*橋りょうを除く。)	建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、 <u>明度3未満</u> の色彩も使用できるものとする。
			日よけ、 雨よけ等	地色 ^{※6} の色彩は、 <u>高彩度色</u> を避ける。 また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。
			*橋りょう	*橋りょうの位置する河川の特性和都心幹線道路及び河岸からの見え方に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。
	その他	工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。	

※1 河川及び対岸：リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所での建築行為等に限る。

※2 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※3 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※4 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※5 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあっては防水措置に係る部分を除く。

※6 地色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

都心幹線道路沿道地区 の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

*都心のにぎわいの中にも、本市の目抜き通りにふさわしい品格のある景観を形成するため、基調色に高彩度色を用いることを制限します。暖色系色相(0R～5Y)の低彩度色を基本とし、寒色系色相(0R～5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

さらに、明度が8を超え、一定の彩度を持つパステル調の色彩については、退色や汚れの影響を受けやすく、現況の街並みにおいてもほとんど用いられていないことから、基調色として用いることを制限します。

2 補助色・強調色

使用可能色の範囲は定めていませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいとバランスに配慮し、基調色の基準を超える色彩を用いる場合には、できるだけ低層階で用いるものとしします。

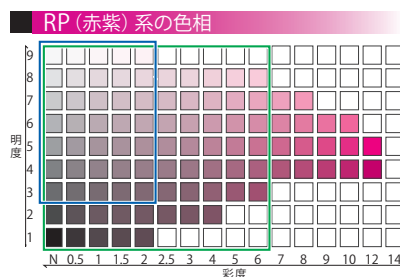
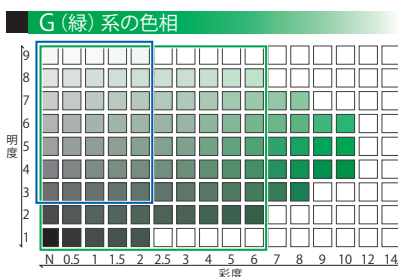
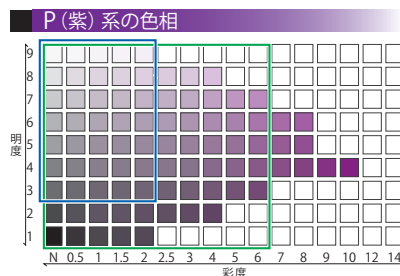
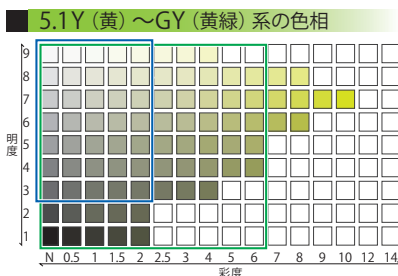
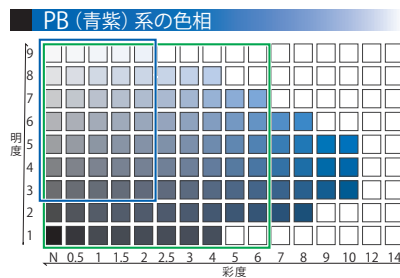
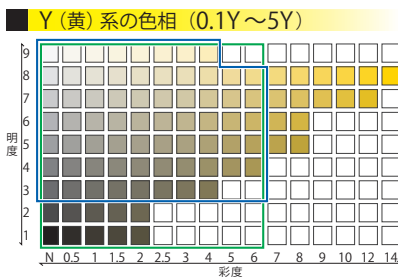
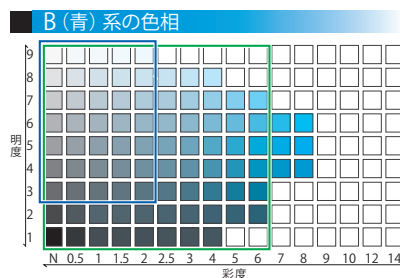
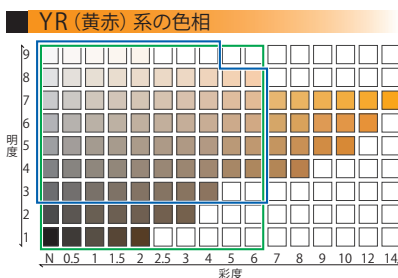
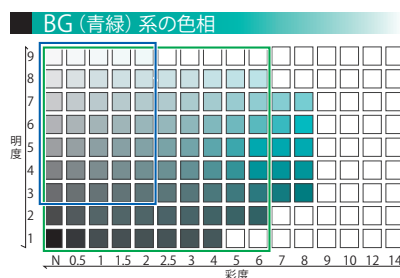
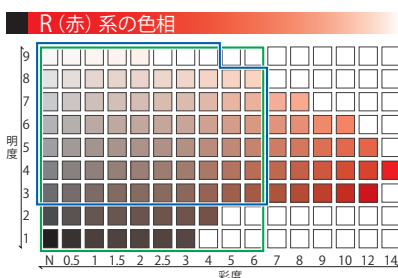
3 屋根色

緑の映える良好な景観を形成するため、彩度を抑えたものとしします。

注：リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所で‘主な河川に面する部分’においては、リバーフロント・シーフロント地区のうちリバーフロント地区の色彩の基準を満たすものとしします。色彩の基準については、リバーフロント・シーフロント地区のページで確認してください。

基準の適用部位		色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色	0R～5Y	8超	4以下	
			3以上8以下	6以下	
	補助色・強調色	上記以外	3以上	2以下	
			できるだけ低層階で用いる		
建築物の屋根	屋根色	—	—	6以下	

※ 日よけ、雨よけ等及び*橋りょうを除く



形態意匠の基準による規制・誘導がない場合のイメージ

このスケッチは、景観計画の運用後、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づき改善されるイメージを示したもので、この地区の将来的な理想像を示すものではありません。また、あくまでイメージであり、電線類など実際とは異なります。



形態意匠の基準による規制・誘導イメージ

携帯電話等基地局アンテナの目立たない工夫

*スカイラインの連続性の確保(屋上広告物の縮小)

*ガラス面の広告の表示制限

外壁基調色の色彩の基準への適合

壁面利用広告物の縮小

屋外広告物の集約化

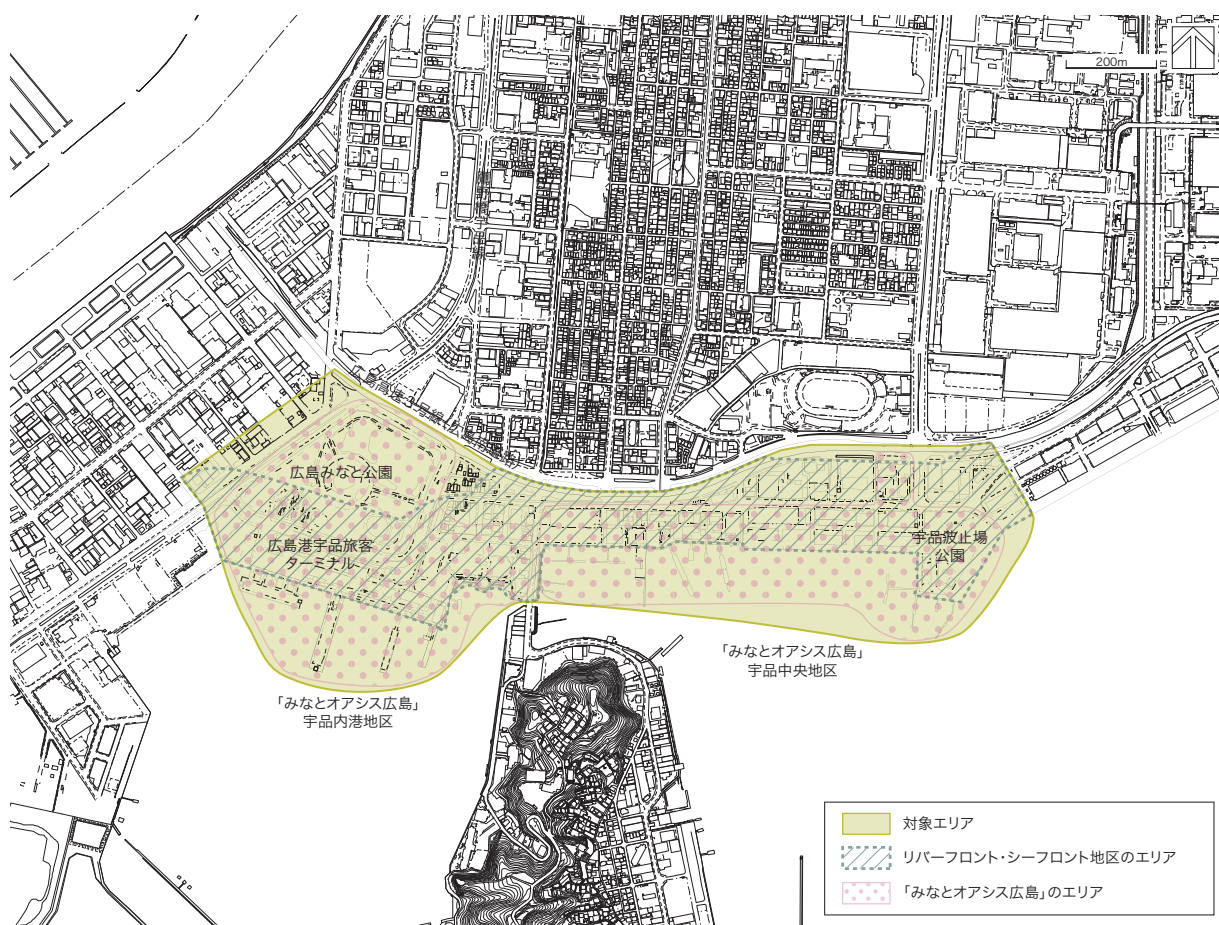


⑬ 宇品みなと地区



1 対象エリア

国が認定した「*みなとオアシス広島」の宇品内港地区及び宇品中央地区に、当該地区と広島高速3号線(広島南道路)に囲まれた区域、広島みなと公園の東側に接する街区の道路端から50メートルの区域及び宇品波止場公園の北側に接する一街区を加えた区域を基本に、以下のとおりとします。



宇品みなと地区の位置図

2 景観形成の方針

宇品みなと地区は、江田島や能美島などの島しょ部や松山、呉、宮島と航路で結ばれた、瀬戸内海の海上旅客交通の拠点であり、海に開かれた本市の重要な*交通結節点です。

「*みなとオアシス広島」の区域では、市民等が旅客ターミナルや緑地等の港湾施設、歴史資産、豊かな自然資産を活用することによって、みなとに「にぎわい」を創出する取組が展開されており、本市の海の玄関にふさわしい魅力にあふれた景観づくりを進める必要があります。

景 観 形 成 の 方 針

みなとににぎわいを創出し、本市の海の玄関にふさわしい魅力にあふれた景観を形成します。

ア 広島港宇品旅客ターミナルや海からの眺望に配慮します。

イ 外壁等の色彩については、港のにぎわいや楽しさの演出を考慮し、極端な低明度、高彩度色を抑制したものとします。

ウ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。

エ 建物の低層階については、店舗などの立地による*回遊性やにぎわいの演出などによる良好な景観を形成します。

オ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化を進め、建築物等においては屋上緑化や壁面緑化に努めます。

3 届出対象行為

以下の行為について、届出が必要になります。

届出対象行為	種 類	規 模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの)	(1) 高さ13メートル(幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地又は当該地区内の港湾に面する部分 ^{※1} に係る建築物等にあつては、高さ7メートル)を超えるもの (2) 建築(築造)面積が1,000平方メートルを超えるもの
工作物1(表1)の建設等		
工作物2(表2)の建設等		〈表2〉のとおり

注：工作物にあつては、屋外に設置するものに限る。

〈表1〉

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

〈表2〉

工作物2
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)
機械式自動車車庫(地上段数が2以上のものに限る。)
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であつて道路に接して設けるもの
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)

※1 港湾に面する部分：港湾から50メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。

4 形態意匠の基準

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階
			敷地内緑化
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等
			塀、柵
	形状 材質 付帯設備	形状 材質 付帯設備	外観
			壁面分節化
			塔屋、屋上設備
			屋外階段
			仕上げ材質
			室外機、 壁面設備
			バルコニーの 洗濯物
			* ガラス面の広告
			テレビアンテナ等
	色彩の基準	基本	基本
			基調色 ^{※1}
			補助色 ^{※2} 、 強調色 ^{※3}

快適な歩行者空間を演出するため、オープンスペースの確保に努め、壁面デザインを工夫する。

敷地内緑化をはじめ、屋上や壁面の緑化に努める。

できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。また、舗装面は周辺景観との調和を図る。

周辺景観との調和を図る。

広島港宇品旅客ターミナルや海からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周辺の街並みとの調和を図る。

大規模壁面は、その圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。

*スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備は、その突出部分を最小限とし、建築物の主体部分と一体のデザインとする。

できるだけ広島港宇品旅客ターミナルや海から直接見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をする。

壁面等の仕上げ材は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。

室外機は原則床置きとして、広島港宇品旅客ターミナルや海から見えない位置に設置し、地区内の通りからもできるだけ見えないよう工夫する。また、壁面設備も目立たない工夫をする。

広島港宇品旅客ターミナルや海から、原則洗濯物等が見えないようにする。また、地区内の通りからも、できるだけ見えないよう工夫する。

広島港宇品旅客ターミナルや海から見える位置には、周辺との調和を図り、外壁のガラス面の内側に公衆に向けた広告物を表示しないことを基本とする。地区内の通りから見える位置についても、原則、表示しないこととし、やむを得ず表示する場合は、沿道の街並みや建築物と調和するようデザインを工夫する。

できるだけ広島港宇品旅客ターミナルや海から見えない位置で、景観上影響の少ない位置に設置する。

極端な低明度、高彩度色を抑制した色彩を採用し、*回遊性やにぎわい、楽しさを演出する景観を形成する。
なお、石材、木材等の素材感のある自然材料は、色彩の基準を適用しない。また、ガラス、金属板、太陽光発電用発電パネル等でマンセル表色系により色彩が表示できない場合については、高彩度色と認識されるものは使用しない。

基調色は、次の範囲から用いるものとする。
ただし、その色彩は周囲の自然や街並み、又は建築物全体の形態意匠と調和するように努める。

0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度4以下
0R～5Yの色相：明度3以上8以下の場合、彩度6以下
上記以外の色相：明度3以上、彩度2以下

補助色や強調色は、基調色等との調和に配慮する。
基調色の色彩の基準を超える色彩を用いる場合は、できるだけ低層階で用いるものとする。

建築物	色彩の基準		屋根色 ^{※4}	屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。 全ての色相：彩度6以下
			リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所で‘港湾に面する部分’においては、 リバーフロント・シーフロント地区のうちシーフロント地区の色彩の基準を満たすものとする。	
			その他	工事現場の仮囲い
工作物 1・2	形態の基準	配置形状	共通	工作物の外観は、広島港宇品旅客ターミナルや海からの見え方に十分配慮した配置、形態、意匠とし、周囲の街並みとの調和を図る。
			携帯電話等 基地局アンテナ	できるだけ広島港宇品旅客ターミナルや海から見えない位置に設置するとともに、外壁又は屋根と同色で着色するなど目立たないように工夫する。
			時間貸し駐車場	舗装面や機器類などは、周辺景観との調和を図る。
			機械式自動車車庫	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。
			擁壁	擁壁の形態を周辺の地形に合わせるなど、周りの景観に溶け込むような工夫や修景を行うことによって、周辺景観との調和を図る。
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。
	色彩の基準		工作物 (日よけ、雨よけ等を除く。)	建築物の色彩の基準を準用する。 ただし、柵や柱などの線的要素で構成される工作物については、上記の彩度範囲において、 <u>明度3未満の色彩</u> も使用できるものとする。
			日よけ、 雨よけ等	地色 ^{※5} の色彩は、 <u>高彩度色</u> を避ける。 また、複数のテントや幕を設置する場合は、できるだけ色相や色調をそろえる。
	その他		工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。

※1 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※2 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※3 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※4 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあっては防水措置に係る部分を除く。

※5 地色：日よけ、雨よけ等の1/3以上に用いる色彩。

注：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

宇品みなと地区 の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

水辺の立地を活かしたにぎわいととも、本市の海の玄関にふさわしい品格のある景観を形成するため、基調色に高彩度色を用いることを制限します。暖色系色相(0R～5Y)の低彩度色を基本とし、寒色系色相(0R～5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとまっている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

また、暗い(明度が低い)色彩は周辺に威圧感を与えることから基調色として用いることを制限します。

さらに、明度が8を超え、一定の彩度を持つパステル調の色彩については、退色や汚れの影響を受けやすく、現況の街並みにおいてもほとんど用いられていないことから、基調色として用いることを制限します。

2 補助色・強調色

使用可能色の範囲は定めていませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいとバランスに配慮し、基調色の基準を超える色彩を用いる場合には、できるだけ低層階で用いるものとしします。

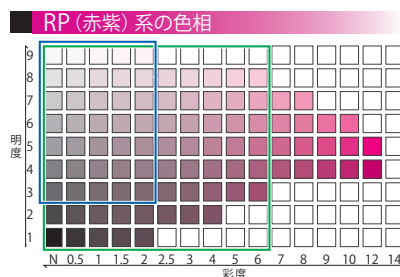
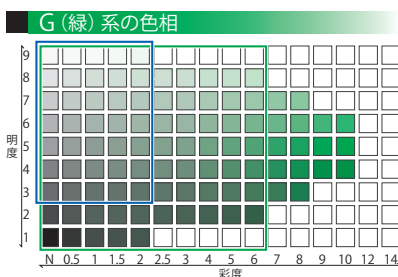
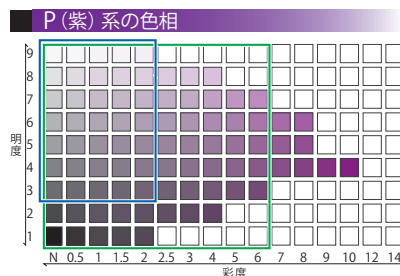
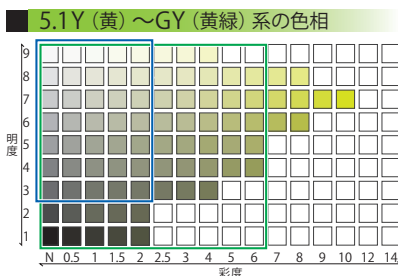
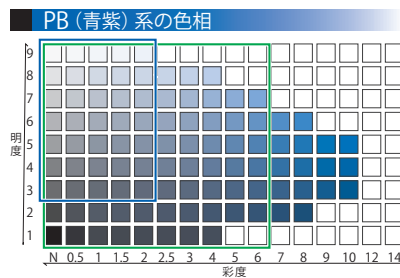
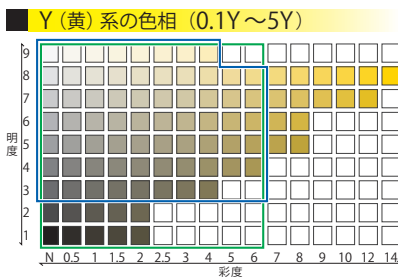
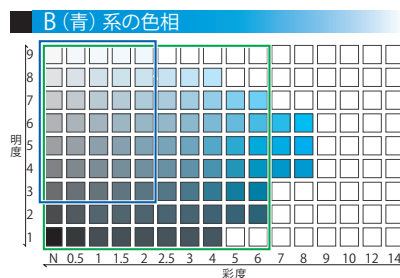
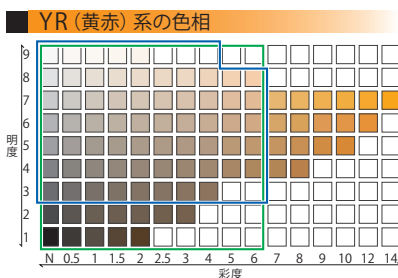
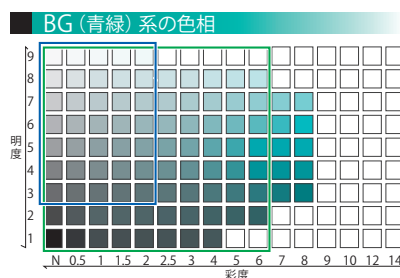
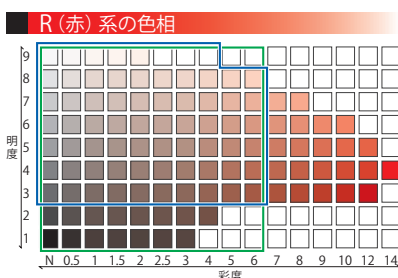
3 屋根色

緑の映える良好な景観を形成するため、彩度を抑えたものとしします。

注：リバーフロント・シーフロント地区のエリアと重複する場所で‘港湾に面する部分’においては、リバーフロント・シーフロント地区のうちシーフロント地区の色彩の基準を満たすものとしします。色彩の基準については、リバーフロント・シーフロント地区のページで確認してください。

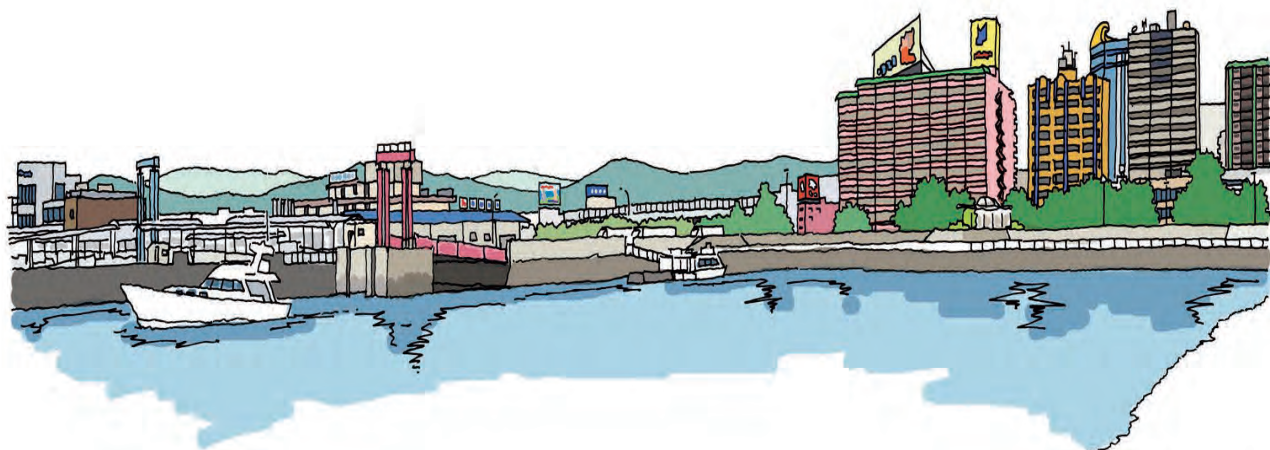
基準の適用部位	色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の外壁 工作物※の外観	基調色	0R～5Y	8超	
		3以上8以下	6以下	
	上記以外	3以上	2以下	
	補助色・強調色	できるだけ低層階で用いる		
建築物の屋根	屋根色	—	—	6以下

※ 日よけ、雨よけ等を除く

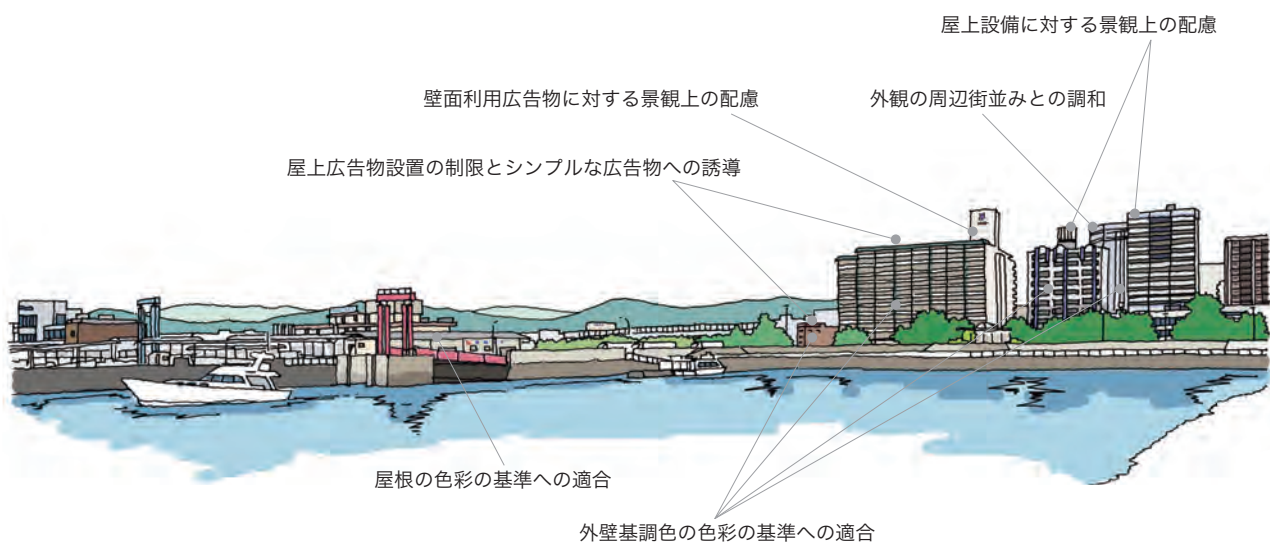


形態意匠の基準による規制・誘導がない場合のイメージ

このスケッチは、景観計画の運用後、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づき改善されるイメージを示したもので、この地区の将来的な理想像を示すものではありません。また、あくまでイメージであり、電線類など実際とは異なります。



形態意匠の基準による規制・誘導イメージ



⑭ 一般区域(景観計画重点地区以外)

1 対象エリア

景観計画重点地区を除く、広島市全域とします。

2 景観形成の方針

中国山地へとつながる山地や丘陵地、河口部のデルタ及びそれを形づくる河川などの地形特性をはじめ、デルタ市街地やデルタ周辺部、さらにその周辺の田園地域など、異なる景観の特性を持つ地域の特性に応じて、周辺の街並み等と調和した良好な景観を形成します。

また、絵下山や比治山、黄金山など、市域を広く眺望できる場所については、その場の特性を生かし市民の憩いの場とするとともに、観光振興にも寄与するよう眺望場所としての環境整備に取り組みます。

景 観 形 成 の 方 針

- ア デルタ市街地においては、生き生きとした地域の表情づくりを進めるとともに、水や緑に親しめる市街地景観を形成します。
- イ デルタ周辺部においては、古くからの住宅団地など親しみのある地域の表情づくりを進めるとともに、自然環境と調和した良好な市街地景観を形成します。
- ウ 田園地域においては、実り豊かな田園風景を形成するとともに、豊かな自然に抱かれた良好な景観を形成します。
- エ 島しょ部においては、瀬戸内海を彩る豊かな自然を保全するとともに、美しい自然環境との調和や地域の活性化を促す良好な景観を形成します。
- オ 平和記念資料館本館下の視点場から見た南北軸上の眺望景観に配慮します。

3 届出対象行為

以下の行為について、届出が必要になります。

届出対象行為	種 類	規 模
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一の面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの)	(1)高さ13メートル(‘幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地’に係る建築物等にあつては、高さ7メートル)を超えるもの (2)建築(築造)面積が1,000平方メートルを超えるもの (3)原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいて、建築物の屋上部分に設置する工作物で、工作物の下端の標高が「5 高さの最高限度の基準」に定める高さから13m減じた高さを超えるものにあつては、規模にかかわらず全て (4)原爆ドームの背景となる阿武山において、地盤面(工作物にあつては、工作物の下端)が標高430mを超えるものにあつては、規模にかかわらず全て
工作物1<表1>の建設等		

注：工作物にあつては、屋外に設置するものに限る。

注：原爆ドーム北側眺望景観保全エリア及び原爆ドームの背景となる阿武山は、「5 高さの最高限度の基準」及び「6 良好な景観の形成のための基準」に示す図を参照。

〈表1〉

工作物1
煙突
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)
電波塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
観覧車、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
アスファルト、コンクリートなどの製造施設その他これらに類するもの
サイロ、ガスタンクなどの貯蔵施設その他これらに類するもの
粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設その他これらに類するもの
彫像及び記念碑
太陽光発電装置

4 形態意匠の基準

アンダーラインは、地区ごとに異なる部分です。

対象物及び項目			形態意匠の基準(景観法第8条第4項第2号イ)		
建築物	形態の基準	配置 低層階 緑化	配置、低層階	快適な歩行者空間を演出するため、オープンスペースの確保に努め、壁面デザインを工夫する。	
			敷地内緑化	敷地内緑化をはじめ、屋上や壁面の緑化に努める。	
			駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場等	できるだけ通りから見えない位置に設置するとともに、目隠しや緑化などにより修景する。また、舗装面は周辺景観との調和を図る。	
			塀、柵	周辺景観との調和を図る。	
	形状 材質 付帯設備		外観	その地域の景観特性に応じて、周辺の街並みとの調和を図る。	
			壁面分節化	大規模壁面は、その圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。	
			塔屋、屋上設備	*スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備は、その突出部分を最小限とし、建築物の主体部分と一体のデザインとする。	
			屋外階段	できるだけ通りから直接見えない位置に設置するとともに、目立たない工夫をする。	
			仕上げ材質	壁面等の仕上げ材は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。	
			室外機、 壁面設備	室外機は原則床置きとして、通りからできるだけ見えないよう工夫する。また、壁面設備も目立たない工夫をする。	
			バルコニーの 洗濯物	通りから、洗濯物等ができるだけ見えないよう工夫する。	
			*ガラス面の広告	通りから見える位置には、原則、外壁のガラス面の内側に公衆に向けた広告物を表示しないこととし、やむを得ず表示する場合は、沿道の街並みや建築物と調和するようデザインを工夫する。	
		テレビアンテナ等	できるだけ景観上影響の少ない位置に設置する。		
	色彩の基準	外壁	基本	基調色 ^{*1} 、補助色 ^{*2} 、強調色 ^{*3} 、屋根色 ^{*4} のうち必要なものをマンセル表色系による定量的な基準として設定する。 なお、石材、木材等の素材感のある自然材料は、色彩の基準を適用しない。また、ガラス、金属板、太陽光発電用発電パネル等でマンセル表色系により色彩が表示できない場合については、高彩度色と認識されるものは使用しない。	
			基調色	基調色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は周囲の自然や街並み、又は建築物全体の形態意匠と調和するように努める。	
				0R～5Yの色相：明度8超の場合、彩度4以下 0R～5Yの色相：明度8以下の場合、彩度6以下 上記以外の色相：彩度2以下	
			補助色、 強調色	補助色や強調色は、基調色等との調和に配慮するとともに、彩度が6を超える色彩を用いる場合は、できるだけ低層階で用いるものとする。	
			屋根色	屋根色は、次の範囲から用いるものとする。 ただし、その色彩は、周囲の街並みや外壁等の色彩と調和するように努める。	
			全ての色相：彩度6以下		
その他		工事現場の 仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。		

工作物1	形態の基準	配置形状	共通	工作物の外観は、その地域の景観特性に応じて、周辺の街並みとの調和を図る。
	色彩の基準		共通	建築物の色彩の基準を準用する。
	その他		工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いは、周辺景観との調和を図るとともに、必要に応じてデザインの工夫に努める。

※1 基調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5以上に用いる色彩。

※2 補助色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満で用いる色彩。

※3 強調色：建築物等の外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/20未満で用いる色彩。ただし、補助色と強調色の和は、最大で外壁面など各一の面の垂直投影面積の1/5未満とする。

※4 屋根色：屋根面に用いる色彩。ただし、陸屋根にあつては防水措置に係る部分を除く。

注1：一義的には基準に不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、景観上の配慮や公益的な空間づくりがなされ、街並みの形成上支障がないと思われるものについては、特例的に基準外の色を使用できる場合があります。

注2：「3 届出対象行為」に示す建築物の建築等及び工作物1の建設等に係る規模で(3)又は(4)に該当するもののうち、(1)又は(2)に該当しないものについては、形態意匠の基準の適用外です。

一般区域 の使用可能色の範囲

〈解説〉

1 基調色

本市を特徴づける川や海、緑などの自然環境との調和を図りながら、市民や*事業者と協力して形成してきた風格のある街並みを継承するため、暖色系色相(0R～5Y)の低彩度色を基本とし、寒色系色相(0R～5Y以外)を用いる場合は、色相による制限は行いませんが、概ね暖色系色相でまとめている現況の景観を損なわないよう、さらに落ち着いた低彩度に抑えることとします。

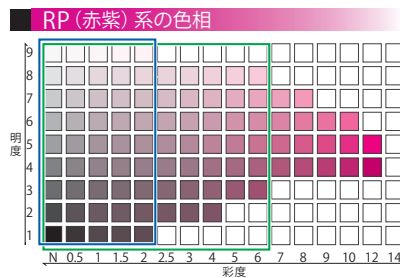
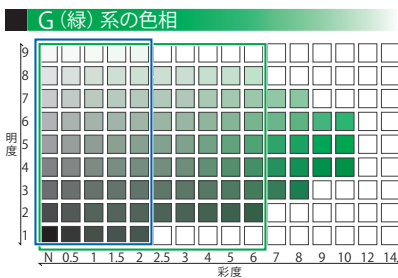
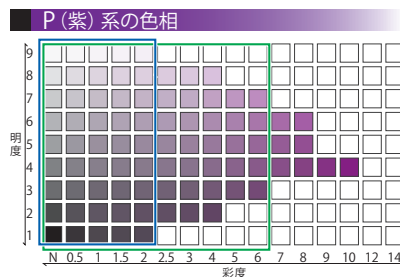
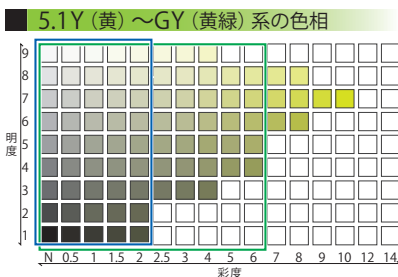
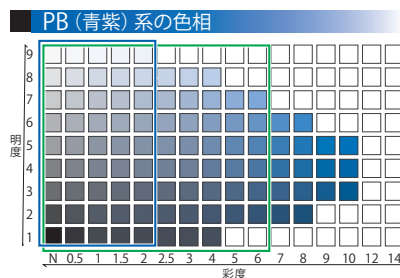
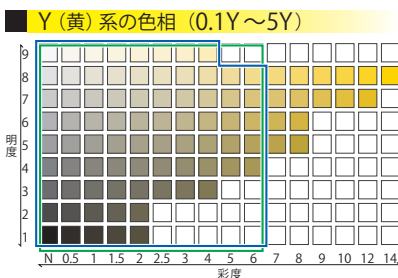
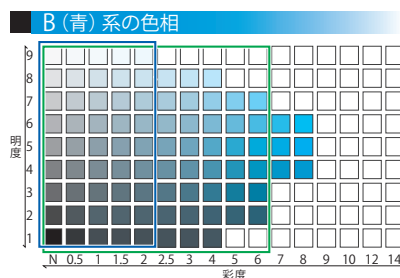
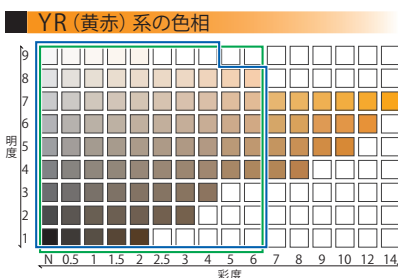
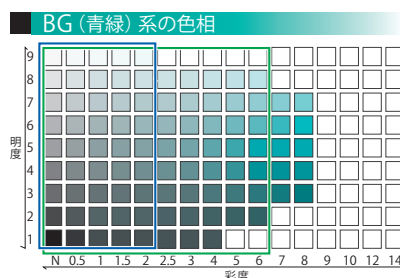
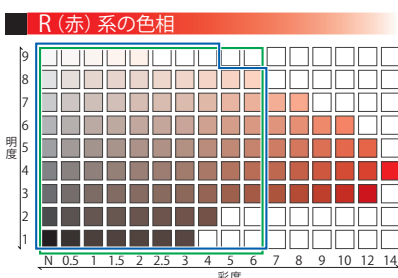
2 補助色・強調色

使用可能色の範囲は定めていませんが、中遠景の品格と近景でのにぎわいとのバランスに配慮し、基調色の基準を超える色彩を用いる場合には、できるだけ低層階で用いるものとします。

3 屋根色

緑の映える良好な景観を形成するため、彩度を抑えたものとします。

基準の適用部位		色相	明度	彩度	凡例(使用可能範囲)
建築物の外壁 工作物の外観	基調色	0R～5Y	8超	4以下	
			8以下	6以下	
		上記以外	—	2以下	
補助色・強調色		できるだけ低層階で用いる			
建築物の屋根	屋根色	—	—	6以下	



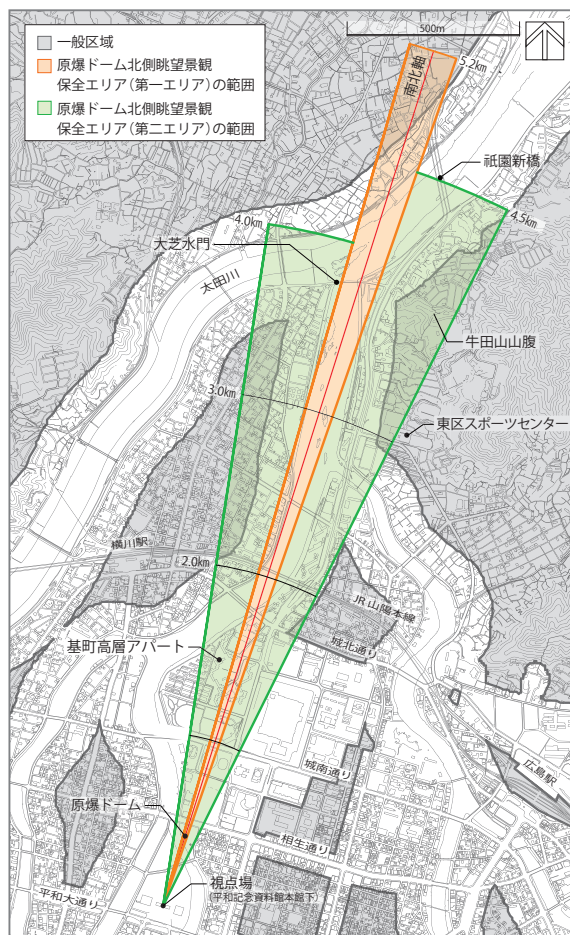
5 高さの最高限度の基準

対象物		高さの最高限度の基準(景観法第8条第4項第2号ロ)				
建築物・工作物	高さの最高限度	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア※1の範囲内の建築物及び工作物の各部分の高さ(標高による。)は、次の計算式により求めた数値以下とする。				
		<table><tr><td>原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)</td><td>$H=0.039390 \times L + 4.812$ [m]</td></tr><tr><td>原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)</td><td>$H=0.051192 \times L + 4.812$ [m]</td></tr></table>	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)	$H=0.039390 \times L + 4.812$ [m]	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)	$H=0.051192 \times L + 4.812$ [m]
		原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)	$H=0.039390 \times L + 4.812$ [m]			
原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)	$H=0.051192 \times L + 4.812$ [m]					
- 建築物の各部分の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物を含む。 - 標高は、東京湾平均海面(T.P.)を基準面とする。 - Hは、建築物及び工作物の各部分の高さの最高限度とする。 - Lは、視点場から建築物及び工作物の各部分までの水平距離(m)で、次式により求める。 $L=\sqrt{[(x+178,364.302)^2+(y-26,246.794)^2]}$ (m) 但し、x、yは建築物及び工作物の各部分の座標とする。 - 座標は、平面直角座標系(平成14年国土交通省告示第9号)に規定する平面直角座標系第3系による。						

※1 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア：「第6章 5(1)ア」に示す建築物及び工作物の高さを制限する範囲。

注：次のいずれかに該当するものは適用除外とする。

- 現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものを増築又は改築する場合において、増築又は改築に係る部分が当該基準の範囲内であるもの。
- 現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものについて、現状の高さを増加させない範囲で外観を変更することとなる修繕又は模様替を行うもの。
- 市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるもの。



一般区域と原爆ドーム北側眺望景観保全エリア

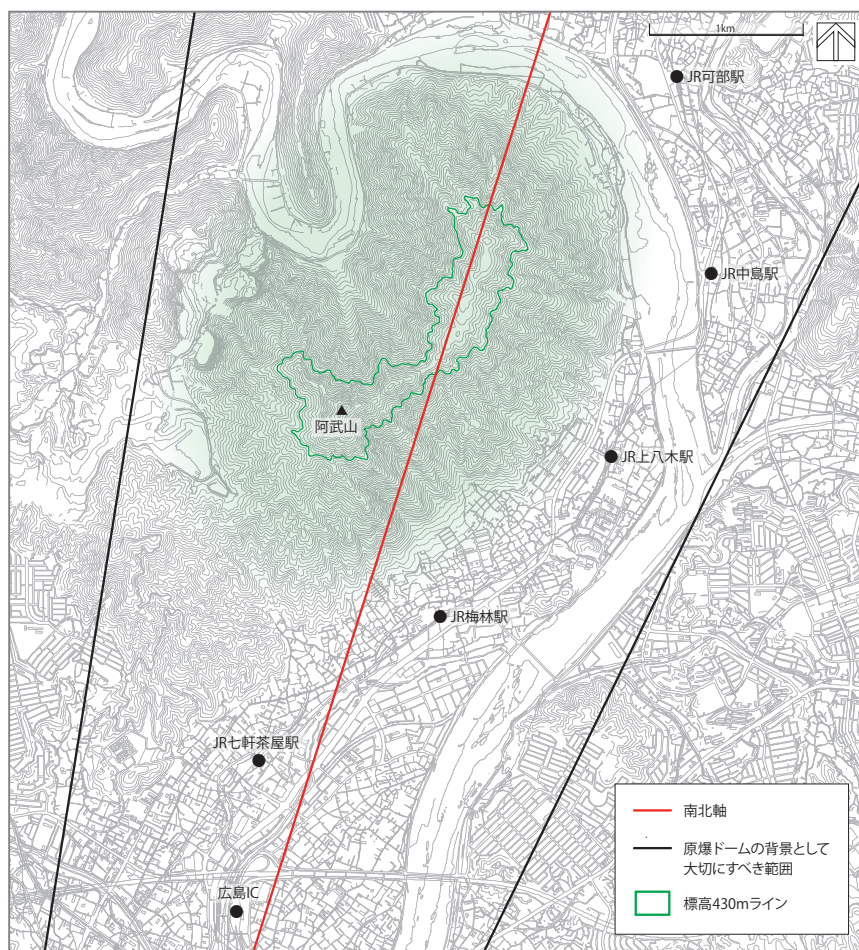
6 良好な景観の形成のための基準

対象物		良好な景観の形成のための基準（景観法第8条第4項第2号二）
建築物・工作物	配置・形状	原爆ドームの背景となる阿武山においては、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿※ ¹ に影響を及ぼす建築物及び工作物は建設しない。
	照明装置	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア※ ² 及び原爆ドームの背景となる阿武山においては、レーザー光線やサーチライト等の照明装置で上空に向かって照射するなど、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿※ ¹ に影響を及ぼすものは設置しない。

※¹ 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿：「第6章 3」に示す視点場を起点とし、南北軸を中心とした17度（水平方向の角度）の幅において、建築物などの眺望景観を阻害するものが何も見えない姿。

※² 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア：「第6章 5(1)ア」に示す建築物及び工作物の高さを制限する範囲。（範囲は「5 高さの最高限度の基準」に示す図を参照）

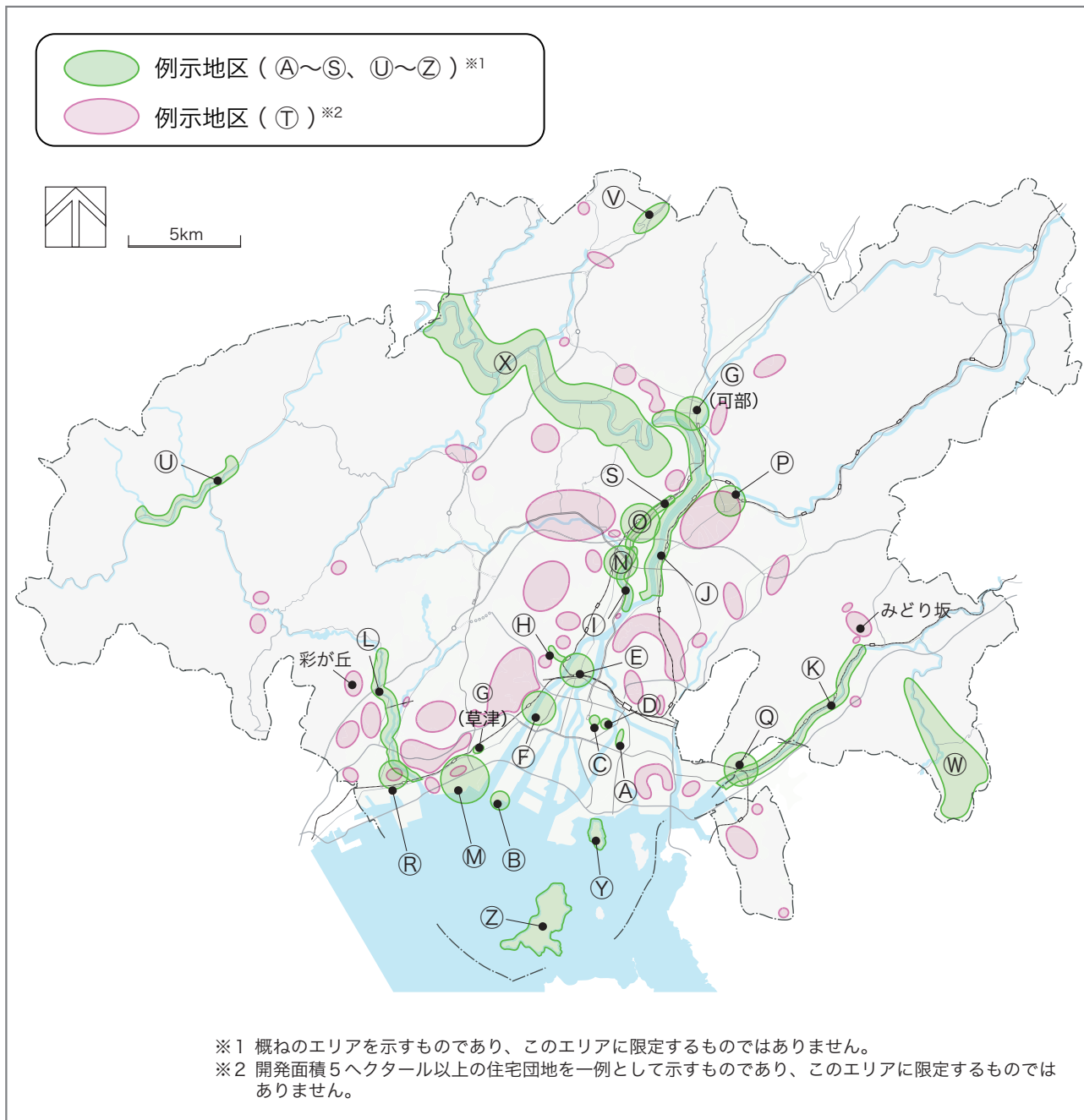
注：市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるものは適用除外とする。



原爆ドームの背景として大切にすべき範囲と阿武山

形態意匠の基準による規制・誘導イメージについては、48ページ、49ページを参考にしてください。

また、36ページで例示した、一般区域のうち特徴ある景観を有する地区については、以下に配置及び景観づくりの方向性を示します。



一般区域において例示した地区の位置図

〈一般区域のうち特徴ある景観を有する例示地区における地区の特性と景観づくりの方向性〉

ア デルタ市街地	
①	比治山公園地区 比治山は、平和大通りから東を見たときに多くの人々の視線が注がれる対象(アイ・ストップ)であるとともに、比治山からは市街地を広く眺望できることから、その視点場としての特性を踏まえながら、現代美術館等を擁する芸術公園として、市民や観光客に親しまれる景観づくりを進める地区   比治山と平和大通り 比治山公園
	観音マリーナ地区 人工海浜やマリーナのほか、広域集客が見込まれる複合的な大規模集客施設が整備されており、ウォーターフロントに立地する非日常的なアミューズメント機能などを生かした新たな観光拠点にふさわしい景観づくりを進める地区   観音マリーナ マリーナホップ
②	都心商店街地区 本通りや並木通り、じぞう通り等の沿道やその周辺、紙屋町地下街には、商業機能が集積しており、さらなる商業機能の充実や*回遊性の向上を図り、にぎわいと活気のある*都心にふさわしい景観づくりを進める地区   並木通りの夜景 じぞう通りの夜景
	流川・薬研堀地区 中四国地方最大の歓楽街であり、飲食店などが集積し多くの人でにぎわっている。市民や観光客が安心して楽しむことができるよう、安全・安心な環境づくりや歩きやすい歩行者空間の形成などに取り組む地区   流川通りの夜景 薬研堀通りの夜景

⑤	横川駅周辺地区 駅前広場の整備に伴い活発化している地元のまちづくり活動、若い人たちの手による芸術文化活動などと連携し、「レトロでハイカラ」な雰囲気醸し出す景観づくりを進める地区   横川駅 横川商店街
⑥	西広島駅周辺地区 西広島駅を中心に、公共交通の要衝として駅の*自由通路や周辺地区の整備も進められており、地域の活性化やにぎわいのある景観づくりを進める地区   西広島駅 駅前広場
イ デルタ周辺部	
⑦	旧街道周辺地区（草津、可部など） 旧街道を中心に、当時の面影を残す木造建築物が点在し、市内でも数少ない歴史的な街並みが残っており、地元のまちづくり活動も盛んに行われている。今後も、これらの歴史的建造物の適切な保全・活用や、まちづくり活動を持続、発展させることにより、こうした街並みを保全し、歴史を感じさせる景観づくりを進める地区   草津の街並み 可部の街並み
⑧	三滝地区 室町時代末期に建立されたとされる三瀧寺多宝塔や、広島藩の薬草園であった日渉園跡などの歴史的・文化的な資源、三瀧寺境内の豊かな自然環境などを生かした景観づくりを進める地区   三瀧寺(本堂) 三瀧寺(多宝塔)

①	古川水鳥緑道地区 古川は太田川の支流で、河川内には様々な植物が生育し多くの種類の鳥類が飛来するなど、自然度の高い河川であり、市民との協働による自然環境の保全や魅力ある川づくりの推進などにより、自然と共存した景観づくりを進める地区  平成橋付近  松原橋付近
②	太田川リバーフロント地区 可部地区からデルタに至るまでの太田川は河川幅員が広く、開放的な空間が広がっており、建築物の形態や色彩、屋外広告物の大きさやデザインなどがこの空間の広がりさえぎることのないよう、開放感のある景観づくりを進める地区  太田川  太田川河川敷 (山陽自動車道安佐大橋付近)
③	瀬野川リバーフロント地区 瀬野川河川敷には遊歩道や親水空間が整備され、自然とのふれあいにより楽しく遊び、学べる空間づくりが進められており、河川を取り巻く良好な環境を保全し、それを生かした景観づくりを進める地区  瀬野川河川敷(遊歩道)  瀬野川河川敷(親水空間)
④	八幡川リバーフロント地区 川土手の桜並木や菜の花の広がる春の風景が地域の人々に親しまれており、こうした住民の心に根ざした貴重な地域資源である八幡川の自然とその周辺の良い景観の保全に取り組む地区  八幡川河川敷(国道2号付近)  八幡川河川敷(新落合橋付近)

①	井口・商工センター地区 商業・業務機能などの*都市機能の集積を図るとともに、敷地内緑化や建築物の改修・更新などの際の景観誘導など、充実した*都市基盤を生かした個性とにぎわいのある景観づくりを進める地区  商工センター  アルパーク
②	古市・大町地区 JR可部線と*アストラムラインの乗り換え駅である大町駅を中心に、区役所等の中核機能が集積する地区となっており、これら*都市機能を生かした個性と活力のある景観づくりを進める地区  古市・大町地区  安川緑道
③	緑井地区 本市における主要な自動車交通の結節点であり、*市街地再開発事業などによる商業・アミューズメント機能の集積など、*都市機能の高度化が進んでおり、これらを中心とした景観づくりを進める地区  緑井地区  JR緑井駅周辺
④	高陽地区 人口3万人を超える大規模住宅団地における街並み景観や、地区センターを中心とした*都市機能の集積、JRや路線バスなどの交通結節機能を併せ持つ地区となっており、生活者の視点に立った景観づくりを進める地区  高陽ニュータウン  高陽ニュータウン・地区センター

①	船越地区 JR山陽本線と呉線が接続する海田市駅に近接した公共交通の要衝であり、区役所等の中枢機能が集積する地区であるとともに、かつての*西国街道沿いの古い街並みも残っており、新旧が融合した地域としての特色や親しみある景観づくりを進める地区  安芸区役所  *西国街道沿いの街並み
②	五日市地区 JR山陽本線と広島電鉄宮島線が接続する五日市駅を中心とした、公共交通の要衝であり、区役所等の中枢機能が集積する地区であるとともに、コイン通りなどの商店街ではまちづくり活動も盛んであり、地域の特色づくりや活性化を促す景観づくりを進める地区  五日市駅周辺  コイン通り
③	国道54号佐東地区 広告看板や企業イメージを強く打ち出すデザインの郊外型の大型商業施設等の建築物が集積し、秩序ある一体的な景観形成の視点から課題の残る景観となっており、今後、電線類の地中化や植樹帯の整備等の道路空間整備とともに、これと調和した沿道の景観づくりを進める地区  郊外型大型商業施設の集積  近接する古川水鳥緑道
④	住宅団地地区* (※ 主にはデルタ周辺部に位置していますが、一部田園地域のものを含みます。) *景観協定や*建築協定、*地区計画制度などの景観誘導手法を活用し、緑化などによる豊かで特色ある居住空間を形成することにより居心地がよく心安らぐ景観づくりを進める地区  沿道緑化(彩が丘)  スカイレール(みどり坂)

ウ 田園地域

湯来温泉・湯の山温泉地区

恵まれた豊かな自然環境の保全を図るとともに、新たな交流施設や自然を生かした歴史ある温泉地としての観光促進、おもてなしの雰囲気づくりに取り組む地区

①



湯来温泉



湯の山温泉

鈴張の棚田地区

安佐町鈴張地区の山あい、幾重にも広がる棚田は、中国山地につながる山間部の田園風景を代表する貴重な景観資源であり、その保全により、心いやされるのどかな景観づくりを進める地区

②



棚田



棚田と集落

阿戸町里山あーと村地区

安芸区阿戸町の市有林とその周辺の農地を活用して、都市住民と地域住民との交流・協働により農林業体験施設をできる限り手づくりで整備し、里山に触れ、農業を体験できる場の確保を図るとともに、豊かな自然環境の保全と再生に取り組む地区

③



里山あーと村



「里山あーと村」でのジャズライブ

太田川中流域地区

大部分を緑濃い山地が占め、川はその谷あいを蛇行し、可部地区から南側の太田川下流部とは異なる景観を呈している。こうした豊かな自然環境を守るとともに、美しい森林・河川景観の保全に取り組む地区

④



筒瀬橋



宇賀峡

エ 島しょ部	
①	元宇品地区 温暖な瀬戸内海式気候の原植生や自然海岸が残り、憩いやレジャーの場として親しまれており、豊かな自然環境とホテルや港湾施設などの人工物との調和に配慮した景観づくりを進める地区（ほぼ全域が瀬戸内海国立公園に指定）   元宇品 宇品燈台
	似島地区 瀬戸内海国立公園に指定されている「安芸小富士」の美しい姿は、瀬戸内海を意識させる象徴的な存在として多くの市民に親しまれており、自然環境との調和や地域の活性化を促す景観づくりを進める地区   似島 広島港から見た「安芸小富士」

第8章 屋外広告物に関する基本方針（景観法第8条第2項第4号イ）

屋外広告物は、都市景観を構成する重要な要素であることから、本章において、景観法第8条第2項第4号イの「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」として、屋外広告物に関する基本方針を示します。具体的な許可基準等は、ここで示す基本方針を踏まえ、広島市屋外広告物条例及び同施行規則で定めます。



当初のデザイン



周辺に配慮し彩度を下げた事例

1 景観計画区域（広島市全域）

- (1) 屋外広告物は、周辺の街並みとの調和を図り、建築物等と一体となって品のある都市景観を形成するよう誘導します。
- (2) 屋外広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、デザインを工夫し、見る人に不快感や過度な刺激を与えることのないよう、また、表示内容がシンプルにわかりやすく伝わるよう誘導します。
- (3) 多くの人々が集まる観光施設周辺、商業集積地区、及びそれらに至る幹線道路沿いなどについては、特に周辺景観に配慮したものとなるよう誘導します。
- (4) 屋外広告物の数、表示内容等は、必要最小限とし、テナント看板等はできる限り集約化するなど、全体のバランスに配慮するよう誘導します。
- (5) 屋上広告物の骨組みや支柱が目立たない工夫をするなど、景観に配慮するよう誘導します。
- (6) 建築物の壁面を利用した広告物については、過剰な表示とならないよう、地区ごとの特性に合わせた総量規制を設けます。

2 景観計画重点地区

景観計画重点地区のうち、特に屋外広告物の景観誘導の充実を図る必要のある地区については、広島市屋外広告物条例による景観形成広告整備地区に指定し、許可基準のほか、同条例に基づき、その区域内における良好な広告物の表示及び良好な掲出物件の設置を促進するための指針（「広告物景観形成指針」）を定めます。

景観計画重点地区内の屋外広告物についての基本方針は、上記1の景観計画区域全体の方針に加え、地区ごとの景観特性を踏まえて以下のとおりとします。

(1) 景観計画重点地区の共通事項

- ア 屋外広告物の地色の色彩の基準を設け、地区ごとの雰囲気乱さないよう、良好な景観の形成を誘導します。
- イ 屋外広告物の設置高さの制限を設け、遠景に配慮するとともに、歩行者の目線ではにぎわいの演出を図ります。
- ウ 景観計画重点地区のうち特に必要な区域では、屋上広告物の設置を制限することとし、*スカイラインを乱さないよう良好な街並み景観の形成を誘導します。

(2) 景観形成の四つの基本方針に沿った、屋外広告物に関する基本方針

ビジョン編 第3章 理念、基本方針で示した景観形成の四つの基本方針に沿って、以下のとおりとします。

【平和】平和都市を象徴する景観づくり

平和都市を象徴する空間にふさわしい品位と節度ある広告物とします。特に、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区については、祈りと安らぎの空間としての雰囲気やたたずまいを阻害することのないよう、原則として、平和記念公園から見える場所に広告物は表示しないこととします。

【歴史・文化】歴史や文化の香り漂う景観づくり

地区の歴史的・文化的価値を損なうことのないよう、地区ごとのたたずまいと調和した広告物とします。特に、景観上重要な視点場から見える場所には広告物を表示しないことを基本とし、やむを得ず表示する場合には、大きさや位置、色彩等のデザインを工夫するなど、地区の景観や雰囲気を乱さないよう誘導します。

【水と緑】水と緑を生かした潤いと安らぎのある景観づくり

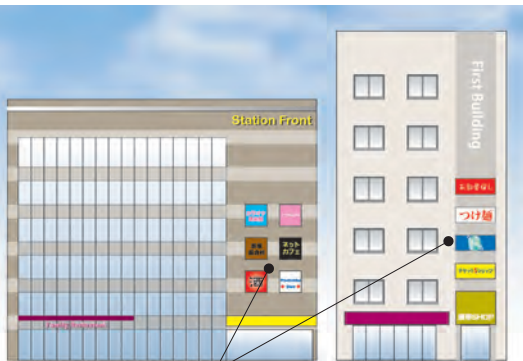
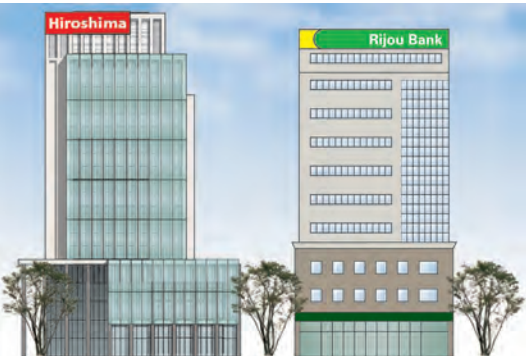
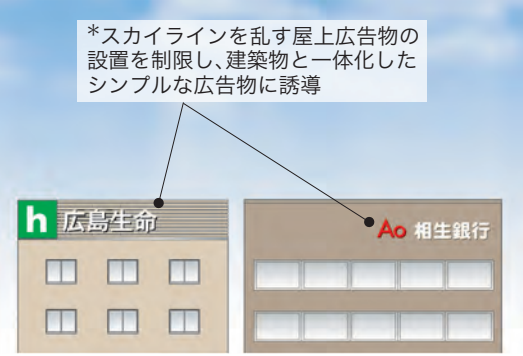
街路樹や河岸緑地などの身近な緑や、遠景の山並みなどの自然環境と調和した広告物とします。特に、河岸から見える場所については、水面に映る美しい街並み形成にふさわしい広告物とするよう、必要最小限の表示とすることを基本とします。やむを得ず表示する場合には、大きさや位置、色彩等のデザインを工夫するなど、景観に配慮した広告物とするよう誘導します。

【にぎわい・おもてなし】にぎわいがあり、おもてなしの心を感じる景観づくり

都市の活力とにぎわいを演出すると同時に、本市の顔となる重要な区域として、秩序ある都市景観を形成するため、広告物の大きさや位置、色彩等のデザインを工夫するよう誘導します。

屋外広告物の基本方針に基づく規制・誘導イメージ

屋外広告物に関する基本方針のうち、主な四つの方針のイメージを示します。

主な基本方針	規制・誘導がない場合	規制・誘導イメージ
壁面利用広告物の総量規制 (1・(6))		 過剰な広告を抑制し、バランスよく配置
広告物の色彩の規制 (2・(1)・ア)		 地色の彩度を抑制 地色と文字色を反転 金属等の素材色を用いた配色 箱文字
広告物の設置高さの制限 (2・(1)・イ)		 高層部への表示を制限 低層部への広告物の誘導により、歩行者の目線でのにぎわいを創出
屋上広告物の設置の制限 (2・(1)・ウ)		 *スカイラインを乱す屋上広告物の設置を制限し、建築物と一体化したシンプルな広告物に誘導

第9章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定及び保全・活用の方針

地域における個性豊かな景観形成を推進するには、都市や地域の歴史・文化を象徴し、また地域を印象づける景観資源(建築物、樹木など)を積極的に保全・活用していくことが大切です。

このため、景観上重要な建造物や樹木について、それぞれ「景観重要建造物」「景観重要樹木」として位置付け、その保全・活用を図ることとし、それぞれを指定するための方針を、次のとおり定めます。

1 指定の方針(景観法第8条第2項第3号)

(1) 景観重要建造物

道路その他の公共の場所から容易に見ることができる建築物や橋りょう等の建造物であり、その外観が次のいずれかに該当するものを景観重要建造物として指定します。

- ① 建築の賞を受賞するなど優れたデザインを有し、良好な景観の形成に寄与すると認められるもの
- ② 地域の自然、歴史・文化、生活などの特性が形として表れ、地域を象徴するとともに、良好な景観の形成に寄与すると認められるもの



※ 写真はあくまでイメージであり、今後の指定を予定するものではありません。

(2) 景観重要樹木

道路その他の公共の場所から容易に見ることができる樹木、並木であり、次のいずれかに該当するものを景観重要樹木として指定します。

- ① 被爆樹木や*供木運動により集められた樹木のうち、樹姿(樹高や樹形をいう。以下同じ。)が良好であり、平和を象徴するにふさわしいと認められるもの
- ② 地域のシンボルになるなど市民に親しまれている樹木、並木であり、その樹姿が良好な景観の形成に寄与すると認められるもの



※ 写真はあくまでイメージであり、今後の指定を予定するものではありません。

2 保全・活用の方針

景観重要建造物や景観重要樹木の所有者及び管理者は、景観法の規定(景観法第25条及び第33条)により、その良好な景観が損なわれないよう適切な保全を図ることとなります。

また、景観重要建造物や景観重要樹木の周辺においては、市民や*事業者と本市が連携・協働して、建築物の建築や屋外広告物の表示などに際して、それらが景観重要建造物や景観重要樹木と調和した形態意匠等となるよう誘導することにより、地域の魅力的な景観形成に向けた活用を図ります。

〈参考〉

景観法第19条第3項又は同法第28条第3項により、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物、樹木については、適用されません。

また、指定に際しては「*都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づく美しい保存樹・保存樹林の指定制度、及び*景観条例に規定する景観資源の登録制度との調整を図ります。

第10章 公共施設及び景観重要公共施設の整備方針等

道路、河川、港湾、都市公園などの公共施設は、建築物や工作物、屋外広告物と同様に景観形成上重要な構成要素です。

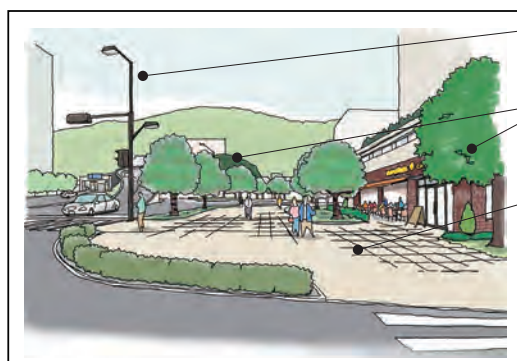
ここでは、景観の観点からこれらの公共施設の整備方針を示すとともに、特に、本市の景観形成に大きな影響を与える景観計画重点地区内の主要な公共施設や高架道路等を、「景観重要公共施設」に位置付け、その整備方針及び整備に関する配慮事項を定め、当該公共施設の管理者やその他関係機関との連携・調整を図ります。

1 公共施設の整備方針

(1) 道路

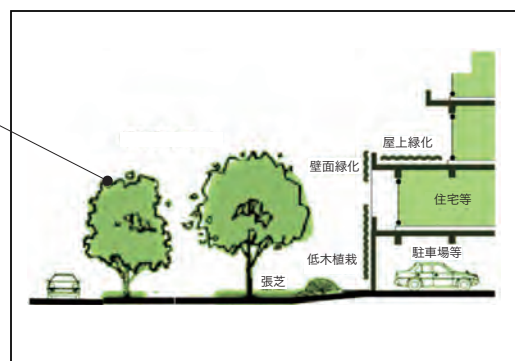
以下の整備方針に基づき景観形成の基調となる美しい道路空間を形成します。

- ア 周辺景観に配慮した道路構造物の整備に取り組みます。
- イ 街路樹等による道路緑化に努めます。
- ウ 放置自転車等の解消に取り組みます。
- エ 計画的な電線類の地中化に取り組みます。(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第1項の規定により指定を受けた道路)
- オ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなどの周辺景観との調和や*ユニバーサルデザインに配慮したものとします。
- カ 施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努めます。



計画的な緑化によるシンボリックな道路空間の整備イメージ

電線類の地中化による良好な道路空間
道路の緑化による景観への配慮
デザインに配慮した舗装

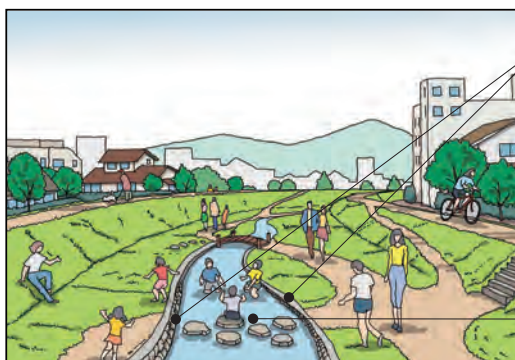


計画的な緑化によるシンボリックな道路空間の整備イメージ(断面図)

(2) 河川、港湾

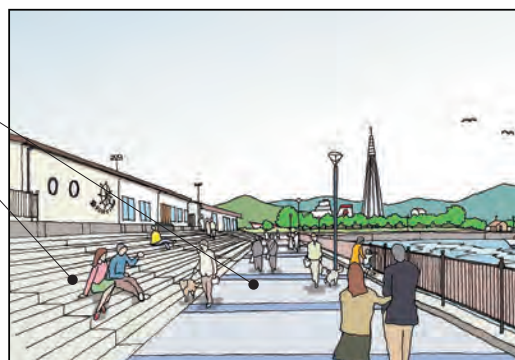
以下の整備方針に基づき景観形成の基調となる美しい河川空間や海辺空間を形成します。

- ア 河川空間や海辺空間の適切な整備により、良好な景観の保全・創造に取り組みます。
- イ 自然海岸の保全・修景に取り組みます。
- ウ 周辺景観に配慮した臨海部の開発を促進します。
- エ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。
- オ 施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努めます。



水を身近に感じる河川空間の整備イメージ

水を身近に感じる河岸
デザインに配慮した舗装
瀬戸内海の多島美や船舶などの海域の見え方を意識した空間の演出
子どもが楽しく遊べる環境



自然環境やデザインに配慮した臨海部の整備イメージ

(3) 公園・緑地

以下の整備方針に基づき憩いや安らぎ、潤いなどを感じる周辺景観と調和した美しいデザインの公園・緑地の整備を進めます。

ア 「*水の都ひろしま」構想に基づき、市民、関係機関の協力のもと都市部の個性と魅力ある水辺の創出、にぎわいのある水辺の創出を目指します。

イ 季節の移ろいを彩る河岸緑地の整備に取り組みます。

ウ トイレやベンチなどの利便施設の設置に当たっては、周辺景観に配慮したデザインとします。

エ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなどの周辺景観との調和や*ユニバーサルデザインに配慮したものとします。

オ 施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努めます。



*都心のオアシスとなる公園の整備イメージ

適切に維持管理された樹木
木々の見え方を意識したベンチ
河川の見え方を意識したベンチ
景観に一体感を与える舗装デザイン



にぎわいのある河岸緑地の整備イメージ

(4) その他の公共施設

以下の整備方針に基づき周辺景観に配慮した施設整備に取り組みます。

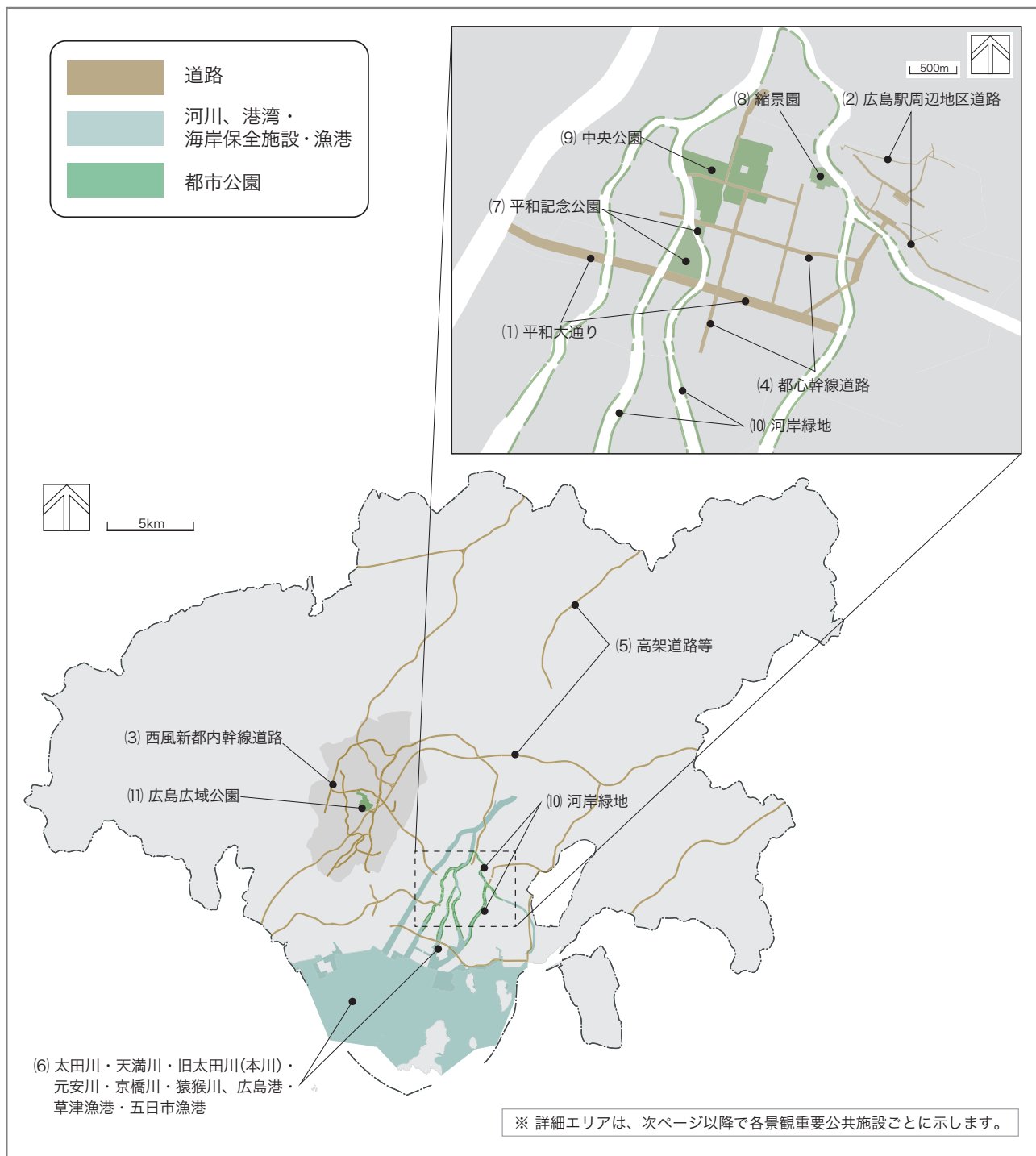
ア 学校施設や下水道施設、水道施設等の建築物などの公共施設についても景観に配慮した整備に取り組みます。

イ 下水道マンホール鉄蓋については、多くの人が集まる観光地や広島駅など主要な*交通結節点などの周辺地区における設置対象路線に、それぞれの地区にふさわしいデザインマンホール蓋を設置します。

2 景観重要公共施設の整備方針及び整備に関する配慮事項(景観法第8条第2項第4号ロ)

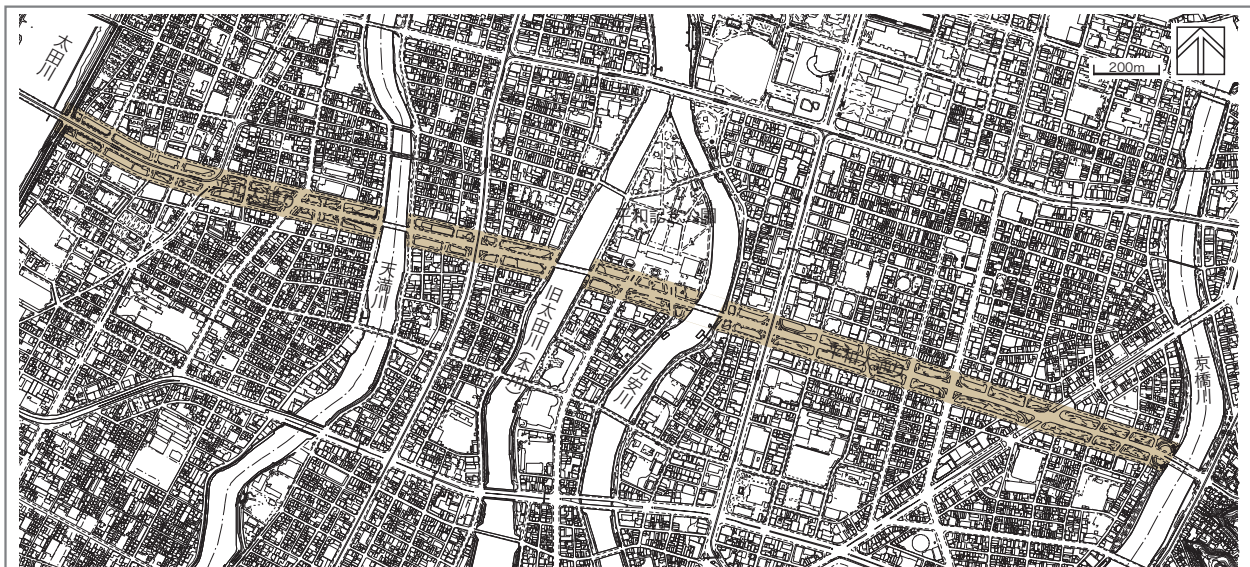
景観重要公共施設一覧

区 分	景 観 重 要 公 共 施 設	施設管理者	関係する景観計画重点地区
道路	(1) 平和大通り	市	② 平和大通り沿道地区
	(2) 広島駅周辺地区道路 (主要地方道東海田広島線、主要地方道広島三次線、県道広島海田線、*二葉の里歴史の散歩道(東5区(6号線、15号線、16号線、19号線、29号線、39号線))、南1区(駅前吉島線、松原京橋線、天満矢賀線、13号線、19号線、23号線)、南3区駅前吉島線、広島駅南口広場(道路区域に限る)、広島駅新幹線口広場(道路区域に限る)、広島駅新幹線口*ペDESTリアンデッキ(道路区域に限る))	市	⑤ 広島東照宮・國前寺周辺地区 ⑨ 広島駅新幹線口地区 ⑩ 広島駅南口地区 ⑪ 広島市民球場周辺地区
	(3) 西風新都内幹線道路 (主要地方道広島豊平線、主要地方道広島湯来線、県道伴広島線、県道原田五日市線、安佐南4区(414号線、453号線、454号線、455号線、489号線、490号線、523号線、739号線)、佐伯1区(368号線、371号線、372号線、373号線、374号線、376号線)、伴北線、石内中央線等)	市	⑧ 西風新都地区
	(4) 都心幹線道路 (国道2号、国道54号、国道183号、県道広島海田線、県道広島港線、(中1区、南3区)駅前吉島線、中1区中広字品線、中1区御幸橋三篠線)	国、市	⑫ 都心幹線道路沿道地区
	(5) 高架道路等 (国道2号(東広島バイパス、西広島バイパス、安芸バイパス)、国道54号(可部バイパス、上根バイパス)、山陽自動車道、広島自動車道、中国自動車道、広島高速(1号線、2号線、3号線、4号線、5号線)、広島南道路、*アストラムライン、草津沼田道路)(高架下道路を含む。また、リバーフロント・シーフロント地区内の河川や港湾に架かる*橋りょうを除く。)	国、NEXCO西日本(株)、広島高速道路公社、市	市内一円
河川、港湾・海岸保全施設・漁港	(6) 太田川・天満川・旧太田川(本川)・元安川・京橋川・猿猴川、広島港・草津漁港・五日市漁港	国、県、市、民間	⑦ リバーフロント・シーフロント地区 ⑬ 宇品みなと地区
都市公園	(7) 平和記念公園	市	① 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区
	(8) 縮景園	県	③ 縮景園周辺地区
	(9) 中央公園	市	⑥ 広島城・中央公園地区
	(10) 河岸緑地	市	⑦ リバーフロント・シーフロント地区
	(11) 広島広域公園	市	⑧ 西風新都地区



景観重要公共施設の位置図

(1) 平和大通り



景観重要公共施設指定区域図

【整備方針】

平和大通りは、戦災復興*土地区画整理事業等により整備された本市を代表する通りであり、*広島平和記念都市建設計画の中に位置付けられ、都市内の幹線道路として、また、貴重な緑地空間として、広島復興と発展を支えてきました。

平和大通りを含む沿道地区については、昭和58年から「*平和大通り沿道建築物等美観形成要綱」に基づき、市民や*事業者の方々と建築物や屋外広告物等の配置、形態、色彩や素材などについて景観協議を行い、平和都市を象徴する景観の形成に取り組んできました。

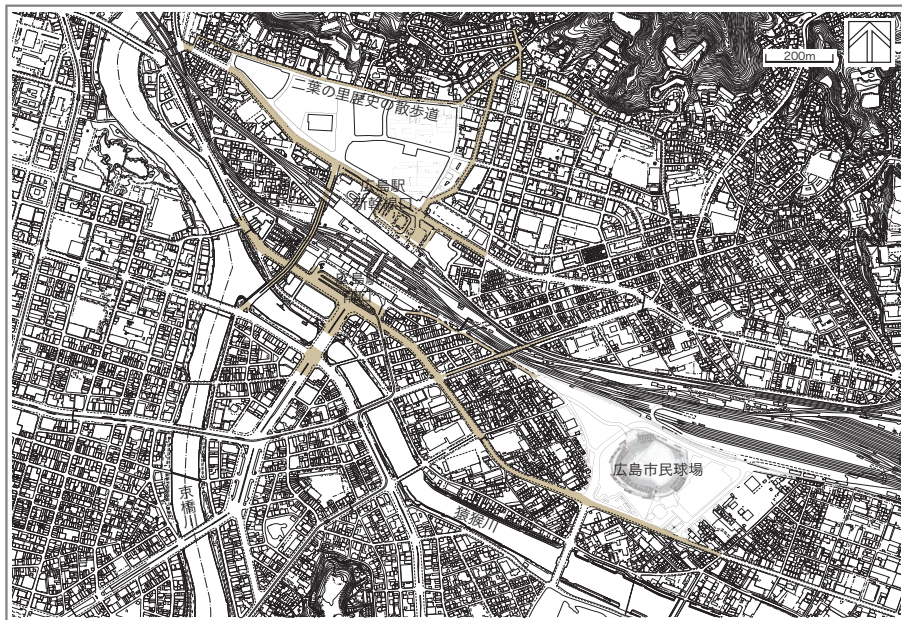
現在、「平和大通りリニューアル事業の基本方針」に基づき、人間を中心とした使い勝手のよい空間整備などのリニューアル事業を進めており、平和を願う市民や広島を訪れる世界中の人々が憩い、交流できる空間形成に向けた整備や保全を図ります。

【整備に関する配慮事項】

- ア 沿道側と緑地とを一体的な空間として捉え、歩道、自転車走行空間、副道、緑地の一体的な構成による配置を考慮した道路・緑地空間の整備を行います。
- イ 道路(歩道、自転車走行空間)の舗装は、交通安全性や周辺景観との調和に配慮した色彩や素材とします。
- ウ 市街地の景観向上、通行の快適性、沿道環境の憩いと潤いをもたらすため、電線類の地中化や*ユニバーサルデザインに配慮した歩道整備を行うとともに、道路緑化に努めます。
- エ 防護柵類や道路照明灯などの道路附属物については、色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。
- オ ベンチや夜間照明、駐車場、駐輪場などの利便施設については、周辺景観に配慮したデザインとします。
- カ 放置自転車等の解消に取り組みます。
- キ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。
- ク 施設等の適切な維持管理に努めます。

(2) 広島駅周辺地区道路

(主要地方道東海田広島線、主要地方道広島三次線、県道広島海田線、*二葉の里歴史の散歩道(東5区(6号線、15号線、16号線、19号線、29号線、39号線))、南1区(駅前吉島線、松原京橋線、天満矢賀線、13号線、19号線、23号線)、南3区駅前吉島線、広島駅南口広場(道路区域に限る)、広島駅新幹線口広場(道路区域に限る)、広島駅新幹線口*ペDESTリアンデッキ(道路区域に限る))



景観重要公共施設指定区域図

【整備方針】

広島の陸の玄関である広島駅周辺地区は、中四国地方最大の拠点駅であるJR広島駅を中心に、JRや路面電車、市内・高速バスも乗り入れる*交通結節点であるとともに、広島東洋カープの本拠地として高い誘客力を持つ広島市民球場を有するなど、*都心の東の「核」として、活力とにぎわいのエンジンとなることが期待される地区です。また、当地区の北側には、*二葉の里歴史の散歩道があり、その沿道には、広島東照宮や國前寺等多くの神社・仏閣が立地するなど、にぎわいと落ち着きとの調和が求められる地区です。

現在、広島駅周辺地区では、*市街地再開発事業や*土地区画整理事業が進められており、これらの区域を有機的に結び、地区全体の*回遊性を高めるために、広島駅新幹線口広場及び広島駅新幹線口*ペDESTリアンデッキ等を整備し、広島駅の交通結節点機能の向上を図るため、広島駅南口広場の再整備等の検討を行っているところです。

これらのことを踏まえ、多くの人々が行き交う陸の玄関にふさわしいおもてなしの心を感じることのできる空間形成に向けた整備や保全を図ります。

【整備に関する配慮事項】

- ア 道路(歩道、自転車走行空間)の舗装は、交通安全性や周辺景観との調和に配慮した色彩や素材とします。
- イ *広島駅南口広場などの施設整備に当たっては、駅ビル等の周辺施設と調和するデザインとなるよう努めます。
- ウ 市街地の景観向上、通行の快適性、沿道環境の憩いと潤いをもたらすため、電線類の地中化や*ユニバーサルデザインに配慮した歩道整備を行うとともに、道路緑化に努めます。

- エ 防護柵類や道路照明灯などの道路附属物については、色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。
- オ 駐輪場などの利便施設については、周辺景観に配慮したデザインとします。
- カ 放置自転車等の解消に取り組みます。
- キ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとしします。
- ク 施設等の適切な維持管理に努めます。

(3) 西風新都内幹線道路

(主要地方道広島豊平線、主要地方道広島湯来線、県道伴広島線、県道原田五日市線、安佐南4区(414号線、453号線、454号線、455号線、489号線、490号線、523号線、739号線)、佐伯1区(368号線、371号線、372号線、373号線、374号線、376号線)、伴北線、石内中央線等)



景観重要公共施設指定区域図

【整備方針】

西風新都の都市づくりは、地域住民、民間開発事業者及び本市が適切な役割分担と協力関係のもとに一丸となって取り組んでいる大規模プロジェクトです。区域内には、山陽自動車道五日市インターチェンジと広島自動車道広島西風新都インターチェンジを有し、中心部とは、広島高速4号線や*アストラムラインで直結するなど優れた立地特性を備えています。

この地区については、平成7年から「*西風新都アーバンデザイン推進要綱」に基づき、市民や*事業者の方々と建築物、屋外広告物、公共施設等の配置、形態、色彩、素材や宅地開発などについて景観協議を行い、*クラスター状の多数の地区において、その地域性や個性を踏まえた都市づくりを行ってきました。

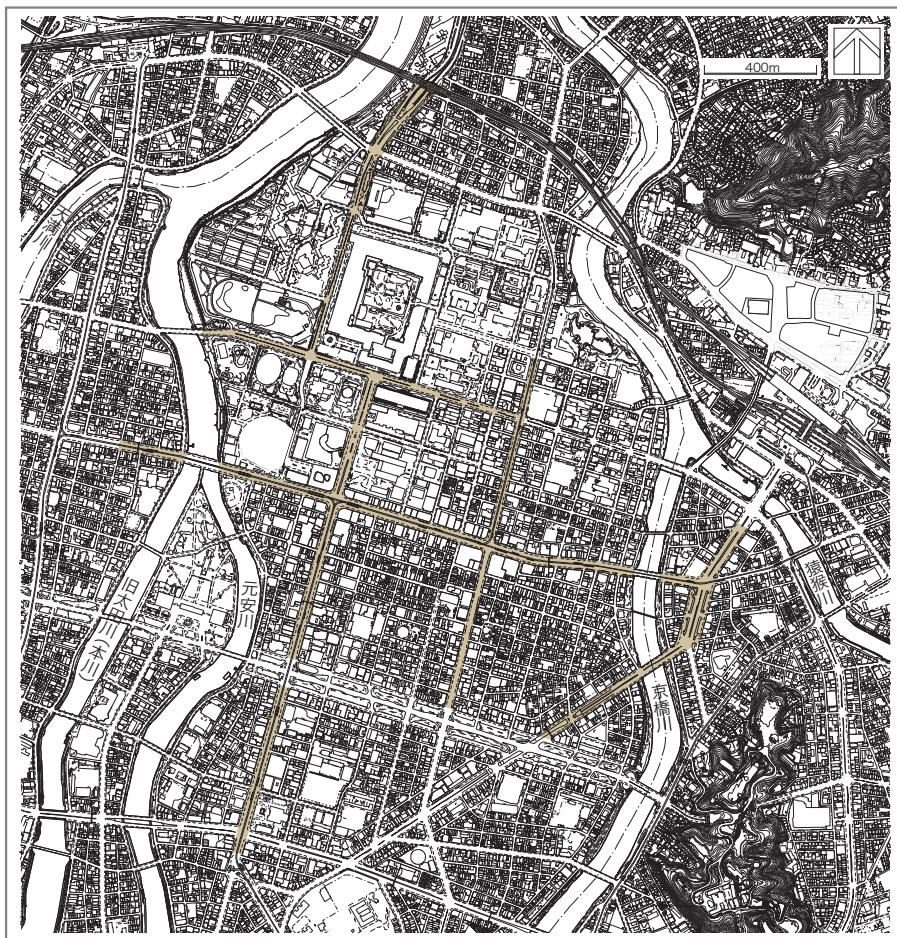
現在、「住み、働き、学び、憩う、護る」という五つの機能を備えた魅力ある都市づくりに取り組んでおり、自然に囲まれた都市拠点にふさわしい個性的で潤いのある空間形成に向けた整備や保全を図ります。

【整備に関する配慮事項】

- ア 道路の舗装は、色彩等の統一に努めるとともに周辺景観と調和する素材を用います。
- イ 市街地の景観向上、通行の快適性、沿道環境の憩いと潤いをもたらすため、電線類の地中化や*ユニバーサルデザインに配慮した歩道整備を行うとともに、積極的に道路緑化を実施します。
- ウ 防護柵類や道路照明灯などの道路附属物については、色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。
- エ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとしします。
- オ 施設等の適切な維持管理に努めます。

(4) 都心幹線道路

(国道2号、国道54号、国道183号、県道広島海田線、県道広島港線、(中1区、南3区)駅前吉島線、中1区中広宇品線、中1区御幸橋三篠線)



景観重要公共施設指定区域図

【整備方針】

*都心については、広島「顔」としての求心力を一層高め、ヒト・モノ・カネの県域を越えた大きな循環を生み出していく必要があります。このため、広島の陸の玄関である広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を*都心の東西の「核」と位置付け、それぞれが活力とにぎわいのエンジンを持ち、相互に刺激し高め合うような「楕円形の*都心づくり」を推進しています。

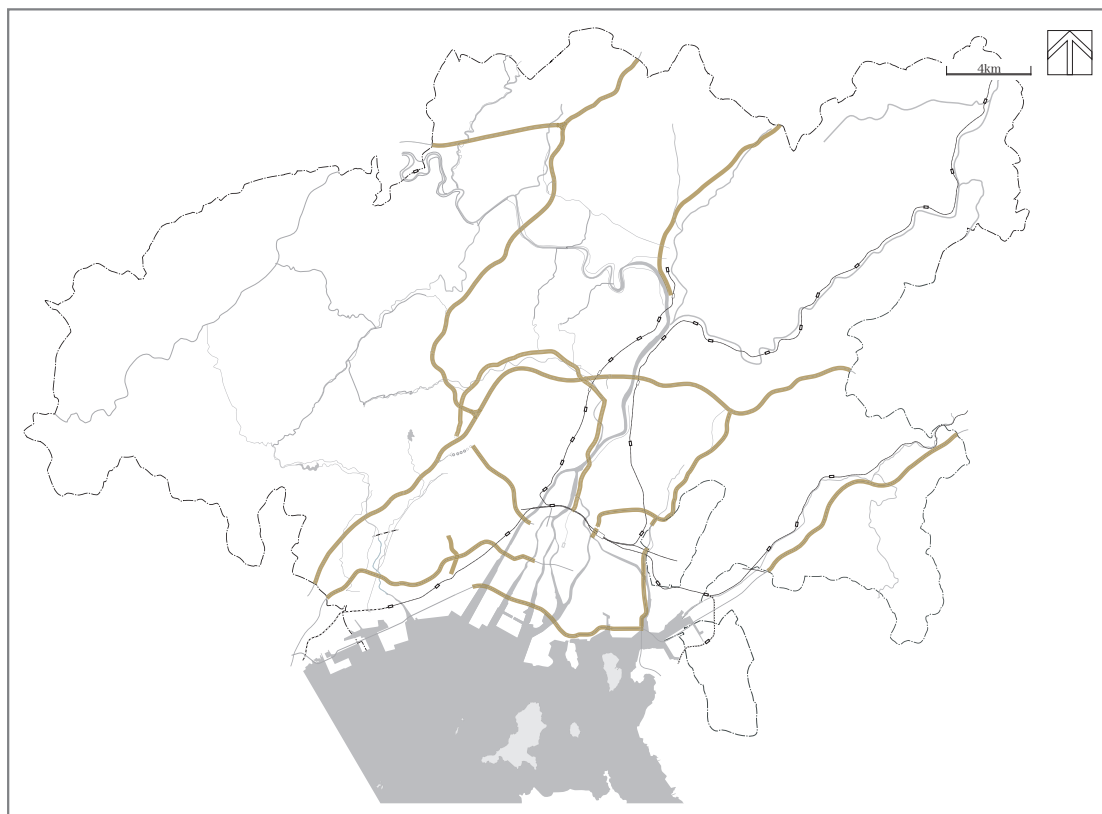
東西の「核」を結ぶ都心幹線道路は、こうした都市構造を形成する上で必要不可欠なアクセスであり、人々の目にも触れやすく、景観形成上重要な構成要素であることから、*都心にふさわしい風格を備えた空間形成に向けた整備や保全を図ります。

【整備に関する配慮事項】

- ア 道路(歩道、自転車走行空間)の舗装は、交通安全性や周辺景観との調和に配慮した色彩や素材とします。
- イ 市街地の景観向上、通行の快適性、沿道環境の憩いと潤いをもたらすため、電線類の地中化や*ユニバーサルデザインに配慮した歩道整備を行うとともに、道路緑化に努めます。
- ウ 防護柵類や道路照明灯などの道路附属物については、色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。
- エ 駐輪場などの利便施設については、周辺景観に配慮したデザインとします。
- オ 放置自転車等の解消に取り組みます。
- カ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。
- キ 施設等の適切な維持管理に努めます。

(5) 高架道路等

(国道2号(東広島バイパス、西広島バイパス、安芸バイパス)、国道54号(可部バイパス、上根バイパス)、山陽自動車道、広島自動車道、中国自動車道、広島高速(1号線、2号線、3号線、4号線、5号線)、広島南道路、*アストラムライン、草津沼田道路)(高架下道路を含む。また、リバーフロント・シーフロント地区内の河川や港湾に架かる*橋りょうを除く。)



景観重要公共施設指定区域図

(高架下道路を含む。また、リバーフロント・シーフロント地区内の河川や港湾に架かる*橋りょうを除く。)

【整備方針】

少子・高齢化、人口減少社会を迎える中で、本市全体としての*都市機能を強化し活力とにぎわいを生み出すためには、*都市機能の拡散の抑制と、その適切な配置による*集約型都市構造の形成を図る必要があります。こうした都市構造を形成する上では、*アストラムラインやJR、路面電車、バスなどの公共交通を中心とした都市内交通の円滑化が不可欠です。さらに、本市と近隣市町の経済・文化交流の活性化や国内外からの誘客拡大など、まちに活力とにぎわいを呼び込むためには、都市の内外を結ぶ陸海空の交通ネットワークの強化が重要であり、空港や港湾などへのアクセスを強化する自動車専用道路や近隣市町に連絡する広域的な幹線道路などの高架道路等が整備されてきたところであり、現在も広島高速5号線や東広島バイパス等高架道路等の整備が進められています。

高架道路等については、自然環境の保全や人への視覚的、心理的圧迫感の軽減など周辺景観との調和に配慮した空間形成に向けた整備や保全を図ります。

【整備に関する配慮事項】

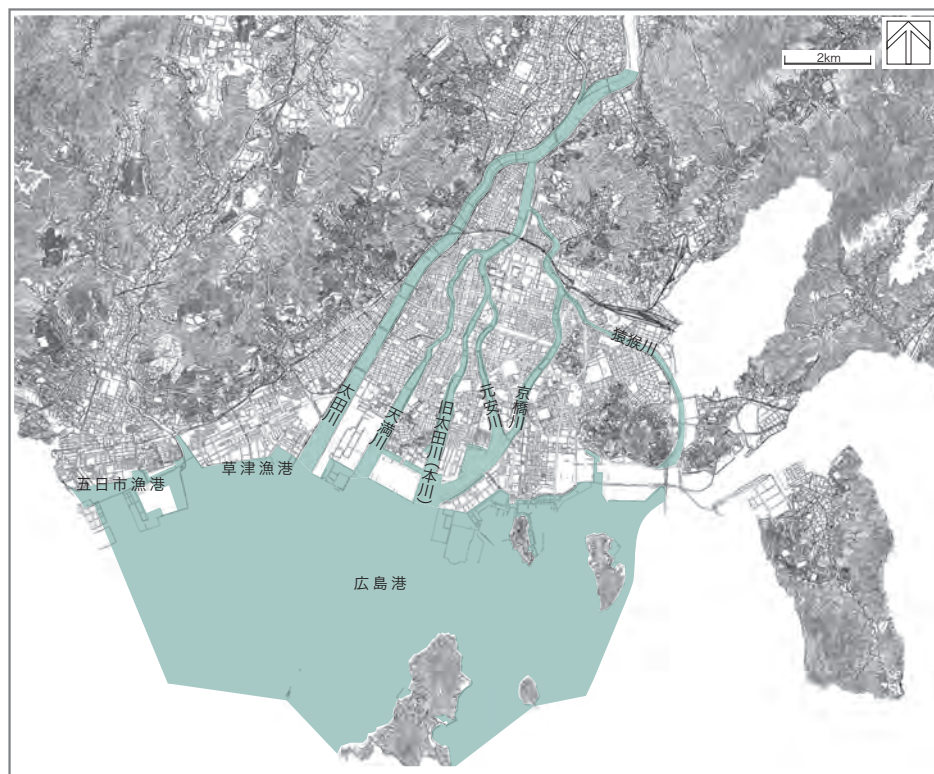
ア 高架道路等の大規模な道路構造物等の整備に当たっては、色彩・形態などのデザインに配慮するとともに、視覚的、心理的圧迫感の軽減など周辺景観との調和に配慮します。

イ 山地部・丘陵部での道路整備に当たっては、自然環境の保全や周辺景観との調和に配慮します。

ウ 遮音壁や道路照明灯などの道路附属物については、各路線で色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。

エ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。

オ 施設等の適切な維持管理に努めます。

(6) 太田川・天満川・旧太田川(本川)・元安川・京橋・猿猴川、広島港・草津漁港・五日市漁港

景観重要公共施設指定区域図(施設管理者の同意を得た施設に限る。)

【整備方針】

デルタ市街地を流れる太田川の派川をはじめとする河川や海辺は、美しい眺望、憩い楽しめる場所、都市内のオープンスペースなどの多様な機能を持った空間であり、本市の景観形成上大変重要な資源です。

川や海に沿った地区については、平成元年から「*リバーフロント建築物等美観形成協議制度」に基づき、市民や*事業者の方々と建築物や屋外広告物等の配置、形態、色彩や素材などについて、景観協議を行い、太田川や瀬戸内海の自然環境を生かし、うるおいとにぎわいのある都市空間の形成に取り組んできました。

このような取組を継続するとともに、市民や広島を訪れる人々が、水辺に親しみ、楽しむことのできる「*水の都ひろしま」にふさわしい潤いや安らぎ、にぎわいのある都市空間の整備や保全を図ります。

【整備に関する配慮事項】

(共通)

ア 「*水の都ひろしま」構想に基づき、市民、関係機関の協力のもと都市部の個性と魅力ある水辺の創出、にぎわいのある水辺の創出を目指します。

イ 防護柵類などの工作物については、安全性を考慮した上で、色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。

ウ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。

エ 放置艇対策等により、景観の向上を図ります。

オ 水面の清掃により、景観の向上に努めます。

カ 施設等の適切な維持管理に努めます。

(河川)

キ 河川護岸の適切な維持管理による良好な景観を形成します。

(港湾・海岸保全施設・漁港)

ク 誰でも水際線を快適・安全に散策できる連続性を持ったプロムナードの整備など、瀬戸内海が多島美、原生林、自然海岸等の自然資源や行き交う船舶を眺めることができる環境づくりに努めます。

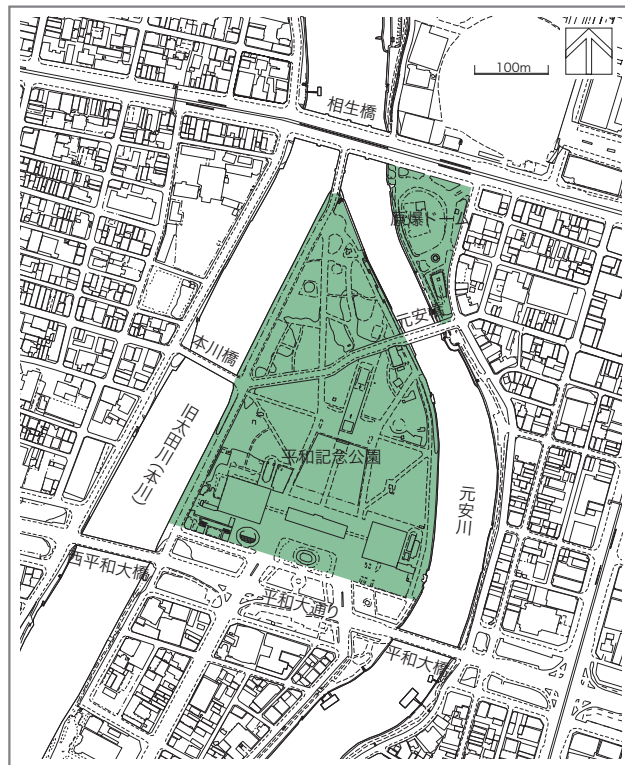
ケ 臨海部においては、開放的な親水空間を持つ港湾緑地の整備に努めます。

コ 照明灯などの工作物については、色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。

サ トイレやベンチなどの利便施設の設置に当たっては、周辺景観に配慮したデザインとします。

シ 港湾護岸等の適切な維持管理による良好な景観を形成します。

(7) 平和記念公園



景観重要公共施設指定区域図(第7章で届出の対象となる建築物等の施設を除く。)

【整備方針】

国指定の名勝である平和記念公園及びその周辺の区域には、世界遺産である原爆ドームの周囲に良好な環境を確保するための*バッファゾーンが設けられています。

この区域については、平成7年から「*原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」に基づき、市民や*事業者の方々と建築物や屋外広告物等の配置、形態、色彩や素材などについて、景観協議を行い、世界遺産の周辺にふさわしい品格ある雰囲気と都市的なにぎわいととのバランスがとれた都市空間の形成に取り組んできました。

現在、被爆の実相を正しく伝えていくため、「平和記念施設保存・整備方針」に基づき、原爆ドームをはじめとする平和記念施設の保存・整備等の取組を推進しており、**原爆ドームを望む南北軸線上の見通しを大切に「聖域」としての景観形成に努めるなど、**平和を願う市民や広島を訪れる世界中の人々が、集い、憩い、行動できる空間形成に向けた整備や保全を図ります。

【整備に関する配慮事項】

- ア 平和記念公園へのアプローチ部のゲート性などに配慮した空間整備を行います。
- イ 園路の舗装は、世界遺産の周辺にふさわしい品格ある雰囲気と調和する素材を用い、色彩等の統一に努めます。
- ウ 河岸の散策路等の整備などデザインに配慮した歩行者空間を整備します。
- エ 防護柵類などの工作物については、安全性を考慮した上で、色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。
- オ 照明灯などの工作物については、色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。
- カ トイレやベンチなどの利便施設の設置に当たっては、周辺景観に配慮するとともに、平和記念公園内の施設にふさわしいデザインとします。

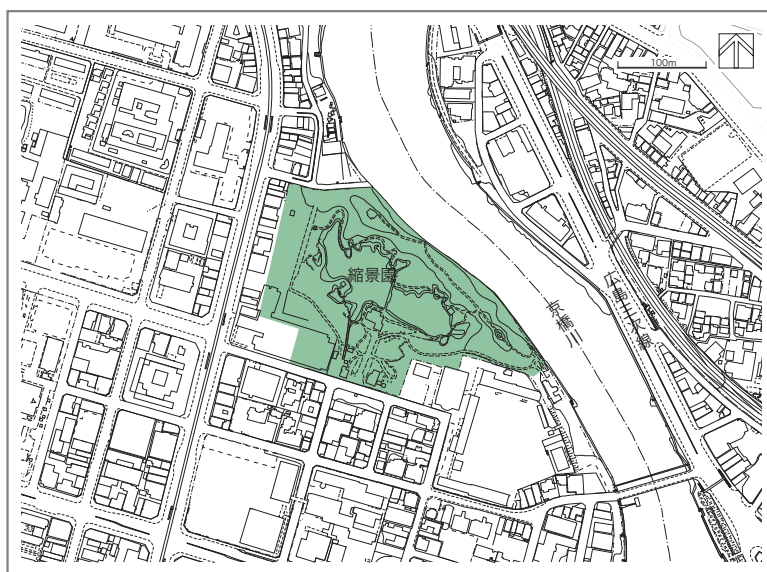
キ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。

ク 平和記念公園内の樹木の保全や木々に囲まれた施設の見通しをよくするなど適切なせん定を行います。

ケ 施設等の適切な維持管理に努めます。

コ 原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観の保全・形成を図るため、この景観を阻害する施設等は設置しないこととします。また、植栽により、背後の建築物等を遮蔽するとともに、原爆ドームに平和記念資料館本館下の視点場からの視線を誘導します。

(8) 縮景園



景観重要公共施設指定区域図(広島県立美術館の施設を除く。)

【整備方針】

国指定の名勝である縮景園は、元和(げんな)6年(1620年)に広島藩主浅野家の別邸の庭園として作庭された本市を代表する由緒ある庭園です。現在、広島県において管理運営されており、*都心にありながら落ち着きのある静寂なたたずまいが保持されています。

また、本市において、この縮景園周辺については、平成19年から「*縮景園周辺建築物等美観形成要綱」に基づき、市民や*事業者の方々と建築物の配置、壁面の材料・色彩、屋外広告物の設置等について、景観協議を行い、縮景園の有する歴史的・文化的価値を損なうことのないよう、また、市民や本市を訪れる人々が、安らぎ、くつろぐことができる雰囲気壊さないよう、縮景園のたたずまいと調和した景観の形成に取り組んできました。

このような取組を継続するとともに、施設等の適切な維持管理や整備等により、文化財庭園としての景観の維持に努めます。

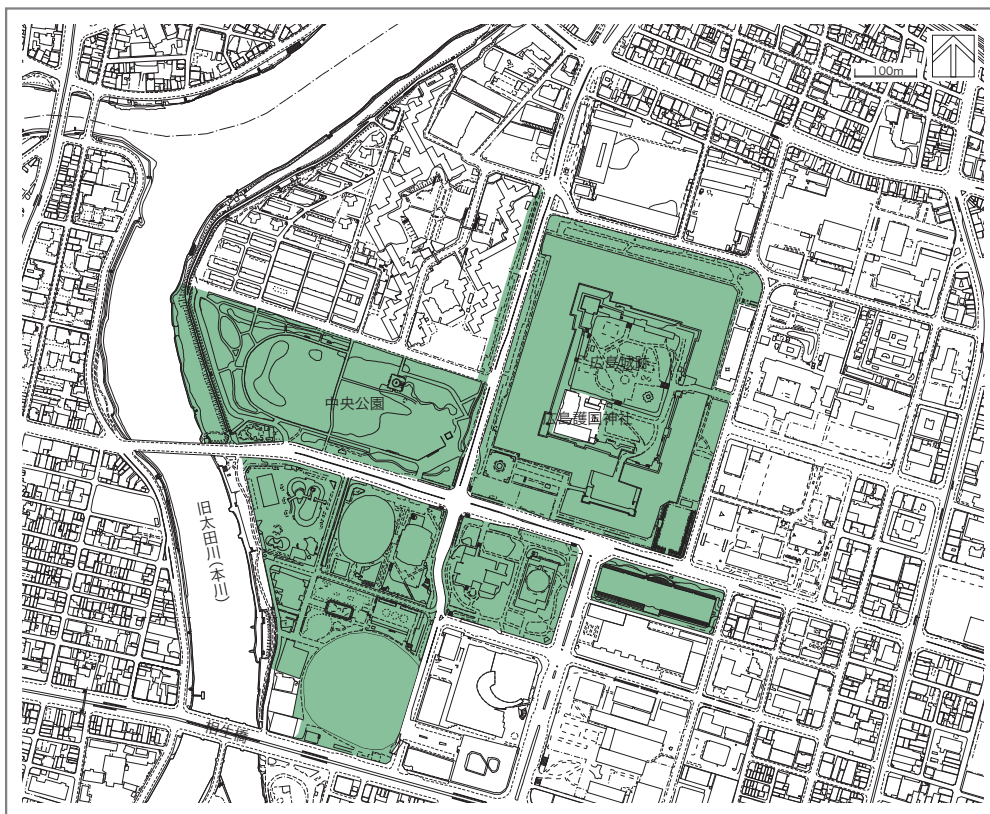
【整備に関する配慮事項】

ア トイレやベンチなどの利便施設の設置に当たっては、周辺景観に配慮したデザインとします。

イ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。

ウ 施設等の適切な維持管理に努めます。

(9) 中央公園



景観重要公共施設指定区域図(第7章で届出の対象となる建築物等の施設を除く。)

【整備方針】

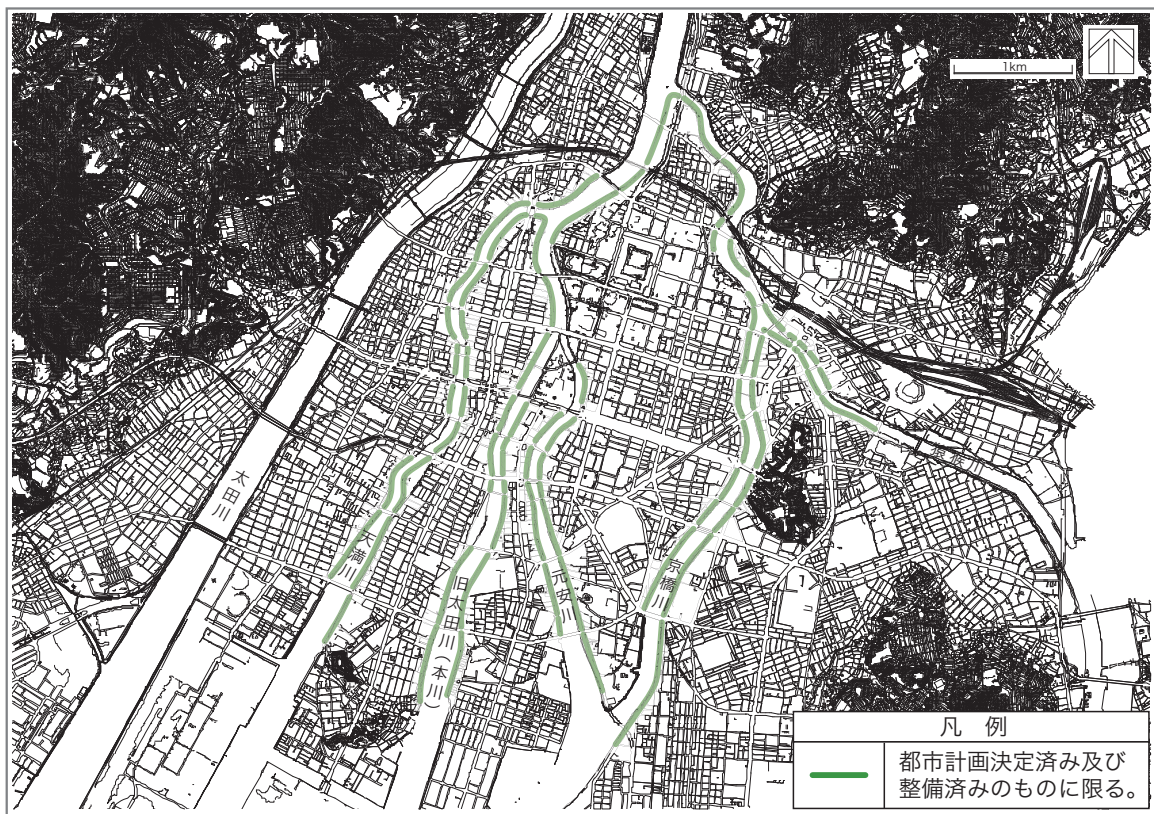
旧広島市民球場跡地や広島城を含む中央公園は、国指定の名勝である平和記念公園と道路を隔てて接し、*都心に位置する緑あふれる憩いの空間として多くの市民や観光客に親しまれるとともに、園内には、図書館や美術館、県立総合体育館などの教育・文化・スポーツ施設が立地するなど、多様な*都市機能と公園の持つ緑のオアシス機能が調和した美しい都市景観を形成しています。

旧広島市民球場跡地を含む中央公園一帯は、平和記念公園から原爆ドームを見通す軸線上の景観に配慮するとともに、*都心に潤いを与える空間形成に向けた整備や保全を図ります。

【整備に関する配慮事項】

- ア 公共施設の整備に当たっては、周辺景観と調和の図られた施設とします。
- イ トイレやベンチなどの利便施設の設置に当たっては、周辺景観に配慮したデザインとします。
- ウ 公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。
- エ 施設等の適切な維持管理に努めます。

(10) 河岸緑地



景観重要公共施設指定区域図

【整備方針】

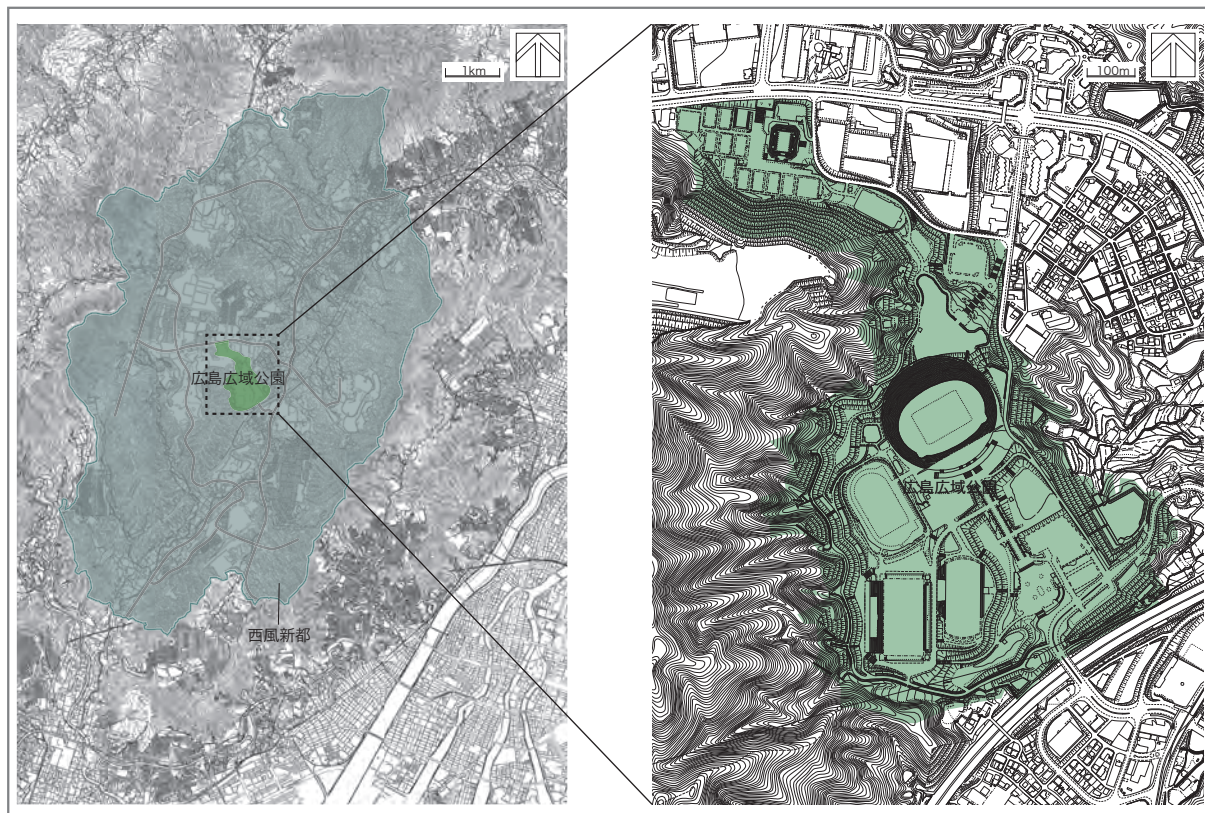
河岸緑地は、広島市固有のオープンスペースである河川空間を活用して魅力ある都市景観を形成し、安全で快適な活動や憩いの場を提供する役割を担っています。

引き続き、市民や広島を訪れる人が、水辺に親しみ、楽しむことのできる「*水の都ひろしま」にふさわしい潤いや安らぎ、にぎわいのある都市空間として整備や保全を図ります。

【整備に関する配慮事項】

- ア 「*水の都ひろしま」構想に基づき、市民、関係機関の協力のもと都市部の個性と魅力ある水辺の創出、にぎわいのある水辺の創出を目指します。
- イ 市民や来訪者が利用しやすい園路の整備や橋詰めにはポケットパーク的機能を持った憩いの場の整備、四季の変化が楽しめる植栽など河岸緑地の整備を行います。
- ウ 防護柵類などの工作物については、安全性を考慮した上で、色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。
- エ 照明灯などの工作物については、色彩等の統一に努めるとともに、周辺景観との調和に配慮したデザインとします。
- オ トイレやベンチなどの便民施設の設置に当たっては、周辺景観に配慮したデザインとします。
- カ 公共サイン等は、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。
- キ 施設等の適切な維持管理に努めます

(11) 広島広域公園



景観重要公共施設指定区域図(第7章で届出の対象となる建築物等の施設を除く。)

【整備方針】

広島広域公園は、西風新都のほぼ中心に位置し、広島平和記念公園の約5倍に当たる約60ヘクタールの面積があります。公園内には、陸上競技場をはじめ、第一球技場、第二球技場、テニスコートがあり、国際的・全国的なスポーツ大会が開催されるとともに、市民の誰もが日常的に、四季を通じて、多様なレクリエーション活動を行うことのできる憩いの空間となっています。

施設等の適切な維持管理や整備等により、自然に囲まれた広域的なスポーツ交流の拠点となる都市公園としての景観の維持に努めます。

【整備に関する配慮事項】

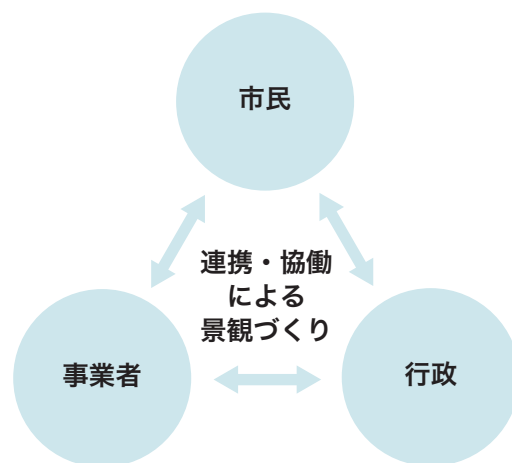
- ア 園路の舗装は、自然環境と調和するよう努めるとともに、色彩等の統一に努めます。
- イ 照明灯などの工作物については、色彩等の統一に努めるとともに、自然環境との調和に配慮したデザインとします。
- ウ トイレやベンチなどの便民施設の設置に当たっては、自然環境に配慮したデザインとします。
- エ 公共サイン等は、色彩等の統一や集約化に努めるなど周辺景観に配慮したものとします。
- オ 施設等の適切な維持管理に努めます。

第11章 景観づくりを総合的に推進するための方策

1 景観づくりを総合的に推進するための方針

(1) 市民、*事業者、行政の役割分担と連携・協働

人の目に映る視覚的なまちの姿だけでなく、地域の歴史・文化、自然などの風土や日常生活から醸し出される雰囲気、まちづくり活動やイベントによるにぎわいや活力など、見る人の知識や経験、価値観などからのまちの感じ方を含めた景観づくりを総合的に進めていくためには、*自助、共助、公助の考え方に基づいて、各主体の役割分担と責任を明確にし、多様な立場の人々の連携・協働を推進することが必要です。



ア 市民に期待される役割

- ア 本市の景観づくりについて、*事業者や行政と共通認識を持つよう努めます。
- イ 景観づくりの主体であることを自覚し、高い関心を持って積極的に景観づくりに参加します。
- ウ 職業や立場などに関わらず、自らの知識、技能などを生かして、様々な主体との連携・協働の下でできる範囲で景観づくりに取り組みます。
- エ NPOなどの市民団体は、その特性を生かした景観づくりを進めるとともに、地域住民や*事業者などとの連携・協働に積極的に取り組みます。

イ *事業者に期待される役割

- ア 本市の景観づくりについて、市民や行政と共通認識を持つよう努めます。
- イ 景観づくりの主体であることを自覚し、高い関心を持って積極的に景観づくりに参加します。
- ウ 地域社会の一員として、地域住民やNPOなどとの連携を深め、地域と密着した関係を構築するよう努めます。
- エ 地域の良い景観形成が自らの企業価値を高めるという視点を持ちながら、人材・資金・ノウハウなどの資源を生かし、企業活動を通じて景観づくりの推進に寄与するよう努めます。

ウ 行政の役割

- ア 行政は、市民、*事業者の多様なニーズを踏まえながら、選択と集中や効率的な施策展開などに留意して、計画的な景観づくりを進めます。
- イ 連携・協働による景観づくりを推進するため、各主体が十分に力を発揮することができる環境づくりに努めるとともに、市役所内の連携強化に取り組みます。
- ウ 良い景観形成に向けた課題に適切に対応するため、関係者間の連携・協働を促すとともに、必要に応じて国や県などの関係機関に協力を求めます。
- エ 連携・協働による景観づくりに関する職員一人一人の意識の向上を図ります。

(2) 総合的な施策展開の推進

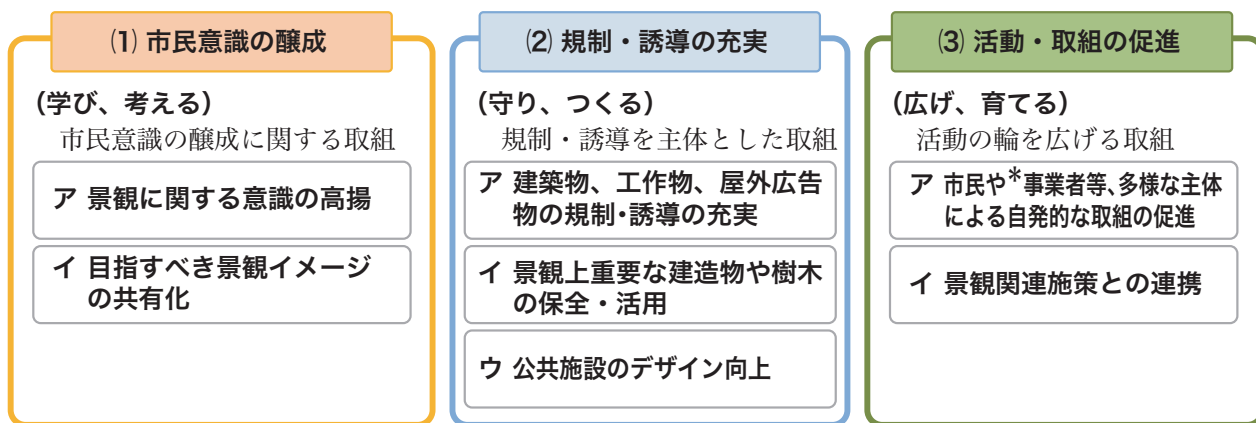
市民、*事業者、行政の役割分担と連携・協働に基づき、景観形成の理念や基本方針を踏まえて、様々な施策を総合的、継続的に施策展開することで、豊かで多様な景観特性が融合した広島らしい個性ある景観を形成します。

総合的な施策展開に当たっては、「市民意識の醸成」「規制・誘導の充実」「活動・取組の促進」という三つのテーマ別に、体系化して施策を実施するとともに、景観法に基づく施策や本市独自の施策など、効果的で効率的な施策の組合せにより良好な景観形成に向けた実効性を高めます。

景観の質をより高めていくために必要なその他の施策についても、検討の上実施していきます。

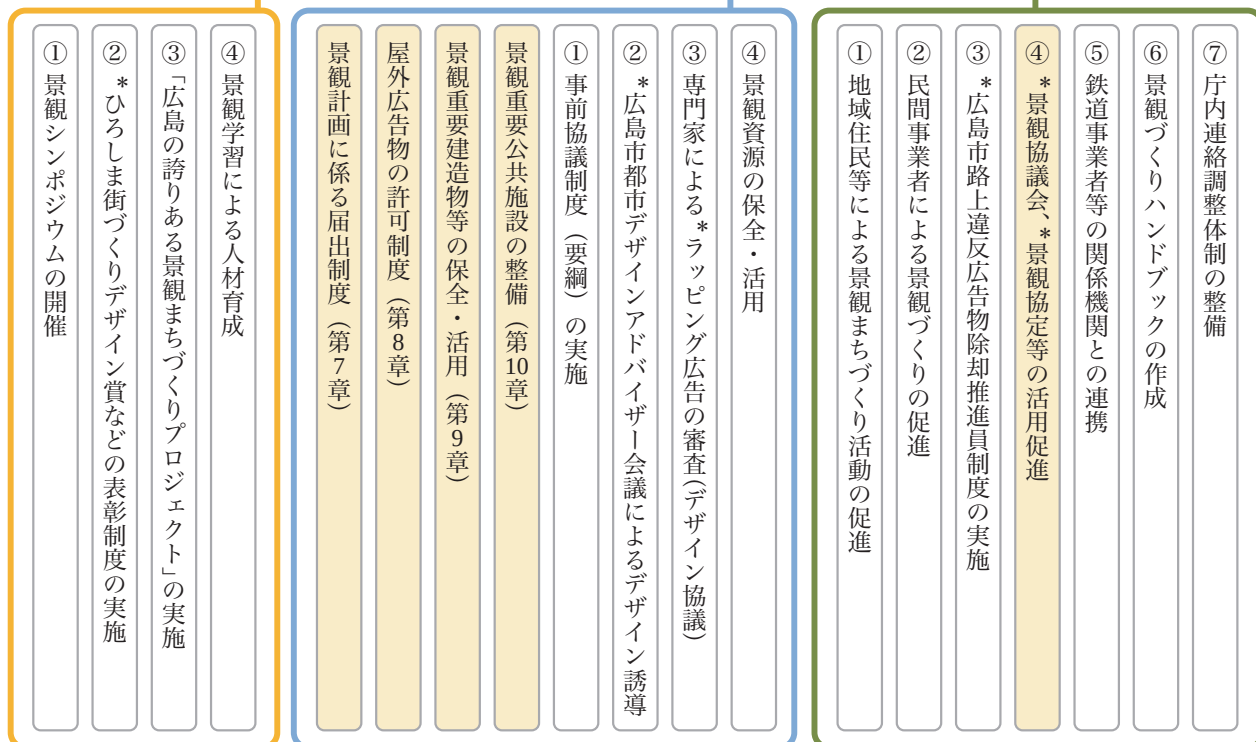
2 推進方策の体系

【施策展開の方向性】



【主要な推進施策】

景観法に基づく推進施策



(1) 市民意識の醸成 (学び、考える)

① 景観シンポジウムの開催

まちづくりに関する価値観が多様化する中、良好な景観の形成に向けた意識や方向性の共有化を図るため、その時世を捉えたテーマを設定した景観に関するシンポジウムを継続的に開催します。

② *ひろしま街づくりデザイン賞などの表彰制度の実施

魅力ある街づくりに対する市民意識の高揚を図るため、自然や街並みへの配慮がなされ、良好な景観の形成に貢献すると認められる物件又は行為を表彰します。

③ 「広島の誇りある景観まちづくりプロジェクト」の実施

このまちに生まれ、育ち、生活してきた市民の心に残る心象風景として、地域の景観の価値を再認識するとともに、わがまちに誇りをもってもらえるよう、また、これまで大切にしてきた景観や今後も守り育てていく景観について、その意義の共有化を図る仕組みについて検討し、必要な施策を継続的に展開します。

- ・市民の皆さんから、愛する広島の景観を募集し、これを後世に残し伝えるための写真集の作成
- ・広島の魅力ある多様な景観を共有するため、自動車や鉄道車両などから「見る人の心に響く*シークエンス景観(動的景観)」や「夜のまちを彩る夜間景観」などの情報発信
- ・市内の景観上重要な視点場に説明銘板を設置し、その周辺景観を整えることなどによる「美しい都市景観を見せる場」の整備 など

④ 景観学習による人材育成

(市政出前講座の活用)

市政出前講座等を積極的に活用し、景観への取組に対する市民や*事業者の理解を深めます。

(景観まちづくり学習の推進)

子どもの頃から、身近なまちの景観を意識づけることで、良好な景観づくりの持続性を高めるため、国土交通省の「学校における景観まちづくり学習の手引き」等を活用した景観学習の実施について検討します。

(2) 規制・誘導の充実 (守り、つくる)

(景観計画に係る届出制度、景観重要公共施設の整備などについては、第7～10章参照)

① 事前協議制度(要綱)の実施

景観計画に基づく届出制度だけでは、これまで本市が要綱に基づき30年以上1万件を超える実績を積み上げてきた対話型の協議ができないため、その場所にふさわしい建築物等の形態意匠等について、景観計画に基づく届出に先立って建築主等と協議する仕組みを設けます。

また、協議を円滑に行えるように、建築物等の形態や色彩、夜間照明等の事例などを整理した景観形成ガイドラインを作成します。

② *広島市都市デザインアドバイザー会議によるデザイン誘導

本市が建設する建築物又は土木構造物や、*市街地再開発事業など公的な補助金を投入する建築物のうち特に美観的な配慮を必要とする建築物等のデザインについて、学識経験者等で構成する*広島市都市デザインアドバイザー会議において検討し、広島らしい個性的で魅力のある街づくりに寄与するものとなるよう協議調整を行います。

また景観計画の運用に合わせて、景観上広域的に影響を及ぼす可能性がある民間の大規模建築行為等のデザインについても、当会議の活用を検討します。

③ 専門家による*ラッピング広告の審査(デザイン協議)

路線バス・路面電車の*ラッピング広告は本市の魅力ある景観の構成要素の一つであり、デザインの専門家の協力を得て、*ラッピング広告の特例許可に係るデザイン協議制度を活用し、デザインのレベルアップを図ります。

④ 景観資源の保全・活用

地域の魅力的な景観の形成に寄与していると認められる建築物、樹木、その他(希少な生物が群生する区域や棚田など)の物件を景観条例に基づき景観資源として登録し、市民や*事業者の協力を得て、その保全・活用を図ります。

(3) 活動・取組の促進 (広げ、育てる)

① 地域住民等による景観まちづくり活動の促進

*広島市まちづくり要綱等を活用し、良好な景観の形成を目的としたまちづくり活動に取り組む地域住民等の組織づくりや活動などを促進する仕組みを整備します。

あわせて、市民が身近な景観に愛着と誇りを持ち、住民の発意による景観まちづくりを効果的に行うためのネットワークの強化などの環境づくりとそれを継続していくための仕組みづくりについてモデル地区の設定などを行います。

② 民間事業者による景観づくりの促進

民間広告代理店によるバス停上屋への屋外広告物の表示など、民間事業者による良好な景観の形成に寄与する屋外広告物の表示がシステム化され実績を挙げています。今後は、当該システムにおける景観誘導の更なる充実と合わせて、良好な景観形成に向けた民間事業者によるまちづくり活動の促進方策についても検討していきます。

③ *広島市路上違反広告物除却推進員制度の実施

「はり紙」「立看板」等の違反広告物の除却権限の一部を市民に委任し、ボランティアで違反広告物の除却活動を行うことにより、良好な都市景観と道路交通の安全の維持、向上を目指します。

④ *景観協議会(景観法第15条)・*景観協定(景観法第81条)等の活用促進

広島駅周辺などにおける*市街地再開発事業や路面電車の乗り入れを含めた駅前広場の再整備など、一定エリアにおいて複数の異なる事業が進められる場合の景観コントロールや、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、*景観協議会や*景観協定、*建築協定等の制度の活用を促進します。

⑤ 鉄道事業者等の関係機関との連携

良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、国・県・近隣市町・有料道路事業や鉄道事業等の公益事業者等と連携し本計画に盛り込んだ各種取組の円滑な推進を図ります。

- ・良好な景観の形成に向けた取組を円滑に推進していくため、国・県・近隣市町・有料道路事業や鉄道事業等の公益事業者等との連携体制の強化を図ります。
- ・景観計画区域における良好な景観の形成を図るため、必要があると認められるときは、景観法の規定に基づき、国・県などの関係機関や関係団体等で構成する*景観協議会を設置します。また、良好な景観の形成に向けた調査研究や調整が必要な場合には、連絡調整会議を設置し、相互の連携の強化を図ります。

⑥ 景観まちづくりハンドブックの作成

住民主体の景観まちづくりや、*事業者による取組事例、これら市民、*事業者と行政の連携・協働方策などをわかりやすく示した「景観まちづくりハンドブック」を作成し、*自助、共助、公助の役割分担の下、連携・協働して良好な景観づくりを進めます。

⑦ 市内連絡調整体制の整備

景観に係る市内連絡調整体制を整え、魅力ある景観形成と密接に関連する施策との連携を図り、総合的で効果的な施策を展開します。

- ・「*おもてなしの観光」重点地区における施設の特性や外観に配慮したプランター設置や地域における花壇づくり、ボランティア清掃によるごみのないまちづくりなど、良好な景観の形成に寄与する「*ごみ・花・自転車」「*おもてなしの観光」に関する取組
- ・ボランティアガイドやまちの魅力発見事業など、*区の魅力と活力向上推進事業
- ・*「水の都ひろしま」推進計画に掲げられた「水辺のオープンカフェ」「水辺のコンサート」などの取組等との連携や一体的な展開

資料編

1 用語の解説(五十音順)

【 ア 】

あおかきやま
青垣山

垣のようにめぐっている緑の山。本市においては、デルタ市街地などを取り囲む周辺の山々を形容する言葉として使用している。

アストラムライン

広島市の*都心に位置する本通駅を起点に、西部の丘陵地に位置する広域公園駅までの総延長18.4キロメートルの新交通システムで、平成6年8月開業。総延長のうち、*都心から1.9キロメートルは地下式となっている。シンボルカラーは「平和、寛大、理想」という意味を持つクロムイエロー(山吹色)。各駅はそれぞれ七つのレインボーカラーのうち1色を駅カラーとして用い、独自性を演出している。

おもてなしの観光

広島を訪れた人に「また来てみたい」「住んでみたい」と感じてもらうために、本市が推進している観光施策。その一環として、*交通結節点や多くの観光客が周遊する市内中心部を重点地区に定め、ごみや落書きのない花と緑あふれる美しいまちにするための取組や、川を生かした取組を行うとともに、観光案内機能の充実をはじめとした受入態勢の整備を行っている。

【 カ 】

開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画・形質の変更(宅地造成に伴う道路の新設・廃止・付け替えや切土・盛土など)をいう。

回遊性

まちなかの回りやすさ、巡りやすさ。

ガラス面の広告

建築物の窓等のガラス面に屋内側から掲出する広告物。屋外広告物法によれば、ガラス面の外側に表示する広告物は、屋外広告物に該当し、「広島市屋外広告物条例」の規制対象となるが、屋内側から外に向けて表示するものについてはこの規制を受けない。ガラス面への屋内側から公衆に向けて表示する広告物に対し規制を行うためには、景観計画において建築物の基準にその基準を盛り込むなどの対応が求められる。

雁木

河岸から川に降りる階段状の船着き場。潮の干満に関係なく乗り降り、荷の積み降ろしができる。太田川の川辺には舟運が盛んだった江戸時代頃から数多くの雁木が造られ、近年の高潮対策事業に合わせて新たに造られたものも含め、広島デルタには現在でも約400の雁木が存在する。

旧日本銀行広島支店

昭和11年竣工、地上3階、地下1階の鉄筋コンクリート造の建物。延べ床面積3,214平方メートル。原爆の爆心地からわずか380メートルという近距離で被爆しながらも、その堅牢性から建設当時の姿を現在もほぼ残している。平成4年3月、基町に同支店が移転するまで利用された。平成12年7月、広島市の重要有形文化財に指定され一般公開されている。

供木運動

昭和20年8月の原爆被害からの復興において、「広島のを永遠の緑でおおわれた平和郷に」という呼びかけで、本市が広島県内の市町村に供木を募った運動。昭和32年から昭和33年の2か年で約6千本の苗木が寄せられ、平和大通りの緑地帯などに植樹された。

橋りょう

道路、鉄道、水路などの輸送路において、輸送の障害となる河川、他の道路や鉄道などの上方に、これらを横断するために建設される構造物。市街地において、効率的な土地利用の観点から、道路上あるいは河川上の空間に連続して建設される高架橋を含む。

区の魅力と活力向上推進事業

住民と協働して企画力を発揮し、地域の魅力や活力の向上に資する住民の主体的かつ継続的な活動を、行政が効果的に支援することで、地域特性を生かした個性豊かで魅力と活力のあるまちづくりを目指し、区役所が平成24年より実施している事業。

クラスター状

“クラスター(cluster)”とは、英語でブドウなどの果実や花の“房”を意味する。幹線道路の周囲に住宅団地や工業団地などが房状に開発され、連携して集合体となった状態を示す。

景観協議会

景観法第15条の規定に基づき、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行う組織。その構成は、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、住民その他良好な景観の促進のための活動を行うもの等の様々な立場の関係者によるもの。

景観協定

景観法第81条の規定に基づき、計画区域内の一団の土地について良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項について締結する協定。

景観計画

景観法第8条の規定に基づき、計画区域における良好な景観の形成に関する方針や、建築物等の形態意匠の制限・高さの最高限度など良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を盛り込む計画。建築物等の新築、増築などに当たっては届出が必要であり、当該届出に係る行為が行為の制限に適合しないときは、勧告などを行うことができる。

景観条例

良好な都市景観を形成することなどを目的とする条例で、本市では、平成18年3月に制定。同年4月から施行。景観法に基づく景観計画の策定手続、景観資源の登録、景観審議会の設置などについて規定している。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進することを目的とする景観に関する総合的な法律。平成16年6月制定、平成16年12月施行。

建築協定

建築基準法第69条の規定に基づき、住宅地の環境や商店街の利便の維持・増進を図ることなどを目的として、一定区域内の土地の所有者等が、建築物の敷地や位置、用途、形態などの基準について協定を締結する制度。

原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱

世界遺産原爆ドームの*バッファゾーンを対象エリアとして、建築物や屋外広告物等のデザインの適正な景観誘導を図るため建築確認等に先立って本市と事業主等が景観協議を行うための手続を定めたもの。平成7年に制定。平成18年に改正し建築物等の高さ基準を追加。平成27年に策定した「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」の施行に伴い廃止。

交通結節点

異なる交通手段等を相互に連絡する乗り換え・乗継施設のこと。具体的には、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場などが挙げられる。

高度地区

都市計画法第8条の規定に基づき、市街地環境の維持等を図るために、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。

ごみ・花・自転車

平成24年度から取り組んでいる本市の重点施策のうち、次に掲げる三つを総称する言葉。

「ごみのないまちづくり」

広島を訪れる人が「また来てみたい」「住んでみたい」と感じるような、清潔でごみのないまちを目指した取組。

「花と緑と音楽の広島づくり」

市民や*事業者などとの連携・協働による花と緑と音楽あふれる美しいまちの実現に向けた取組。

「自転車都市づくり」

通勤や通学、買物、観光などさまざまな場面で自転車が活用されるまちを目指した取組。

【 サ 】

西国街道

江戸時代の山陽道(京都～下関)の呼び名。

シーケンス景観(動的景観)

自動車や鉄道車両などの乗り物での移動や、人が歩きながら見る眺めなどのように、視点の移動に伴い継起的に変化する景観。

市街化区域

都市計画法第7条の規定に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。既に市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域より構成される。本市においては約160平方キロメートル(令和2年4月1日現在、市域面積の約18%)が指定されている。

市街地再開発事業

都市計画法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業の一種。都市再開発法第2条の2に基づき、低層の木造建築物が密集するなど生活環境が悪化し災害の危険性もある市街地において、細分化された土地を統合し、不燃化・中高層化した共同建築物(再開発ビル)を建築するとともに、道路、公園などの公共施設やオープンスペースを整備し、安全で快適な都市環境を創造する事業。

事業者

地域団体、NPO、企業、大学、商店街、社会企業家など社会的な目的をもって活動する多様な主体を指す言葉。

自助、共助、公助

住民と地域社会、行政の役割分担を指す言葉。「自助」とは、自分の責任で自身が行うこと。「共助」とは、自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、近隣や地域が協力して行うこと。「公助」とは、個人や地域など、民間の力では解決できないことについて、公共(公的機関)が行うこと。

視対象

特定の場所から眺められる環境とその構成要素のこと。

視点場

環境を眺める人が立つ位置やその周囲の空間・状況のこと。

自由通路

既存の停車場内で鉄道と交差し、専ら歩行者、自転車の交通の用に供する道路又は通路等をいう。

集約型都市構造

市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能などを集積させる都市構造。

集落地

田園地域等で一定の建築物が連たんし、一体的なコミュニティを形成している地域。

縮景園周辺建築物等美観形成要綱

国指定の名勝であり、かつ、本市の重要な観光資源である縮景園周辺を対象エリアとして、建築物や屋外広告物等のデザインの適正な景観誘導を図るため、建築確認等に先立って本市と事業主等が景観協議を行うための手続を定めたもの。平成19年に制定。平成27年に策定した「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」の施行に伴い廃止。

準用工作物

建築基準法第88条(工作物への準用)に規定する、同法第6条の建築確認を要する工作物。建築物ではないが、建築物に準じる扱いを受けるためにこう呼ばれる。

スカイライン

山や建築物等が空を区切ってつくる輪郭線。

西風新都アーバンデザイン推進要綱

西風新都の優れた都市景観を作り上げるために、景観上大きな影響を及ぼすと思われる一定規模以上の宅地開発や建築物の建築を行う場合などにおいて、造成計画、形態意匠などに関し本市と事業主が景観協議を行うための手続を定めたもの。西風新都エリアを対象として平成7年に制定。平成27年に策定した「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」の施行に伴い廃止。

【 タ 】

地区計画制度

都市計画法第12条の5の規定に基づき、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合った土地利用など、きめ細かい規制を行う制度。指定された用途地域の規制を強化、緩和することができる。

都市機能

都市における経済活動や教育、文化、福祉、居住などを支える質の高いサービスを提供する機能。

都市基盤

道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園など、都市活動の基盤(インフラ)となる公共施設のこと。

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律

都市の健全な環境の維持・向上に寄与することを目的として、樹木や樹林の保存に関する必要な事項を定めた法律。昭和37年5月制定、施行。

都市美協議制度

良好な景観を形成していくため、広島市全域を対象エリアとして、一定規模以上の建築物について、形態意匠、緑化、広告物などに関し本市と事業主が景観協議を行う制度で、昭和55年から実施。平成27年に策定した「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」の施行に伴い廃止。

都市ブランド

都市に対する市民、*事業者、来訪者などからの評価であり、都市が有する無形資産の一つである、まち全体の魅力の度合い。

都心

都市の中心部。本計画においては、交通などの利便性に優れ、多くの人々が集う本市の中心であると同時に、多様な*都市機能の集積により広島広域都市圏の中心としての役割を果たす地区を意味している。都心の範囲は、おおむね東は広島市民球場を含む広島駅周辺地区や段原・皆実地区、北は城北路、西は天満川左岸、南は広島大学本部跡地を含む国道2号で囲まれたエリア。

土地区画整理事業

市街地開発事業の一種。土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更に関する事業。

【 ハ 】

バッファゾーン

緩衝地帯を意味し、本計画では、世界遺産である原爆ドームの周囲の良好な環境を確保するため、平和記念公園及びその周辺の区域を対象に設定した緩衝地帯を指す。本市においては、このバッファゾーンを対象区域として、景観計画及び景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱により景観形成のための基準を設けている。

広島港色彩計画

広島港の景観づくりを進めるため、広島港の共通色や14地区のエリアカラーを設定し、平成16年に策定した計画。一定の要件に該当する建築物等については、当計画に基づき広島県等との協議が必要。

広島市基本構想

広島市基本構想は、地方自治法に基づき、広島市の将来の都市像及びそれを実現するための施策の構想について定めたもので、現行のものは令和2年7月に策定された。

広島市都市デザインアドバイザー会議

広島らしい個性的で魅力のある街づくりに寄与することを目的に、本市が建設する建築物や土木構造物等のうち、特に美観的な配慮を必要とする施設のデザインについて協議調整するために設置する、学識経験者や色彩の専門家などの有識者により構成する組織。昭和55年に前身となる「広島市建築物デザイン審査会」を設置し、平成14年に「広島市公共建築デザイン検討会」に改称、平成24年に現名称に改称した。

広島市まちづくり要綱

市民主体のまちづくりを促進するため、まちづくり活動に対する支援の内容等の必要な事項を定めた要綱。昭和59年4月に制定。

広島平和記念都市建設計画

* 広島平和記念都市建設法の公布・施行後に、それまでの広島復興都市計画(昭和21年及び24年策定)に置き換わる新たな都市づくりの計画として昭和27年3月に決定した都市計画。

広島平和記念都市建設法

広島市を、恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として建設することを目的に、昭和24年8月6日に公布・施行された法律。

ひろしま街づくりデザイン賞

魅力あるまちづくりに対する市民意識の高揚等を図るため、良好な景観の形成に貢献すると認められる優れた建築物や緑化、街並み形成などを表彰する制度。平成6年度に創設し、これまで174件の物件などを表彰。

広島市路上違反広告物除却推進員制度

市民ボランティアを本市の路上違反広告物除却推進員に任命し、道路上のはり紙や立看板等の違反広告物の除却を推進する制度。平成15年7月に制定し、10月から活動を開始。

二葉の里歴史の散歩道

広島東照宮や國前寺など二葉の里周辺に多く立地する神社・仏閣を中心として、東区牛田新町からJR矢賀駅までの間に点在する歴史的な資源を結ぶ散歩道。地元まちづくり団体によるボランティアガイドなどが実施されている。

平和大通り沿道建築物等美観形成要綱

広島の顔である平和大通り沿道を対象エリアとして、建築物や屋外広告物等のデザインの適正な景観誘導を図るため建築確認等に先立って本市と事業主等が景観協議を行うための手続を定めたもの。昭和58年に制定。平成27年に策定した「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」の施行に伴い廃止。

ペDESTリアンデッキ

歩行者の安全性や快適性、速達性を確保するため、自動車の走行面と立体的に分離された歩行者専用の通路や広場。駅前広場をまたいで駅と建物をつないだり、建物同士を2階レベルで結んだりするのに用いられる。

【 マ 】

水の都ひろしま

市街地を流れる6本の川と瀬戸内海を都市づくりの重要な資源と捉え、整備された水辺や河岸緑地などにおける様々な活動を促進するため、平成15年に官民協働で制定した構想で、質の高い水辺空間や魅力的な水都文化の形成を目指すもの。

「水の都ひろしま」推進計画

「*水の都ひろしま」を実現することを目的に、市民や企業の連携・協働のもと、様々な取組を計画的に、また効果的に進めるための実施計画。市民、経済・観光関係者、行政(国・県・市)で構成する「水の都ひろしま推進協議会」が平成15年1月に策定し、その後数年ごとに改訂している。

みなとオアシス広島

「みなとオアシス」とは、古くから地域の拠点として栄えてきた「みなと」を、現代の地域の魅力づくりに活かすことを目的に、国土交通省が平成15年に創設した制度。広島港では、平成24年11月に宇品内港地区、宇品中央地区、元宇品地区及び吉島地区を包括する地域が「みなとオアシス広島」として認定された。

【 ヤ 】

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように施設、製品、環境などをデザインすること。

【 ラ 】

ラッピング広告

対象物を包み込む(ラッピング)手法により広告を表現する方法。本市では、平成15年から社会実験を開始し、市民から概ね好意的に見られていたことから、平成17年度から景観への配慮やデザイン性を審査した上で、ラッピングバス・電車の屋外広告物条例上の許可を行っている。

リバーフロント建築物等美観形成協議制度

「*水の都ひろしま」を特徴づけるリバーフロントをより美しく、快適に、魅力あるものにするため、建築確認等に先立って本市と事業主が平成元年から実施している景観協議。デルタ市街地の主要河川及び港湾沿いの地区における一定規模以上の建築物等について、形態意匠、緑化、広告物などに関する協議を行っている。平成27年に策定した「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」の施行に伴い廃止。

2 景観審議会委員名簿

区 分	職 業 ・ 役 職	ふりがな 氏 名
学識経験者	広島大学 名誉教授〔建築〕	すぎもと としまさ 杉本 俊多 (会長)
	広島工業大学 名誉教授〔都市計画〕	もりやす ひろし 森保 洋之 (副会長)
	広島大学 名誉教授〔土木〕	ふじ い かつし 藤井 堅
	広島修道大学 国際コミュニティ学部 地域行政学科 教授〔環境〕	み うら ひろゆき 三浦 浩之
	広島市立大学 芸術学部 デザイン工芸学科 教授〔都市景観〕	よし だ ゆきひろ 吉田 幸弘
	福山市立大学 都市経営学部 都市経営学科 教授〔都市経営〕	わたなべ かずなり 渡邊 一成
	ポップラ・ペアレンツ・クラブ理事〔まちづくり〕	まさもと だい 正本 大
	カラストアジオ「IRIS」代表取締役〔色彩〕	こ だま のり こ 児玉 紀子
	広島大学 法学部 教授〔行政法〕	おりはし ようすけ 折橋 洋介
各種団体の 関係者	(公社)広島県 建築士会 会員〔建築士〕	たか た ゆ み 高田 由美
	広島広告美術協同組合 理事長〔広告業〕	うち だ けん じ 内田 賢司
	広島県 屋外広告士会 会長〔屋外広告士〕	はま だ ゆき お 濱田 行雄
市民委員		しげとう よしひさ 重藤 吉久
		こすげ か よ こ 小菅 加代子

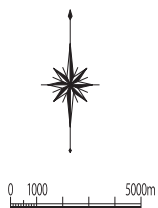
(令和3年 月現在：敬称略)

3 これまでの景観形成の取組

西暦 (和暦)	都市美及び都市デザイン に関する計画等	景 観 協 議	公共施設デザイン検討	そ の 他
				優秀建築物表彰要綱制定 (S53(1978)) 優秀緑化施設表彰要綱制定 (S53(1978)) 広島市屋外広告物条例制定 (S54(1979)) 広島市屋外広告物審議会設 置(S54(1979))
1980 (S55)	広島市都市美計画 策定(S56(1981)) (都市美スケッチ)	都市美協議制度試行 (S55(1980)) 平和大通り美観協議制度 試行(S56(1981)) 平和大通り沿道建築物等 美観形成要綱制定 (S58(1983)) 「都市美協議制度」を各区 役所にて本格実施 (S59(1984))	広島市建築物デザイン審 査会設置(S55(1980)) 広島市公共建築デザイ ン検討会に名称変更 (H14(2002)) 広島市都市デザインア ドバイザー会議に名称 変更(H23(2011))	
1985 (S60)	広島市総合サイン 計画策定 (S62(1987))	リバーフロント建築物等 美観形成協議制度制定 (H元(1989))		冊子「広島ー都市美づくり この10年 風景の創造へ」 発行(市政100周年記念)(H 元(1989)) 写真集「写そう残そう私の 広島」発行(市政100周年記 念)(H元(1989))
1990 (H2)			道路景観づくりの手引策 定(H2(1990))	水の都整備構想策定 (H2(1990)) ひろしま街づくりデザイン 賞創設(H6(1994)) 水の都モデル整備計画策定 (H6(1994))
1995 (H7)		西風新都アーバンデザイ ン推進要綱制定 (H7(1995)) 原爆ドーム及び平和記念 公園周辺建築物等美観形 成要綱制定(H7(1995))	ひろしま2045ピース & クリエイト制度創設(H7 (1995)) 〔ひろしま2045：平和と 創造のまちに名称変更 (H13(2001))〕	冊子「都市広島1945-1995 &Futureー都市デザイン50 年の軌跡と新たな風景づく り」の発行(被爆50周年記念) (H8(1996)) 写真集「写そう残そう私の 広島1995」発行(被爆50周 年記念)(H8(1996))

西暦 (和暦)	都市美及び都市デザイン に関する計画等	景 観 協 議	公共施設 デザイン検討	そ の 他
2000 (H12)	広島市の魅力ある風景 づくりに関する基本的 な方針策定(H14(2002)) 広島市の魅力ある風景 づくり基本計画策定 (H16(2004))			「水の都ひろしま」構想策定 (H15(2003)) 広島市路上違反広告物除却 推進員制度(H15(2003))
2005 (H17)	広島市景観条例制定 (H18(2006)) 広島市景観形成基本計 画策定(H20(2008))	原爆ドーム及び平和記念 公園周辺建築物等美観形 成要綱改正(H18(2006)) 縮景園周辺建築物等美観 形成要綱制定 (H19(2007))		専門家によるラッピング広 告の審査(デザイン協議)開 始(H17(2005)) 広島市景観審議会設置 (H18(2006)～) 写真集「広島 時を経て今」 発行(被爆60周年記念) (H19(2007))
2010 (H22)	広島市景観計画策定 (H26(2014))	景観法に基づく届出等に 係る事前協議制度に関す る取扱要綱制定 (H26(2014))		アジア都市景観賞受賞 (H23(2011))
2015 (H27)	屋外広告物条例改正 (H27(2015)) 原爆ドーム及び平和記 念公園周辺の眺望景観 のあり方～南北軸線上 の眺望景観を中心とし て～策定(H31(2019))			写真集「写そう残そう私の 広島2015」(被爆70周年記 念)
2020 (R2)	原爆ドーム及び平和記 念公園周辺の眺望景観 における南北軸線上の 眺望景観の目指すべ き姿を実現するための 具体的方策策定(R2 (2020)) 広島市景観計画一部改 定(R3(2021))			

広島市景観計画 計画図



景観計画 計画図 凡例

	景観計画区域
---	--------

広島市景観計画 写真等著作権リスト

章	頁	写真等名称	著作権
第 2 章	P5	広島市の地形（航空写真）	株式会社パスコ
第 2 章	P12	平和記念公園計画図（昭和 24 年）	広島市公文書館
第 2 章	P24	バス停留所上屋への屋外広告物掲出	エムシードゥコー株式会社 一部（ポスター部分）：葛西 薫 ヒロシマ・アピールズ 2013 「夏の陽のまぶしさ」
第 7 章	P182	可部の街並み	一級建築士事務所 株式会社加納設計 代表取締役 加納 明男
第 7 章	P186	里山あーと村 「里山あーと村」でのジャズライブ	里山あーと村運営協議会事務局
第 10 章	P195	計画的な緑化によるシンボリックな 道路空間の整備イメージ	広島駅新幹線口 エリアマネジメント 推進調整会議 「二葉の里地区まちづくりガイド ライン」のイメージパース及び 断面図を基に加工
		計画的な緑化によるシンボリックな 道路空間の整備イメージ（断面図）	

上記以外の図版写真等の著作権は広島市に属します。

名 称	広島市景観計画
登録番号	広 K2-2014-385
主管課所在地	広島市都市整備局都市計画課 〒 730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 TEL 082-504-2277
発行年月	平成 26 年（2014 年） 7 月 平成 31 年（2019 年） 3 月増刷 令和 3 年（2021 年） 月一部改定
印刷会社	株式会社 中本本店



広島市景観計画

広島市 都市整備局 都市計画課 ☎ 082 -504 -2277
〒730 -8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
登録番号 広 K2 -2014 -385
平成 31 年（2019 年） 3 月増刷
令和 3 年（2021 年） 月一部改定

景観計画重点地区及び一般区域等の詳細は
広島市ホームページの「ひろしま地図ナビ」で確認できます。

ひろしま地図ナビ

検索